

統計資料シリーズ：No.11

明治前期日本経済統計解題書誌

—— 富国強兵篇(上の3) ——

細 谷 新 治

1978年7月

一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

統計資料シリーズ：No.11

明治前期日本経済統計解題書誌

—— 富国強兵篇(上の3) ——

細 谷 新 治

1978年7月

一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文献センターは、1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は、1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い、統計原データを一定の基準において連続する系列として整理採録し、またこれらのデータを加工して経済分析上有用な統計量を推計し、さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を発揮し、すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げることが目標としている。

このようなセンターの活動にともなって、統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが、それらの成果を発表し、広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には、その対象によっては、きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし、また比較的短期間にそれを完了することのできるものもあり、作業成果は必ずしも定期的に見えるわけではない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、センターの活動の進展にともない、成果のまとまった段階で随時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長

石 川 滋

は し が き

「明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇」は、昭和49年に第1冊の「下」を刊行してから4年を経て、本「上の3」の刊行をもって一応全4冊で完了することができた。

明治前期の統計資料の総合的研究は、学界でも未開拓の分野であって調査方法も確立していない。そのため作業は全く手探りで進められなければならない、できあがった本書が多くの欠陥をもつことは否定できない。

まず本書の各冊に収録した統計書については、作業の進行の関係で当初の予定を止むをえず変更したものがあつた。その結果、体系としての統一を欠くこととなつた。さらに総括解題の叙述方法についても各巻によって相当の精粗の差が生じた。その原因のひとつは、参照すべき資料の多少にもとづくものであるが、より大きな理由は、筆者の視点が調査の進行に伴つてそれなりに深められた結果によるものである。ただしその成果は読者の批判にまつほかはない。

以上のような点を考慮に入れると、本書は未だ全く試論の域を出るものではなく、明治前期における統計資料の発掘調査はようやくスタート台についたばかりである。調査の方法、資料の所在、書誌、統計表索引のレイアウト、等について利用者からの御意見、情報の提供をいただければ幸である。

残された今後の課題としては、現在筆者の考えている範囲でつぎのような問題があると思われる。

第1は、本書に収録することのできなかつた未発見資料についてひきつづき追加的調査を続行することである。この未発見資料の調査は、さらに調査対象時期の拡大につながる。

本書は、明治元年から17年までを調査の対象としたが、今後この時期をさらに拡大して、一方は幕末へさかのぼり、他方明治18年以降20年代終りまでの期間の統計資料を調査することがつぎの課題である。

そのほかに未着手の作業としては地方行政末端調査機関の調査がある。本書は、まず中央官省の統計調査および業務統計の調査から開始するという計画であつたために、地方統計資料の調査は対象外としたが、作業の過程で明らかになつたことは、これら中央官省の統計調査および業務統計の関連資料が中央に保存されていないばかりでなく、末端の地方行政機関に所蔵されていた中央官省の資料によって補わなければならないということであつた。今回はその点の追求が甚だ不十分であり、今後の調査にまつところが多い。

第2は、調査テーマの拡大であつて、これはさらに2つに分かれよう。

1 調査の主題の拡大

今回の調査からはずした殖産興業、地租改正、幣制改革、等、明治政府の具体的政策の実施過程で作成された統計資料と、民情把握のために実施された物価調査、労働調査等の結果報告の発掘調査。

2 地方統計書の調査

先に述べたように、地方行政末端機関の統計関連資料の調査は、中央官省の統計資料の調査のため

にも欠くことができないが、ここで問題とするのは地方行政機関によって作成された地方統計書である。明治前期においては、府県統計書と勸業年報の調査が残された最大の課題であろう。

第3は、統計資料調査の方法論の確立である。

本作業の開始の時点で、とりあえず筆者の念頭にあった作業のフレームワークは、小島勝治の「日本統計文化史序説」に展開された方法を継承して、小島が未完に終わった明治統計史の構想の一部分を、統計資料の解題文献目録という形で実現するというものであった。

本書の総括解題および個々の統計資料の解題において、統計数値の吟味に先き立つ統計資料批判のもっとも重要なポイントとして、とくに統計調査の背後にある思想の検討を重視した理由は、筆者のこのような問題意識による。

しかし、本書は筆者の力量不足のため、かならずしも所期の目的を達成したとはいいがたい。

本作業のより以上の拡大深化のためには、小島の統計史方法論の批判的検討をも含めて、統計資料調査の方法論の確立という課題の解決が何よりも重要な前提であろう。

本「上の3」の刊行については、本文献センターの元主任藤野正三郎教授、現センター長倉林義正教授の御配慮をわずらわした。また元主任梅村又次教授と松田芳郎文献センター助教授から種々の貴重な御助言をえた。

資料の所在調査については、総理府統計局図書館、国立公文書館、同内閣文庫、国立国会図書館、東京大学経済学部図書室、法務省図書館、警視庁史料編さん室の諸機関から、資料の閲覧利用に種々の便宜を与えられた。

なお、本「上の3」の編集は、本文献センターの開発部門の作業として行なわれたが、完成にいたるまでには事務部門の方々の多くの協力をえた。とりわけ高橋益代事務官には資料の収集をはじめ、調査の細部にわたって協力をえた。本書の“第8章補論 人口調査としての「警察戸口調査」の制度と信頼性について”は同氏の執筆によるものである。

また、田口照美には統計表の書き上げ、原稿の浄書、校正、索引の作成について協力をえた。

「上の3」の刊行に際して以上の諸機関、諸氏に厚く感謝の意を表したい。

本研究の一部には、昭和51・52年度文部省科学研究費一般研究(A)「経済統計データ・バンクのための情報蓄積に関する共同研究」(課題番号140005; 研究代表者藤野正三郎)の分担研究者としての著者の研究成果がとり入れられている。

1978年7月 細谷新治

明治前期日本經濟統計解題書誌 — 富国強兵篇 (上の3) —

正 誤 表

頁	欄	行	誤	正
ii		17	資計	資料
vi		9	iv	ix
363		下から7	戸口調査仮規則 並に心得	戸口調査仮規則 並心得
364		2	根本史料	根本史料
367	右	下から15	窃切	窃盜
377	左	下から27	50銭以上	50歳以上
380	右	下から22	以上5年刻み	以上迄5年刻み
399	右	13	, 等)	, 等>)
399	右	下から8	生徒試験之法	生徒試験之法
400	左	10	ほぼ同じ	ほぼ同じ
400	左	21	生徒試験	生徒試験
402	左	下から21	緒給料	諸給料
402	右	2	表題	表頭
402	右	7	扶助金付額	扶助金配付額
404	右	9	表例	表側
410	右	下から7	無, 年給)	無>, 年給)
415	右	10	経費	経書
416	右	14	所在地	所在地
419	左	16	等>等>	等>等)
419	左	24	(下等	<下等
420	右	下から13	学科	学科
429		下から4	のっとたつた	のっとった
463	左	15	217	216
463	左	16	217	216
464	左	下から8	島根県史料	島根県史
464	右	2	府県税及賦金取 立併遺払高	府県税及賦金取 立併遺払高

頁	欄	行	誤	正
469	左	下から6	344	*342
470	左	19	398	*398
475	右	下から12	*311	*311, 314
478	左	下から2	201	201
481	右	10	179, 183, 184	179, 184
481	右	下から14	— — —	— — — 地質課
			地質課…… 184	……… 186
481	右	下から13	— — —	— — — 観測課
			観測課	
481	右	下から12	— — —	— — — 計算課
			計算課	
481	右	下から11	— — —	— — —
			— 簿記部	簿記部
481	右	下から10	— — —	— — —
			— 検算部	検算部
481	右	下から9	— — —	— — —
			— 雑務部	雑務部
482	右	11	医事部	医事課
482	右	下から5	184	186
483	右	下から11	68, 273	68, 190, 273
485	右	下から8	同正院内史歴史 課	内閣臨時修史局 課
486	左	16	同省警視局東京 警視本署製表掛	同省警視局東京 警視本署書記課 製表掛
489	左	14	204, 207, 208	204, 208
489	左	15	203, 208	203, 207, 208

目 次

上の 1

はしがき	i
凡例	vii
序 章 本書の主題と調査手法について	1
1 本書の調査目的	1
2 調査対象	1
3 解題の構成	9
4 調査の手法	9
第 1 章 中央統治機構の確立過程	17
1 中央政府機構の確立過程	17
1) 中央政府機構の創出	17
2) 中央政府機構の確立	18
2 地方統治機構の創出と統計調査機構	20
1) 大区小区制と統計調査機構	20
2) 地方三新法体制と統計調査機構	23
第 2 章 中枢諸官省の成立と統計調査機構の整備過程	30
1 大蔵省の成立と統計調査機構の整備過程	30
1) 大蔵省の成立	30
2) 統計調査機構の基礎条件の整備過程	32
a) 幣制の統一	32
b) 財政制度の統一	34
c) 税制の近代化	36
2 内務省の成立と殖産興業統計調査機構の整備過程	38
1) 内務省の成立	38
2) 内務省の統計調査機構の整備過程	39
a) 「農事通信仮規則」	39
b) 本省統計行政の一元化	40
3 農商務省の成立と農業統計調査機構の整備過程	41
1) 農商務省の成立	41
2) 農商務省における農業統計調査機構の整備過程	41
a) 「農商務通信規則」	42

b) 本省統計機構の一元化	45
第3章 中央統計機構の確立過程	52
1 大蔵省統計寮の成立	52
2 太政官政表課の成立過程	60
3 中央統計行政の一元化をめぐる権限争い	66
4 太政官統計院の成立過程	69
第4章 太政官国勢総括統計解題	87
1 辛未政表	87
2 壬申政表	88
3 日本政表	93
4 統計要覧	126
5 帝国統計年鑑	130
第5章 各省国勢総括統計解題	167
1 大東秘鑑	167
2 国勢要覧	169
3 統計表	171

上の2

はしがき

凡例

第6章 地誌・行財政全国総括統計総説	175
1 地方行財政のための府県総括統計書の種類	175
2 中央政府の修史事業の成立過程とその経緯	176
3 内務省地理局の成立とその事業	179
第7章 地誌・行財政全国総括統計解題	192
1 藩制一覧表	192
2 府県史料	194
3 皇国地誌	200
4 地理局年報	210
5 地理局要	217

6	地誌撮要	218
7	地方要覧	220
8	国勢一斑	226
9	使府藩県概表	230
10	府県一覽	232
11	各府県明細書	233
12	日本府県民費表	234
13	明治六年国郡高反別調	240
14	大蔵卿年報書	241
第8章 戸籍・人口全国総括統計総説		260
1	明治前期人口統計資料の種類	260
1)	人口統計の種類	260
2)	全国人口静態統計資料	260
3)	全国人口動態統計資料	262
4)	地方人口統計資料	262
2	人口統計資料としての壬申戸籍	265
1)	明治4年「戸籍法」の成立	265
2)	「4年戸籍法」の歴史的 성격	266
3)	壬申戸籍による人口把握の構造	269
4)	戸籍行政機構の変遷	273
3	人口動態統計資料としての衛生統計	276
1)	衛生行政の誕生	276
2)	衛生行政の近代化過程と明治19年の転換	278
3)	衛生統計調査機構の整備過程	281
第9章 戸籍・人口全国総括統計解題		299
1	日本全国戸籍表	299
2	戸籍局年報	311
3	全国人口耕地比較図表	317
4	明治十五年棄児増減現員表	317
5	戸口概表	317
6	各府県戸長役場町村戸口表	318

7	都府名邑戸口表	319
8	日本全国戸口総計表	321
9	全国男女年齢職業区別	322
10	衛生局年報	324
11	都市生死婚姻統計表	339
12	甲斐国現在人別調	342

上の3

はしがき	i
凡例	iv
第10章 警察全国総括統計総説	351
1 警察行政の整備過程	351
1) 中央警察行政機構の確立過程	351
2) 地方警察組織の変遷	355
2 警察統計調査機構の整備過程	357
3 戸口調査について	360
第11章 警察全国総括統計解題	366
1 警察年報	366
2 警視庁一覧概表	376
第12章 教育全国総括統計総説	384
1 近代教育制度の整備過程	384
1) 「学制」の成立から明治13年改正「教育令」まで	384
2) 13年改正「教育令」から「教育勅語」体制まで	390
2 文部省統計調査機構の変遷	391
第13章 教育全国総括統計解題	397
1 文部省年報	397
補論	427
1 「本書 上の2」第8章補論 人口調査としての「警察戸口調査」の 制度と信頼性について	427
1) 問題の設定	427

2) 警察戸口調査の沿革	428
3) 現住人口データとしての戸口調査	429
2 「本書 下巻」第4章の補遺	438
付録	441
参考文献目録	443
索引	461
1 文献索引	463
2 機関名索引	476
3 人名索引	488

凡 例

この「解題書誌」はつぎのような内容構成をもっている。

収録の範囲

1 調査対象および期間

明治元年より17年迄に刊行された統計資料の刊行状況および所在状況を明らかにしようとしてつとめた。統計資料が17年以前を調査対象年としているときでも、その刊行年が17年以降のばあいは今回の調査からは省いた。

2 所在調査の範囲

所在調査の範囲は、国立公文書館、同 内閣文庫、総理府統計局図書館、国立国会図書館、一橋大学附属図書館、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターに所蔵されている原本（刊本および草稿）に限定した。但し、以上の機関が原本を所蔵していないばあいは、その原本の所蔵機関名をあげた場合もある。

3 統計資料の採録基準

中央官庁の統計調査および業務統計の結果を収録した刊行統計書に重点をおいたが、その未刊行原稿および草稿をも気のついた限り収録するようにつとめた。但し官庁の公文書類の系統的調査は今回は行なわなかった。この分野の調査は従来全く未開拓であって多くの貴重な統計資料が埋れていると思われるが、つぎの機会としたい。中央官庁の各部局で刊行された雑誌は原則として採録しなかった。

本書の構成

1 統計資料解題の構成

1) 統計資料名

2) 個々の統計書の書誌事項記入

3) 所蔵機関名略称

4) 所蔵注記

5) 書誌注記

6) 統計内容注記

調査対象年

内容細目

7) 解題

2 記載の形式

1) 統計資料名

- i 統計資料の記載はつぎの順序によった。
資料番号, 統計資料名, 最初の回次または年次, 最初の編者名～明治17年迄の最終編者名, 最初の刊年～17年以前の最終刊年
- ii 統計資料名が年次によって異なるばあいには通称の資料名をとった。
- iii 回次と調査対象年の両方あるばあいには調査対象年をとった。調査対象年のないばあいには回次をとった。
- iv 編者は最初と最後の編者のみを取り, 途中の変遷は, 個々の統計書名の記載にゆずり省略した。

2) 個々の統計書の書誌事項記入

- i 統計書原本, 草稿, 再製本の配列の順序はつぎのとおりとした。
 - 1 定本刊本 年代順
 - 2 覆刻本 (刊本原書をそのままの形で再製したもの)
 - i 定本
 - ii 抜すい本
 - 3 翻刻本 (原書を定本として再製したもの)
 - i 定本
 - ii 抜すい本
 - iii 翻刻本の覆刻本
 - 4 模刻本 (写本の原書をそのままの形で再製したもの)
 - 5 草稿 (定本の自稿本またはその写本)
 - 6 草稿の一部
 - 7 草稿材料
- ii 個々の統計書の記載の順序はつぎのとおりとした。
書名 編者名 刊年 巻数または冊数 頁または丁数 各巻の内容細目 所蔵機関
- iii 書名について
書名は本文巻頭または目次首にあるものを正式書名とした。両方ない場合は表紙の外題を取り, そこにもないばあいには表題紙にあるものをとった。ま

た目次首、外題、表題紙等に異書名があるばあいは、その書名を書誌注記の欄に記載した。書名の上にある割書、小書、角書や下にある割注等は書名の1部とみなしてそれぞれ1字あけて書名の前後につけた。但し割書は1行に記入した。また年次または回次も書名の1部とみなして書名の前後に記載した。

V 編者名が原書にないが、推定してつけ加えたばあいはそれを〔 〕に入れて記載した。

VI 原書に刊年の記載のないばあいは例言、巻末、等の年次をもって刊年に替え〔例言〕、〔巻末〕等の記載を附した。

3) 所蔵機関名の略称はつぎのようにした。

国立公文書館は(公)、内閣文庫は(内)、総理府統計局図書館は(総)、国立国会図書館は(国)、一橋大学附属図書館は(図)、日本経済統計文献センターは(セ)。「マ」はマイクロ版(ロールまたはフィッシュ)、「覆」は覆刻本の記号である。

4)、5) 注記は所蔵注記、書誌注記の2種類とし、所蔵注記には③、⑤等の記号を使用し、書誌注記には①、②等の記号を使用した。

6) 統計内容注記

i 調査対象年次と内容細目に分けた。

調査対象年次は、年度とあるのは会計年度、年度と記載していないばあいは暦年を意味する。調査対象年が複数のばあいは主たる対象年を記載した。また調査対象年の代りに調査時点があるばあいは、〇〇年月日調というように調査年月日を記載した。

ii 統計書の内容細目については、著者の主観を入れず収録されている統計表はすべて表名および表の内容を記載した。

iv 統計表名は、明治初期のばあい本文の表名と目次の表名とが異なるものが多いが、そのばあいは両者を比較して詳しい方を採用するか、または合成した表名を作成した。また表名のないばあい、あるいは表名に本解題書誌の著者が字句を附加したばあいはその作成または追加した表名の字句を〔 〕に入れて記載した。

V 表名と表名の間は1字空きとし、ひとつの主題の下にいくつかの表がある場合は最初の主題の次に：の記号を使用した。

vi 調査年月日が表名中にあるばあいは表名として扱い、説明の部分にあるばあ

いは統計表名の後に（ ）に入れて記載した。

統計表の記載方式

1. 統計表が表頭、表側の構成をとっていないばあいは表名のつぎに（ ）に入れて統計項目を列記した。
2. 統計表が表頭、表側から構成されているばあいはつぎのとおりに記載した。
 - a) 統計表

免 役 簿 人 員	徴 兵 連 名 簿 人 員	
		明 治 10 年
		明 治 11 年

記載方式

徴兵表
徴兵表（表頭 徴兵連名簿人員，免役簿人員；表側 10～11年）

3. 表頭、表側がさらに細分されているばあいは、第1次細分は〈 〉，第2次細分は≪ ≫，第3次細分は（ ）を使用した。第4次細分以下は省略した。
 - b) 統計表

替為国外 香 パ ロ 横 港 リ ン 浜 銀 貨		
	最 高	1 月
	最 底	
	平 均	

記載方式

明治十七年東京横浜物価

明治17年東京横浜物価（表頭 横浜銀貨，外国為替〈ロンドン，パリ，香港〉；表側 1月〈最高，最低，平均〉）

4. 表頭，表側がつぎのようなばあい，下の記載方式のようにした。

c) 統計表

記載方式

海外留学人員表（表頭 元年～3年；表側 公用・私用・留学＜男，女＞）

三年	二年	元年		
			男	公用
			女	
			男	私用
			女	
			男	留学
			女	

海外留学人員表

d) 統計表

轄直未				轄直				府県	
岩手		長崎		茨城		青森		科目	
計	木	計	木	計	木	計	木	官	木数
								民	火災
								反別	

被害府県別表

記載方式

被害府県別表（表頭 府県：直轄＜青森・茨城＜木，計＞＞，未直轄＜長崎・岩手＜木，計＞＞；表側 火災＜木数＜官，民＞，反別＞）

- 科目名が明らかに分るばあい（地名等）は，科目名は省略した。
- 表頭，表側の項目は原則として最初の2項目のみを記載し，以下は省略した。
- 表頭，表側に明治5，6，7，8……14年等や1反，2反，3反……10反等，連続する数値のあるばあいは5～14年，1～10反，等と～印を使用した。
- 表中の計，小計，合計等は省略した。但し比較，前年比，増減，平均，等は記入した。
- 統計表の表頭，表側が前年統計書の同名の統計表と同じばあいは，同前年同表

と記入した。

10. 表頭、表側の全部又は表頭、表側のみがすぐ前の統計表と同じばあいは9と同じく、同前表と記入した。
11. 年報の場合のように説明文と統計表の混在しているばあいの扱いはつぎのようにした。

説明文のみのばあいは、章節の名称の後に〔記事〕と記入した。また章節が、説明文と関連統計表とから成り立っているばあいは章節名のつぎに、：〔記事〕甲表 乙表…というように記載した。

但し、明治初期の統計資料のばあいは記事のなかに統計数値があるばあいが多いので注意をされたい。

解 題

各統計書には解題を附して統計調査および業務統計の沿革、調査目的、調査対象、調査系列を記述してその統計の特徴や利用上の注意すべき諸点を明らかにした。調査の沿革の項では、さらにその統計書の17年以降の刊行状況および、その統計資料を統計数値の内容において実質的に引きつぐ統計書についても、17年以降の刊行状況を明らかにするようにつとめた。

調査目的の項では、それぞれの調査がどのような問題意識によって企画されたか、またその問題意識がどのような社会的経済的諸条件の下で生れたかを明らかにするようにつとめた。調査対象の項では、調査対象年次、対象地域、対象品目についての概要の把握が可能なるようにつとめた。調査系列の項では調査の実施機関の他、統計資料に収録されている統計数値がどの段階で集計報告されたものにもとづいているかという報告単位（enumeration unit）を明らかにするようにつとめた。但し、統計数値の信頼度については、今回は一部の例外を除いては上記の方法によって間接に調査することに留め、数値そのものの照合による調査は原則として行なわなかった。

根拠法の項では統計調査や業務統計の根拠となった法令を、主として「法令全書」にもとづき、「法令全書」にないばあいは、「法規分類大全」あるいは各省の「布達全書」等によって列記した。この点の調査はなお不充分であり、今後さらに各省の文書や各府県段階の布達全書を調査する必要があると考えられる。

なお、つぎに法令中にある2、3のむずかしい用語の解説をしておこう。

輪廓附：明治6年太政官第393号達に「布告達書刷印発行候分永く遵守すべきもの

は輪廓を附し一時可心得ものは輪廓無之候此旨相達候事」とあり、重要な法令には月日の下に「輪廓附」と記したのである。なお、この方式は16年に廃止された。

預所ある諸藩：旧幕府直隸の土地を預かり，民政税務を託された諸藩
沙：御沙汰

その他

1. 引用文の使用漢字について

明治初年においては難解な字句の使用が多いが、この解題ではつぎの方法をとり、読み易くすることを心掛けた。略字のあるばあいは略字を使用した。カタカナは平仮名に直し、濁点のない助詞には濁点をつけた。ただし、書名に使用されたカタカナは変更しなかった。

2. [] 記号について

[] 印の記号は編者または刊年推定のばあいと、統計表に本解題書誌の著者が字句を追加したばあいの他、表中の難解な字句の説明および注記の際に使用した。

第10章 警察全国総括統計総説

1 警察行政の整備過程

1) 中央警察行政機構の確立過程

本書で警察統計資料の発掘調査を課題のひとつとしてとりあげた当初の理由は、明治期の警察による戸口調査の結果集計表が、静態人口統計の一種である現住人口統計として利用可能であろうという予想によるものであった。しかし、現在の調査段階では、警察人口の本格的全国集計がえられる明治41年以前では信頼度の高い戸口調査結果表がえられるのは府県段階においても、恐らく明治30年代以降であろうという見通しである。この点の最終結論は、さらに府県の調査の結果によらなければならないが、少なくとも、われわれが対象とする明治前期においては、戸口調査はまだ前史の段階であることが明らかとなった。

それにもかかわらず、われわれが「警視庁一覧概表」にはじまる警視庁統計書をここに収録した理由は、同統計書が警察面から全国の困勢を把えた総括統計書であり、犯罪、火災、等の国民生活の諸側面に関する様々な情報を提供する重要な情報源であるからにはかならない。

われわれはまず、このような警察統計の作成された背景として、近代警察制度の創設と、その中央、地方における変遷の概要を概観し、つぎに警察統計調査機構の整備過程を述べ、最後に戸口調査について触れることとしたい。(1)

発足草々の明治新政府が国内治安維持対策のためにまっさきに手をつけたのは、兵制の改革と警察制度の創設であった。近代的国民軍の創出を目標とした新政府は、明治6年1月、徴兵制を実施し、これに伴って全国を6軍管に分けて、各軍管に鎮台をおいた。これによって兵制改革はその緒につくことになったが、この時点における明治政府の軍隊は、とりあえずもっぱら国内の騒乱の鎮圧用であった。この点は「本書 下巻」の第3章で詳述したので、ここでは繰り返さない。

軍隊について、政府は国内治安維持のため警察制度の確立を急いだ。明治前期における警察制度史は、これをつぎの3つの時期に分けることができる。(2) 第1期は、維新より明治4年、廃藩置県までの軍政警察時代、第2期は、廃藩置県から明治8年3月の「行政警察規則」制定までの司法警察時代、第3期は、それより明治14年までの行政警察時代である。

第1期の軍政警察時代においては、国内の治安維持のために東京、大阪、京都には府兵、各藩には藩兵をおいて取締りにあたらせた。また司法警察のためには、捕亡の職が別におかれた。したがって中央警察官庁としては、兵部省と刑部省がそれぞれの主管事務について警察権をもっていた。また、政治的陰謀の容疑者の内偵等の政治警察を管掌する中央機関としては、別に弾正台が設けられていた。このように第1期においては、中央の警察権は3機関に分属されていたのである。また地方各藩の藩兵による地方警察制度についても、政府は3年12月に「三府並開港場取締心得」を布告した。

この法令は、その末尾に「三府並開港場取締心得別紙之通御達相成候に付ては藩県に於ても右に準じ管内相応之取締可致候事」とあるように、新政府がこれによって地方警察制度の統一を意図したものであ

ったが、実際の地方における警察制度の実態は依然として極めて不統一であった。

明治4年7月9日、刑部省および弾正台が廃止されて司法省が設置された。その結果、東京府所管の聴訟（民事裁判）、断獄（刑事裁判）事務は司法省に移管された。同月14日、廃藩置県が実施され、中央政府はこれまでの府藩兵による治安維持体制に代る、新しい警察制度を実施することが急務となった。

まず中央においては同年10月、東京府は府兵に代って新たに邏卒3千人を徵募し、これを編成して治安維持に当らせることとなった。その結果、4年から5年はじめにかけて、東京府の邏卒による警察制度がほぼ完成した。

地方警察制度の統一は、明治4年11月の「県治条例」の発布によって地方行政制度が確立された結果、県庁に聴訟課が設けられ、警察事務を管掌することによって、その緒についたといえよう。しかし、聴訟課の担当したのは司法警察事務であって、行政警察事務は庶務課、租税課、等がこれを管掌するという実情であったのである。明治4年12月、大蔵省は諸県に命じて、これまで種々の名称でおかれていた地方警察職を全廃して、新たに捕亡吏を設けることとなった。この時点においては内務省が存在していないため、地方行政を専管する中央官庁は大蔵省の戸籍寮であった。

このようにして中央、地方の警察制度は漸次整備されていったが、第2期の司法警察時代への画期となったのは、5年4月に司法卿に就任した江藤新平による司法制度の近代化である。

5年8月、司法省の「司法職務定制」が定められ、府県に裁判所が設置された。この裁判所に検事局が附置されて、府県の邏卒、捕亡吏が検事局に移管されることとなった。また上記「定制」の第8章で地方邏卒兼逮部職制、第9章で捕亡章程が定められた。この司法改革の結果、東京府の邏卒は司法省に移管されることとなり、中央の警察権は完全に司法省が掌握することとなった。また地方においては、新たに設置された裁判所の検事局に、これまで聴訟課に所属していた官員および捕亡吏の半ばが移管され、残りは庶務課に属して警察行務を行なうこととなった。

以上の中央、地方の警察行政を統括する中央行政機構は、5年8月に司法省に設置された警保寮である。10月に制定された「警保寮職制章程」の第1章 警保寮職制の第1条で頭、権頭は「本省卿輔の指揮を受け全国警保の事を総提し大少警視以下の諸員を管督し寮務を宰処す」と規定され、また第2章 警保寮章程の第2条に「警保寮を置くの趣意は國中を安静ならしめ人民の健康を保護する為めにして其安静健康を妨げる者を預防するにあり」と、警保寮設置の目的がかかげられている。また警察犯取締規則については、同章第6条に「地方の規則に違反する者を違式とす違式の軽き者を註違（かいい）とす違式註違の条例は各地方の民俗情勢に従ひ便宜斟酌裁定することあるべし」とあり、これにもとづいて翌11月、まず全文54条の「違式註違条例」を定めて東京府に実施し、さらに翌6年7月に「地方違式註違条例」を制定して東京府を除く府県に公布した。これは現在の軽犯罪法の前身である。

またこの司法制度改革の一端として監獄制度の整備も進められ、5年11月29日、「監獄則並図式」が制定された。

以上のように、全国の警察権は明治5年から6年にかけて完全に司法省の管轄に入り、全国統一の基礎

が確立されたのである。この時期の特徴を一言でいえば、軍政警察時代を脱して司法警察時代に入ったといえるが、当時はなお司法警察と行政警察は判然と分離できず、司法、行政警察混淆時代といえる。また「警保寮職制章程」の第1章によって、警察官の官職について警視、警部、邏卒、巡查、番人、等の職名が設けられたが、全国における実施状況をみると、この規則に従わないばあいも多く、地方警察官の名称は依然として邏卒、捕亡吏、番人、取締、等異なった名称で呼ばれ不統一であった。このような全国警察行政の実情に対して、根本的改革を提唱したのは明治6年9月、欧州の警察制度を視察して帰国した、当時司法省の警保助兼大警視であった川路利良の建議である。川路はこの建議書で、わが国の模範とすべき欧州の警察制度の現状を述べ、改革の具体策として第1に司法警察と行政警察とを明確に分離すべきこと、第2に首府である東京に一刻も早く首府警察を設置すべきことを提案した。

第3期の行政警察時代は、この川路の建議を全面的に採用して開始されたものであって、明治7年1月に司法省の警保寮が新設の内務省に移管され、同省の下に東京警視庁が新設されて、旧司法省警保寮の府下行政警察をすべて引きつぐことになったときを画期とする。

7年1月14日に制定された「警保寮事務章程」によれば、第1条に「警保寮は人民の凶害を予防し其権利を保守し其健康を看護して営業に安んじ生命を保全せしむる等行政警察に属する一切の事務を管理する所なり」とある、また第6条に「司法検事の叶示あるときは勿論たとひ叶示なきも時として探索逮捕等司法警察に属する事務を兼行ふ事を得べし尤叶示なくして之を行ふときは直ちに司法検事へ其次第を報知すべし」とある。この行政警察と司法警察の区別については、翌月に制定された「東京警視庁職制章程並諸規則」によって明確に規定された。この「諸規則」は、わが国における最初の詳細な行政警察規則である。同章程の第1条に「警保の趣意たる人民の凶害を予防し世の安寧を保全するにあり之を行政警察の官となす」とあり、第2条に行政警察の職務を大別して権利、健康、風俗、国事の4件とし、第4条に「行政警察力及ばずして法律に背く者あるとき其犯人を探索逮捕するを司法警察の職務とす之を行政警察の官に於て行ふときは検事章程並司法警察規則を照すべし」とある。この第4条にいう「検事章程並司法警察規則」は明治7年1月に制定されたものであって、その第10条に「司法警察は行政警察予防の力及ばずして法律に背く者あるとき其犯人を探索して之を逮捕するものとす」とあり、第11条に「司法警察の職務と行政警察の職務とは互に相牽連するを以て一人にて其二箇の職務を行ふ者ありと雖ども其本務に於ては判然区域ありとす」とある。明治8年3月には、東京府を除く全国各府県に対して「行政警察規則」が定められて、4月から実施された。この第1章の警察職務之事の第1条、第4条に定められた行政警察の概念と限界に関する規定は、先の「警視庁職制章程」に定められたものと全く同文である。このようにして、従来混淆されていた行政警察と司法警察は判然と区別されたのである。

また監獄制度についても、内務省が設立されるとともに、8年から9年にかけて司法省所管の監獄は同省管轄に移され、監獄局の所管事項となった。

以上の経過をみれば、内務卿大久保利通をリーダーとして成立した、中央集権的支配体制の重要な一環としての国家警察制度は、8年3月の「行政警察規則」の制定の時期をもって確立したと考えてよいであ

ろう。

つぎに、この時期以降における警察制度の変遷の大要を中央、地方に分けて述べておこう。東京警視庁においては、大警視を長官として川路利良が就任し、指揮をとった。以下、警視、警部、巡査の職制が設けられ、その職務権限が定められた。従来の邏卒をすべて巡査と改称したのはこのときである。本庁の分課は文書、履歴、規律、安寧、用度の5課に分かれた。この安寧課に国事掛がおかれ、国事警察を担当したのである。ただし、東京府庁から警視庁への行政警察事務の移管について、両庁の間の意見が仲々合わず、実際に実行されたのは9年10月である。

明治10年1月、東京警視庁が廃止されて内務省の1部局としての東京警視本署となった。同時に9年4月、警保寮より昇格した警保局は警視局と改称されて、全国行政警察と監獄施設の事務を管掌するほか、特に10年1月の「警視官職制並事務章程」の第6条に「東京府下に於て警視事務の執行は特に之を直管す」とあるように、警視局が東京府下の警察事務をも直接執行することとなった。

この制度改革の理由は、地租改正に対する人民の不満を軽減するため、大久保によって実施された10年1月の地租軽減（これまでの3%を2.5%にした）の結果、歳入が減少するのでこれをカバーするための行政費の節約ということであった。しかしこれは表面上の理由に過ぎなかった。何故ならば、以上の改革の結果警察関係の経費は軽減せず、かえって増加しているからである。⁽³⁾その真の理由は、7年の江藤新平による佐賀の乱につづいておこった9年の神風連の乱、秋月の乱、萩の乱、等西南の士族の反乱に、東京警視庁から巡査を派遣して、軍隊と協力してこれを鎮圧した経験によって、中央政府が来るべき西南戦争に備えて中央の警察力を強化するためであったのである。

この強化策は、その直後に起った西南戦争に充分威力を発揮し、川路を司令官とする警察官約1万 명이軍隊とともに西郷軍に対して戦い、内乱の鎮圧に大きな貢献を果たしたのであった。西南戦争が終結するとともに地方不平士族の暴動はこれによって収まったが、この頃より自由民権運動が各地に活発化してきた。政府はこれに備えるためと、また中央集権的警察制度への批判も高まってきたため、臨時的な内務省直轄の警察制度を旧に復することとし、明治14年1月、再び警視庁を設置し、同時に内務省中の警視官制を廃して警視局を警保局と改称した。この警視庁と内務省警保局による警察体制は、その後太政官時代中は変わらず、内閣制になって若干の変更があったが、大筋は変ることなく戦前まで続けられたのである。なお同じ14年1月に憲兵制度が創設されたことを附記しておこう。これは軍事警察を主眼としたが、司法、行政警察とも密接に関連し、わが国における集権的警察制度に大きな役割をもつこととなった。

明治14年1月、「警保局処務規定」および「警保局処務順序」が制定されたが、これによると本局は庶務、安寧、編纂、会計、受付の5課に分かれ、統計事務は編纂課の担当である。この分課は17年3月に改訂され、本局は第一課（調査、会計、編纂、受付の4掛）、第二課（集会、新聞検閲、図書検閲の3掛）、秘書課の3課制となった。これに伴って統計事務は第一課編纂掛の担当となった。

つぎに警視庁の警察制度についてみてみよう。14年1月に制定された「警視庁職制並事務掌程」によると本庁は内局、書記局、第一局、第二局、巡査本部、消防本署、監獄署の7部局に分かれている。統計事

務は書記局文書部記録掛の担当であった。そのうち管内各方面の警察業務を監督する部局は、巡査本部の2部（内勤部、外勤務）のうちの外勤部であった。15年6月本庁の職制に大改訂があり、書記局が廃されてそのうちの文書部は、内局に移管されて内局第二部となった。18年7月内局が廃され、内局第二部は書記局になった。4課制は引きつづき、その内容には変更がない。

2) 地方警察組織の変遷

つぎに明治前期における地方警察組織の変遷について述べよう。まず東京府では明治2年11月、兵部省の選抜した諸藩の兵士を府兵として組織し、その管理のために府庁内に府兵掛をおいたが、これらの府兵はしばしば暴行を働き、市民に嫌厭されたため、廃藩置県を機会に明治4年10月、これまでの府兵を解散して新たに選卒（巡邏兵卒の略称）3千人を徴募して取締組を編成し、11月新しい取締規則を制定した。このときの末端組織は府下を6大区に分け、大区に取締出張所をおき、そこに取締掛をおいた。大区をさらに16小区に分け、1小区毎に選卒屯所をおき、そこに組頭1人、組子30人をおいて小区内の治安維持を担当させ、この下に選卒分配所が若干おかれた。

明治5年1月、大区の取締出張所を大区役所と改称し、また従来の取締掛を廃した。5月に入り府庁内の新組織が完成し、選卒総長以下新官職が定められた。8月に入り司法省に警保寮が新設され、東京府の選卒は同寮の管轄下に入った。10月の「警保寮職制章程」によって、警保寮中にはじめて選卒を監督する警察官として巡査が設けられた。また巡査の下に旧幕時代の自身番を制度化した番人をおいた。番人は詰所の立番で、巡邏は選卒が担当した。また、大区役所が大区警視出張所と改称された。またこの年の12月、府下の消防事務が警保寮に移管されている。

明治7年1月、司法省の警保寮が内務省に移管されて同省に警保寮がおかれ、同時に東京府下の警察事務のために東京警視庁がおかれて司法省警保寮時代の下部組織をそのまま引きついだ。1月25日、東京府の行政区画の改定に伴って、6大区制から11大区制に改訂、小区も91小区となるにつれ、選卒屯所も91ヶ所となった。1月29日、選卒を巡査と改称し、これに伴って選卒屯所は巡査屯所、選卒分配所は巡査分配所と改称された。巡査分配所はその後巡査分屯と改称されている。また8月25日、巡査交番舎の設置が認められた。(4)

明治8年5月、警視出張所を警視分庁、小区巡査屯所を警視第〇分庁第〇署、巡査分屯を分署と改称した。当時6分庁30署であった。10月には6分庁32署2分署となっている。12月に入って経費節約のため警視分庁を廃して所属の32署を本庁の直属にした。その際、管下を6方面に区分し、各署を警視第〇方面第〇署と称した。

明治10年1月、内務省の1部局として警視局がおかれた。同時に東京警視庁が廃止されて警視局の下に東京警視本署が設けられた。これによって府下の警察事務は同省が直管することとなった。これは先に述べたように、来るべき西南戦争に備えた非常措置であった。これとともに従来の6方面各署を27署とし、これを分署と改称、9分署を出張所と改称した。

明治14年1月、再び警視庁がおかれ、その職制が定められると同時に、府下の管内をこれまでの6方面

区画より5方面区画に改め、これに従来の分署に代えて警察署と巡査屯所を同一管轄区内にそれぞれ40ヶ所配置した。巡査屯所の下に1屯所当り8ヶ所、計320ヶ所の交番所を配置した。1交番所の巡査定員は6名とした。なほ、交番所は従来函番所とか交番控所とか様々の名で呼ばれていたが、3月10日、巡査交番所という名称に統一された。さらに同月31日に交番所は派出所と改称されたが、庶民の間では交番の名は今だに用いられている。

この巡査屯所は主として第一線の警邏査察の事務を担当、警察署は警察事務を担当することとなった。ところが、この巡査屯所と警察署の職務が重複しているため無用の混乱をおこし、両者が対抗するという弊害がおこってきたので、明治18年3月に入って巡査屯所は警察署に合併されている。以上が東京府における末端警察組織の変遷である。

つぎに明治6年、内務省設置以降の地方警察制度の変遷を述べよう。明治5年、司法省の改革に伴って府県に裁判所が設けられ、これまで司法行政警察事務を担当していた府県庁の総務課の司法警察事務は裁判所に移管されたことは先に述べた。7年、内務省警保寮が設置されて、司法、行政警察の限界が明瞭となるに伴って、府県庁内の庶務課あるいは総務課内に警察掛が設けられ、この掛が警察業務を専管することとなった。翌8年3月の「行政警察規則」は行政警察の概念を定め、司法警察との限界を明らかにした。また従来区々であった警察官の名称を邏卒に統一した。これによって府県警察制度の確立の基礎が定められたと見てよい。ただし、府県警察制度の実情は、同規則に「出張所並吏員配置の儀は適宜たるべく尤差向規則の通り施行難致事情有之向は其段内務省へ可申出事」とあるようになお区々であった。

明治8年11月、「県治条例」が廃され、新たに「府県職制並事務章程」が制定された。これによって府県に6課がおかれ、そのうち第四課が警察事務を管掌することとなった。また府県管内の警察下部組織は各府県の実情を反映して、これまで捕亡吏出張所、取締所、監視屯所、番人屯所、等々様々な組織、名称が存在し、全く不統一であった。8年3月の「行政警察規則」はこの点についても規定し、府県の下部組織はほぼ警察掛出張所、邏卒屯所という名称に統一された。

つづいて明治8年10月、新たに警部の官をおき、邏卒は巡査と改称された結果、警察掛出張所は警察出張所または警部出張所、邏卒屯所は巡査屯所と改称された。このように内務省法令をもって一応、地方警察下部組織を定めたが、当時はなお地方制度は確立せず、全国統一の警察制度実施のためには多額の経費を要するため、その実施は適宜府県の実情にまかせることとした。

内務省が全国各府県の警察出張所、屯所の設置基準を明らかにし、この基準にもとづいて各府県に実施するよう、出張所設置方という達(乙第168号)を発したのは8年12月である。この出張所、屯所の名称は10年1月に入ってそれぞれ警察署、分署と改称された。これによって10年2月頃より各府県の出張所、屯所は一斉に警察署、分署と改称され、これを機会に地方警察下部組織はほぼ確立整備されたといえてよいであろう。

明治13年4月、府県庁の第四課(当時は第四課が警察課という名称でよばれていたばあいも多い)は、警察本署と改称された。さらに14年11月に府県に警部長がおかれ、警部長が警察本署長となった。これに

もついで各府県の警察体制はほぼ16年にいたって整備されている。

その後、明治19年7月の地方官官制の大改正によって地方警察制度も大改正が行なわれた。知事の警察事務の権限がさらに明瞭に定められ、また府県の警察官の職制および職務権限も詳細に規定された。警察本署は警察本部と改称され、その事務分担組織も定められた。これと同時に1郡市に警察署1ヶ所をおくこととし、その下に警察分署を設置することとした。

さらにこの地方官官制による1郡市1警察署の趣旨を体して明治21年10月、内務省訓令第640号をもって「警察官吏配置及勤務概則」が制定され、地方の町村役場所在地にはできるだけ巡査駐在所をおくこととし、また明治10年以來の交番所を派出所と改称した。その結果、従来の集中主義にもとづく警察制度は21年から22年にかけて地方分散主義に移行した。これが散兵警察制である。このような地方警察制度の大改革は、政府が明治22年の市制町村制の実施を目前にして、警察官と郡区市長、町村長との協力をより密接にして、中央支配の体制を地方末端まで貫徹することを狙ったものである。

2 警察統計調査機構の整備過程

以上の警察行政機構の確立に伴って、警察統計の調査機構も除々に整備された。警察統計事務に関する規定は、明治7年、司法省警保寮が内務省に移管されて、同省が全国の警察権を掌握した際に制定された、「警保寮事務章程」にはじめて出現する。「同章程」の第12条に「本寮一切の事務は毎件之を収録し其事務の部類を分ち詳明なる年月表考課状及び計表を作り之を脚に呈す」とある。

また府県からの警察統計の収集については、明治8年12月22日、内務省は達乙第168号をもって「月報送致手続」を定め、府県に通達した。同達に「月報表雛形並手続は其概略を示すのみ各地方に於て猶ほ実地の景況に因り取捨増減し又適宜に日報旬報を用ふる等の事あるも妨げなしとす」とある月報表の雛形は、省略されているために見ることができなかった。

ついで明治9年1月12日の「警保寮職制章程」では立案、書記、受付、計算の4課制となった。「事務章程」の統計関係の項目は、下款の第16条「各地方賊難及び事故実効表を製する事」、第23条「寮中官員の俸給旅費等一切の諸費各其部類を分ち毎月毎歳計表を製する事」、第24条「寮中一切の事務各部類を分ち月報を製する事」とあるが、各課の分掌規定はない。

10年1月「警視局職制事務章程」が制定された。その「事務章程」下款の第2条に「各地方賊難及び事故実効表を製する事」、第10条に「局中一切の事務各部類を分ち月報年報を製する事」とある。また局の分課規定については、「職制」の末尾に「局中の事務を区分して諸課を置く」とあるのみで課名はあげられていない。

11年1月の「警視局担当事務」によると同局には、庶務、獄事、計算、受付の4掛がおかれている。統計は各掛に分担されていたが、いま、各掛の担当事務区分から統計関係を抜き出すとつぎのようである。

「庶務掛 一 警察月報表を調理し警察吏員及び警察署の現数其他警察に関する事故賊難実効等を詳明し毎月毎年総計表を製する事

一 警察上の賞与吊祭扶助規則並に該件に係る申牒を調査し及び一箇年^{半箇年}分つゝ、^{両度}其総計表を製する事

一 銃砲彈藥取締の規則及び其數量を調査し毎年総計表を製する事

獄事掛 一 未決已決囚の現數及び増減を詳明し毎年総計表を製する事

計算掛 一 府県警察費の勘定簿及び明細表を調査し一箇年^{半箇年}分つゝ、^{両度}其計算表を製する事

これに伴なつて明治11年1月7日、内務省達乙第1号によつて8年12月の警察月報表が改訂された。この達は「月報送致手續」と「製表心得」からなり、後者の第7項に「内訳表は表中左の如く詳記すべし」とあつて、以下、犯罪捕拿、賊難、人に係る事故の3項目にわたつて様式があげられている。ただし、くわしい警察月報表と月報内訳表の様式は省略されているため、これを見ることができなかつた。

この警察月報表は、翌明治12年7月7日、内務省達乙第36号をもつてさらに改定された。この達の別冊である「警察月報送致順序」の第15条が内訳書書式であるが、これもくわしい様式は省略されているために見ることができなかつた。

明治12年8月14日に警視局では、警察諸表調整の事務は「一種専門の事業」であるが、従來は編製の方法が確立していないため姑く庶務掛中においたが、近年に至り漸次整頓し、今後益々精密を期さなければならぬという理由で庶務掛より獨立し編纂掛を設けたいという伺を提出し、これが同月16日裁可された。同日作成された「編纂掛担当事務」によるとこの編纂掛では図書の主管、簿冊の編集の他に統計事務としてはつぎのような項目が列挙されている。

- 「 一 各庁より報告する警察月報を調査し及び各庁へ推問督促を要するとき文案を起草する事
- 一 警察月報に係る諸規則の釐正増補を要するとき其方案を起草する事
- 一 警察年報及び警察に係る本省年報並政表を成規に照し調製する事」

以上の経過によつてみると、内務省本省における警察統計調査機構は、明治12年にはほぼ整備されたといつてよいであらう。

明治10年1月、西南戦争の終了を境として国内治安が一応回復するとともに14年1月、東京に警視庁が復活、同時に内務省警視局は再び警保局と改称された。同月の「警保局処務順序」によると同局には庶務、安寧、編纂、會計、受付の5課がおかれ、統計事務は警視局時代と同様、編纂課の担当である。

編纂課の第35条に「地方警察月報を調査し及び該件に関する地方の文書を調査する事」とあり、また第36条に「警察報告摘要及び年報政表を編製する事」とある。

明治15年1月12日、内務省達乙第1号をもつて、12年7月の警察月報表が改定された、この達の別冊「府県警察報告表記載例」の第7条が内訳書式であり、人事事故、賊難事故、捕拿罪犯の3項目にわたつては、警察報告様式略となつていて詳細な様式は見ることができなかつた。しかし、この15年の警察月報表をもつて警察報告様式は、ほぼ完成されたとみることができよう。何故ならば15年は内務省に統計課が設置された年であり、また統計年鑑の統計様式が完成された年であるからである。

明治16年12月27日に内務省達乙第49号によつてこの警察報告様式はさらに改訂されている。

その後、明治17年までは機構の変動はない。17年、事務機構簡素化が実施された。17年3月の「警保局処務分課内則」によると従来の5課制は第一課、第二課、秘書課の3課制となり、第一課が調査、会計、編纂、受付の4掛に分かれ、統計は編纂掛の専管事務である。同「内則」の第6条につきのようにある。

「編纂掛は警察に係る報告統計及び文書編纂等の事務並本局備付の書籍を保存する事を掌る但機密に係るものは秘書課に属す」。

計表掛がはっきり編纂掛から独立したのは、明治18年7月であり、同年7月18日の「警保局事務分課條款」によると庶務、調査、計算、編纂、保安、獄務の6課制となり、編纂課が計表、編輯、翻訳の3掛となった。計表掛の担当事務はつぎのようである。

- 「一 警察に関する報告を調査統計する事
- 一 監獄に関する報告を調査統計する事
- 一 本局年報表を編製する事」

つぎに東京警視庁の統計調査機構の変遷について述べよう。

明治7年1月、東京警視庁が創設された。2月に制定された「東京警視庁職制章程並諸規則」によると本庁の分課は文書、履歴、規律、安寧、用度の5課制であった。

統計事務は文書課記録掛の所管である。「警視庁史稿」によると「三日始めて大区に令して事故日報表を進呈せしむ<sup>安第十
三號</sup>」とある。その注に「日報表記載の項目は失火放火強盗窃盗兇徒屯集乞食途中発病人道殘変死鬭争暴行棄児迷児逸馬迷犬禽獸の伝染病道路橋梁の損壞富籤興行其他風俗を壊り健康を害する者の諸項と為す」とある。(5)したがってこれが行政警察の諸事項についての統計作成に関する最初の命令であるが、このときに提出したのは小区の日報表のみであった。大区警視出張所に日報表を提出するよう命じたのは、3月8日である。このときの記録をみると「三月八日大区警視出張所をして事務日報表を進致せしむ<sup>安第六
十一號</sup>」とある。

また、この注に「日報表とは日々執行せし事項及び見聞する所を細記附録するものを謂ふ是より先き警保寮既に之を施行し本庁亦之を継続す二月三日其記載事項を定め大区警視出張所をして小区の日報のみを提出せしも是に至り更に其出張所も亦事務日報を提出せしむ」とある。この記述によると、司法省警保寮の行政警察事務が東京警視庁に移管されたのは1月28日であるから、日報表の作成は司法省警保寮時代から実施されていたことが分かるが、日報表の記載形式は2月3日にはじめて詳しく定められたといつてよいであろう。3月8日、定められた記録掛の職掌によると、記録掛は諸決議書類等の分類編纂等とともに、「日報月報考課状及び諸計表を作り…」とある。(6)

4月に入って文書課の記録掛は昇格して記録課となった。11月9日、文書、履歴、記録、規律の4課が合併されて書記課となり、8年12月12日本庁の事務分課で改訂された際、書記課が書記局となった。同局に第一課から第六課までの6課が設けられ、統計事務は記録編纂を管掌する第四課の担当となった。

明治10年1月11日、東京警視庁が廃されて内務省中の1部局の東京警視本署となると同時に、旧警視庁書記局の事務は同署の書記課に継承された。同課は規則、履歴、往復、記録、翻訳、電信の6掛に分かれ

そのうち記録掛が旧第四課の所管していた統計事務を引きついだ。

明治12年11月、記録掛は規則掛に合併され、規則掛中に編纂部がおかれて書類の編纂とともに統計事務を担当することとなった。この合併の理由について「警視庁史稿」につきのようにあるのは注目に値する。「蓋し是より先き記録編纂の事務は規則掛に属し而して記録掛の主務は特に製表に止るが故に規則掛稟申するに名実相当らざるを以て記録掛を製表掛と改称せざれば則ち之を規則掛に合併すべきの議を以てす因て之に及ぶといふ」(7)

明治14年1月、再び警視庁がおかれると、旧東京警視本署の書記課は再び書記局と改められた。1月29日に定められた「警視庁処務規程」によると、同局は文書部と会計部の2部に分かれ、文書部は履歴、規則、記録の3掛に分かれた。記録掛は「記録編纂並に製表を掌る」とあり、統計事務は記録掛の所管であった。

明治15年6月、本庁の職制に大改訂があって書記局が廃され、そのうちの文書部は内局に移管されて内局第二部となった。同部の履歴掛は職員課、規則掛は規則課、記録掛は記録課となった。これに内局第四課が往復課と改称されてここに移管され、結局第二部は4課制となったのである。

3 戸口調査について

戸口調査に関する規定が最初にあらわれたのは、明治7年1月東京警視庁発足直後の「警視庁職制並事務章程」である。同章程第7章の巡査規則の第5条に「持区内の戸口男女老幼及其職業平生の人となりに至る迄を詳知し無産体の者集合するか又は怪しき者と認むるときは常に注意して其挙動を察す可し」とあり、また第6条に「持区内へ他より移り来る者あらば前条に随て速に之を探知す可し」とある。この条文によって明らかなように、警察の戸口調査の第1の目的は「怪しき者」を発見し、これを監視して政府反対運動を未然に防ぎ、国内の治安を保つことにあつたのである。

このことをさらに明らかにするために、東京警視庁の生みの親である大警視川路利良が警察の理想について書いた「警察手眼」のなかから若干引用しておこう。(8)この手稿は警察要旨以下7つの項目からなる。まず警察要旨の冒頭に「行政警察は予防を以て本質とす則ち人民をして過ちなからしめ罪に陥らざらしめ損害を受けざらしめ以て公同の福利を増益するを要するなり」と行政警察の目的をかかげ、以下各項目について自己の所信を述べ、警察官の心得を述べたものである。なかでも最後の探索心得はフランスに滞在中、ジョセフ・フーシェに傾倒した彼がもっとも力を注いで執筆したもので、詳細を極めている。

彼は戸口調査については、その巡査心得のなかで「巡査の職務たるや三昼夜七十二時間の内一人各二十四時間を勤む其余定日の練兵あり又受持戸口の調べあり…」といっている。またその目的については、探索心得に「夫れ無産業にして坐食する者は必幾分か良民の権利を妨ぐる者なり故に此等の徒は其履歴を査して其行状を知り其友を覩て其人と為りを視其既往を徴して其将来情慾の発動する所を察す是警察官に於て戸口調査の止むべからざる所以なり」とある。戸口調査の目的が国内治安維持のため「怪しき者」を発見することにあつたことは明らかであろう。

以上のような条例にある戸口調査が、実際に開始されたのは何時であったろうか。これについては「警視庁史稿巻之八 旧警視分庁」明治7年2月22日の項につきのような記述がある。「戸長に令し府下に寄留する者をして其寄留を巡查屯所若くは分屯に上報せしむ」とあり、その注に「近来府下寄留人の点検疎漏に流れ支障少なからざるを以て巡查をして直ちに寄留人に就き其本貫氏名職業等を詳記せしめ逐次之を編冊し以て警察上の便宜に供するが為なり是を戸口調査の始と為す」とある。⁽¹⁹⁾この記述をみると、はじめは戸長から巡查屯所に寄留者を申告させる制度であったようである。その後8年1月27日になって、小区巡查屯所に戸籍査点の担当巡查がおかれている。したがって東京府における戸籍調査は、このときから開始されたと考えられる。

一方地方府県における戸口調査については、8年3月の地方府県に達せられた「行政警察規則」の第3章 巡查勤務方の事の第5条と第6条に、7年1月の「警視庁職制並事務章程」の第7章の巡查規則の第5条、第6条がそのままとり入れられているが、この条文は強制力をもつものではないため、府県における戸口調査の開始はまちまちであった。この点については後に述べる。

9年5月29日、東京府においては、警察署の担当すべき戸口調査の手続がはじめて作成された（規1430号）。これについて「警視庁史稿巻之九 警察署」ではつぎのようにいっている。「戸口査点の事務は署長之を総理し警部は警部補の査点するものを管理し警部補は巡查の査点するものを摂理し各其所管の巡查を董督す巡查は部内の戸口を照顧し増減の毎次に其一家の族籍職業年齢等を戸口簿に登記し毎月二十五日を期して警部補に致し警部補検閲して警部に致し警部検印して署長に致す署長之に憑拠して戸口月表を製し翌月五日を期して本庁に進致す」⁽²⁰⁾これによって戸口調査の調査系統が明確に定められた。

同年10月11日、戸口調査手続が改定された。その内容は「警視庁史稿巻之九 警察署」によればつぎのとおりである。

「十月十一日戸口取調手続を改定す^{第百}二^号

改定の要は管内各戸に表札を貼付し其査閲に便し巡查は戸口の増減あるごとに戸口簿を訂正し更に開申書を作りて警部補に致し警部補検閲し警部併に署長を経て戸口掛に付し戸口掛之に憑拠して署中の原簿を訂正し簿冊中の人員他に移転するときは別に之を簿録して他日査点の用に供す巡查は毎月戸口現数即ち本籍寄留華士族平民男女を区別し居留外国人も亦国名男女を別異し計表を製して警部補に致し警部補之を検閲し警部署長を経て戸口掛に付す戸口掛は翌月五日を期し更に每小区戸口表を製し署長之を本庁に進致す戸口簿には本住と寄留とを区別し借家借地地主の区別各戸の番号及び戸主の族籍職業年齢を登記し家族も亦之に準じ寄留者は其本管を併記し空屋等は番号某所有を書し官庁学校病院銀行会社等は尋常の家屋と区別記載せしむるに在り是れ其大略なり」⁽²¹⁾

以上によって調査方法、調査対象、調査内容について一段と精密になってきたことがうかがえる。翌11月27日、さらに戸口取調手続が改定され（達150号）、調査対象に兵營、公舎、神社、仏閣が加えられ、それらに居住する寄留人の記載法についても定められた。

このように戸口調査が精密に規定されていったということは、司法警察時代から行政警察時代への移行のメルクマールとみてよいであろう。¹²

13年2月23日に「戸口調査手続」がつぎのように改正された。¹³ まづ戸口簿が甲乙の2つの帳簿に分かれ、相当の資産を有し正業を営む者を甲簿に記入し、恒産無く行為不正と認める者を乙簿に記入することとなった。そして甲については月1回、乙は月3回調査することとした。このようにして「戸口調査規則」は徐々に整備されていったが、これが本格的に整ったのは明治15年2月13日に制定された「戸口調査仮規則並心得」である。この大要は、「警視庁史稿」によればつぎのとおりである。

「十五年二月十三日戸口調査仮規則並に心得を定む^{本第七号}

規則の略に曰く屯所長戸口調査の事務を総理し巡査部長は巡査の調査するものを管理し及び其勤怠を監督し部内を三部に区分し一部ごとに巡査二名をして之を担当せしむ担当部内に犯罪者等あるを覚知せず他部他管等より発覚せらるるときは巡査に論なく巡査部長と雖も其不注意の責を免かれず調査の法予め部内の住民を三種に類別し官員華族資産常職ある者を甲とし学舎下宿人旅舎止宿人若くは新たに開店し若くは他方より移住せし者其他職工車夫及び之を雇役営業する者総て貧民の住居若くは商業に非ずして多人数集会する会社或は遊廓船宿待合茶屋等を乙とし監視中及び処刑放免後の者若くは無産無職其地不良の風聞ある者等を丙とし甲は六月一回乙は一月一回丙は一月三回非番の日を以て之を査点す査点の際は往復共に戸口調査勤怠簿に捺印し其調査せし町名戸数を記載し巡査部長の点検を受く戸口調査簿は毎月一回部長を経て屯所長の点検を受け屯所長は丙種に措閣すべからざる者あるを認めたる時は之を抜録して警察署に通知し巡査は部内の住民に不審のものあるときは直ちに屯所長若くは巡査部長に開申し事急遽に出るときは其踪跡を失はざるの措置を施すを要す屯所長其開申しに接するときは警察署に協議して警防の措置を為し直ちに本部に開申し丙種中他部他管等に移住せし者あるときは巡査部長を経て屯所長に開申し屯所長は之を其移住せし所轄屯所に通知し又所轄部内に不審者移住の報あるときは屯所長より巡査部長に伝へ部長より巡査に告知す巡査は一年二回戸口調査表を製し巡査部長に進致す屯所長は之を収束整理して本部に進致す而して戸口調査は既犯者をして潜匿することを得ざらしめ未犯者を警防するに在るを以て常に各人挙動の良否を察し且簿冊に記載せし人名と本人とを対照し丙種の者あるときは務て其挙動に注意し本人をして之を覚知せしめざるを要す」¹⁴

この明治15年の「戸口調査仮規則並心得」にもとづいて、地方においても漸次戸口調査が本格的に実施される体制が整備された。たとえば長野県においては、明治16年7月23日、県達連第87号によってこの「仮規則並心得」が制定されている。¹⁵ これは「戸口調査仮規則」全文19条、「戸口調査心得」全文10条からなる詳細なもので、附録として戸口調査簿（巡査に渡し置くもの）、戸口増減簿（警察署分署に備ひ置くもの）、戸口増減届簿（巡査に渡し置くもの）、〔何警察署何分署〕戸口調査表が添付され、戸口調査の様式が詳細に定められた。

この「戸口調査心得」の第7条はつぎのとおりである。

「 第七条 調査便宜の爲め巡查受持区民を左の三種に區別し其暗号を甲乙丙となし之を戸口調査簿に朱記すべし

甲 官吏華族教員教導職銀行其他諸会社の役員及び常職資産ありて疑なきもの

乙 戸口調査心得第九条の各項に掲げたるもの

丙 除刑者被監視人博徒曾て犯罪の疑ひありし者現に犯罪の疑ひある者衆人悪評を受くる者他の苦情又は紛議を好む者私に代書又は代人する者」

上記の乙にあげられた第9条の各項とは以下のとおりである。

「 第九条 左に記載したる箇所は最も常に注意を要す

一 学舎

一 旅舎

一 下宿人ある家

一 同居人ある家

一 立場茶屋

一 雇人受宿

一 新に開店したる家

一 他より移住したる家

一 諸職人及び之を傭役する者

一 多人数集会出席する諸会社

一 車夫及び馭者馬丁又は之を傭役する者

一 裏屋等総て貧民住居の場所及び遊廓料理店其他寄席の類」

ただし、ここで注意すべきことは、この法令のはじめに「今般戸口調査仮規則並心得別冊之通相定候条来る九月一日より右に照準着手すべし此旨相達候事」と、この戸口調査の開始時期を16年9月1日と定めているが、その但書に「但当分の内市街併遊廓温泉場等人民輻輳地の外は実施せざるものとす」とあって、県下の全地域を戸口調査の対象と指定せず、「人民輻輳」の地のみを対象としたことである。したがってこの戸口調査にもとづいた戸口調査表を、長野県全県で集計した警察人口では、県の現住人口のすべてを把握することはできないのである。

16年12月1日、本庁の「戸口調査仮規則並に心得」が小改定された(巡第65号)。(16) 大筋はほとんど変わらない。この「戸口調査仮規則」が全面的に改定されたのは明治22年で、「戸口調査及び戸口票規則」が制定された。

「戸口票規則」は、21年の「警察官吏配置及勤務概則」によって散兵警察に移行した地方末端の警察組織の整備を背景にして誕生したものであって、これによって戸口調査の精度は一段と向上することとなった。

この「戸口票規則」は、その後明治29年、42年等の改正を経て終戦直前まで続けられた。

注

- (1) 明治期における警察制度の変遷については、警視庁編：参考文献(2)が根本史料である。以下の記述における歴史的事実はこの文献による。
- (2) 警察制度史の時代区分については、宮崎清文：参考文献(4)、山元一雄：参考文献(10)を参照。
- (3) 「此故に表面廢庁の点より視れば其職權上一大殺減を加へられたるが如しと雖も其实権より之を視れば毫も権力を殺減せられざるのみならず殊に其伸張の著しきを視る而して経費も亦昨年度に比して其減損を視ず當に減損を視ざるのみならず却て多少の増額を視るに至る」（警視庁編：参考文献(2)上巻 P. 149）
- (4) 「従來の交番所^{立番所}_{を云ふ}距離広遠に瓦り屯所より定則の時限を以て派出し難き事情あるの地は其位地を点検し特に交番舎を設置し一交代巡查三名の内一名は担保部内一名は舎の百歩以内を巡回し一名は交番所に常候せしむることを議決し尋て之を實行す是を巡查派出所の起因と為す」（警視庁編：参考文献(2)上巻 P. 51）
- (5) 警視庁編：参考文献(2) 上巻 P. 27～28
- (6) 同上書 下巻 卷之三 P. 3
- (7) 同上書 下巻 卷之三 P. 8
- (8) 川路利良：参考文献(1)による
- (9) 警視庁編：参考文献(2) 下巻 卷之八 P. 10
- (10) 同上書 下巻 卷之九 P. 4～5
- (11) 同上書 下巻 卷之九 P. 7
- (12) 利谷信義：参考文献(9) P. 137
- (13) 警視庁編：参考文献(2) 下巻 卷之九 P. 12
- (14) 同上書 下巻 卷之九 P. 21～23
- (15) 長野県警察本署編：参考文献(5) P. 76～94
- (16) 警視庁編：参考文献(2) 下巻 卷之九 P. 26

第10章 参考文献

- (1) 川路利良：警察手眼、佐和 正校閲、植松直久編 明治9年
- (2) 警視庁編：警視庁史稿 上巻、下巻 同庁 明治26～27年 2冊 「内務省警保局編：庁府県警察沿革史 其一、其二 同局 昭和2年」および「内務省警保局編：庁府県警察沿革史 覆刻版 原書房 昭和48年（明治百年史叢書第217～218巻）」に再録
- (3) 警視庁史編さん委員会：警視庁史 明治編 同会 昭和34年
- (4) 宮崎清文：我が国行政警察制度の確立について — 明治初期に於ける警察制度沿革史 — 「警察研究」20巻8号（昭和24年）「原口宗久編：論集日本歴史9 明治維新 有精堂 昭和48年」に再録
- (5) 長野県警察本署編：現行警察規則 全 同県 明治19年
- (6) 尾佐竹猛：明治警察裁判史 邦光堂書店 大正15年
- (7) 高橋雄豹：明治警察史研究 1～4 令文社 昭和35～47年
- (8) 田村 豊：警察史研究 良書普及会 昭和7年

- (9) 利谷信義：軍事・警察機構の創設「歴史学研究会編：明治維新史研究講座 第4巻 戊辰戦争～西南戦争 平凡社 昭和33年」所収
- (10) 山元一雄：日本警察史 全 松華堂書店 昭和9年
- (11) 山中永之祐：日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年

第11章 警察全国総括統計解題

1 警察年報 第1次～第8次〔内務省〕警保寮～警保局 編 明治11年～14年

- (1) 警察第一次年報 自明治七年一月至十二月〔内務省〕警保寮 編 明治11年〔目次〕9 p. (総) (セ・マ)
- (2) 警察第二次年報 自明治八年一月至六月〔内務省〕警保寮 編 明治11年〔目次〕13 p. (総) (セ・マ)
- (3) 警察第三次年報 自明治八年七月至明治九年六月〔内務省〕警保局 編 明治11年〔目次〕26 p. (総) (セ・マ)
- (4) 警察第四次年報 自明治九年七月至明治十年六月〔内務省〕警視局 編 明治11年〔目次〕32 p. (総) (セ・マ)
- (5) 警察第五次年報〔目次〕59 p. 自明治十年七月至明治十一年六月〔内務省〕警視局 編 明治12年 (総) (セ・マ)
- (6) 警察第六次年報 自明治十一年七月至明治十二年六月〔内務省〕警視局 編〔明治13年〕292 p. (総) (セ・マ)
- (7) 警察第七次年報 自明治十二年七月至明治十三年六月〔内務省〕警保局 編 明治14年〔例言〕265 p. (総) (セ・マ)
- (8) 警察第八次年報 明治十三年〔内務省〕警保局 編 明治16年〔例言〕279 p. (総) (セ・マ)

統計内容注記

(1) 警察第一次年報 自明治七年一月至十二月

調査対象年 明治7年1月～12月

内容細目

約言：警保寮 警察費(庁府県) 警察官吏(庁府県) 警察支庁(庁府県) 警察上賞典(庁府県) 賊難(庁府県) 事故(庁2府4県) 違警(警視庁) 実効(警視庁)〔以上記事〕
警察第1次年報表：警保寮(官吏<奏任, 判任, 等>, 経費<月給, 旅費>, 文書<院, 省, 等>)
警察費(警視庁・2府60県<定額, 支出>)
警察官吏(表頭 警視庁, 2府60県；表側 勅任, 奏任, 等)
警察支庁(警視庁<分庁, 分署>, 2府60県<出張所, 屯所>)
警察上賞典(表頭 警視庁・2府60県<警吏, 人民>；表側 賞与・吊祭・等<人員, 金員>)
賊難(強盗<押込に遇ふ戸, 火を附られ焼れし戸, 等>, 窃盗<盗に遇ふ戸, 盗まれし<金, 穀, 等>>等)
事故(庁2府4県)(迷子, 棄子, 等)
違註犯(警視庁)(違式・註違<犯人, 贖金, 実決>)
実効(警視庁)(大火に至らしめず消止, 放火せし者を捕, 等)

(2) 警察第二次年報 自明治八年一月至六月

調査対象年 明治8年1月～6月

内容細目

比較約言：警保寮 警察費(庁府県) 警察官吏(庁府県) 警察支庁(庁府県) 警察上賞典(庁府県) 賊難(庁府県) 事故(庁2府4県) 違警(警視庁) 実効(警視庁)〔以上記事〕
警察第二次年報表：警保寮(同前年同表)
警察費(同前年同表)
警察官吏(同前年同表)
警察支庁(同前年同表)
警察上賞典(同前年同表)
賊難(同前年同表)
事故(同前年同表)

違警(同前年同表)

実効(同前年同表)

(3) 警察第三次年報 自明治八年七月至明治九年六月

調査対象年 明治8年度

内容細目

沿革の概略〔記事〕

警察所及び官吏：〔記事〕

本周年警察所及び官吏比較表(表頭 庁名：警視, 京都, 等, 総計, 比較<庁数・官吏<増, 減>>；表側 庁, 署, 等, 合計, 警視, 奏任出仕, 等)

警察上賞与及恩給〔記事〕

本周年警察上賞与及恩給比較表(表頭 賞与・吊祭・等<人員, 金員>, 比較<人員・金員<増, 減>>；表側 警察官吏, 一般人民)

賊難：〔記事〕

本周年賊難比較表 第1表(表頭 同前々表；表側 強盗<押込に遇ふ戸, 放火に遇ふ戸, 合計, 殺されし人, 追剥追落に遇ふ人, 等>, 窃盗<盗に遇ふ戸, 拘摸に遇ふ人, 等>) 第2表(比較<強盗・窃盗<増・減(戸, 人, 等)>>)

事故及び実効：〔記事〕

本周年事故実効表(警視庁)(表頭 人に係る者<迷子, 棄子<生, 死>等>, 戸に係る者<火災に遇ふ戸, 戸締乾物油断>等；表側 事故, 実効)

半周年自1月至6月事故実効表 第1表(表頭 庁名：京都, 大阪, 等；表側 人に係る者<迷子<数, 救>, 棄子<生, 救, 死>等, 酔倒<数, 救>, 乱暴<数, 取鎮>等) 第2表(表頭 同前表；表側 戸に係る者<火災に遇ふ戸<数, 消止>, 戸締乾物油断<数, 心付>>, 物に係る者<難破船・車馬の困難<数, 救>等>, 獣畜に係る者<家畜死<数, 取除>, 放れ牛馬迷ひ畜類<数, 取収>>)

本周年違註犯人比較表(警視庁)(表頭 員数, 比較<増, 減>；表側 犯人, 贖金, 実決)

半周年自1月至6月違註犯罪表(表頭 庁名：神奈川, 兵庫, 等；表側 同前表)

罪犯捕拿：〔記事〕

本周年罪犯捕拿表（表頭 強盜＜持兇器，不持兇器＞，窃盜，等，比較＜増，減＞；表側 人員）
半周年自1月至6月罪犯捕拿表（表頭 府県別；表側 強盜＜持兇器，不持兇器＞，窃盜，等）

囚獄及び懲役〔記事〕

警察費：〔記事〕

半周年自7月至12月警察費比較表（表頭 庁名：警視・京都・等・総計＜元，払＞，比較＜増，減＞；表側 官費，民費及び税金）

本局官員及び経費：〔記事〕

官員増減及び経費比較表 第1表（表頭 委任＜4～7等＞，判任＜8～15等＞等，総計，比較＜増，減＞；表側 本周年，前周年） 第2表（給与＜官員給，等外給，等＞，庁中費＜翻訳料，写字料，等＞，総計，比較＜増，減＞）

事務の繁閑：〔記事〕

本周年回議文書件数比較表（表頭 正院の命令に係るもの＜決裁，指令，等＞，脚輔の決判を乞ひしもの＜決判，指令，等＞等，総計，比較＜増，減＞；表側 7～6月）

(4) 警察第四次年報 自明治九年七月至明治十年六月 調査対象年 明治9年度

内容細目

沿革の概略〔記事〕

警察署及び官吏：〔記事〕

本周年警察所及び官吏増減比較表（表頭 同前年同表；表側 本署，署，等，合計，警視，奏任出仕，等）

警察上賞与救恤：〔記事〕

本周年警察上賞与救恤比較表（表頭 庁名別＜人員，金数＞，比較＜増・減＜人員，金員＞＞；表側 賞金・吊祭・等＜官吏，人民＞）

賊難：〔記事〕

本周年賊難比較表 第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）

罪犯捕拿：〔記事〕

本周年罪犯捕拿比較表（表頭 庁名別，総計，比較＜増，減＞；表側 強盜＜持兇器，不持兇器＞，窃盜，等）
事故及び実効：〔記事〕

本周年事故実効表 第1表（表頭 庁名別；表側 人に係る者＜迷子＜救＞，棄子＜生，救，死＞等，酔倒＜救＞，乱暴＜救，取鎮＞等） 第2表（比較＜事故・実効＜増，減＞） 第3表（表頭 庁名別；表側 戸に係る者＜火災に遇ふ戸＜救，消止＞，戸締乾物油断＜救，心付＞，物に係る者＜難破船・車馬の困難＜救＞等＞，獣畜に係る者＜家畜死＜救，取除＞，放れ牛馬迷ひ畜類＜救，取収＞） 第4表（比較＜事故・実効＜増，減（戸に係る者，物に係る者，獣畜に係る者）＞）

違警：〔記事〕

本周年違警比較表（表頭 庁名別，総計，比較＜増，減＞；表側 犯人，贖金，実効）

警察費前周年の精算：〔記事〕

前周年自8年7月至9年6月警察費精算比較表（表頭 庁名別・総計＜元，払＞，比較＜増，減＞；表側 官費，民費，合計，残金＜官，民＞）

警察費本周年の現計：〔記事〕

本周年前半年度自7月至12月警察費比較表（同前表）
銃砲弾薬：〔記事〕

本周年私有銃砲統計表（表頭 皇族，警視，京都，大

阪，等；表側 軍銃・猟銃＜和，洋＞）

本周年銃砲弾薬売買表 第1表（表頭 軍銃，猟銃；表側 免許商人売高・免許商人買高＜和，洋＞，輸出・輸入＜洋＞，献銃・廃銃＜和，洋＞） 第2表（表頭 弾薬，火薬；表側 免許商人売高，免許商人買高，輸出，輸入）

本局官員及び経費：〔記事〕

官員増減及び経費比較表（同前年同表）

事務の繁閑：〔記事〕

本周年回議文書件数比較表（同前年同表）

囚獄及び懲役〔記事〕

(5) 警察第五次年報 自明治十年七月至明治十一年六月 調査対象年 明治10年度

内容細目

沿革〔記事〕

警察署及官吏：〔記事〕

警察署及官吏（同前年同表）

警察上賞与及恩給：〔記事〕

警察上賞与及恩給 第1表 警察官吏（表頭 庁名別；表側 賞与・吊祭・扶助・療治＜人員，金員＞） 第2表 一般人民（表頭 庁名別；表側 賞与・吊祭・等＜男・女＜人員，金員＞＞） 別表（比較＜増減＜人員，金員＞＞） 第3表（表頭 庁名別；表側 賞与・銀盃・木盃＜人員，共同，盃数＞，褒賞＜官吏＜人員＞，人民＜人員，共同＞＞） 別表（比較＜増・減＜人員，盃数＞＞）

賊難事故及実効：〔記事〕

賊難事故及実効：強盜に遇ふ戸数人員 第1表（表頭 庁名別；表側 押込に遇ふ戸＜戸数，救援＜官吏，人民＞＞，放火＜戸数，類焼，等＞，追刺に遇ふ人＜男，救援＜官吏，人民＞等＞等） 第2表（比較＜戸数・人員＜増，減＞） 強盜せられし諸物品 第1表（表頭 庁名別；表側 金，取押＜官吏，人民＞，穀，等） 第2表（比較＜増・減＜金，穀，等＞） 窃盜に遇ふ戸数人員 第1表（表頭 庁名別；表側 盗に遇ふ戸＜戸数，救援＜官吏，人民＞＞，掏摸に遇ふ人＜男，救援＜官吏，人民＞等＞等） 第2表（比較＜戸数・人員＜増，減＞） 窃盜せられし諸物品 第1表（表頭 庁名別；表側 金，取押＜官吏，人民＞，穀，等） 第2表（比較＜増・減＜金，穀，等＞）

捕拿罪犯：〔記事〕

捕拿罪犯 第1表（表頭 庁名別，総計，比較＜増，減＞；表側 強盜＜持兇器・不持兇器＜官吏・人民（男，女）＞＞，窃切＜官吏・人民＜男，女＞＞等） 第2表（表頭 破牢人（表頭 庁名別，総計，比較＜増，減＞；表側 強姦人・反獄人・脱檻人・等＜官吏，人民＞）

人畜物品等に係る事故及実効：〔記事〕

人に係る事故及実効 第1表（表頭 庁名別；表側 迷児＜男，救援＜官吏，人民＞等＞，棄児＜生＜男，救援（官吏，人民）等＞，死＞等） 第2表（比較＜事故・実効＜増，減＞）

戸に係る事故及実効 第1表（表頭 庁名別；表側 失火・放火・等＜戸数，類焼，等＞） 第2表（同前々表）

物に係る事故及実効 第1表（表頭 庁名別；表側 難破船＜救，救援＜官吏，人民＞＞，車馬の困難＜車数，救援＜官吏，人民＞等＞等） 第2表（比較＜事

故・実効<増・減(難破船及び車馬の困難、遺失物)>>

獣畜に係る事故及実効 第1表(表頭 庁名別;表側 狂犬猛獣<数,獲殺<官吏,人民>>,家畜死<数,取除<官吏,人民>>等) 第2表(比較<事故・実効<増,減>>)

違警犯:〔記事〕

違警犯 第1表(表頭 庁名別;表側 前半年自7月至12月<犯人,贖金,実決>,後半年自1月至6月<犯人・贖金・等<違式・誣違(男,女)>>) 第2表(比較<増・減<犯人,贖金,実決>>)

警察費前年度精算:〔記事〕

警察費精算(自9年7月至10年6月)(表頭 庁名別,総計,比較<増,減>;表側 官費及民費<官費<定額,増額,支出>,民費<元請,支出>>,官費恩賜及諸費<賞与,吊祭,等>)

警察費本年度前半年現計:〔記事〕

警察費現計(自10年7月至同12月)(表頭 庁名別<元,払>,総計,比較<増,減>;表側 官費及民費<官費,民費>,官費恩賜及諸費<賞与,吊祭,等>)

事務繁閑:〔記事〕

回議文書(同前年同表)

銃砲弾薬〔記事〕

(6) 警察第六次年報 明治十一年七月至同十二年六月 調査対象年 明治11年度

内容細目

規制の沿革〔記事〕

警察署及び警察官吏 〔記事〕

署と官吏の合計(警察署<本署,署,等>,警察官吏<警視,警部,等>)

署と官吏の府県別(表頭 府県別;表側 警察署<本署,署,等>,警察官吏<警視・警部・等<本官,兼官>,巡査,等>)

署と官吏の前年度比較(表頭 警察署<本署,署,等>,警察官吏<警視,警部,等>;表側 11~10年度,10年度より11年度の<増,減>)

賊難 〔記事〕

事故の部

人と家との合計(表頭 人<押込追剥等のために殺されし,同上殺されんとせし,等>,家<押込に遇ひし,窃切に遇ひし,等>;表側 男,女)

殺傷に罹る人の府県別:甲 殺されし人(表頭 府県別;表側 押込みの為に<刃物にて・縊られ・等<男,女>>,追剥の為に<刃物にて・棍棒にて<男,女>>) 乙 殺されんとする人(同前表) 丙 傷せられし人(同前表)

殺傷に罹らざる人及び家の府県別(表頭 府県別;表側 追剥がれし・拘摸せられし・等<男,女>,押込まれし,等)

人と家の前年度比較(表頭 人<押込追剥等のために殺されし,同上殺されんとせし,等>,家<押込に遇ひし,窃盗に遇ひし,等>;表側 11~10年度,10年度より11年度の<増,減>)

物件の合計(押込追剥せられし・窃盗せられし<金,穀,等>)

物件の府県別(表頭 府県別;表側 押込追剥せられし・窃盗せられし<金,穀,等>)

物件の前年比較(表頭 押込追剥せられし・窃盗せられし<金,穀類,等>;表側 11~10年度,10年度よ

り11年度の<増,減>)

救護の部

人と家の合計 第1表(表頭 人<押込追剥の為に殺されんとせし,同上傷せられし,等>;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<男,女>) 第2表(表頭 家<押込に遇ひし,窃盗に遇ひし,等>;表側 警察官吏の救護を得たる,一般人民の救護を得たる)

殺傷に罹る人と罹らざる人の府県別(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる人・一般人民の救護を得たる人<殺されんとせし・傷せられし・等<男,女>>)

家の府県別(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる家・一般人民の救護を得たる家<押込まれし,窃盗せられし,等>)

人と家の前年度比較(表頭 人<殺されんとせし,傷せられし,等>,家<押込に遇ひし,窃盗に遇ひし,等>;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<11~10年度,増,減>)

物件の合計(表頭 押込追剥がれし・窃盗せられし<金,穀類,等>;表側 警察官吏の救護を得たる,一般人民の救護を得たる)

物件の府県別 甲(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<押込追剥せられし<金,穀類,等>>) 乙(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<窃盗せられし<金,穀類,等>>)

物件の前年度比較(表頭 押込追剥がれし・窃盗せられし<金,穀類,等>;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<11~10年度,増>)

人事 〔記事〕

事故の部

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の合計(表頭 死せし人<自ら死す,自ら誤り死す,等>,死なんとせし人<自ら死なんとす,誤り死なんとす,等>;表側 男,女)

死せし人の府県別:甲の1・甲の2〔甲の1表甲の2表を合併したもの。以下この種の表示のものは同じ〕 自ら死す(表頭 府県別;表側 刃物にて・縊首して・等<男,女>) 乙の1・乙の2 自ら誤り死す(同前表) 丙 人に殺さる(同前表) 丁の1・丁の2 人に誤り殺さる(同前表) 戊 狂犬猛獣に殺されしもの(表頭 府県別;表側 犬に噛まれ<男,女>) 己 天災にて死す(表頭 府県別;表側 難船にて・雷にて・等<男,女>) 庚(表頭 府県別;表側 流行病にて死す・途上発病して死す・等<男,女>)

死なんとせし人の府県別:甲 自ら死なんとす(表頭 府県別;表側 刃物にて・縊首して・等<男,女>) 乙の1・乙の2 誤り死なんとす(同前表)

丙 殺されんとす(表頭 府県別;表側 刃物にて・河海井等に投られ・等<男,女>) 丁 誤り殺されんとす(同前表) 戊 狂犬猛獣に殺されんとす(表頭 府県別;表側 犬に噛まれ<男,女>) 己 天災にて死なんとす(表頭 府県別;表側 難船にて・雷にて・等<男,女>)

傷せし人の府県別:甲 自ら傷す(表頭 府県別;表側 刃物にて・高きより投じて・等<男,女>) 乙の1・乙の2 誤り傷す(同前表) 丙の1・丙の

2 傷せられ(表頭 府県別;表側 刃物にて・舟又は車にて・等<男,女>) 丁の1・丁の2 誤り傷せらる(同前表) 戊 狂犬猛獣に傷せらる(表頭 府県別;表側 犬に噛まれ・熊にかかれ<男,女>) 己 天災にて傷す(表頭 府県別;表側 難船にて・雷にて・等<男,女>)

各種事故の府県区別 甲の1(表頭 府県別;表側 途上発病せしもの・流行病に罹りしもの・等<男,女>) 甲の2(表頭 府県別;表側 児の迷ひしもの・児の棄られしもの・等<男,女>)

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の前年度比較(表頭 死せし人<自ら死す,自ら誤り死す,等>,死なんとせし人<自ら死なんとす,誤り死なんとす,等>;表側 11~10年度,10年度より11年度の<増,減>)

救護の部

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の合計(表頭 死なんとせし人<自ら死なんとす,誤り死なんとす,等>,傷せし人<自ら傷す,誤り傷す,等>;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<男,女>)

死なんとせし人の府県区別:甲 警察官吏の救護を得たる(表頭 府県別;表側 自ら死なんとす・誤り死なんとす・等<男,女>) 乙 一般人民の救護を得たる(同前表)

傷せし人の府県区別:甲 警察官吏の救護を得たる(表頭 府県別;表側 自ら傷す・誤り傷す・等<男,女>) 乙 一般人民の救護を得たる(同前表)

各種の事故の府県区別:甲 警察官吏の救護を得たる(表頭 府県別;表側 途上発病せしもの・発狂せしもの・等<男,女>) 乙 一般人民の救護を得たる(同前表)

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の前年度比較(表頭 死なんとせし人<自ら死なんとす,誤り死なんとす,等>,傷せし人<自ら傷す,誤り傷す,等>;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<11~10年度,増,減>)

附録

殺傷に罹る人の本款と賊難との合計(表頭 人<殺されし,殺されんとせし,等>;表側 賊難・人事<男,女>)

物類〔記事〕

事故の部

家と各種事故の合計(家<火を失し焼失せし家,放火せられ焼失せし家,等>,各種の事故<難破の船,車の困難,等>)

家と各種事故の府県区別:甲 家(表頭 府県別;表側 火を失し焼失せし,放火せられ焼失せし,等)

乙 各種事故(表頭 難破の船,車の困難,等)

家と各種事故の前年度比較(表頭 家<火を失し焼失せし家,放火せられ焼失せし家,等>,各種の事故<難破の船,車の困難,等>;表側 11~10年度,10年度より11年度の<増,減>)

救護の部

家と各種事故の合計(表頭 家<失火焼毀に至らざる家,放火焼毀に至らざる家>,各種の事故<難破の船,車の困難,等>;表側 警察官吏の救護を得たる,一般人民の救護を得たる)

家と各種事故の府県区別:甲 警察官吏の救護を得た

る(表頭 府県別;表側 家<失火焼毀に至らざる,放火焼毀に至らざる>,各種事故<難破の船,車の困難,等>) 乙 一般人民の救護を得たる(同前表) 家と各種事故の前年度比較(表頭 家<失火焼毀に至らざる家,放火焼毀に至らざる家>,各種の事故<難破の船,車の困難,等>;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる<11~10年度,増,減>)

附録

放火に罹る家の本款と賊難との合計(表頭 家<放火せられし,放火せられ焼毀に至らざりし,等>;表側 賊難,人事)

捕拿罪犯〔記事〕

罪犯類別の合計(表頭 犯人<戸婚類,賊盗類,等>;表側 男,女)

罪犯類別の府県区別:戸婚類(表頭 府県別;表側 反別を欺き隠せし者・他人の所有地家財等をかすめ及び盗みて売買せし者・等<男,女>)

賊盗類(表頭 府県別;表側 大小社の神御賽物等を盗みし者・官私の文書を盗みし者・等<男,女>)

人命類(表頭 府県別;表側 人を殺せし者・人に傷を負わせし者・等<男,女>)

闘毆類(表頭 府県別;表側 人を殴ちし者・官吏を殴ちし者・等<男,女>)

罵詈類(表頭 府県別;表側 人を罵りし者・官吏を罵りし者・等<男,女>)

訴訟類(表頭 府県別;表側 人を誣ひ訴へし者・親族を誣ひ訴へし者・等<男,女>)

受賍類(表頭 府県別;表側 賄路を受けし官吏・賄路を官吏に取次ぎし者・等<男,女>)

詐偽類(表頭 府県別;表側 官私の文書を詐り為りし者・詐て事を訴へ出し者・等<男,女>)

犯姦類(表頭 府県別;表側 人の妻を姦し及び夫有て姦せし者・強姦せし者・等<男,女>)

雑犯類(表頭 府県別;表側 掲榜場を毀ちし者・鴉片煙を売りし者・等<男,女>)

捕亡類(表頭 府県別;表側 財を受て故らに罪人を縦ちし者・捕を拒みし者・等<男,女>)

断獄類(表頭 府県別;表側 囚に刃物を与へし者・囚に応禁物を与えし者・等<男,女>)

規則類(表頭 府県別;表側 海上衝突の者・鉄道犯則者・等<男,女>)

営業類(表頭 府県別;表側 銀行犯則者・株式諸問屋犯則者・等<男,女>)

雑類(表頭 府県別;表側 実印を借り貸せし者・営を脱せし者・等<男,女>)

罪犯前年度比較(表頭 犯人<戸婚類,賊盗類,等>;表側 11~10年度,10年度より11年度の増)

違警犯〔記事〕

違式註違処罰の合計(表頭 処罰<科料に処せし人,拘留に処せし人,等,合計,科料金>;表側 違式犯人・註違犯人<男,女>)

違式註違処罰の府県区分: 甲 違式犯(表頭 府県別;表側 科料・拘留・呵責・合計・科料金<男,女>) 乙 註違犯(同前表)

違式註違処罰の前年度比較(表頭 処罰<科料に処せし人,拘留に処せし人,合計,科料金>;表側 11~10年度,10年度より11年度の増)

愚典〔記事〕

褒賞恩給の合計：甲（表頭 賞与恩給＜賞与，弔祭料，等＞；表側 警察官吏・一般人民＜人員，金員＞）別表（総計＜人員，金員＞） 乙（表頭 賞金＜銀盃，木盃＞；表側 人員，共同，盃数） 丙（表頭 褒詞人員；表側 警察官吏，一般人民，共同）
褒賞恩給の府県別：甲 警察官吏（表頭 府県別；表側 賞与・弔祭料・等＜人員，金員＞） 乙・丙 一般人民（表頭 府県別；表側 賞与・弔祭・等＜男・女＜人員，金員＞＞） 丁 賞金（表頭 府県別；表側 銀盃・木盃＜人員，共同，盃数＞） 戊 褒詞（表頭 府県別；表側 警察官吏＜人員＞，一般人民＜人員，共同＞）

褒賞恩給の前年度比較：甲（表頭 警察官吏・一般人民＜賞与，弔祭料，等＞；表側 11～10年度＜人員，金員＞，10年度より11年度の＜増・減＜人員，金員＞＞） 乙（表頭 賞金＜銀盃・木盃＜人員，共同，盃数＞＞；表側 11～10年度，10年度より11年度の＜増，減＞） 丙（表頭 褒詞人員＜警察官吏・一般人民・共同＞；表側 同前表）

警察費

警察費前年度の精算〔記事〕

10年度官費と民費精算の合計（官費＜下渡＜定額，増額，額外＞，支出＜諸費，恩賜償戻＞，民費＜収入，支出＞）

10年度官費と民費精算の府県別 甲・乙（表頭 府県別；表側 官費＜下渡＜定額，増額＞，支出＜諸費，賞与，等＞，民費＜収入，支出＞）

10年度官費と民費精算の前年度比較（表頭 官費＜下渡，支出＞，民費＜収入，支出＞；表側 10～9年度，9年度より10年度の増）

警察費本年度精算〔記事〕

本年度官費と民費精算の合計（官費＜下渡＜定額，増額，等＞，支出＜諸費，恩賜償戻＞，民費＜収入，支出＞）

本年度官費と民費精算の府県別（表頭 府県別；表側 官費＜下渡＜定額，増額，等＞，支出＜諸費，賞与，等＞，民費＜収入，支出＞）

本年度官費と民費精算の前年度比較（表頭 官費＜下渡，支出＞，民費＜収入，支出＞；表側 11～10年度，10年度より11年度の増）

稟議文書〔記事〕

領受と既未了の合計（文書＜領受・既了＜本年度，前年度より越件＞，未了＞）

既了の官省府県別 甲（表頭 官省寮使局課，本局，警視本署，以下府県別；表側 大臣の命令及び卿より上稟に係るもの・卿輔の判決せしもの＜指令，達，等＞） 乙（表頭 同前表；表側 局長の専決せしもの＜指令，達，等＞）

既了の前年度比較（表頭 既了＜大臣の命令及び卿より上稟に係る者，卿輔の判決せしもの，等＞；表側 11～10年度，10年度より11年度の＜増，減＞）

外国人事故〔記事〕

被難人と雑件人との合計（表頭 国名人員；表側 被難，雑件）

被難人と雑件人の府県別 甲（表頭 府県別；表側 英吉利人，合衆国人，等） 乙（表頭 府県別；表側 那威人，西班人，等）

被難人と雑件人との前年度比較（表頭 被難及び雑件人；表側 11～10年度，10年度より11年度の増）

附録

小笠原島諸事故〔記事〕

賊難（窃盗に遇う＜家，金，等＞）

人事（表頭 男＜傷せられし者，誤り傷せられし者；表側 事故，一般人民の救護）

物類（表頭 遺失＜金，雑品＞；表側 同前表）

捕拿罪犯（自首＜窃盗せし男，人を傷せし男＞）

(7) 警察第七次年報 明治十二年七月至明治十三年六月

調査対象年 明治12年度

内容細目

規制の沿革〔記事〕

警察署及び警察官吏〔記事〕

署と官吏の合計（同前年同表）

署と官吏の府県別（同前年同表）

署と官吏の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 12～11年度，11年度より12年度の＜増，減＞）

賊難事故及其救護〔記事〕

事故の部

人と家との合計（表頭 押込の為め殺されし人・追剥の為め殺されし人・等＜刃物にて，縊られて，等＞，追剥がれし人，掏摸せられし人，等；表側 男，女）別表（押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等）

人と家との府県別：甲 殺されし人（表頭 府県別；表側 押込の為め・追剥の為め＜男・女＜度数，人員＞＞） 乙 殺されんとして免かれし人（同前表） 丙 傷せられし人（同前表） 丁（表頭 府県別；表側 追剥がれし人・掏摸せられし人・等＜男・女＜度数，人員＞＞） 戊（表頭 府県別；表側 押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等）

人と家の前年比較（表頭 人＜押込の為め殺されし，追剥の為め同上，等＞，家＜押込に遇ひし，窃盗に遇ひし，等＞；表側 12～11年度，11年度より12年度の＜増，減＞）

物件の合計（表頭 強盗の物件＜押込み奪われし，追剥がれし＞，窃盗の物件＜窃取せられし，掏摸せられし，等＞；表側 金，穀類，等）

物件の府県別：甲（表頭 府県別；表側 押込み奪われし・追剥がれし＜金，穀類，等＞） 乙（表頭 府県別；表側 窃取せられし・掏摸せられし＜金，穀類，等＞） 丙（表頭 府県別；表側 拐帯せられし・誑騙せられし＜金，穀類，等＞）

物件の前年度比較（表頭 強盗せられし・窃盗せられし＜金，穀類，等＞；表側 12～11年度，11年度より12年度の＜増，減＞）

救護の部

人と家の合計（表頭 人＜押込の為めに殺されんとして免かれし，追剥の為めに殺されんとして免かれし，等＞，家＜押込に遇ひし，窃盗に遇ひし，等＞；表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等＜男，女＞）

人と家の府県別：甲の1 警察官吏の救護を得たる人（表頭 府県別；表側 追剥の為めに殺されんとし・押込の為め傷せられし・等＜男・女＜度数，人員＞＞） 甲の2（表頭 府県別；表側 追剥がれし・掏摸せられし・等＜男・女＜度数，人員＞＞） 乙の1 一般人民の救護を得たる人（同前々表） 乙の2（同前々表） 丙の1 吏民協力の救護を得たる人（同前々表） 丙の2（同前々表） 丁（表頭 府県別；表

側 警察官吏の救護を得たる家・一般人民の救護を得たる家・等<押込に遇ひし、窃盗に遇ひし、等>人と家の前年度比較(表頭 同前年同表;表側 12~11年度,増,減)

物件の合計(表頭 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等<強盗の物件<押込み奪われし、追剥がれし>,窃盗の物件<窃取せられし、掏摸せられし、等>>;表側 金,穀類,等)

物件の府県別:甲(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等<押込み奪われし<金,穀類,等>>)乙(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等<追剥がれし<金,衣類,等>>)丙(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等<窃取せられし<金,穀類,等>>)丁(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等<掏摸せられし<金,衣類,等>>)戊(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等<拐帯せられし<金,穀類,等>>)己(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる・一般人民の救護を得たる・等<誑騙せられし<金,穀類,等>>)物件の前年度比較(表頭 強盗せられし・窃盗せられし<金,穀類,等>;表側 12~11年度,11年度より12年度の<増,減>)

人に関する事故及び其救護 [記事]

事故の部

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の合計:甲 死せし人(表頭 自ら死せし人・自ら誤り死せし人・等<刃物にて,縊れて,等>;表側 男,女)乙 死せんとして死せざりし人(表頭 自ら死せんとせし人・誤り死せんとせし人・等<刃物にて,縊りて,等>;表側 男,女)丙 傷せし人(誤り傷せし人<刃物にて,銃丸火薬等にて,等>,傷せられし人<刃物にて,棍棒類にて,等>;表側 男,女)丁 各種の事故に罹る人(表頭 死に至らざる人<途上発病せし者,流行病に罹りし者,等>;表側 男,女)

死傷に罹る人と各種事故に罹る人の府県別:甲 死せし人の1(表頭 府県別;表側 自ら死せし・自ら誤り死せし・等<男,女>)甲の2 死せし人の2(表頭 府県別;表側 流行病にて死せし・途上発病して死せし・等<男,女>)乙 死せんとして死せざりし人(表頭 自ら死せんとせし・誤り死せんとせし・等<男,女>)丙 傷せし人(表頭 府県別;表側 誤り傷せし・傷せられし・等<男,女>)丁 各種の事故に罹り死に至らざる人(表頭 府県別;表側 途上発病者・流行病者・等<男,女>)

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の前年度比較(表頭 同前年同表;表側 12~11年度,11年度より12年度の<増,減>)

救護の部

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の合計(表頭 死せんとせし人<自ら死せんとせし者,誤り死せんとせし者,等>,傷せし人<誤り傷せし者,傷せられし者,等>;表側 警察官吏の救護を得たる人,一般人民の救護を得たる人,等)

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の府県別:甲 警察官吏の救護を得たる人(表頭 府県別;表側 自ら死せんとせし・誤り死せんとせし・等<男,女>)

乙 一般人民の救護を得たる人(同前表) 丙 吏民協力の救護を得たる人(同前表) 丁 警察官吏の救護を得たる人(表頭 府県別;表側 誤り傷せし・傷せられし・等<男,女>) 戊 一般人民の救護を得たる人(同前表) 己 吏民協力の救護を得たる人(同前表) 庚(表頭 府県別;表側 警察官吏の救護を得たる人・一般人民の救護を得たる人・等<途上発病せし者・迷ひ児・等<男,女>>)

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人吏民の救護を得たる前年度比較(表頭 死せんとして死に至らざりし人<自ら死せんとせし者,誤り死せんとせし者,等>,傷せし人<誤り傷せし者,傷せられし者,等>;表側 12~11年度,11年度より12年度の<増,減>)

附録

賊難事故表と人に関する事故表とに掲げし殺傷せられたる人の合計(表頭 人<殺されし,殺されんとせし,等>;表側 賊難事故の数・人に関する事故の数<男,女>)

物に関する事故及び其救護 [記事]

事故の部

家と各種事故の合計表(同前年同表)

家と各種事故の府県別:甲 家(表頭 府県別;表側 火を失し焼失せし,放火せられ焼失せし,等,失火の為め類焼せし・放火の為め類焼せし<度数,家数>)乙 各種事故(表頭 府県別;表側 遺失せし<度数,金員,等>,難破船<度数,船数>等)

家と各種事故の前年度比較(表頭 家<火を失し焼失せし,放火せられ焼失せし,等>,各種の事故<遺失の金,遺失の諸品,等>;表側 12~11年度,11年度より12年度の<増,減>)

救護の部

家と各種事故の合計(表頭 家<失火焼毀に至らざりし,放火焼毀に至らざりし>,各種の事故<遺失の金,遺失の諸品,等>;表側 警察官吏の救護を得たる,一般人民の救護を得たる,等)

家と各種事故の府県別:甲 警察官吏の救護を得たる(表頭 府県別;表側 家<失火焼毀に至らざる・放火焼毀に至らざる<家数>>,各種事故<遺失せし<度数,金員,等>,難破の船<度数,船数>>)

乙 一般人民の救護を得たる(同前表) 丙 吏民協力の救護を得たる(同前表)

家と各種事故の前年度比較(表頭 家<失火焼毀に至らざる,放火焼毀に至らざる>,各種の事故<遺失の金,遺失の諸品,等>;表側 12~11年度,11年度より12年度の<増,減>)

附録

賊難事故表と物に関する事故表とに掲げし放火せられたる家の合計(表頭 家<放火せられ焼失せし,放火せられ焼毀に至らざりし,等>;表側 賊難事故の数,物に関する事故の数)

捕拿罪犯 [記事]

罪犯類別及就捕区別の合計(表頭 犯人類別<戸婚類,賊盗類,等>;表側 男,女)別表(犯人就捕区別<警察官吏,一般人民,等>)

罪犯類別の府県別:戸婚類(表頭 府県別;表側 擅に反別高を引直し及願なく地質を交換せし者・官有地を掠めし者・等<男,女>)

賊盗類(表頭 府県別;表側 官印を盗みし者・他人の印を盗みし者<男,女>)

人命類（表頭 府県別；表側 刃物にて人を殺せし者・縊りて人を殺せし者・等＜男，女＞）
闘殴類（表頭 府県別；表側 人を殴ちし者・官吏を殴ちし者・等＜男，女＞）
罵詈類（表頭 府県別；表側 人を罵りし者・官吏を罵りし者＜男，女＞）
訴訟類（表頭 府県別；表側 無実の事を誣ひ訴えし者・父又は夫の所業を訴えし者・等＜男，女＞）
受賍類（表頭 府県別；表側 賄路を受けし官吏及故なき贈物を受けし者・賄路を取次ぎし者・等＜男，女＞）
詐偽類（表頭 府県別；表側 官の文書を偽造せし者・私の文書を偽造せし者・等＜男，女＞）
犯姦類（表頭 府県別；表側 人の妻と姦通し及夫ありて他人と姦通せし者・人の妻と姦通する媒をなし及宿を貸したる者・等＜男，女＞）
雑犯類（表頭 府県別；表側 制札及制札場を毀ちし者・鴉片煙を販売せし者・等＜男，女＞）
捕亡類（表頭 府県別；表側 故らに罪人を従ちし者・捕を拒みし者・等＜男，女＞）
断獄類（表頭 府県別；表側 囚人へ私に信書其他の物を与えし者・囚人へ刃物を与えし者・等＜男，女＞）
規則類（表頭 府県別；表側 戸籍法に違ひし者＜男，女＞，徴兵令に違ひし者＜男＞等）
営業類（表頭 府県別；表側 書籍出版犯則の者・新聞紙犯則の者・等＜男，女＞）
雑類（表頭 府県別；表側 実印を借り又は貸す者・諸鑑札を借り又は貸す者・等＜男，女＞）
罪犯前年度比較（表頭 戸婚類，賊盜類，等；表側 12～11年度，11年度より12年度の＜増，減＞）
違警罪犯〔記事〕
違式註違処罰の合計（同前年同表）
違式註違処罰の府県別：甲 違式犯（同前年同表）
乙 註違犯（同前年同表）
違式註違処罰の前年度比較（表頭 処罰＜科料に処せし人，拘留に処せし人，等，合計，科料金；表側 12～11年度，11年度より12年度の＜増，減＞）
褒賞恩給〔記事〕
褒賞恩給の合計：甲（同前年同表） 別表（同前年同表）
乙（同前年同表） 丙（同前年同表）
褒賞恩給の府県別：甲 警察官吏（同前年同表）
乙 一般人民（表頭 府県別；表側 賞与・吊祭料・等＜男・女＜人員，金員＞＞） 丙（表頭 府県別；表側 賞盃＜一般人民＜銀盃（男，共同），木盃（男，女，共同）＞＞，褒賞＜警察官吏，一般人民＜男，女＞＞，共同＞）
褒賞恩給の前年度比較：甲（表頭 同前年同表；表側 12～11年度＜人員，金員＞，11年度より12年度の＜増，減＜人員，金員＞＞） 乙（表頭 同前年同表；表側 12～11年度，11年度より12年度の＜増，減＞） 丙（表頭 同前年同表；表側 同前表）
稟議文書〔記事〕
領受と既了の合計（同前年同表）
既了の官省府県別：甲（同前年同表） 乙（同前年同表）
既了の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 12～11年度，11年度より12年度の＜増，減＞）
警察費精算〔記事〕
国庫下付金の合計（支出＜警部給与，地方税と連帯せしめし諸費＞）

国庫下付金の府県別（表頭 府県別；表側 警部給与，地方税と連帯支弁せしめし諸費）
国庫下付金の前年度比較（表頭 同前々表；表側 12～11年度，11年度より12年度の減）
外国人に関する事故〔記事〕
被難人と雑件人との合計（同前年同表）
被難及雑件の合数府県別（表頭 府県別；表側 米利堅人，英吉利人，等）
被難と雑件との前年度比較（表頭 人＜被難，雑件＞；表側 12～11年度，増，減）
附録
小笠原島事故：賊難（表頭 窃盜に遇う＜家，金，等＞；表側 事故，官吏救護）
物類（表頭 遺失＜金，雑品＞；表側 事故，人民救護）
捕拿罪犯（窃盜犯男，雑犯男）
違警罪（註違犯呵責男）
第5次第6次年報正誤
(8) 警察第八次年報 明治十三年
調査対象年 明治13年
内容細目
規制の沿革〔記事〕
警察署及び警察官吏〔記事〕
署と官吏の合計（同前年同表）
署と官吏の府県別（同前年同表）
署と官吏の前年比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年，12年より13年の＜増，減＞）
盗難事故及其救護〔記事〕
事故の部
人と家との合計（同前年同表）
人と家との府県別：甲 殺されし人（同前年同表）
乙 殺されんとし免かれし人（同前年同表） 丙 傷せられし人（同前年同表） 丁（同前年同表） 戊（同前年同表）
人と家の前年比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年，12年より13年の＜増，減＞）
財産の合計（表頭 強盜＜押込み奪われし，追剥がれし＞，窃盜＜窃取せられし，掏摸せられし，等＞；表側 金，穀類，等）
財産の府県別：甲（同前年物件の府県別甲表） 乙（同前年物件の府県別乙表） 丙（同前年物件の府県別丙表）
財産の前年比較（表頭 強盜せられし・窃盜せられし＜金，穀類，等＞；表側 13～12年，12年より13年の＜増，減＞）
救護の部
人と家の合計（同前年同表）
人と家の府県別：甲の1 警察官吏の救護を得たる人（同前年同表） 甲の2（同前年同表） 乙の1 一般人民の救護を得たる人（同前年同表） 乙の2（同前年同表） 丙の1 吏民協力の救護を得たる人（同前年同表） 丙の2（同前年同表）
吏民の救護を得たる人と家の前年比較（表頭 人＜殺されんとせし，傷せられし，等＞，家＜押込に遇ひし，窃盜に遇ひし，等＞；表側 13～12年，12年より13年の＜増，減＞）
財産の合計（同前年物件の合計表）
財産の府県別：甲（同前年物件の府県別甲表） 乙（同前年物件の府県別乙表） 丙（同前年物件の府

府県別丙表) 丁(同前年物件の府県別丁表) 戊(同前年物件の府県別戊表) 己(同前年物件の府県別己表)

吏民の救護を得たる財産の前年比較(表頭 強盗せられし・窃盗せられし・等<金, 穀類, 等>; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>)

変死傷其他の事故及其救護〔記事〕

事故の部

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の合計: 甲 死せし人(同前年同表) 乙 死せんとして死せざりし人(同前年同表) 丙 傷せし人(同前年同表) 丁 各種の事故に罹る人(同前年同表)

死傷に罹る人と各種事故に罹る人の府県別: 甲 死せし人の1(表頭 府県別; 表側 自死せし・誤り死せし・等<男, 女>) 甲の2 死せし人の2(表頭 府県別; 表側 天災にて死せし・途上発病して死せし・等<男, 女>) 乙 死せんとして死せざりし人(同前年同表) 丙 傷せし人(同前年同表) 丁 各種の事故に罹り死に至らざる人(表頭 府県別; 表側 途上発病者・迷児・棄児<男, 女>)

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の前年比較(表頭 同前年同表; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>)

救護の部

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の合計(同前年同表)

死傷に罹る人と各種の事故に罹る人の府県別: 甲 警察官吏の救護を得たる人(同前年同表) 乙 一般人民の救護を得たる人(同前年同表) 丙 吏民協力の救護を得たる人(同前年同表) 丁 警察官吏の救護を得たる人(同前年同表) 戊 一般人民の救護を得たる人(同前年同表) 己 吏民協力の救護を得たる人(同前年同表) 庚(同前年同表)

吏民の救護を得たる死傷及各種の事故に罹る人の前年比較(表頭 死せんとせし人<自死せんとせし者, 誤り死せんとせし者, 等>, 傷せし人<誤り傷せし者, 傷せられし者, 等>; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>)

附録

盗難と人事に関する事故表とに掲げし殺傷せられたる人の合計(表頭 殺されし, 殺されんとせし, 等; 表側 盗難に係る・人事に係る<男, 女>)

火災及び物件に関する事故併其救護〔記事〕

事故の部

火災と各種事故の合計(火災<火を失し焼せし家, 放火せられ焼せし家, 等>, 各種事故<遺失の金貨, 遺失の部品, 等>)

火災と各種事故の府県別: 甲 火災の家(同前年同表) 乙 各種の事故(同前年同表)

火災と各種事故の前年比較(表頭 火災<火を失し焼せし家, 放火せられ焼せし家, 等>, 各種事故<遺失の金貨, 遺失の物品, 等>; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>)

救護の部

火災と各種事故の合計(表頭 火災<失火焼毀に至らざりし家, 放火焼毀に至らざりし家>, 各種事故<拾得たる遺失の金貨, 拾得たる遺失の物品, 等>; 表側 同前年同表)

火災と各種事故の府県別: 甲 警察官吏の救護を得た

る(表頭 府県別; 表側 火災の家<失火焼毀に至らざる, 放火焼毀に至らざる>, 各種の事故<拾得たる遺失の物件<度数, 金貨, 物品>, 難破の船<度数, 船舶>>)

乙 一般人民の救護を得たる(同前表)

丙 吏民協力の救護を得たる(同前表)
火災と各種事故の前年比較(表頭 火災<失火焼毀に至らざりし家, 放火焼毀に至らざりし家>, 各種事故<拾得たる遺失の金貨, 拾得たる遺失の物品, 等>; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>)

附録

盗難と火災との事故表に掲げし放火せられたる家の合計(表頭 同前年同表; 表側 盗難表, 火災表)

捕に就し罪犯〔記事〕

捕に就し罪犯類別の合計(同前年同表) 別表(同前年同表)

捕に就し罪犯類別の府県別: 戸婚類(同前年同表) 賊盗類(同前年同表) 人命類(同前年同表) 闘殴類(同前年同表) 罵詈類(同前年同表) 訴訟類(同前年同表) 受賍類(同前年同表) 詐偽類(同前年同表) 犯姦類(同前年同表) 雑犯類(同前年同表) 捕亡類(同前年同表) 断獄類(同前年同表) 規則類(同前年同表) 営業類(同前年同表) 雑類(同前年同表)

捕に就し罪犯類別の前年比較(表頭 戸婚類, 賊盗類, 等; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>)

違警罪犯〔記事〕

違式註違処罰の合計(同前年同表)

違式註違処罰の府県別: 甲 違式犯(同前年同表)

乙 註違犯(同前年同表)

違式註違処罰の前年比較(表頭 同前年同表; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>)

集会演説犯罪〔記事〕

集会演説犯罪則処罰の合計(全会解散, 演説禁止)

集会演説犯罪則処罰の府県別(表頭 府県別; 表側 全会解散, 演説禁止)

警察費精算〔記事〕

地方税及雑収金支出の合計(支出<地方税, 寄付金, 等>)

地方税及雑収金支出の府県別(表頭 府県別; 表側 地方税, 寄付金, 等)

地方税及雑収金支出の前年度比較(表頭 支出<地方税, 寄付金, 等>; 表側 12~11年度, 増)

附 第7次年報警察費表正誤

国庫下付金の合計(地方税と連帯せしめし諸費)

国庫下付金の府県別(表頭 府県別; 表側 地方税と連帯支弁せしめし諸費)

国庫下付金の前年度比較(表頭 地方税と連帯せしめし諸費; 表側 12年度, 11年度より12年度の増)

褒賞恩給〔記事〕

褒賞恩給の合計: 甲(同前年同表) 乙(同前年同表) 丙(同前年同表)

褒賞恩給の府県別: 甲 警察官吏(同前年同表) 乙 一般人民(同前年同表) 丙(同前年同表)

褒賞恩給の前年比較: 甲(表頭 同前年同表; 表側 13~12年<人員, 金員>, 12年より13年の<増・減<<人員, 金員>>>) 乙(表頭 同前年同表; 表側 13~12年, 12年より13年の<増, 減>) 丙(表頭 同前年同表; 表側 13~12年, 12年より13年の増)

寄付の金員及物品〔記事〕

寄付の金員及物品の合計（金員＜警察費及建築費金、物品代金＞、人員＜男、女、共同＞）
寄付の金員及物品の府県別（表頭 府県別；表側 警察費及建築費金員、物品及敷地、等＜品名、代価金員＞、人員＜男、女、共同＞）
稟議文書〔記事〕
領受と既了の合計（文書＜領受、既了、未了＞）
既了的官省府県別：甲（同前年同表） 乙（同前年同表）
既了の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年度、12年度より13年の＜増、減＞）

外国人事故〔記事〕
被難人と難件人との合計（同前年同表）
被難及難件の合数府県別（同前年同表）
被難と難件との前年比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年、減）
附録
小笠原島事故：甲（表頭 盗難＜事故、救護＞；表側 窃盗せられし＜家、金貨、物品＞） 乙（物類＜遺失物品、拾得物品＞） 丙（捕拿罪犯＜窃盗犯、難犯＞）
第7次年報正誤

解題

「警察年報」は、内務省警保局によって刊行された同局所管警察事務に関する業務統計年報である。本書に収録したのは、そのうちの明治17年までに刊行された、第1回から第8回までの8冊であるが、いまそこに収録された統計表を大別するとつぎのようなグループに分けることができる。

第1グループには、全国警察署・分署・出張所の数、警察官吏、警察経費、稟議文書、等に関する統計表が含まれる。第2グループは、狭義の警察統計ともいべきものであって、これはさらにつぎのように細分される。

1) 賊難統計

これは押込、放火、殺害、強奪、窃盗、掏摸、等の賊難にあった戸および人を集計した統計表である。

2) 罪犯捕拿統計

これは犯罪統計であって、犯罪の罪目によって分類されている。

3) 囚獄及び懲役統計

監獄統計表である。

4) 事故統計

これは、現在の事故と意味が多少異なっており、棄子、迷子、行倒人、変死人、遺失物、火災統計、等が含まれている。

5) 違註罪統計

違註罪は、後には違警罪といわれるようになったが、違式註違罪の略称である。この違式註違罪は明治5年、東京府に対して発令された「違式註違条令」、翌6年、府県に発令された「地方違式註違条例」にもとづくもので、現在の軽犯罪にあたるものである。

6) 実効統計

これも分かりにくい言葉であるが、内容は火災防止、難破船救助、犯罪人逮捕救助、遺失物拾得、等に関する統計で、後に救護という言葉に変えられている。

7) 恩典統計

恩賞関係統計表を収録している。

以上が収録統計表の大項目分類であるが、以下、第2グループの警察統計に限定して、各年の「警察年報」の概要を紹介しよう。

「警察第一次年報」は明治7年（暦年）を対象年とする。緒言に「今や本年中府県^{東京府}の報告及び該寮開設以来の概況を編纂して別表を製し警察第一次年報となし以て報告す」とある。ただし、「第一次年報」は、僅か9頁の小冊子で、収録統計表も賊難表のみは東京府を除く各府県の集計があるが、事故統計は3府4県のみ、違註犯と実効統計は警視庁管轄の東京府を収録するのみである。

なお、警察統計書としては、この年報がはじめての公表統計書ではない。「本書 上の1」の「日本政表」のところで紹介したように、太政官正院第五科によって、明治6年については「明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聴訟ノ部 警保ノ部」が明治9年に刊行されている。

「警察第二次年報」は、同じく警保寮によって明治8年上半年期を対象年として刊行された。明治7年10月に大蔵省によって会計年度が7月～6月と改められ、8年度から実施することとなったためである。この「第二次年報」も、13頁の小冊子で、前年と同じく収録統計表は、賊難は全国、事故統計は3府4県、違註と実効統計は警視庁管下の東京府のみである。

「警察第三次年報」は、警保局によって新会計年度である明治8年度（8年7月から9年6月）を対象年度として刊行された。緒言に「本年度に於て警察事務漸く緒につき各地の報告亦詳密を加へ編製の次叙始めて全きを得たり」とあるように、版も大型となり頁数も26頁と倍増し、内容もようやく充実してきた。賊難統計は本周年賊難比較表となっており、はじめて府県別統計が掲載された。また事故及び実効表も府県別表となった。ただし対象時期は警視庁のみ1年で、府県については注に「各府県は本年一月始めてその事に手せしを以て全周年を整理するをえず」とあるように9年1月～6月の上半期のみである。

違註罪統計も注に「違式註違条例は既に施行せしもの一府三三県其未だ施行せざるもの二府二〇県なり」とあるように全国集計はとれず、東京府は1年分、各府県は9年上半年期について報告のあった県のみを収録している。罪犯捕拿表についても、注に「警視庁においては従前より其員数を報告し来れりと雖も各府県の如きは九年一月に至り始めて其筆に着手するが故に一周年を提出する能はず」とあるように、警視庁のみ1年分、府県は9年上半年期のみを収録してある。

「警察第四次年報」は、明治9年度を対象年度とする。内容は前年度と同様に賊難、罪犯捕拿、事故及び実効、違警罪統計を収録しているが、本年度は銃砲弾薬統計表がはじめて掲載されている。

賊難統計の注に「本周年に於て斯の如く強窃盜の増加する故以は蓋し調査の整理すると人民の申報を密にするとに従ひ自然兇悪不良の事跡を探知するに依ればなり」とある。罪犯捕拿統計は大分、熊本、鹿児島、「三県本年騒擾に会し殆んど半年間の報告なし」とある。違警罪の注に、「違式註違条例」の未実行県は滋賀、旧筑摩、鳥取、名東の4県のみとなったとある。また大分、熊本の両県は騒擾のため半年報告なく、鹿児島県は全然報告なしとある。

以上が「第四次年報」の概要であるが、ここで「第一次年報」から「第四次年報」までの「警察年報」の刊年について触れておきたい。

それは、この4冊の何れも、目次の前下に「11年8月印刷」と記されていることである。ただし、調査年は異なっており「第一次年報」は8年2月、「第二次年報」は8年12月、「第三次年報」は9年12月、「第四次年報」は10年12月である。この印刷年によれば、4冊すべて11年8月であるから、11年に4冊を同時に刊行したということになる。この点の事情を説明する史料を見ることができなかったので、いまはこの印刷年を刊行年と推定しておいた。

「警察第五次年報」は、明治10年度を対象年度として12年に刊行された。調査時点は11年12月である。収録統計表の内容には変更がないが、大分類が原因別を主軸にしてつぎのように整理された。

賊難事故及実効、捕拿罪犯、人畜物品等に係る事故及実効。捕拿罪犯統計の注に「十年西南騒擾に会し熊本県は同年七八九月の三月鹿児島県は同年七月より十二月に至る警察の報告を欠けり」とある。違警犯の注には、「違式註違条例」の未実施県は滋賀県のみとなったとある。

「警察第六次年報」は、明治11年度を対象年度として13年に刊行された。この「第六次年報」にいたって、統計表の収録数が大幅に増加し、また表章も詳細になった。そのため頁数も一挙に292頁と増大して、ようやく本格的な警察統計書としての体裁が整ってきたといえる。大項目分類もさらに整備されてつぎのように変更された。

警察及び官吏、賊難（事故の部、救護の部）、人事（事故の部、救護の部）、物類（事故の部、救護の部）、捕拿罪犯、違警犯、恩典。なお捕拿罪犯の犯罪分類が12分類より15分類となり、「種別の正しき犯罪の軽重蓋し一目瞭然なるものあらん」と注がある。

「警察第七次年報」は、明治12年度を対象年度とし、14年に刊行された。内容は前年年報とほとんど変わらない。

「警察第八次年報」は、明治13年（暦年）を対象年として16年に刊行された。これまでのように会計年度でなく暦年となったのは、15年太政官達第35号によって、統計表の調整年度は、財政関係統計のみを会計年度とし、その他は暦年によるという通達があったためである。なお項目分類が再び変更されてつぎようになった。盗難事故及救護表、変死傷其の他の事故並其救護表、捕に就し罪犯表、集会演説犯則表。

最後の表は、自由民権運動の弾圧を目的として明治13年4月、太政官布告第12号によって制定された「集会条例」にもとづく演説会の解散、演説禁止に関する統計表である。

なお最後に、警察の戸口調査による人口統計は、この段階では全国集計がえられないため収録されていないことを付記しておく。ただし、東京府については、後出の警視庁の統計書に収録されている。

また警察統計表式については前章の総括解題で触れたので、ここでは根拠法をあげるに留めておきたい。

根拠法

明治8年12月22日 内務省達乙第168号 輪廓附 府県 東京府を除く（巡查懲罰例警察出張所設置方巡查召募規則並に検査表名簿式月報送致手続警部巡查給与規則 法令全書 明治8年）

明治11年1月7日 内務省達乙第1号 輪廓附 府県 東京府を除く（警察月報表並送致手続製表心得等改正 法令全書 明治11年）

明治12年7月7日 内務省達乙第36号 輪廓附 東京警視本署 府県（警察月報表書式改定 法令全書 明治12年）

明治15年1月12日 内務省達乙第1号 輪廓附 警視庁 府県（警察月報書式改定 法令全書 明治15年）

明治16年12月27日 内務省達乙第49号 警視庁 府県（警察報告表様式改定 法令全書 明治16年）

2 警視庁一覽概表〔警視庁〕書記局第四課～書記局記録掛 明治9年～17年

- (1) 警視庁一覽概表 明治八年十二月三十一日調査〔警視庁〕書記局第四課 編 明治9年
1枚(折本) (総) (セ・覆)
- (2) 警視庁一覽概表 明治九年十二月三十一日調査〔警視庁〕書記課記録掛 編 明治10年
1枚(折本) (総) (セ・覆)
- (3) 東京警視本署一覽概表 書記課記録係 編 明治11年 13丁① (内) (セ・覆)
- (4) 明治十一年東京警視本署事務年表 警視本署書記課規則係 編 明治13年 32p.
(内) (セ・覆)
- (5) 明治十二年東京警視本署事務年表 警視庁書記局記録掛 編 明治14年〔巻頭〕 10, 41p.
(総) (セ・覆)
- (6) 明治十三年東京警視本署事務年表 警視庁書記局記録掛 編 明治14年〔巻頭〕 5, 45p.
(セ・覆)②
- (7) 明治十四年警視庁事務年表〔警視庁書記局記録掛〕 編〔明治15年〕 8, 51p.
(総)③ (セ・マ)
- (8) 明治十六年警視庁事務年表〔警視庁書記局記録掛〕 編〔明治17年〕 121p.
(セ・覆)④

所蔵注記

- ② 原本は法務省図書館に所蔵されている。
- ③ 総理府統計局図書館所蔵の資料はp.41～44が失なわれている。法務省図書館にも所蔵されている筈であるが、目下のところ現物は行方不明。
- ④ 原本は法務省図書館に所蔵されている。

書誌注記

- ① 書名は題簽による。本文首には「明治十年東京警視本署一覽概表」とある。

統計内容注記

(1) 警視庁一覽概表 明治八年十二月三十一日調査

調査対象年 明治8年

内容細目

〔位置〕：本庁〔分署〕

本庁事務分掌：第1表〔分課〕 第2表(表頭 署、
小区、警部補、巡査、町、村、戸、口；表側 第1～
第6方面<大区別<署別>>)

庁員(大警視、権大警視、等)

黜陟(表頭 奏任、判任、等；表側 昇級、降級、等)

警備(小隊、エンヒール銃、等)

練兵場〔位置〕

射的〔位置〕

電信：第1表〔本庁よりの電信設備位置〕 第2表(線路、器械、等)

病院：第1表〔病院位置〕 第2表(種痘人、巡査患者、等)

消防：第1表(火の見、ポンプ、等) 第2表(表頭
ポンプ組役割、消防組役割；表側 1ヶ月手当金<2
円、1円75銭、等>)

水防(水防組、水防夫、等)

賞与(表頭 人員、賞金；表側 放火者を捕る、殺人者を捕る、等)

懲罰(人員、贖金)

文書往復(正院、諸省、等)

官費(給与<官員月給、等外月給、等>、庁費<需要
刊行、等>等)

民費(巡査宿代、消防費<諸雇給、衣服、等>等)

巡査交番所(立番、箱番)

掲示場〔位置〕

賊難(押込に遇う戸、放火に遇う戸、等)

捕拿(放火せし者、人を殺せし者、等)

事故(迷子、棄児死、等、出生、死亡)

外国人事故(表頭 外国名別；表側 疵を負わせし者、強淫せし者、等)

違警：第1表(表頭 節目：贗造又は腐敗の飲食物を
知て売る者、春画の類を販売する者、等；表側 犯人
) 第2表(贖金、実効)

実効(迷子救、棄児救、等)

囚獄(入獄、出獄、等)

懲役(7年より越高、8年中入場、等)

火災(表頭 全戸焼失度数、半焼度数；表側 出火原
由：竈、行燈、等)

備用(馬車、乗馬、等)

(2) 警視庁一覽概表 明治九年十二月三十一日調査

調査対象年 明治9年

内容細目

本庁位置(同前年同表)

事務分掌：第1表〔分課〕(同前年同表) 第2表(同前年同表)

戸数人員：第1表 本籍(表頭 華族、士族、等；表側 戸数、男、女) 第2表(兵員、官庁、公舎、等、空戸)

寄留第1表(表頭 同前表；表側 戸数) 第2表(表頭 華族・士族・等<男、女>；表側 使府県別) 第3表(戸数、人員<男、女>)

外国人居留(表頭 戸数、男、女；表側 外国名別) 庁員(同前年同表)

黜陟(同前年同表)

巡査志願(総人員、採用、不採用)

電信：第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表)

病院：第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表)

屠牛場：第1表〔位置〕 第2表(牛、犢、綿羊)

消防：第1表(同前年同表) 第2表(表頭 新唧筒

組役割, 旧唧筒組役割, 等; 表側 同前年同表)
水防: 第1表(水防組, 水防夫, 等) 第2表 水防組手当(自7月至10月)(表頭 役割: 組頭, 同副, 平組; 表側 足留金1人1ヶ月, 出役手当1人1日)
警備(同前年同表)
練兵場(同前年同表)
射的(同前年同表)
巡查交番所(同前年同表)
揭示場(同前年同表)
文書往復(同前年同表)
書冊(法律書, 翻訳書, 等)
賞与(同前年同表)
懲罰(同前年同表)
人民賞与(表頭 人員, 賞金; 表側 強盗を捕る, 窃盗を捕る, 等)
官費(同前年同表)
民費(同前年同表)
備用(同前年同表)
外国人事故(同前年同表)
事故(迷子, 棄子生, 等, 出生人・死亡人<内, 外>)
実効(同前年同表)
違警: 第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表)
懲役(8年より越高・9年中入場・等<男, 女>)
囚獄(入獄・出獄・等<男, 女>)
監倉(入監の部<8年より越高・1月より12月迄入監<男, 女>>, 出監の部<懲役・禁獄・等<男, 女>>等)
犯罪 第1表(表頭 人員; 表側 国事犯・強盗・等<男, 女>) 第2表(10年へ越高件数, 府県探偵依頼件数, 等)
盜賊調: 国別表(国別) 職業別表(官途出仕・神官僧侶・等<族籍別>) 年齢別表(15歳以下, 15歳以上より50歳以上迄5歳刻み, 60歳以上) 男(有婦有子, 有婦無子, 等) 女(有夫有子, 有夫無子, 等)
宗旨(天台, 真言, 等) 犯数(強盗初, 同再, 等)
懲役製品(表頭 人員, 製品, 估金; 表側 外役, 米搗, 等)
雜報(頓死せし者, 暴風の為め圧倒されし家, 等)
遊廓(表頭 新吉原, 深川, 等; 表側 戸数, 娼妓数, 等)
火災: 第1表(表頭 度数; 表側 出火原因: 附火, 附火と疑う者, 等) 第2表 焼失家屋(瓦葺平屋, 同2階造, 等) 第3表 焼失土蔵(平造, 2階造) 第4表 同物置(瓦葺塗屋, 同2階造, 等) 第5表 内訳(官舎, 華族, 等) 第6表 外立(不至失火消留, 焼死<男, 女>等)
賊難(同前年同表)

3) 東京警視本署一覽概表

調査対象年 明治10年

内容細目

本署併に各分署位置: 本署 分署
事務分掌〔分課〕
所轄の小区巡查配置: 第1表(表頭 1~6方面<大区別<分署別>>; 表側 小区名, 警部補並巡查配置, 交番所, 町数, 村数, 戸数, 人員) 第2表(総計<方面, 大区, 分署, 小区, 警部補巡查, 等>)
庁員官等: 第1表(大警視, 中警視, 等) 第2表(合計<勅任, 奏任, 等>)
庁員黜陟(同前年同表)

官民賞与(表頭 放火者を捕る者, 殺人者を捕る者, 等; 表側 官吏, 金員, 人民・金員<男, 女>)
巡查懲罰(犯人, 罰金, 等)
警備練兵場: 警備(同前年同表) 練兵場〔位置〕
射的場〔位置〕
病院併に医学校: 病院 第1表(同前年同表) 第2表(警部補及び巡查患者, 市民患者, 等, 貸座敷等歩金収納高, 検査所管繕費, 等) 医学校 第1表〔位置〕 第2表(生徒<貸費, 通学>)
電信架設: 第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表)
揭示場〔位置〕
文書往復(太政官, 院省, 等)
巡查志願人(採用, 不採用)
火防水防人夫役割: 火防 第1表(新唧筒組, 旧唧筒組, 等) 第2表(表頭 新唧筒組役割・旧唧筒組役割・等<組頭, 同副, 等>; 表側 1人1ヶ月手当金<2円, 1円75銭, 等>, 出火1度<20銭, 15銭>)
水防 第1表(同前年同表) 第2表 水防組手当(自7月至10月)(表頭 同前年同表; 表側 足留金1人1ヶ月, 出役手当1人1日, 等)
官民費仕払: 官費(俸給<官員月給, 等外月給, 等>, 給与<諸雇給, 賞与, 等>等) 民費(同前年同表)
備用品目(書籍冊数<法律書, 警察書, 等>, 雜品<馬車, 乗馬, 等>)
外国人事故(表頭 外国名別; 表側 人を救ひし者, 人を殺せし者, 等, 合計, 内裁判に掛りし事件, 内私和せし事件)
一般の事故: 第1表(表頭 男, 女; 表側 迷子, 棄子生, 棄子死, 等) 第2表(暴風潰家, 落雷, 等)
賊難に遇ひし金品(強盗の部<押込に遇ふ戸, 放火に遇ふ戸, 等, 追剥に遇ふ人・殺されし人<男, 女>, 等, 奪われし金, 奪われし衣類, 等>, 窃盗の部<掏摸に遇ふ人・誑騙に遇ふ人<男, 女>, 盗まれし金, 等>)
火災の原因及び焼失家屋: 第1表(表頭 度数<出火, 消止>; 表側 出火原因: 附火, 附火の疑, 等) 第2表(類焼度数, 類焼戸数, 等) 第3表 焼失家屋(土蔵造, 瓦葺平屋, 等) 第4表 種類(官舎, 華族, 等)
官民実効: 第1表(表頭 官吏・人民<男, 女>; 表側 迷子救, 棄子救, 等) 第2表(表頭 官吏, 人民; 表側 出火消止, 怪火消止, 等)
違註犯人節目(表頭 犯人<男, 女>, 贖金, 実決, 呵責; 表側 違式<贗造又は腐敗の飲食物を知て売る者, 往來等へ願なく家作を張出す者, 等>, 註違<狹隘の小路を馬車にて馳走する者, 無燈にて諸車を挽く者, 等>)
犯罪求刑併に売淫犯則: 第1表(表頭 犯人<男, 女>; 表側 国事犯, 棄毀器物稼穡, 等) 第2表 入之部(表頭 同前表; 表側 捕獲, 自首) 出之部(表頭 同前表; 表側 求刑, 保管, 等) 第3表 吟味願(願高, 受理, 却下) 第4表 売淫犯則(表頭 犯人<男, 女>, 罰金, 苦使<男, 女>; 表側 売淫, 窩主, 等)
監獄已決: 第1表(表頭 国事犯・強盗・等<男, 女>; 表側 百日以下, 1年, 等) 第2表(表頭 男, 女; 表側 9年より越高, 10年中入監) 第3表 内訳(表頭 同前表; 表側 放免, 収贖, 等) 第4表

(表頭 同前表；表側 懲治・禁獄<9年より越高，10年中入監，10年中出監>)
監獄未決(表頭 同前表；表側 入監<9年より越高，10年中入監>，出監<懲役，禁獄，等>，現員)
懲役出納：額外(延人員，常費<食費，服費，等>)
工作(出金<財本買入，財本越金>，入金<製品估金；雑工入金>等)
盜賊身元調：第1表(表頭 人員；表側 國別) 第2表(表頭 人員；表側 職業別) 第3表 犯數(強盜初，同再，等) 第4表 原由(貧窮，酒色，等) 第5表 年齡(同前年同表) 第6表 男女(有婦有子，有婦無子，等，有夫有子，有夫無子，等) 第7表 宗旨(同前年同表)
戶籍調査：第1表(表頭 本籍・寄留<華族，士族，平民>，兵員，外国人；表側 戶數，男，女) 第2表(官庁，兵營，等，学校・病院<官立，公立，私立>) 第3表 内訳(10年中出生・同死亡・同逃亡・同復籍<男，女>) 第4表 寄留内訳(表頭 男，女；表側 使府別) 第5表 外国人居留内訳(表頭 男，女；表側 外国名別)
營業取締：第1表(表頭 開業，廢業，現員；表側 質高，古着，等) 第2表(表頭 度數，箇所，現員；表側 銃砲彈藥免許売買，劇場，等)
水上警察：設置〔位置〕 配置(警部，警部補，等)
遊所稼金高(表頭 新吉原，新宿，等；表側 貸座敷，同稼金高，等)
屠獸の數：屠場〔位置〕 屠數(牛，犢，等) 販數(牛肉卸売，豚肉卸売，等)
雜事(破産せし者，贖札届出の數，等，三男を生し者，双子を生し者)
消防組詰所(12月1日より4月30日まで)(表頭 消防組，ポンプ組，別手組；表側 第1～第6方面)

(4) 明治十一年東京警視本署事務年表

調査対象年 明治11年
内容細目

沿革概説〔記事〕
本署併各分署位置(同前年同表)
事務分課(同前年同表)
分轄：第1表(表頭 第1～第6方面<分署別>；表側 交番所，巡查配置，町數，村數，戶數，人員) 第2表 總計(方面，分署，交番所，等)
官吏：第1表(大警視，中警視，等) 第2表(勅任，奏任，等)
官吏黜陟(同前年同表)
吏民賞与(同前年同表)
巡查懲罰(表頭 警部補及試補，巡查；表側 犯人，呵責，等)
警備：小銃(長スナイトル，短スナイトル，等) 彈藥(エンブキール，スナイドル，等) 器械(小銃胴乱，ピストル胴乱，等) 鷓鴣射殺(鷓，鴉，鳶)
操練所〔位置〕 射的場〔位置〕
文書往復(同前年同表)
巡查志願(採用・不採用<士族，平民>)
揭示場〔位置〕
電信：第1表(同前年同表) 第2表 器械(線路，里程，等) 第3表 通信(府内・府外<官，局，私>)
衛生：第1表〔病院位置〕 第2表 患者(内科的諸病<神經系諸病・呼吸器系諸病・等<巡查，市民>>，

外科的諸病・五官器諸病・等<巡查，市民>)
消防組：第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表)
水防組：第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表)
官費(同前年同表)
民費(同前年同表)
外国人事故(表頭 外国名別；表側 傷を負せし者，暴行せし者，等)
賊難事故(強盜の部<押込に遇ふ戸，放火<遇ふ戸，せられんとする戸>，等>，窃盜の部<窃盜に遇ふ戸，拘摸に遇ふ人<男，女>，等>)
財産畜類に係る事故(遺失物<金，品>，狂犬，等) 火災事故：出火原因(表頭 出火に至らず消止，半焼にて消止，等；表側 放火，放火の疑ひ，等) 類焼戸數 焼失家屋(土藏造・煉化造・等<平屋，2階造>) 焼失種目(官舎，士族，等，合計，焼坪，畳，建具)
人に係る事故(表頭 男，女；表側 迷子，棄子<生死>等)
物に係る実効(表頭 警察官吏，常人；表側 遺失物拾上<金，品>，失火せんとする消止，等)
人に係る実効(表頭 同前表；表側 迷児救援・棄兒救援・等<男，女>)
賊難に係る実効(表頭 同前表；表側 押込に遇ふ戸救援，放火せられんとする消止，等)
違註犯人(表頭 科料<男，金，女，金>，実断<男>，呵責<男，女>；表側 同前年同表)
犯罪捕拿：第1表(表頭 犯人<男，女>；表側 國事犯，棄毀器物稼積，等) 第2表 売淫犯則(表頭 実決<人員，金員>，苦使；表側 売淫，窩主<男，女>等) 第3表 捕獲内訳(官吏捕，人民捕，自首)
監獄：懲役(表頭 國事犯・立嫡違法・等<男，女>；表側 百日以下，1年，等) 禁獄(表頭 國事犯<男>，立嫡違法<女>等；表側 同前表) 入監(表頭 男，女；表側 懲役・懲治・禁獄<10年より越高，11年中入監，現員>) 出監(表頭 男，女；表側 懲役，禁獄，等，合計，現員)
盜賊調査：國名(國別) 年齡(15年以下，15年以上より50年以上迄5年刻み，60年以上，70年以上) 職業(農，米商，等) 士族(表頭 男，女；表側 戸主，雇人，等) 平民(同前表) 男女(同前年同表) 宗旨(同前年同表)
營業取締：第1表(表頭 開業，廢業，現員；表側 劇場，同茶屋，等，八品商) 第2表(劇場興業度數，角舩同，等) 第3表 八品商内訳(表頭 同前々表；表側 質屋，古着，等)
雜報：第1表(表頭 男，女；表側 頓死人，懲治監入願，等) 第2表(婦人断髮顯出，戸締り乾物の心付，等)
戸口調査：第1表(表頭 戶數，人員<男，女>；表側 本籍・寄留<華族，士族，平民>，外国人，等) 第2表 總計の内(官舎，公舎，等，出生・復婦<男，女>) 第3表 總計の外(官庁，兵營，等，死亡・亡命<男，女>) 第4表 寄留内訳(表頭 男，女；表側 使府別) 第5表 外国人居留内訳(表頭 戶數，男，女；表側 外国名別)
水上警察：第1表〔位置〕 第2表(警部，警部補，等)
備用物品(馬車，乘馬，等)
備用書籍：書籍冊數(法律書，警察書，等) 書籍出版(達全書，布達全書，等)

遊里稼金高（同前年同表）

附言：落雷 蝗害 洪水 兇賊 暴動〔以上記事〕

(5) 明治十二年東京警視本署事務年表

調査対象年 明治12年

内容細目

〔記事〕

位置（同前年同表）

分課（同前年同表）

分轄：（表頭 第1～第6方面〔署別〕，統計比較〔本年，前年〕；表側 交番所，巡查，等，戸数，人員）
官吏：第1表（同前年同表） 第2表（勅任，奏任，等，総計〔本年，前年〕）

黜陟（同前年同表）

賞与（表頭 放火者捕獲，殺人者捕獲，等；表側 警察官吏〔人員，金員〕，人民〔男，金員，女，金員〕）
懲罰（表頭 同前年同表；表側 罰金人員，罰金，等）

警備：小銃（同前年同表） 彈藥（同前年同表） 器械（同前年同表） 鷓鴣射殺（同前年同表） 操練場〔位置〕 射的場〔位置〕

文書件数（太政官，外務省，等）

電信：第1表（同前年同表） 第2表 器械（同前年同表） 第3表 通信（府内・府外〔官報，私報〕）

衛生：〔病院位置〕 第2表 患者（同前年同表）

消防：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）

水防：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）

官費（同前年同表）

民費（同前年同表）

外国人事故（表頭 外国名別；表側 誤て傷負せし者，失火せし者，等）

盜難：第1表（表頭 事故，救援〔警察官吏，一般人民〕；表側 強盜の部〔押込に遇ふ家，放火せられんとする戸，刃物にて殺されし（男）等〕，追刺に遇ふ〔人（男，女），刃物にて傷受けし（男）等〕，奪われし〔金，穀，等〕，窃盜の部〔盗に遇ふ戸，掏摸に遇ふ〔男，女〕等，盗まれし〔金，穀，等〕〕）
第2表 奪われし古金銀個数（大判，小判，等） 第3表 奪われし物品の価（衣服，雑品，等）

火災事故：出火原由（同前年同表） 類焼の戸数 焼失家屋（同前年同表） 戸数区別（官舎，華族，等，合計，焼坪）

人に係る事故（表頭 事故，救援〔警察官吏，一般人民〕；表側 自死〔する者・せんとする者〔男，女〕〕，誤り殺〔されし者・されんとする者〔男，女〕〕等）

人に係る事故内訳（表頭 男，女；表側 流行病〔虎列刺・実布埵利亜〔全治，死亡〕〕，自死する者〔刃物，縊死，等〕等）

物に係る事故（表頭 事故，救援〔警察官吏，一般人民〕；表側 遺失物〔金，品〕，失火せんとする戸，等）

雑事：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）
巡查死傷（強盜拒捕負傷の爲死す，強盜拒捕傷受る，等，合計〔死，傷〕）

巡查志願（同前年同表）

違警（同前年同表）

犯罪捕拿：第1表（同前年同表） 第2表 捕獲（官吏捕，人民捕，等） 第3表 入の部（表頭 男，女；表側 前年より越高，捕獲人員〔捕獲，老少，等〕）

等） 第4表 出の部（表頭 男，女；表側 求刑，放還，等） 第5表 年齢（15未満，20以上より50以

下迄10刻み，50以下，60以下，70以下，71以上） 第6表 売淫犯（同前年同表）

懲役（同前年同表）

禁獄（同前年同表）

監獄出入：入監（表頭 男，女；表側 未決監・懲役・等〔前年より越高，本年入監〕） 出監（表頭 男，女；表側 禁獄〔病死，満期放免，等〕，懲治〔本年出監，翌年へ越高〕等）

盜犯原由：国名（国別） 年齢（同前年同表） 業名（表頭 男，女；表側 農，小間物商，等） 士族（同前年同表） 平民（同前年同表） 宗旨（同前年同表） 男女（同前年同表） 原由（貧窮，酒食，等）

戸口：第1表（同前年同表） 第2表（官庁，兵營，等，出生・死亡〔男，女〕） 第3表 寄留内訳（同前年同表） 第4表 外国人内訳（表頭 男，女；表側 外国名別）

営業取締：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表） 第3表 八品商内訳（同前年同表）

出版書目（達全書，布達全書，等）

遊里（同前年同表）

(6) 明治十三年東京警視本署事務年表

調査対象年 明治13年

内容細目

沿革〔記事〕

位置（同前年同表）

分課（同前年同表）

分轄（同前年同表）

官吏（同前年同表）

黜陟（同前年同表）

賞与（同前年同表）

懲罰（同前年同表）

警備：小銃（同前年同表） 器械（同前年同表） 彈藥（同前年同表） 鷓鴣射殺（鷓，鴉） 射的場〔位置〕 文書件数（同前年同表）

電信：第1表（同前年同表） 第2表 器械（同前年同表） 第3表 通信（同前年同表）

病院：第1表〔病院位置〕 第2表 巡查患者（同前年患者表）

経費（官費〔俸給〔奏任月給，判任月給，等〕，給与〔諸雇費，満年賜金，等〕等〕，民費〔警察費〔下宿料，借地料，等〕，消防費〔諸雇費，諸賄料，等〕等〕）

消防：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）

水防：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）

外国人事故（同前年同表）

賊難：第1表（表頭 事故，実効〔警察官吏，一般人民〕；表側 強盜の部〔押込に遇ふ家，害に遇ひ及び奪われし品〔放火せられんとする戸，殺されし人・傷受けし人（男，女），等〕等〕，窃盜の部〔盗に遇ふ家，盗まれ品〔金，穀，等〕等〕） 第2表 奪われし物品価（衣服価，雑品価，等） 第3表 奪われし古金銀個数（大判，小判，等）

火災：出火原由度数（同前年同表） 類焼の戸数 焼失の家屋（土蔵2階造，煉化2階造，等）

人に係る事故（表頭 事故，救援〔警察官吏，一般人民，吏民協力〕；表側 同前年同表）

人に係る事故内訳（表頭 男，女；表側 流行病〔虎列刺・癩疹塞扶私・等〔全治，死亡〕〕，自死する者〔刃物，縊首，等〕等）

物に係る事故（表頭 同前々表；表側 同前年同表）
雑事：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）
巡查死傷（兵卒暴行の際傷せらる、発狂人取鎮の際刃物にて殺さる、等）
巡查志願（同前年同表）
違警（同前年同表）
犯罪捕拿：第1表（同前年同表） 第2表 捕獲（同前年同表） 第3表 入の部（同前年同表） 出の部（同前年同表） 第4表 年齢（15以下、20以下より50以下迄10刻み、50以下、60以下、70以下、71以上）
第5表 売淫犯（同前年同表）
懲役（同前年同表）
禁獄（表頭 国事犯＜男＞、棄毀器物稼穡＜男＞、等；表側 百日以下、1年、1年半、2年、2年半、3年、7年、10年、終身）
監獄出入：入監（同前年同表） 出監（同前年同表）
盗犯原由：国名（表頭 男、女；表側 国別） 年齢（表頭 男、女；表側 15年未満、15年以上より50年以上迄5年刻み、50年以上、60年以上、70年以上）
業名（同前年同表） 士族（同前年同表） 平民（同前年同表） 宗旨（表頭 男、女；表側 天台、真宗、等） 男女（同前年同表） 原由（表頭 男、女；表側 貧窮、酒食、等）
戸口：第1表（同前年同表） 第2表（同前年同表）
第3表 寄留内訳（同前年同表） 第4表 外国人内訳（同前年同表）
営業取締：諸営業（表頭 開業、廃業、現員；表側 劇場、同茶屋、等） 八品商内訳（同前年同表） 芸人内訳（表頭 同前々表；表側 申楽、角瓶、等）

7) 明治十四年警視庁事務年表

調査対象年 明治14年

内容細目

事務の沿革〔記事〕

明治14年警視庁事務年表

位置：本庁 警察署 消防分署 監獄

巡查屯所（表頭 第1～第5方面・水上巡查屯所＜屯所名〔位置〕＞、総計比較＜本年、前年＞；表側 派出所、巡查、町数、村数、戸数、人員）

官吏：第1表（表頭 本庁＜警視總監、警視副總監、等＞、巡查本部＜巡查総長、巡查副総長、等＞等；表側 勅任＜3等＞、奏任＜4～9等、准奏任＞） 第2表（表頭 本庁＜警視属、御用係＞、巡查本部＜巡查長、巡查副長、等＞等；表側 判任＜俸給：75円、60円、等＞、雇＜80円以下6円以上＞） 第3表（表頭 本庁＜等外＞、巡查本部＜巡查＞等；表側 等外＜俸給：10円、9円、等＞）

黜陟（表頭 勅任、奏任、等；表側 昇給、降給、等）
巡查志願（採用・不採用＜士族、平民＞）

賞与（表頭 貨幣贖造者を捕ふる者、放火者を捕ふる者、等；表側 警察官吏＜人員、金員＞、人民＜男、金員、女、金員＞）

懲罰（表頭 巡查部長、巡查；表側 罰金人員、罰金、等）

電信：架線 器械（線路、里数、等） 通信（府内・府外＜官報、私報＞）

文書取扱（太政官、外務省、等）

経費：官費（俸給＜勅任俸給、奏任俸給、等＞、雑給＜旅費、満年賜金、等＞等） 民費（警察費＜下宿料、地租及借地料、等＞、消防費＜諸雇給、諸賄給、等＞

等）

賊難（表頭 事故、実効＜警察官吏、一般人民＞；表側 強盗の部＜押込に遇ふ家、害に遇ひ及び奪われ品〔放火焼失の人、殺されし者・傷受けし者（男、女）等〕等＞、窃盗の部＜盗に遇ふ家、盗まれ品〔金、穀、等〕等＞）

火災：第1表（消防組、消防夫、等） 第2表（表頭 消防組役割＜組頭、同副、等＞；表側 1人1ヶ月手当金＜2円、1円75銭、等＞） 第3表 度数（表頭 焼燬に至らず、半焼、等；表側 出火原由：放火、放火の疑ひ、等） 第4表 類焼の戸数 第5表 焼失の家屋（土蔵2階造、煉化2階造、等）

事故：第1表（表頭 人員、救援＜警察官吏、一般人民、吏民協力＞；表側 種目：自死＜する者、せんとする者＜男、女＞、誤り殺されし者・せんとする者＜男、女＞、誤り殺されし者・誤り傷せられし者・等＜男、女＞） 第2表（表頭 男、女；表側 内訳：自死する者＜縊首、投水、等＞、自死せんとする者＜刃物、刃物にて傷ず、等＞等、流行病＜虎列刺・腸室扶私・等〔全治、死亡〕＞） 第3表（表頭 物に係る＜事故、救援〔警察官吏、一般人民、吏員協力〕＞；表側 遺失物＜金、品＞、失火せんとする戸、等） 第4表（表頭 外国名別；表側 誤て傷いせし者、巡查の服を破毀せし者、等） 第5表 雑事（表頭 男、女；表側 発狂人取鎮、頓死人、等）

水防：第1表（水防組、水防夫、等） 第2表 役割併手当（表頭 組頭、同副、等；表側 人員、足留金＜1人1ヶ月＞、出役手当＜1人1日＞、等）

違警（表頭 科料＜男、金、女、金＞、実断・呵責＜男、女＞；表側 違式節目：贗造又は腐敗の飲食物を知て売る者、身体へ刺繍をなす者、等）

犯罪捕拿：第1表（表頭 犯人＜男、女＞；表側 棄毀器物、棄毀器物、等） 第2表 売淫犯（表頭 実決＜人員、金員＞、苦使；表側 壳淫、高主・媒合・等＜男、女＞、合計、苦使中罰金上納）

盗犯種質：国名（表頭 男、女；表側 国別） 年齢（表頭 男、女；表側 15年未満、15年以上より50年以上5年刻み、60年以上） 業名（表頭 男、女；表側 農、医業、等） 士族（表頭 男、女；表側 戸主、雇人、等） 平民（同前表） 原由（表頭 男、女；表側 貧窮、酒食、等） 宗旨（表頭 男、女；表側 天台、真宗、等）

男女（有婦有子、有婦無子、等、有夫有子、有夫無子、等）

監獄 第1表（表頭 懲役＜子弟私擅用財〔男〕、棄毀器物稼穡〔男〕等＞、禁獄＜常人盗〔男〕、窃盗〔女〕等＞；表側 百日以下、1年、等） 第2表 懲治（表頭 出願、刑餘、等；表側 入監＜前年より越高・本年入監〔男、女〕、逃走就縛〔男〕＞、出監＜放免〔男、女〕、復籍〔男〕等、合計、翌年へ越高〔男、女〕＞） 第3表 未決人出入（表頭 男、女；表側 入監＜前年より越高、本年入監＞、出監＜懲役、禁獄、等、合計、翌年へ越高＞） 第4表 監役人出入（表頭 男、女；表側 入監＜前年より越高、本年入監＞、出監＜放免、収贖放免、等、合計、翌年へ越高＞） 禁獄人出入（表頭 男、女；表側 入監＜前年より越高、本年入監＞、出監＜満期放免、死亡＞）以下、戸口調査、営業取締、出版書目及備品、遊里及微毒病院の4統計は41頁より44頁まで欠落のため採録

不可能

明治13年14年警察上比較表(表頭 官吏<奏任, 判任, 等>, 火災<焼燬に至らず消止, 半焼にて消止>等;
表側 14年, 13年, 14年<増, 減>)

(8) 明治十六年警視庁事務年表

調査対象年 明治16年

内容細目

事務沿革〔記事〕

本庁位置

警察署位置併所轄町村

巡查屯所及所轄町村戸口(表頭 第1~第6方面<京橋巡查屯所, 坂本町巡查屯所, 等>, 水上巡查屯所;
表側 派出所, 巡查, 町数, 村数, 戸数, 人員)

消防水防分署位置(表頭 第1~第6分署<位置>;
表側 消防分遣所, 消防組, 消防夫, 水防組, 水防夫)
監獄署位置

官吏(本庁<警視總監, 警視副總監, 等>, 巡查本部<1等警視兼巡查総長, 2等警視兼巡查副総長, 等>, 等)

黜陟(表頭 勅任, 奏任, 等; 表側 昇級, 新任, 等, 病死)

賞与(表頭 放火者を捕ふる者, 殺人者を捕ふる者, 等; 表側 警察官吏<人員, 金員>, 人民<男, 金員, 女, 金員>)

懲罰(表頭 巡查部長, 巡查; 表側 罰金人員, 罰金, 免職, 呵責)

文書取扱(太政官, 外務省, 等)

経費(官費<仕払高<本庁(俸給, 雑給, 等)>>, 在府県獄囚徒費<仕払高<獄署費, 己決囚諸費, 等>>等) 収入(官費<収入高<官有物払下代, 雑収入>>, 地方税<雑収入高<警察署雑入, 監獄署雑入>>等)

戸籍(表頭 本籍・寄留<華族, 士族, 平民>, 外国人<英吉利, 魯西亜, 等>; 表側 戸数, 男, 女)

別表(官庁, 兵營, 等, 学校<官立, 公立, 私立>, 病院<官立, 私立>, 会社, 等, 養育院入・獄囚・止宿<男, 女>)

政談演説併新聞: 演説度数(演説認可, 同不認可, 等) 演説年次比較(表頭 演説認可, 演説不認可, 等; 表側 14年5月以降, 15~16年)

政談演説現在所轄別(表頭 麹町警察署, 久松町警察署, 等; 表側 演説<認可, 不認可>, 演説<度数, 人員>, 解散<全会, 結社>, 禁止<管内, 全国>)

新聞紙雑誌(表頭 東京日々新聞, 郵便報知新聞, 等; 表側 発行高, 代価, 等)

営業取締: 諸営業(表頭 劇場, 同茶屋, 等; 表側 開業, 廃業, 現員)

諸芸人(表頭 俳優, 申楽, 等; 表側 同前表)

度量衡(表頭 度・量・衡<製造人, 売捌人>; 表側 同前表)

危険品(表頭 石油製造所, 烟火製造所, 等; 表側 同前表)

牛乳(表頭 麹町区, 神田区, 等; 表側 乳牛, 搾乳高)

屠獸(表頭 16~12年; 表側 牛・豚<頭数, 斤数, 百斤の平均相場)

遊里(表頭 新吉原, 根津, 等; 表側 開業・廃業・現員<貸座敷, 引手茶屋, 娼妓>)

微毒病院患者の数: 第1表(前年より越高, 翌年へ越高) 第2表(表頭 入院, 退院; 表側 新吉原, 根

津, 等)

人事事故: 変死せし人(表頭 自死せし者, 人に殺されし者, 等; 表側 男, 女)

変死せし人の現在所轄別(表頭 麹町警察署, 小川町警察署, 等; 表側 自死せし者・人に殺されし者・等<男, 女>)

変死せんとせし人併傷せし人(表頭 自死せんとして死せざりし者, 人に殺されんとして免かれし者, 等; 表側 男, 女, 救護を受けし数<警察官吏, 一般人民, 吏民協力>)

変死せんとせし人併傷せし人の現在所轄別(表頭 同前々表; 表側 自死せんとして死せざりし者・人に殺されんとして免かれし者・等<男, 女>)

変死せし人の月別(表頭 1~12月; 表側 自死せし者・人に殺されし者・等<男, 女>)

変死せんとせし人併傷せし人の月別(表頭 1~12月; 表側 同前々表)

変死せし人併傷せし人の年次比較(表頭 自死せし者, 人に殺されし者, 等; 表側 13~16年)

変死せし人併傷せし人内訳: 第1表(自死せし者・人に殺されし者・等<男, 女>) 第2表(表頭 自死せし者<縊れて, 投水して, 等>, 人に殺されし者<縊れて, 刃物にて, 等>; 表側 男, 女)

棄児迷児途中発病及流行病: 第1表(表頭 棄児, 迷児, 途中発病者, 途中発病の死者; 表側 男, 女, 救護を受けし数<警察官吏, 一般人民, 吏民協力>)

第2表(流行病<全治・死亡<男, 女>>) 第3表(表頭 流行病<虎列刺・腸窒扶私・等<全治, 死亡>>; 表側 男, 女)

棄児迷児途中発病者所轄別(表頭 麹町警察署, 小川町警察署, 等; 表側 棄児・迷児・等<男, 女>)

棄児迷児途中発病者及流行病年次比較(表頭 棄児生者, 迷児, 等, 虎列刺・腸窒扶私・等<全治, 死亡>; 表側 13~16年)

火災度数及焼失種類: 第1表(表頭 放火, 同疑ふ者, 等; 表側 焼燬に至らず・半焼・全焼・類焼<区, 郡>) 第2表(類焼の戸数・坪数<区, 郡>)

焼失家屋の種類(表頭 土蔵造2階, 煉化造<平屋, 2階>; 表側 区, 郡)

火災所轄別(表頭 麹町警察署, 小川町警察署, 等; 表側 失火・放火<度数, 直に消止, 焼失の家, 坪数>)

火災年次比較(表頭 16~12年; 表側 同前表)

火災区別年次比較(表頭 麹町区, 神田区, 等; 表側 16~12年<出火の度数, 焼失家屋の建坪>)

外國人事故(表頭 故らに傷負せし者, 出火したる者, 等; 表側 貌列願, 米利堅, 等)

遺失及漂流物(表頭 遺失物件数, 貨幣, 金属, 等, 漂流物件数, 公売金, 等; 表側 失者届, 得者届, 処分区別<失者下付, 満期下付, 公売, 官没>)

強盗に遇ひ及救護を受けし数: 第1表(押込に遇せし家, 押込の爲殺されし者・同傷せられし者<刃物・銃<男, 女>>; 表側 救護を受けし数<警察官吏, 一般人民, 吏民協力>)

強盗に遇せし所轄別(表頭 麹町警察署, 小川町警察署, 等; 表側 押込に遇せし家, 殺されし者・傷せられし者<男, 女>等)

強盗に遇ひし月別(表頭 1~12月; 表側 押込に遇ひし家, 殺されし者, 奪はれし金, 等)

強盗に遇ひし年次比較（表頭 押込に遇ふ家、押込の為殺されし者、奪はれし金、等）
追剥に遇ひ及救護を受けし者（表頭 追剥に遇ひし者<男、女>、追剥の為傷せられし者<刃物男>、奪はれし金、等；表側 追剥に遇ひし数、救護を受けし数<警察官吏、一般人民、吏民協力>）
追剥に遇ひし現在所轄別（表頭 麹町警察署、小川町警察署、等；表側 追剥に遇せし者<男、女>、傷せられし者<男>、奪はれし金、等）
追剥に遇ひし人の月別（表頭 1～12月；表側 追剥に遇ふ人、傷受けし人、奪はれし金、等）
追剥に遇ひし年次比較（表頭 追剥に遇ふ人、追剥の為殺されし人、奪はれし金、等；表側 13～16年）
窃盗に遇ひ及救護を受けし数（表頭 窃盗の入りし家、窃盗せられし金、等；表側 窃盗に遇ひし数、救護を受けし数<警察官吏、一般人民、吏民協力>）
窃盗に遇ひし所轄別（表頭 麹町警察署、小川町警察署、等；表側 窃盗の入りし家、盗まれし金、等）
窃盗に遇ひし月別（表頭 1～12年；表側 窃盗の入りし家、盗まれし金、等）
窃盗に遇ひし年次比較（表頭 窃盗の入りし家、盗まれし金、等；表側 13～16年）
拘摸に遇ひ及救護を受けし者（表頭 拘摸に遇ひし者<男、女>、拘摸せられし金、等；表側 拘摸に遇ひし数、救護を受けし数<警察官吏、一般人民、吏民協力>）
拘摸に遇ひし所轄別（表頭 麹町警察署、小川町警察署、等；表側 拘摸に遇ひし者<男、女>、拘摸せられし金、等）
拘摸に遇ひし人の月別（表頭 1～12月；表側 拘摸に遇ひし者、拘摸せられし金、等）
拘摸せられし人の年次比較（表頭 拘摸に遇ふ人、拘摸せられし金、等；表側 13～16年）
拐帯に遇ひ及救護を受けし者（表頭 拐帯に遇ひし者<男、女>、拐帯せられし金、等；表側 拐帯に遇ひし数、救護を受けし数<警察官吏、一般人民、吏民協力>）
拐帯に遇ひし所轄別（表頭 麹町警察署、小川町警察署、等；表側 拐帯せられし者<男、女>、拐帯せられし金、等）
拐帯に遇ひし人の月別（表頭 1～12月；表側 拐帯に遇ひし者、拐帯せられし金、等）
拐帯に遇ひし人の年次比較（表頭 拐帯に遇ふ人、拐帯せられし金、等；表側 13～16年）
誑騙に遇ひ及救護を受けし者（表頭 誑騙に遇ひし者<男、女>、誑騙せられし金、等；表側 誑騙に遇ひし数、救護を受けし数<警察官吏、一般人民、吏民協力>）
誑騙に遇ひし所轄別（表頭 麹町警察署、小川町警察署、等；表側 誑騙に遇ひし者<男、女>、誑騙せられし金、等）
誑騙に遇ひし人の月別（表頭 1～12月；表側 誑騙に遇ひし者、誑騙せられし金、等）

誑騙に遇ひし人の年次比較（表頭 誑騙に遇ふ人、誑騙せられし金、等；13～16年）
捕拿罪犯人（表頭 皇室に対する罪<天皇に対する罪を犯したる者>、静謐を害する罪<官吏の職務を行ふに当り暴行を以て抗拒したる者、官吏を侮辱したる者、等>等；表側 男、女）
捕拿罪犯人警察署別（表頭 本庁、麹町警察署、等；表側 皇室に対する罪・官吏の職務を行ふを妨害する罪・等<男、女>）
捕拿罪犯人前年比較（表頭 天皇に対する罪犯、静謐を害する罪犯、等；表側 15～16年）
違警罪犯人（表頭 条目：第425条<1 規則を遵守せずして火薬其他破裂す可き物品を市街に運搬したる者、3 官許を得ずして烟火を製造し又は販売したる者、等>、第426条<1 人家の近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚く者、3 不熟の菓物又は腐敗したる飲食物を販売したる者、等>等；表側 拘留<男、女>、科料<男、金、女、金>）
売淫犯処断（表頭 貸坐敷・娼妓・等<過料、苦使>、合計、苦使中過料金上納者；表側 男、金員、女、金員）
処断を受けし犯罪人：旧律懲役（表頭 窃盗男、不応為男、等；表側 百日以下、1年、1年半、2年、2年半、3年、5年、7年、10年、終身、禁獄2年）
新律重禁錮（表頭 皇室に対する罪<男>、官吏の職務を行ふを妨害する罪<男>等；表側 1ヶ月以下、6ヶ月以下、1年以下より5年以下迄1年刻み）
徒刑及懲役禁獄（表頭 貨幣偽造<男>、謀殺<男>等；表側 重軽禁獄・重軽懲役<7年以下、8年以下、10年以下、11年以下>、徒刑<有期、無期>）
別房留置（表頭 監視・刑餘・等<男、女>；表側 入監<前年より越高、本年入監>、出監<解放、復籍、逃走、死亡>、翌年へ越高）
懲治（表頭 幼者・瘡痍・情願<男>；表側 入監<前年より越高、本年入監>、出監<解放>、翌年へ越高）
未決監出入（表頭 前年より越高、本年入監、合計、無期徒刑、有期徒刑、等；表側 入監・出監<男、女>）
已決監出入（表頭 無期徒刑<男>、有期徒刑<男、女>等；表側 入監<前年より越高、本年入監>、出監<満期、未決監へ移る、等>、翌年へ越高）
盗犯人族籍調：生国（表頭 国別；表側 男、女）
職業（表頭 農、医業、等；表側 男、女）
身分（表頭 戸主、雇人、等；表側 士族・平民<男、女>）
年齢（表頭 15年未満、15年以上より50年以上迄5年刻み、60年以上、70年以上；表側 男、女）
未已婚（表頭 有夫婦有子、無夫婦有子、等；表側 男、女）
宗旨（表頭 天台、日蓮、等；表側 男、女）
盗心原由（表頭 貧窮、色欲、等；表側 男、女）
正誤

解題

「警視庁一覽概表」にはじまる警視庁の統計表は、東京警視庁管下の東京府の警察事務に関する業務統計年報である。収録統計表の種類は「警察年報」より範囲が広く、特に「警察年報」が収録していない戸口調査結果による東京府の戸口統計表を収録していることは、この統計表の大きな特色であろう。

警察統計の種類については「警察年報」の解題でその大要を紹介したのでここでは繰り返さない。

第1回の「警視庁一覽概表」は、明治8年12月31日を調査時点とし、9年に刊行された1枚の統計表である。収録統計表は、統計内容注記にあるように本庁、本庁事務分掌、町村戸口、庁員、黜陟、警備、電信、電話、消防、水防、賞与、懲罪、文書往復、官費、民費、巡査交番所、揭示場、賊難、捕拿、事故、外国人事故、違警、実効、囚獄、懲役、火災、備用、に大別されている。

そのうち、戸口統計表については、注に「人民の戸口に至りては本年三月の現員に係る」とあり、恐らく巡査による戸口調査の結果表と推定される。

第2回の「警視庁一覽概表」も同じく1枚の統計表であって、明治9年12月31日を調査時点とし、10年に刊行された。収録統計表については統計内容注記にゆずるが、屠牛場、練兵場、書冊、懲役製品、雑報、遊廓統計表の諸表が増加している。人口統計は入寄留統計が追加された。

明治10年1月、東京警視庁が廃され内務省警保局は警視局と改称されて東京府下の警察事務を直轄し、局内に警視本署を設置してこの事務を所管させた。これは来るべき西南の事変に備えるための対策であった。第3回の年報は西南戦争終了後、東京警視本署によって11年4月に刊行されている。対象年次は明治10年（暦年）である。

この第3次の「一覽概表」から、本文13丁の薄いものであるが冊子体として刊行された。収録統計表の内容は、ほぼ前年と同じである。戸口統計は本籍と入寄留のほか、10年中の出生、死亡、逃亡、復籍統計が追加された。表の説明は全くない。

第4回の「明治十一年東京警視本署事務年表」は、明治11年（暦年）を対象年次として13年に刊行された。この「事務年表」は、収録統計表の内容は前回と大差ないが、巻頭に11年中の警察業務の沿革および収録統計表について前年と比較した解説を附し、やや統計書としての体裁を整えるにいたった。戸口統計は前年のほかに養育院入、禁獄、懲役、懲治が追加された。巻末に附言があり、なかに5月14日の大久保暗殺事件と、8月23日の竹橋の近衛兵反乱事件の報告がある。

明治14年、再び警視庁が復活した。第5回の「事務年表」は同庁によって刊行されている。ただし対象年次が12年であるため、表名は、「明治十二年東京警視本署事務年表」となっている。収録統計表およびその解説があることは、前年と同様である。そのなかから戸口統計の箇所のみをあげておこう。「戸口高は十二月三十一日の現員にして出生死亡命復帰は本年中の通計に係る寄留は送籍なき者と雖も凡百日以上止宿する者及他管下より来れる雇人は皆な其欄内に掲ぐ此れ各分署に於て実地調査せし者に係ると雖も人民の移転日々繁きを以て自ら欠漏重複の恐れなき事能はざるなり」

この文章によって判断すると、12年はいうまでもないが、10年以前の戸口統計表も、先に推定したように巡査による戸口調査の集計結果表とあってよいであろう。

「明治十三年東京警視本署事務年表」も、前年と同じく警視庁によって刊行された。内容、体裁とも殆んど前年と同様である。

明治14年1月、前述したとおり10年1月に改称された警視局は再び警保局と旧称に戻り、東京に警視庁が復活した。したがって14年を対象とした年表は「明治十四年警視庁事務年表」と改題されて15年に刊行された。

「明治十五年警視庁事務年表」は、刊行されたことは間違いないと思われるが、現在の段階では、われわれの今回調査した5ヶ所のほか、東大および法務省の図書館、警視庁史料編さん室にも所蔵されていない。したがって、これを収録することができなかった。今後の調査課題とせざるをえないが、この書物の所在について読者のご指摘をえられれば幸である。

「明治十六年警視庁事務年表」は、明治16年を対象年次とする。刊行は法務省図書館の推定による。収録統計表の大綱は「明治十四年事務年表」と大差はないが、「棄児迷途中途発病者及流行病年次比較」は13年から16年、「火災年次比較」「火災区別年次比較」は12年から16年、「強盗に遇ひし年次比較」、「追刺に遇ひし年次比較」、「窃盗に遇ひし年次比較」、「搦撲せられし人の年次比較」、「拐帯に遇ひし人の年次比較」、「誑騙に遇ひし人の年次比較」は、13年から16年の累年統計が掲載されている。そのほか、全般的に統計表は充実してきた。そのため頁数も121頁と大幅に増大され、本格的統計書の体裁を整えるにいたった。ただし、戸籍統計表は出生、死亡があげられていない。

第12章 教育全国総括統計総説

1 近代教育制度の整備過程

1) 「学制」の成立から明治13年改正「教育令」まで

明治前期におけるわが国の近代教育制度の歴史は、つぎの4期に分けることができよう。第1期は、明治5年の「学制」の制定までの時期でいわば前史である。第2期は、「学制」の制定によって新政府による全国的統一教育制度の整備が開始されてから、その修正である明治12年の「教育令」を経て、さらに翌13年の「教育令」の改正によって中央集権政府の教育行政制度の上からの統一化がほぼ完成するまでの時期である。第3期は、明治13年の改正「教育令」から19年の「小学校令」、「中学校令」等の学校令の制定までの時期である。第4期は、19年の学校令から、23年の学校令大改正によって、帝国憲法＝教育勅語にもとづいた国家主義教育体制が基本的に確立するまでの時期である。(1)

ここでは前史および第4期は省略し、第2期から第3期までの期間を対象として教育制度の近代化、統一化過程の変遷を述べることにする。

明治4年7月の廃藩置県直後、これまで教育行政の担当機関であった大学が廃せられて文部省が設置された。文部卿は大木喬任、文部大輔には、江藤新平が就任し、これまでの新政府の教育計画をご破算にして全国統一教育制度計画の作成に着手した。江藤は8月には左院に転任したが、この短期間に彼は、わが国の教育政策、教育行政の大綱を定めたのであって、明治初期教育制度史の上で彼の果たした役割は無視できない。

文部省が教育制度改革のためにまず着手した事業は、第1に地方における教育事情の調査であり、第2に欧米諸国の教育制度に関する研究であった。

第1の地方教育事情の調査は、明治4年9月、文部省より達第1号をもって命令された。この府県学校調査については2 文部省統計調査機構の変遷にゆずる。第2の外国教育制度の調査については、文部省はオランダ、フランス、プロシヤ、アメリカ、イギリス、等の教育制度関係の外国書を収集して、南校のフルベッキ等に委嘱してその訳出を急いだ。また、岩倉使節団に文部大丞田中不二麿を理事官として随行させ、欧米の教育制度の調査にあたらせた。しかし田中の調査は「学制」の原案には直接の関係はない。(2)

明治4年11月25日、これまで民部省の管轄下にあった全国府県の学校はすべて文部省の管轄下におかれた。また文部省の機構も創立草々のためひんぱんに改変があったが、12月に入って従前の諸課を廃し学務、記録、職務、用度、書籍、受付の6課をおき、「六課事務章程」を定めてほぼ中央官省としての事務機構が整備された。

明治4年12月、12名の学制取調掛が任命されて本格的な「学制」原案の起草作業が開始された。この委員の構成をみると、箕作麟祥、岩佐 純、内田正雄、等大半が洋学派であって、皇漢学派は、長 筭^{ひかる}、木村正^{まさ}辞^{こと}の2名にすぎない。

明治5年1月4日、「学制」草案大綱が大木文部卿によって正院へ伺出され、ついでこの大綱にもとづいて

同年3月、細目を定めた「学制」原案が正院へ提出された。原案が修正され、最終的に「学制」として太政官布達第214号によって公布されたのは、明治5年8月2日である。³⁾ その構成はつぎのとおりである。

まず「学制」とともに公布された「学制被仰出書」(おうせいだされしよ)に「学制」制定の精神が述べられている。それによれば、「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂る所以のものは他なし身を修め智を開き才芸を長じるによるなり……」にはじまり、学問は立身治産昌業のためであり、「身を立てるの財本共云べき者」であるといって、これまでの学問が「詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥」ったことを批判している。さらに「自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と、国民皆学の精神を強調した。

この「被仰出書」の教育観は、これまでの儒教的学問観教育観を批判し、学問・教育における功利主義、実学主義を強調したものであり、同時にこれまで士族以上の階級の専有物であった学問・教育を女子を含む一般の人民に解放した画期的なものであった。しかし、この教育における四民平等も、教育を国民の権利として把えるのではなくて義務として上から強制するというものであった。

「学制」は、はじめ109章であったが、翌年2編等の追加があり、結局全文213章におよぶ詳細なものである。全体は、「大中小学区之事」、「学校之事」、「教員の事」、「生徒及試業の事」、「海外留学生規則の事」、「学費の事」の6篇に分かれている。

第1章に「全国の学政は之を文部一省に統ふ」と、文部省が教育の中央行政官省であることを規定している。第2章以下第19章までは学区制に関する規定である。これによって全国を8大学区に分け、毎区に大学校1校をおき、また1大学区を32中学区に分けて毎区に中学校をおく、さらに1中学区を210小学区に分け毎区に小学校をおくこととした。その結果、全国に大学校8、中学校256、小学校53,760が設置される計画であった。

また各大学区に大学本部をおき、大学本部毎に督学局1ヶ所を設けて督学をおき、附属官員数名をあてて本省の意向を奉じ、地方官と協議して大学区内の諸学校を監督することとした(第3章、第15章)。中学区には1区内に学区取締10名ないし13名を地方官によって任命し、小学区20ないし30を分担して区内の就学勧誘、学校設立、学校保護、等の受持区内の学務を担当させた(第8章、第9章)。

このようにして学区制は、学校設置の単位であると同時に地方教育行政の区画とされたのであった。統計調査上からいえば、このことは教育統計調査については、一般統計調査の調査区である行政区(大区小区制)とは別に統計調査区が設定されたということであって、注目すべき事実であるといわなければならない。

つぎに小学校の設置については、21章から28章によって規定してある。第21章に「小学校は教育の初級にして人民一般必ず学ばずんばあるべからざるものとす」と就学義務を強調し、小学校の種類を定め、基本を尋常小学校としてこれを上下2等に分け、「此二等は男女共必ず卒業すべきものとす」(第27章)とし、「下等小学は六歳より九歳まで上等小学は十歳より十三歳までに卒業せしむるを法則とす」と規定している。

以下、第29章から37章までは、中学校、農業学校、工業学校、商業学校、等に関する規定、第38章は大学、第39章は師範学校に関する規定である。第40章以下は、「教員の事」、「生徒及試業の事」、「海外留学生規則の

事」,「学費の事」に関する規定である。また附録には就学男女表, 諸学校収支表, 諸学校備付の器械書籍表, 諸学校設立の際の届出表の4表の統計様式が収録されている。

以上が学区制, 小学校に重点をおいて紹介した「学制」の概要である。この「学制」は, 同年の「徴兵令」, 翌明治6年の「地租改正令」とともに, 富国強兵, 殖産興業をスローガンとして近代国家の建設に全力を挙げてとり組んだ新政府が断行した改革であった。したがって「学制」の意義も限界もその点に求められなければならない。

この点の詳細は, 本書の範囲外であるから立ち入らないが, 要約していえば, 第1に「学制」は, 「徴兵令」によって召集された兵士を強兵たらしめるために, 小学校における普通教育の実施を最大の目標とした。第2に富国を目標とした殖産興業政策の実行の前提条件である近代的労働力を育成するためにも, 普通教育によって国民の知識の最低水準を急速にあげる必要があった。(4)

したがって「学制」によって実施される教育は, 国民の権利としてではなく, 強制的義務として中央集権政府によって上から強行されることとなったのである。その限りでは, その後曲折はあったが, 政府の目的は十分に達成されたといえるであろう。

しかしながら, その反面, 国民教育を中央政府によって上から強制するという「学制」の教育政策は, 戦前におけるわが国の国家主義的教育政策の原型となったのであった。(5)

明治5年8月の「学制」制定に伴って文部省の事務機構はひんばんに改変された。同年10月, 学務課と用度課は学務局, 用度局となった。さらに6年9月29日, 従来の諸課を廃して学務局, 医務局の2局とし, その下に学校, 会計, 報告, 記録, 宮籍, 編書, 翻訳, 準刻の8課がおかれた。当時, 衛生行政所管の中央官省は文部省であったのである。

明治6年11月, 田中不二麿は文部少輔に昇任, さらに7年9月, 文部大輔に昇任した。この間文部卿は, 6年4月に大木喬任が参議に転じた後, しばしば空席あるいは兼任であったため, 「学制」の実施から12年の「教育令」までにいたる期間は, 田中が実質的に教育行政の中心人物であったといつてよいであろう。

また当時, 教育行政に対して田中と並んで大きな影響を与えた人物は, 米人マレー (Murray, D. 1830~1905) である。彼は文部省顧問として招聘され, 6年6月横浜に着任した。6年8月督務官に就任, 7年1月省内に督務詰所が設けられた。同年9月には督務局と改称, さらに督学局へ合併された。同時に督務官は10月学監と改められた。

明治7年11月, 省内の分課は学務, 報告, 会計, 準刻の4課および医務局と改変された。このうち医務局および準刻課は翌8年6月, 内務省に移管された。医務局の移管は, 8年5月の「医制」の改正によって衛生行政が内務省に移管されたためである。また準刻課の移管によって図書出版に関する事務は内務省の所管事項となり, 同年9月「出版条例」が改正されて, 政府の図書出版に対する統制は, 一段ときびしくなった。この文部省の事務機構の体制は, 大体12年9月の「教育令」制定まで変化はない。

つぎに「学制」下における地方教育行政機構について述べよう。「学制」の基本方針は, 教育行政を一般地方行政区画とは独立した教育行政区画によって実施するというものであって, そのため全国を8大学区に分

け、その下に中学区、小学区をおくように定めた。大学区には大学本部をおき督学局を設置し、そこに督学および付属官員をおき、大学区内の学校を監督することとした。また中学区には地方官の任命する学区取締をおき、区内の小学区を分担して学校事務を担当することとした。

府知事、県令は府県の教育事務を担当する地方教育行政官庁として督学局と協議し、学区の設定、学区取締の任命、学校設立、就学督励などの学政を行なうこととし、そのため各府県に学務専任の吏員をおくこととした。以上が「学制」の地方教育行政計画である。しかし、この計画は当時の地方の実情を無視した理想案であって結局完全な実現は不可能であった。その経過をつぎに述べよう。

明治5年9月省内に大、中、小督学がおかれた。同年10月、第一大学区督学局が東京に設置され、翌年1月文部省内に移った。6年4月、大学区の数はいくつかの8大学区を7大学区に改めた。

6年7月、文部省は各大学本部毎に督学局を設置するという方針を変更して本省中に各大学区合併の督学局をおくこととしたが、実際に合併督学局が本省に設置されたのは7年4月である。それと同時に「学制」の規定を改め、この督学局を本省の外局とした。それまでは全国大学区は教育における地方行政区画であったが、7年4月以降、大学区は中央教育行政機構としての性格をもつこととなり、督学局は中央行政機関となったのである。

つぎに中、小学区の設定についてみると、多くの府県では6年の前半にかけて学区が設定されたが、そのばあい「学制」の意図した学区制は採用されず、当時の戸籍区として設定された大区小区制や、それ以前の郡町村制を基準にして設定されたばあいが多かったのである。また中学区の教育行政機関として設けられた学区取締についても、区長・戸長と重複競合するばあいが多く、府県によっては兼任とした例も多かった。

このようにして文部省の意図した一般行政区画から独立した教育行政区としての学区制は、現実には失敗したといつてよい。それとともに地方教育行政は、府県の一般地方行政機構の枠にのって実施せざるをえなくなったのであった。明治8年4月、府県に学務課が設けられ専任の学務吏員がおかれて、この体制はほぼ整えられることとなった。

つぎにこのような教育行政機構の下で、上から強行的に実施された地方における教育制度の整備状況を、小学校を中心としてみてみよう。

文部省がもっとも主力を注いだのは小学校の設立であった。その理由は、先に述べたように政府の目標とした富国強兵、つまり近代産業の発展と近代国軍の創設にとって、まず小学普通教育によって人民の知識を急速に高めることが必須の条件であったからである。

「文部省第一年報」によると、府県が小学校の設立にのり出したのは明治6年4月以降である。6年中に設立された小学校は12,597校（公学7,998、私学4,599）に達している。また8年までの統計では公私立合せて24,225校、生徒総数1,926,126人（人口百人につき5.76%）に達した。これは短期間における成果としては、おどろくべき数字であるといわなければならない。しかしその内容をみると、明治8年の小学校総数のうち、寺院を校舎とするものが約40%、民家が約33%で、新築は約18%にすぎない。この時点では近世の寺小屋を母体として成立した小学校の多いことが、これによってうかがえる。

また、この当時行政当局が苦心したのは児童の就学の問題であった。学齢児童の就学率は、明治6年で約28%（男約40%、女約15%）、しかもこれは在籍数であり、実際の出席率は23%にすぎなかった。(6) また年級別の在学状況をみると、下等小学は4年制で1年を2級に分けているが、最上級の第1級まで進むものは極めて少なく、多くは第8級か第7級に在学している。つまり多くの小学生は、半年か1年でやめてしまうのであった。

この児童の就学率の低い理由としては、教育内容の面と財政面の2つが考えられる。第1に教育内容についていえば、はじめ「学制」の目的としたのは、「被仰出書」にうたわれているような実学的内容の教育であったが、明治5年9月に文部省が定めた「小学校則」は、欧米の教科書を翻訳したものか、翻訳調のものを教科書に使う文明開化主義の教育内容を主としたものであって、当時の一般人民の期待と著しくかけ離れたものであった。

つぎに財政面についていえば、文部省は受益者負担を原則として、小学校の設立の費用は小学区で責任をもつこととし、その財源としては区内集金、寄附金、積金によることとした。(7) また小学校の授業料を徴集したが、これもはじめ「学制」で1月50銭という法外な標準を定め、各区の状態により少しさがることも認めしたが、実際に府県では1銭から3銭位までを徴収したのであった。以上の地方負担に対して政府の補助金である小学扶助金は、6年、7年で総額約30万円（1人当たり約9厘）であり、全公学費の10%前後にすぎなかった。

以上のような教育内容面、財政面の様々な理由によって、当時の人民は子供を小学校に入学させることを拒否したのであったが、この人民による教育拒否はさらに地租改正、徴兵令に対する不満と結びつき、農民一揆によって小学校が破壊されるという事態をひきおこした。

明治11年7月に公布された地方三新法は「学制」体制に大きな影響を与えた。

第1に各府県は大区小区制を廃止して郡町村制に移行するとともに、中学区の学区取締を廃した。これによって公立小学校の監督は郡区役所の所管となり、中学区は解体されたのである。

第2に小学区はこれまで行政区画である小区と一致させていた府県が多かったが、大区小区制が廃止されるとともに小学校は町村の所管するところとなり、小学区も解体された。

第3に「地方税規則」の制定によって、これまでの小学校の経費の財源をどこに求めるかがあらためて問題になったが、結局主力を町村協議費によることとし、地方税から小学校補助費を、また文部省から若干の小学補助費を出すこととなった。(8)

このようにして「学制」による教育行政体制は内外から崩壊し、その改正は時間の問題となったのである。文部省における「学制」改革のための委員会は明治10年に設置された。このときこれに参加したマレーによって「学監考案日本教育法」という改正案が参考として作成されている。

これより先に田中文部大輔は明治9年4月、アメリカ合衆国百年期博覧会に出席した機会に各州の教育法制資料を収集して翌10年1月に帰国している。また文部省は官員を派遣して地方学事巡視を実施した。このような資料によって作成された改革案が「日本教育令」原案であり、明治11年5月14日太政官に提出された。

その結果、参議伊藤博文、元老院によって訂正され、12年9月29日、太政官布告第40号によって「教育令」が制定されたのである。

この「教育令」は、5年「学制」の龐大な条文に対して全文47条の簡単なものであり、その基本的特色はつぎのようなものである。

1) 「各地方に於ては毎町村或は数町村連合して公立小学校を設置すべし」という規定によって、町村が教育行政の責任をもつことになった。(第9条)

2) 「学制」では、中学区に地方官によって選任された学区取締がおかれたが、「教育令」では、「町村内の学校事務を幹理」するために町村人民の選挙による学務委員がおかれることになった。(第10条、第11条)学区制は地方三新法体制後は事実上崩壊したが、この1)と2)によって、法的にも廃止されたといつてよいであろう。

3) 「学制」では6歳から13歳までを学齡として8ヶ年就学させることを原則としたが、「教育令」では、学齡を「凡兒童六年より十四年に至る八箇年」とし、義務年限を4ヶ年まで短縮できることとした。さらに毎年4ヶ月以上、計16ヶ月で義務教育を終了できるようにした。(第13条、第14条、第16条)

4) 「学制」では私立小学校の設置は督学局の認可を必要としたが、「教育令」では府知事県令に届出ればよいこととした。(第21条)

以上のように「教育令」の特色は、「学制」の中央集権的統制をある程度緩和して、教育における地方分権化、自由化の方向をうち出したものであって、保守派からは、自由教育令とよばれて激しい批難的となった。しかしながら「教育令」は第12条において、「学務委員は府知事県令の監督に属す」と定めていることに注目しなければならない。このことは、府知事県令が地方における最高の教育行政権をもつことを意味する。これによって教育行政の独自性は完全に消滅して一般地方行政に組みこまれたのである。

このばあい、地方にあって実際に教育行政事務を執行するのは、府知事県令の監督下にあった郡区長であるから、学務委員は郡区長の監督下におかれることになる。さらに学務委員と戸長の関係についていえば、財政権限をもつ戸長が教育行政の主導権をにぎっており、学務委員は戸長の下位にたつて、単に教育行政の補助機関化していたと考えられる。

したがって地方教育行政系列は、文部省——府知事・県令——郡区長——戸長——学務委員、となり、「教育令」における地方分権主義も、このようなカッコつきのものであったのである。このことは、地方三新法体制が内務省を頂点とする中央集権的官僚機構の枠内におけるカッコつきの自由化であることと対応するものである。(9)

この12年「教育令」による教育行政の基本方針の転換は、地方における教育の実情にどんな影響を与えたのであろうか。

まず「教育令」は、私立小学校の設立条件を緩和したため、これまでの「学制」下の公立小学校の設置の動きはにぶつて、私立小学校が急増した。一方、「教育令」の施行によって、自由民権派による自由教育運動は急速な高まりをみせることとなった。もともと民権派には師範学校、小学校の教員が多かったのであるが、

これらの教員による教育の現場で、下からの教育の自由を求める動きが全国的に広がってきた。また人民自身による学校も各地で創立された。^[10]

このような事態は、支配者層から見れば公教育の停滞であり、さらに教育の現場に民権運動が踏みこんでくるとは、富国強兵のための国民教育という、政府の教育の根本理念に対する重大な挑戦であった。明治13年2月の地方官会議その他の場所において、まず地方官から12年「教育令」に対する強硬な批判がおこったのは当然である。

明治13年3月寺島宗則のあとをついで文部卿に就任した河野敏謙によって「教育令」の改訂が進められることとなった。同月、文部省の事務機構の改革が行なわれ、従来の学務、報告、会計の3課が廃されて、官立学務局、地方学務局、編輯局、報告局、会計局の5局制となった。このうちの地方学務局は、「地方学事に関する一切の事務を掌る」とあり、文部省の「教育令」改正の体制が組立てられたことを意味するものである。

明治13年12月28日、太政官布告第59号によって改正「教育令」が公布された。12年「教育令」に対する改正の要点はつぎのようである。

- 1) これまで学務委員の権限であった教則編成権をとりあげ、文部省の綱領にもとづいて府知事県令が編成することとした。(第23条)
- 2) 学務委員の公選を廃止して官選に近いものとした。(第11条)
- 3) 就学義務年限を12年「教育令」の最低16ヶ月から3年とした。(第15条)
- 4) 小学校の設置を府知事、県令の指示にしたがい町村が設置することを義務づけた。(第9条)
- 5) 必須教科の最下位にあった修身を筆頭に掲げた。(第3条)
- 6) 小学校教員は官公立師範学校の卒業証書をもつものでなければならず、かつ「品行不正なるものは教員たる事を得ず」と規定した。(第37条、第38条)

この13年改正「教育令」の制定を機会に、文部省による地方教育行政に対する指導は急速に活発となり、これによって中央集権的教育行政の体制はほぼ完全に整備されたといつてよい。

2) 13年改正「教育令」から「教育勅語」体制まで

明治13年の改正「教育令」は、自由民権運動の急速な展開に直面した中央政府がこれに対抗するために、集権的な教育統制を地方に貫徹するための、制度上の体制を整えたものであった。

この13年改正「教育令」は、教育の基本となる大綱を定めたものであって、これにもとづいて明治14年には、その施行規則にあたる「小学校設置の区域並に校数指示方心得」、「就学督責規則起草心得」等の、府県における教育行政施行の際に基準となるべき諸規則が、続々と制定された。府県は、これらの諸規則によって、あらためて府県の諸規則を作成して実施したが、大体基準によって実施したため、明治15年には府県における教育の統一化が全国的にほぼ完成したといえることができる。

この間における文部省の事務機構の変遷をみると、明治14年10月24日、局課が改置され、官立学務局、地方学務局、内記局（14年3月設置）が廃され、専門学務局、普通学務局、庶務局、内記課がおかれた。これ

によって従来の編輯局，会計局，報告局と合せて6局および調査課（13年10月設置），内記課の2課制となった。

明治18年2月9日，さらに局課の改置があり，これまでの局課掛を廃し，内記局，学務一局，学務二局，編輯局，会計局，報告局の6局制となった。

しかしこの頃から，松方デフレ財政は深刻な影響を地方にもたらした。明治18年8月12日，13年改正「教育令」は再び改正されたが，それはこの不況に対処するために，地方の教育費の節減をはかることを大きな目的としたものであった。

この18年改正「教育令」は，条文がさらに31ヶ条と簡素化された。そのねらいは小学校のほかに小学教場を認め，簡易教育を実施しようとしたこと，授業内容を簡易化したこと等であるが，注目すべきことは，学務委員を廃止して町村の学事はもっぱら戸長の専管事項としたことである。これによって教育行政の官僚的支配体制は完成したといえよう。

以上のように，12年「教育令」から13年改正「教育令」を経て18年の改正「教育令」にいたり，中央集権による地方教育支配の官僚的体制が着々と整備されていったが，この時期はまた教育の基本理念についても大きな変換が現われた時期でもあった。

すでに12年「教育令」制定の際に，元田永孚を代表とする儒教的道徳教育を主張する保守派と伊藤博文，田中不二麿，マレーの開明派は対立したが，12年「教育令」は一応開明派の勝利に終わったといえるであろう。しかし，13年改正「教育令」は，教科の冒頭に修身がすえられていることで端的にうかがえるように，保守派のまき返しの勝利であった。このことは13年事務機構改組の際，編輯局を設置したことにもあらわれている。この局長は西村茂樹であり，彼によって「小学修身訓」が刊行されている。

明治14年政変は，この教育の基本理念をめぐる保守派と開明派の対立に終止符をうつこととなった。なぜならば，プロシヤ流の立憲制を指向した伊藤博文をリーダーとする中央政府の理想とした国民教育は，忠君愛国の精神を養成する臣民教育でなければならなかったからである。このような国家主義教育体制確立のチャンピオンが，伊藤内閣総理大臣によって文部大臣に任命された森 有礼であり，彼によって進められた教育改革は明治19年の「帝国大学令」，「師範学校令」，「中学校令」，「小学校令」によって制度的基礎を確立した。また森の国家主義教育観は，明治23年の「教育勅語」によってその頂点に達したのである。

2 文部省統計調査機構の変遷

文部省がはじめて統計調査を実施したのは，「学制」制定の準備のために府県の学校の実態調査を依頼した，明治4年9月の文部省達第1号によるものである。^{〔1〕}

「今度学制改革致候に付ては従前府県等にて施行いたし居候諸学校病院は勿論其人員等別紙雛形之通取調当年中に当省へ差出可相成候事」。この調査の最大の目的は「学制」施行に要する経費の算出のためであった。

同年11月，廃藩置県によって新たに置かれた府県の学校もすべて文部省の管轄に入ると，それらの府県に対しても達第6号によって同様の調査依頼が通達された。

この府県の調査報告は、4年12月から翌5年4月頃までに文部省へ送られてきたが、306県中41県が未報告であった。これらの報告書の原本は現在の調査段階では見ることはできなかったが、内閣文庫所蔵の「府県史料」の各府県の部に、その申告控が見られるばあいがある。^{〔12〕}

文部省はこの段階で直ちにこの府県の報告書を資料として「諸府県並旧県々従前学校入費調書」と「大学区別学校教官生徒数調査表」を作成した。これが文部省の作成した最初の統計報告といえるであろう。^{〔13〕}

これと相前後して文部省は府県に対して内外公費生徒の調査も実施してこれを集計し、「外国留學生徒人員表」を作成している。^{〔14〕}

さらに注目すべきことは、来るべき「学制」で全国に設けられる小学校に対する扶助金計算の積算基礎を人口によることとし、明治5年4月7日、第8号をもって府県に対して人口数を報告するよう依頼していることである。これに対する府県からの報告書も現在見ることはできなかったが、内閣文庫所蔵の「府県史料」によって、一部の府県については見ることはできる。この府県の報告を文部省で集計した全国人口総数の原本は発見されていない。しかし国立国会図書館憲政資料室所蔵の大木文書には、この結果表に関するメモがあり、また国立公文書館所蔵の「文部省学制原案」に「全国生員」という文書があり、これに全国人口数が概算3,501万と記されている。^{〔15〕}

明治4年12月、文部省の事務分課は、学務、記録、職務、用度、書籍、受付の6課がおかれて、ほぼ教育の中央行政官省としての事務機構が整備された。このとき定められた「六課事務章程」のうち、記録課事務章程によると、そのひとつに「脚輔の命に因て毎月毎三月又は毎一年省中各分課分局諸学校等掌管の事務細大を分つて太政官へ上達すべき本省の開申状を作り脚輔の命に因て文案を作るに其事務外課に関係あるものは一時故あつて此課に管するとも其結末は伺を経て其当課に託することを要す」とある。

またそのうちの学務課事務章程を見ると、つぎのような統計表作成の規定がある。「内国公私の生徒各其名簿を作り毎月増減を点検し表を作つて脚輔の覧閲に供す」、「外国公私の生徒各其名簿を作り毎季増減を点検し表を作つて脚輔の覧閲に供す」、「毎月諸学校雇入の教師生国姓名月給の数量期限の月日等明かに記録し表を作つて脚輔の覧閲に供す」。これによって見ると統計表作成は学務課が担当し、将来刊行予定の「本省の開申状」（文部省年報）の編集は記録課の担当と定められたようである。

明治5年8月の「学制」は、文部省の教育政策の大綱を定めたものであるが、このときに定められた全国8大学区以下の大中小学区制によって、教育統計については一般行政区画と異った統計区が成立したことは、統計調査史上注目すべき点である。また教育行政の監督のために大学区に大学本部をおき、督学局1ヶ所をおくこととしたが、統計報告規定については、第16章に「督学局に於ては毎年学区取締より出す所の表並に諸学校より出す所の書記とを以て学校及生徒進歩の状態並に六歳以上の男女学に就くもの幾人就かざるもの幾人等の表を製し本省に送り本省にて之を上梓公告すべし」とある。

この「学区取締より出す所の表」については、第13章につぎの規定がある。「学区取締は毎年二月区内人民子弟六歳以上なるものの前年学に就くもの幾人学に就かざるもの幾人と第一号の式の如く表を作り之を地方官に出し地方官之を集めて4月中督学局に出すべし」。この就学男女表の統計表式は、「学制」の附録に第1

号表式として収録されている。

その他、「学制」の統計報告規定は、第14章に生徒進退及増減統計（表式は6年3月28日、文部省第35号）第107章に諸学校の経費統計（表式は附録の第2号表式）、第108章に諸学校の器械書籍統計（表式は附録の第3号表式）がある。さらに「学制」中の統計報告の表式および報告期限については、6年以降文部省の法令によってつぎのようにしばしば追加、改正が行なわれている。

明治6年2月9日、2月24日、3月28日、4月8日、4月18日、4月30日、5月10日、7月25日、7年1月14日。（以上の法令については、第13章「文部省年報」解題の根拠法を参照）

最後の7年1月14日の文部省達第2号による命令は、「学制」中に掲げられた督学局へ報告するすべての統計報告について「表式自然異同有之候ては取調筋差支候に付更に一定の罰表督学局より配賦候条右表面へ直ちに書込……」とある。これによって見ると7年1月の段階において「学制」中の統計報告の表式がほぼ完成し、印刷して府県へ送付されていたことが分かる。ただし、この表式は略されており、見ることはできなかった。

この統計表の集計表に関する規定は、6年2月24日の第18号に「第十四章條下に此表は地方官にて学区取締より出すものを集めて之を作り督学局に出すものとす督学局にては官立大中学より出す所の書記と別に一大学区の総計表を作り共に之を本省に出すべしの細註を加ふ」とあるように、督学局において集計し本省へ差出すようになっている。

この督学局については、明治6年1月、省内に第一大学区督学局が設置されたが、同月13日の「第一大学区督学局当分仮章程」の第13条に「諸学校より毎年出す所の表は之を督学局に集め督学局に於て別段合表を作り之を本省へ出すべし」とある。また同年5月20日に定められた「督学局事務章程」の第16条に「諸学校及地方官より出す処の表は督学局に於て別に一種の合表を製し毎年四月中之を本省に上申す」とある。

明治7年4月、この第一大学区督学局は地方各大学区合併の督学局となり、全国大学区の学校行政を所管することとなった。同年10月に制定された「督学局職制並事務章程」の第8条に「学区内学事の進否学齡就学者の多寡諸学校受業料の多少及有無諸学校の位置官公私の分別等監察するものは細大となく毎年四月中詳記し或は表を製し申報すべし」とある。

文部省本省のこの時期における統計調査機構については、本省そのものの事務機構がひんぱんに改変されているために、これをトレースすることは意外に困難である。いま「法規分類大全」によってこれをひろってみよう。

明治7年11月、改訂された省内の分課のひとつに報告課があり、11月13日の分課規定によると「省務に関する一切の報告臨時編書の業雑誌刊行等の事を司掌し併に之に属する簿書整頓保全の事を担任す」とあり、報告課が各課の作成した記録および統計表を編集して「文部省報告」、「文部省年報」等の出版物の編集事務を担当したと思われる。

明治13年3月、本省の事務機構の改正によって、これまでの学務、会計、報告の3課は局に昇格した。報告局の事務分掌規定をみると、「学務上に関する報告及雑誌日誌等を調製する一切の事務を掌る」とある。13

年4月28日に制定された「文部省事務取扱規則」にはじめて統計事務に関する詳細な規定が掲げられているので、これをつぎにあげておこう。

「 第十七条 各局所は毎年其事務報告書を作り翌年三月三十一日迄に之を報告局に送付すべし

官立学務局

第二十五条 本省直轄の局部に雇仕する外国教師の員数姓名俸給学科等は毎月之を調査して表を製し其進退増減を明瞭ならしむべし

第二十六条 海外留学生の事務は留学規則に拠り本局に於て之を掌理し毎年一回其現員明細表を製し又前期と比較し其増減表を作りて之を長官に呈し且各其副表を製して之を報告局に送付すべし

第二十七条 本省直轄局部の長をして毎年二回成規に拠り其奉仕者の数生徒の数及び実費の額等を詳細に申報せしめ其各局部の申報を一括して表を製し又前期と比較して増減表を作り之を長官に呈し且各其副表を製して之を省中の各局所及び直轄局部に送付すべし

報告局

第五十九条 本省直轄の局部及び各地方より具申する報告書類を編輯し一歳中省務の功程を詳挙し且其表を製すべし但毎年七月三十一日迄に前年の報告書及び其表を作るべし」

その後、明治14年12月および18年2月に大きな局課の改置があったが、各局によって作成された所管の統計表を報告局が最終編成するという機構には基本的な変更はない。18年2月9日の報告局の管理事務については、「本局は報告統計及教育に関する通信博覧会に係る事務を掌る」とあり、同月21日に定められた「報告局処務規則」は、つぎのとおりである。

「 報告局処務規則 十八年二月二十一日

第一条 本局に政表、編纂、翻訳、庶務の四課を置き本局の事務を分掌す

第二条 政表課は省務の報告、統計、諸表簿等の調製に係る事務を掌る

第三条 編纂課は教育の沿革史、論説、官報資料、内外國通信書等の編纂併著訳書等校正に係る事務を掌る

第四条 翻訳課は内外國の教育書類、公文等翻訳に係る事務を掌る

第五条 庶務課は記録、内外國博覧会、諸規則公文受付、器品等に係る事務及他課の主掌にあらざる一切の庶務を掌る

第六条 各課に長を置き其課主掌の事務整理の責に任せしむ

第七条 各課中便宜に因りて分科を置くものとす

第八条 各課の事務は成規と局長の意見とに依りて調査するものとす」

注

- (1) 明治前期の教育史の時期区分については、教育史編纂会編：参考文献6)。山中永之佑：参考文献14)。安川寿之輔：参考文献15)等を参照。

- (2) 田中の帰国後の報告書が「理事功程 明治6年～8年」である。文部省の外国教育制度の調査の詳細については倉沢 剛：参考文献(5) p.342～377を参照。
- (3) 倉沢 剛は、現在残存している「学制」草案5種類を比較検討して、大木文部卿による「学制」の大綱が5年1月に正院へ提出されていることから、立案の着手は、文部省が独自に4年9月から開始したのであって、学制取調掛の委員が任命されてから同掛によって12月から開始されたのではないこと、また「学制」草案も大木文部卿とその側近(長 笑, 西潟 訥, 等)によって起草されたものであって、取調掛委員によったものではないと推定している。倉沢 剛：参考文献(5)p. 391～443参照。
- (4) 文部省は「学制」施行に当っては、まず第1に「厚く力を小学校に可用事」と述べている。教育史編纂会編：参考文献(6) p. 342
- (5) 安川寿之輔：参考文献(15) p. 215～217
- (6) 安川寿之輔：同上書 p.219
- (7) 「学制」第89章に「学事に関係する官金は定額により本省に於て一切之を管知する事」とあるが、その但書によると「但教育の設は人々自ら其身を立るの基たるを以て其費用の如き悉く政府の正租に仰ぐべからざる論を待たず且広く天下の人々をして必ず学に就かしめん事を期すれば政府正租の悉く給する所にあらず……」とあり、実際はむしろ逆に地方における教育費はほとんど民費に仰いだのである。
- (8) 倉沢 剛：参考文献(5)p. 961～968
- (9) この点については、山中永之佑：参考文献(14) p. 111～121による。
- (10) 自由民権運動における教育の問題については、安川寿之輔：参考文献(15) p.223～236にくわしい。
- (11) この府県学校調査については、倉沢 剛：参考文献(5)がくわしい。以下の記述はこの文献による。
- (12) 倉沢 剛：同上書 p. 318～322
- (13) この原本は国立公文書館に所蔵されている「文部省学制原案」に綴りこまれている。その一部は、倉沢 剛：同上書にみられる。p. 322～325
- (14) この「外国留学生徒人員表」も国立公文書館所蔵の「文部省学制原案」に綴りこまれている。
- (15) 倉沢 剛：参考文献(5) p. 338～341

第12章 参考文献

- (1) 千葉正士：学区制度の研究——国家権力と村落共同体——勁草書房 昭和37年
- (2) 海後宗臣：明治初年の教育——その制度と実体——評論社 昭和48年
- (3) 開国百年記念文化事業会編：明治文化史第3巻 教育道徳編 洋々社 昭和30年
- (4) 金子照基：明治前期教育行政史研究 風間書房 昭和42年
- (5) 倉沢 剛：学制の研究 講談社 昭和48年
- (6) 教育史編纂会編：明治以降教育制度発達史 第1巻, 第2巻 竜吟社 昭和13年
——複製版 教育資料調査会 昭和39年

- (7) 文部省編：学制百年史 同省 昭和47年
- (8) 本山幸彦編：明治前期学校成立史 未来社 昭和40年
- (9) 仲 新：明治初期の教育政策と地方への定着 講談社 昭和37年
- (10) 仲 新：明治の教育 至文堂 昭和42年（日本歴史新書）
- (11) 日本近代教育史刊行会編：日本近代教育史，仲 新監修 講談社 昭和48年
- (12) 尾形裕康：学制成立史の研究 校倉書房 昭和48年
- (13) 土屋忠雄：明治前期教育政策史の研究 講談社 昭和37年
- (14) 山中永之佑：日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年
- (15) 安川寿之輔：学校教育と富国強兵「岩波講座 日本歴史15 近代2 岩波書店 昭和51年」所収

第13章 教育全国総括統計解題

文部省年報 第1回～第10回 文部省 編 明治8年～17年

- (1) 文部省第一年報 明治六年 [文部省] 編 明治8年〔巻頭〕 180丁 (図)
- (2) 文部省第一年報 明治六年 東京 宣文堂書店 昭和39年 覆刻本
- (3) 文部省第二年報 明治七年 [文部省] 編 明治8年〔本文末尾〕 7, 472, 781 p.
(総) (内) ㉑ (図)
- (4) 文部省第二年報 東京 宣文堂書店 昭和39年 覆刻本
- (5) 文部省第三年報 明治八年 第一冊 [文部省] 編 明治10年〔本文末尾〕 16, 628 p.
(総) (内) ㉒ (図)
- (6) 文部省第三年報 明治八年 第一冊 東京 宣文堂書店 昭和39年 覆刻本
- (7) 文部省第三年報 明治八年 第二冊 [文部省] 編 [明治10年] 1025 p. ㉓
(総) (内) (図)
- (8) 文部省第三年報 明治八年 第二冊 東京 宣文堂書店 昭和40年 覆刻本
- (9) 文部省第三年報 明治八年 [文部省] 編 明治10年〔巻末〕 17p. ㉔ (総)
- (10) 文部省第四年報 明治九年 第一冊 [文部省] 編 明治10年〔本文末尾〕 22, 425 p.
(内) (図)
- (11) 文部省第四年報 明治九年 第一冊 東京 宣文堂書店 昭和40年 覆刻本
- (12) 文部省第四年報 明治九年 第二冊 [文部省] 編 [明治10年] 1085 p. ㉕
(内) (図)
- (13) 文部省第四年報 明治九年 第二冊 東京 宣文堂書店 昭和40年 覆刻本
- (14) 文部省第四年報 明治九年 [文部省] 編 明治10年〔巻末〕 46p. ㉖ (総)
- (15) 文部省第五年報 明治十年 第一冊 [文部省] 編 明治11年〔本文末尾〕 35, 523 p.
(総) (内) (図)
- (16) 文部省第五年報 明治十年 第一冊 東京 宣文堂書店 昭和40年 覆刻本
- (17) 文部省第五年報 明治十年 第二冊 [文部省] 編 [明治11年] 1122 p. ㉗
(内) ㉘ (図)
- (18) 文部省第五年報 明治十年 第二冊 東京 宣文堂書店 昭和40年 覆刻本
- (19) 文部省第五年報 明治十年 [文部省] 編 明治11年〔巻末〕 70p. ㉙ (図)
- (20) 文部省第六年報 明治十一年 [文部省] 編 明治13年〔本文末尾〕 45, 429 p.
(総) (内) (図)
- (21) 文部省第六年報 明治十一年 東京 宣文堂書店 昭和40年 覆刻本
- (22) 文部省第六年報 明治十一年 [文部省] 編 明治13年〔巻末〕 (写) 55丁 ㉚ (総)
- (23) 文部省第七年報 明治十二年 [文部省] 編 明治14年〔本文末尾〕 49, 480 p.
(総) (図)
- (24) 文部省第七年報 明治十二年 東京 宣文堂書店 昭和41年 覆刻本
- (25) 文部省第七年報 明治十二年 [文部省] 編 明治14年〔巻末〕 103 p. ㉛
(総) (内) (図)
- (26) 文部省第八年報 明治十三年 [文部省] 編 明治15年〔巻頭〕 100 p.
(総) (内) ㉜ (図)
- (27) 文部省第八年報 明治十三年 東京 宣文堂書店 昭和41年 覆刻本
- (28) 文部省第八年報 明治十三年 [文部省] 編 [明治15年] 531 p. ㉝
(総) (内) ㉞ (図)
- (29) 文部省第八年報 明治十三年 東京 宣文堂書店 昭和41年 覆刻本
- (30) 文部省第九年報 明治十四年 [文部省] 編 明治16年〔巻頭〕 134 p.
(総) (内) ㉟ (図)
- (31) 文部省第九年報 明治十四年 東京 宣文堂書店 昭和41年 覆刻本
- (32) 文部省第九年報 明治十四年 [文部省] 編 [明治16年] 889 p. ㊱
(総) (内) ㊲ (図)
- (33) 文部省第九年報 明治十四年 東京 宣文堂書店 昭和41年 覆刻本
- (34) 明治十四年学校幼稚園書籍館博物館一覽表 文部省 編 明治15年〔凡例〕 1357 p.
(総)
- (35) 明治十四年学事統計表 [文部省報告局] 編 [刊年不詳] 4枚 ㊳ (総)
- (36) 明治十四年度府県地方費中教育予算一覽表 文部省普通学務局 編 明治15年 1枚 ㊴
(総)
- (37) 明治十四年度府県教育費予算内訳一覽表 文部省普通学務局 編 明治15年 1枚 ㊵ (総)

- 38 明治十四年度府県立学校経費予算明細表 文部省普通学務局 編 明治15年 1枚⁽¹⁴⁾(総)
- 39 文部省第十年報 明治十五年〔文部省〕 編 明治17年〔巻頭〕 133p.
(総) (内) ① (図)
- 40 文部省第十年報 明治十五年 東京 宣文堂書店 昭和41年 覆刻本
- 41 文部省第十年報 明治十五年〔文部省〕 編〔明治17年〕 993p.⁽¹⁵⁾
(総) (内) ① (図)
- 42 文部省第十年報 明治十五年 東京 宣文堂書店 昭和41年 覆刻本
- 43 明治十五年学事統計表 文部省報告局 編〔刊年不詳〕 4枚⁽¹⁶⁾ (図)
- 44 明治五年至同十五年教員養成所及卒業生年別表 文部省報告局 編〔明治16年〕
1枚⁽¹⁷⁾ (総)
- 45 明治十六年学事統計表 文部省報告局 編〔刊年不詳〕 5枚(表紙共) (総)
- 46 明治十六年公立学校職員勤務年数等取調表 文部省報告局 編〔明治17年〕 13p.⁽¹⁸⁾
(総)

所蔵注記

- ① 内閣文庫所蔵本は758p. までで後は欠落している。
- ② 内閣文庫所蔵本は表題紙と目次が欠落している。
- ③ 内閣文庫所蔵本は1120p. までである。
- ④ 内閣文庫では(28)と合綴製本されている。表題紙も綴込まれている。
- ⑤ (26)と合綴製本されている。表題紙も綴込まれている。
- ⑥ (32)と合綴製本されている。表題紙も綴込まれている。
- ⑦ (30)と合綴製本されている。表題紙も綴込まれている。
- ⑧ 内閣文庫では(41)と合綴し1冊本として製本されている。
- ⑨ (39)と合綴製本されている。

書誌注記

- ① 内表紙には「文部省第三年報附録 第二」とある。
- ② 「第三年報」の抜本本である。目次と本文のみがある。
- ③ 本文首に「文部省第四年報附録第二」とある。
- ④ 抜本本である。末尾に附録抜本あり。
- ⑤ 本文首に「文部省第五年報附録第二」とあり。
- ⑥ 抜本本である。巻末に附録抜本あり。
- ⑦ 抜本本の最終原稿と推定。本文は文部省の罫紙を使用した写本であるが、末尾にある附録抜本の統計表は印刷である。刊本は発見されていない。
- ⑧ 抜本本である。巻末に附録抜本あり。
- ⑨ 本文首には「文部省第八年報附録」とある。
- ⑩ 本文首には「文部省第九年報附録」とある。
- ⑪ 表紙はない。
- ⑫ 表の右上に「第一」とあり。
- ⑬ 表の右上に「第二」とあり。
- ⑭ 表の右上に「第三」とあり。
- ⑮ 本文首には「文部省第十年報附録」とある。
- ⑯ 表紙はない。
- ⑰ 刊年の推定は総理府統計局図書館蔵書目録による。
- ⑱ 刊年の推定は総理府統計局図書館蔵書目録による。

統計内容注記

1 文部省第一年報 明治六年

調査対象年 明治6年

内容細目

全国教育の概略〔記事〕

各大学区府県学事の景況

第1大学区 東京府 第1大学区本部：学区・学校・
教員・生徒・学校保護方法・学務吏員〔以上記事〕

学費出納(歳入<生徒受業料, 寄附金利息, 等>, 歳
出<教員給料, 諸給料, 等>)

学校所有品高(学校家屋概価, 学校諸器械, 等)

神奈川県：学区・学校及教員生徒・学務吏員〔以上記
事〕

統計表(人口・学齢人口・就学生徒・不就学男女・6

歳以下13歳以上就学生徒・公小小学生徒<男, 女>, 外国語学生徒, 日々出席生徒平均数, 人口百人中就学
生徒, 公学教員<男, 女>, 外国教師)

以下, 第七大学区まで府県別にはほぼ同じような形式で
学事報告及び統計表がある。

各大学区府県学事統計表(人口, 中学区, 小学区, 中
学・小学<公立, 私立>, 外国語学, 学齢人口・就学
生徒・不就学男女・6歳以下13歳以上就学生徒・公私
中学生徒・公私小学生徒・夜学生徒・外国語学生徒・
公私学生徒全数<男, 女>, 日々出席生徒平均数, 人
口百人中就学生徒, 公学教員・私学教員<男, 女>, 中
学教員, 公私小学教員全数<男, 女>, 外国教師<
英, 米, 仏, 独, 蘭>)

学費出納(歳入<生徒受業料, 寄附献金, 等>, 歳出

<教員給料, 諸給料, 等>

学校所有品高(学校家屋概価, 学校附属地面価, 等)
明治6年府県公私学校及教員生徒比較表(表頭 第1~第7大学区<府県別>; 表側 学校全数, 公学, 私学, 教員全数, 男, 女, 生徒全数, 男, 女, 人口百人中就学生徒)

明治6年府県公学費歳入比較表(表頭 同前表; 表側 生徒受業料, 寄附献金, 等, 総計, 毎口比例)

明治6年府県学校所有品高比較表(表頭 同前表; 表側 学校家屋概価, 学校附属地面価, 等, 総計, 毎口比例)

明治6年府県学資献納寄附金高比較表(表頭 同前表; 表側 総計, 毎口比例)

学監米人博士ダウキッド, モルレー申報(記事)

官立小学師範学校

官立小学師範学校建設之大意(記事)

東京師範学校

学校位置・沿革(記事)

以下, 大阪師範学校, 宮城師範学校について同様の記述がある。

官立諸学校

東京開成学校

学校位置・沿革・学科・学科教授書籍(記事)

統計: 学校職員(事務官員, 教員, 医員) 外国教師(法理学教師<物理学数学教師, 化学文学教師, 等>, 諸芸学教師<物理博物化学教師, 天文学教師, 等>等) 生徒(表頭 学科別; 表側 第1~第3級, 第6級, 等)

書籍器械(図書, 書籍, 器械)

東京医学校

学校位置・沿革・学科(記事)

統計: 学校職員(事務官員, 教員, 医員, 薬局製菓掛) 外国教師(内外諸科, 解剖学, 等) 生徒(表頭 本科, 予科, 医院生徒; 表側 1~4級, 6級, 等)

内外患者(6年1月より12月迄)(入院患者・外来患者<内科, 外科>)

解剖屍数(同上)(刑死, 病死)

書籍器械(洋書, 和漢書, 等)

以下, 長崎医学校, 東京外国語学校, 大阪外国語学校, 長崎外国語学校, 東京女学校について同様の記述がある。

書籍館 沿革(記事)

統計 蔵書(国書, 漢書)

博物局 沿革(記事)

天文局 沿革(記事)

海外留学生(記事)

編書事務: (記事)

[教科書編書数](政法書, 経済書, 等)

准刻事務: (記事)

書籍 第1表(4年8月~12月)(著述, 翻訳) 第2表(5年分)(著述, 翻訳, 等) 第3表(6年分)(同前表)

新聞紙(4年~6年)(総計)

衛生事務(記事)

常額金出納概略(納金総計<常額金, 5年11月より越金, 等>, 出金総計<官員併雇給料, 本省諸経費, 等>出納比較)

意見(記事)

正誤

(3) 文部省第二年報 明治七年

調査対象年 明治7年

内容細目

文部省第二年報

小学校概略・中学校概略・師範学校概略・専門学校概略・外国語学校概略・東京女学校概略・公学資・学区分合之景況・視学巡視之件・小学扶助委託金(以上記事)

統計要略(中学区数, 小学区数, 学齢人員<就学・不就学<男, 女>>, 6歳未満14歳以上就学生徒<男, 女>, 小学校・中学校<公立, 私立>等)

府県公学費出入(入<前年より越金額, 生徒受業料, 等>, 出<教員俸給, 諸俸給, 等>)

府県学校所有品(学校家屋概価, 学校附属地面価, 等, 総計, 文部省所轄学校諸費)

文部省第二年報附録

明治7年文部省布達達書(記事)

学監ダビット, モルレー申報(記事)

督学局年報: (記事)

[明治6年5月愛知県に於いて小学校配置のために民戸に課したる学費の割合](表頭 上, 中, 下; 表側 上等, 中等, 下等)

[7年5月更に民費課賦](第1~第15等<上, 下>)[石川県小学校教員階級給料表](1等~6等出仕, 1等~2等訓蒙)

府県学事年報

第1大学区

東京府学事年報

学区分合・民心向学の状況・学校建設及廃止・学規創立及改定・教員養成の法(以上記事)

教員給料(表頭 上等訓導, 中等訓導, 等; 表側 員数, 金額<1ヶ年, 1名1ヶ月>)

生徒試験並進歩の状況・貧民の子女を学にしむるの法・受業料収入の法・委託金配当の法・学資課賦の法・学資(委託金外)遺払の法・学資金積立の法・学務吏員任免・学区取締任免・学区取締給料・将来学事進歩の方法及意見(以上記事)

統計表(表頭 中学区, 人口<男, 女>, 小学区数, 学齢人口・就学生徒・不就学男女・6歳未満14歳以上就学生徒<男, 女>, 公立小学, 私立小学, 師範学校, 外国語学校, 日々出席生徒平均数, 師範学校生徒・外国語学校生徒<男, 女>, 人口百中就学生徒, 公立小学教員・私立小学校教員・師範学校教員・外国語学校教員・外国教師<男, 女>; 表側 員数, 前年より<増, 減>)

学費出納(納<前年より越高, 生徒受業料, 等>, 出<教員給料, 諸給料, 等>)

学校所有品高(表頭 学校家屋概価, 学校諸器械価, 等; 表側 金額, 前年より増)

神奈川県学事年報

学区分合・民心向学の状況・学校建設及廃止・学規創立及改定・教員養成の法・教員給料・生徒試験之法併進歩の状況・貧民の子女を学にしむるの法・受業料収入之法・委託金配当の法・学費課賦の法・学資金(委託金外)遺払の法・学資金積立の法・学務専任任免・学区取締任免(以上記事)

学区取締給料(第1大区<1等>, 従第2大区至第20大区<1~4等>)

統計表(表頭 中学区, 人口<男, 女>, 小学区数,

学齡人口・就学生徒・不就学・6歳未満14歳以上就学生徒<男, 女>, 公立小学, 師範学校, 外国語学校, 師範学校生徒・外国語学校生徒<男>, 人口百中就学生徒, 公学教員・師範学校教員・外国教師<男, 女>; 表側 員数, 前年より<増, 減>
学費収納(納<前年より越高, 生徒受業料, 等>, 出<教員給料, 諸給料, 等>)
学校所有品高(学校家屋概価, 学校諸器械価, 等)
以下, 第7大学区まで各府県別に, 項目は多少異なるが, ほぼ同じような形式で記事及び統計表がある。
直轄学校年報
東京師範学校年報
処務概旨・校中諸規則創定及改定・生徒試験方法・生徒進歩の概略〔以上記事〕
統計表: 学校職員(学校長, 事務吏員, 等) 生徒(第1~第4級) 附属小学生(第4~第8級)
生徒1歳中進退〔記事〕
校費出納概略(入, 出)
特別事件〔記事〕
愛知師範学校年報
処務概旨・諸規則創定及改正・生徒試験の方法・生徒進歩の概略・将来学術進歩に付須要の件〔以上記事〕
統計表: 学校職員(学校長, 事務吏員, 等) 生徒(1の組~4の組, 外退学)
校費出納概略(入, 出)
図書器械(小学教科書類, 補習書類, 等)
彫刻図書〔記事〕
書目(改正史略, 地理初歩, 等)
以下, 大阪師範学校, 広島師範学校, 長崎師範学校, 新潟師範学校, 宮城師範学校の, ほぼ同形式の年報がある。
東京開成学校年報
処務概旨・諸規則創定及改定・生徒試験の方法及進歩の概略・将来学術進歩に付須要の件〔以上記事〕
明治7年12月吏員及内外教員現数(中督学, 8等出仕, 等〔族籍人民表示〕)
各学生徒等級人員表(各学生徒総員, 本科第3級法学, 等)
生徒1歳中進退の数(入校, 退校, 死亡, 等)
校費出納概略(入, 出)
書籍器械藥品現数及7年中購求表: 英書之部(表頭 書名別; 表側 在来部数, 7年中購求部数) 仏書之部(同前表) 独書之部(同前表) 和漢併記書之部(同前表) 器械之部(表頭 化学用器械, 理学用器械, 等; 表側 在来之分, 7年中購求之分) 藥品之部(表頭 非金屬及其化合物, 金屬及化合物, 等; 表側 同前表) 鉱物之部(在来鉱物, 7年中購求鉱物)
製作学教場製品:〔記事〕
器械製作之部(ピンセット, 分析用鉄槌, 等) 藥品製造之部(蒸溜水, 硫化鉄, 等) 精製之部(塩化アンモニウム, クロム酸ポッタシウム, 等)
東京医学校年報
学生人員(第1~第2等本科, 第1~第2等予科)
教場分課〔記事〕
学校職員(校長<4等>, 事務吏員<8~15等, 等外, 等>等)
外国教授(表頭 本科解剖科, 同外科, 等; 表側 月給, 外国名別, 人名)

明治7年中患者統計表(表頭 入院<全治, 半治, 死亡>, 外来; 表側 男・女<内科, 外科>)
明治7年中死体解剖数(犯罪, 斬罪, 等)
校費出納概略(入, 出)
書籍器械(独文典, 同読本, 等)
以下, 東京外国語学校年報, 東京英語学校年報, 愛知英語学校年報, 大阪英語学校年報, 広島英語学校年報, 長崎英語学校年報, 新潟英語学校年報, 宮城英語学校年報, 東京女学校年報の記事がある。
文部省沿革概旨〔記事〕
文部省編纂図書目(7年中編纂のもの)(訴訟法, 政治略論, 等)
准刻書籍及新聞紙(7年中准刻するもの): 書籍(表頭 類名: 雑籍, 政治, 等; 表側 和文, 漢文, 等) 新聞紙(表頭 三階新聞, 枋木新聞, 等; 表側 准刻日, 出版地)
明治7年衛生事項表(表頭 府県別; 表側 病院<公立, 私立, 全数>, 開業医師<洋, 漢, 全数>等)
明治7年東京牛痘種継所月表(自6月至12月)(表頭 6~12月; 表側 分苗管数, 種児<男, 女, 全数>, 痘苗牝仔)
文部省官員(7年12月現員)(表頭 華族, 士族, 平民, 合計, 前年比較<増, 減>; 表側 勅, 奏, 等)
文部省雇外国人(7年12月現員)(表頭 外国名別<職掌>; 表側 人員, 月給, 等)
明治7年文部省常額金支消概略(入金総計<常額金, 明治6年学資併外国注文書器購求未決算>, 出金総計<本省之部, 学区之部, 等>)
明治7年文部省額外金支消概略(入金総計, 出金総計<東京司薬場費, 賜饌料, 等>)
文部省第2年報統計表
第1 明治7年7大学区学事統計表(表頭 中学区数, 小学区数, 人口<男, 女, 全数>, 学齡人員満6歳より満14歳まで<男, 女, 全数, 就学・不就学<男, 女, 全数>>, 6歳未満14歳以上就学生徒<男, 女, 全数>等; 表側 大学区<第1~第7>)
第2 明治7年府県公私立学校教員及就学生徒比較統計表(表頭 第1~第7大学区<府県別>; 表側 学校<公立, 私立, 全数>, 教員・生徒<男, 女, 全数>, 人口百中就学生徒)
第3 明治7年府県公学費歳入比較統計表(表頭 同前表; 表側 前年より越高, 生徒受業料, 等, 通計, 毎人口比例)
第4 明治7年府県公学校所有品比較統計表(表頭 同前表; 表側 学校家屋概価, 学校附属地面価, 等, 通計, 毎人口比例)
第5 明治7年府県学資寄附統計表(表頭 同前表; 表側 金高<円, 銭厘>, 地面<丁反, 畝歩>, 等)
明治7年師範学校及教科伝習所統計表(表頭 大学区別<学校名別<位置>>; 表側 設立, 教員, 生徒<男, 女>等)
明治7年外国語学校統計表(表頭 学校名別<位置>; 表側 設立, 何語, 教員, 外国教員, 生徒<男, 女>等)
明治7年中学校統計表(表頭 同前表; 表側 設立, 教員, 外国教員, 生徒<男, 女>, 1月毎生受業料, 等)
府県公立小学校表: 東京府公立小学校表(表頭 同前表; 表側 設立, 教員・生徒<男, 女>, 1月毎生受

業料、扶助金配当高、等) 神奈川県公立小学校表
(同前表)

以下、各府県別に同じ様式の統計表がある。

明治7年府県私立小学校統計表(表頭 学校名別<位置>;表側 設立、教員・生徒<男、女>、等)

正誤

(5) (7) 文部省第三年報 明治八年

調査対象年 明治8年

内容細目

文部省第3年報

小学:〔記事〕

〔明治6年より8年に至る各大学区小学校及教員生徒の概数表〕(表頭 大学区:第1~第7;表側 6~8年<学校、教員、生徒>)

〔明治6年より8年に至る各府県学齢人員及其就学生徒表〕(表頭 府県別;表側 6~8年<学齢人員、就学<男、女>))

中学・師範学校・専門学校・外国語学校・公学費・学区区画・海外留学生・督学視学々区巡行・教科書・小学扶助金〔以上記事〕

統計要略(表頭 中学区数、小学区数、学齢人員・同就学・同不就学・6歳未満就学生徒・14歳以上就学生徒<男、女>、人口百中就学生徒比例数、等;表側 員数、前年より増、同減)

府県公学費入出(表頭 入<前年より越高、学区内集金、等>、出<教員俸給、諸俸給、等>;表側 金額、前年より増、同減)

府県公学校所有品額(同前年同表)

学士会院の成立を要す〔記事〕

文部省第3年報附録第1

明治8年文部省布達達書及諸規則類〔記事〕

処務概旨 自明治8年1月至9年6月〔記事〕

文部省編纂図書目:〔明治8年1月より同年6月まで編纂せるもの〕(改正史略、日本地誌略、等)

〔明治8年7月より9月6月まで編纂せるもの〕(万国史略、日本略史、等)

明治8年6月文部省官員雇員表(表頭 華族、士族、等、計、前年比較<増、減>、月給金額、前年比較<増、減>;表側 勅任、奏任、等)

明治8年6月文部省所轄学校校長教員雇員表(表頭 士族、平民、計、月給金額;表側 学校長、教授、等)

明治9年6月文部省官員雇員表(同前々表)

明治9年6月文部省所轄学校校長教員雇員表(表頭 士族、平民、計、前年比較増、月給金額、前年比較増;表側 同前々表)

文部省所轄雇外国人(8年6月30日現員)(表頭 外国名別<人名別>;表側 就職地、月給)

文部省所轄雇外国人(9年6月30日現員)(同前表)

明治8年1月至同年6月文部省経費金入出概略(定額常費入金総計<文部省定額金、官立学校補助金、等>、定額常費出金総計<文部省費、督学局費、等>、額外常費入金総計<明治7年東京司薬場費未決算>、額外常費出金総計<文部省費、東京司薬場費、等>)

明治8年7月至明治9年6月文部省経費金入出概略(同前表)

督学局年報 1:〔記事〕

明治8年督学局職員表(表頭 6月、12月;表側 3等大督学、4等中督学、等)

督学局年報 2:〔記事〕

〔第4大学区各県統計表〕(表頭 県名別;表側 中学区、人口、学齢、等)

府県年報

第1大学区

東京府年報:〔記事〕

統計表(表頭 中学区数、人口<男、女>、小学区数、学齢人員・就学・不就学・6歳未満就学生徒・満14歳以上就学生徒<男、女>、人口百中就学生徒、等;表側 員数、前年より増、同減)

学費出納(同前年同表)

学校所有品高(表頭 学校家屋概価、学校構内地面価、等;表側 金額、前年より増、同減)

以下、各府県別に同様の記述がある。

文部省所轄学校年報

東京師範学校年報

通則・小学師範学科教則・中学師範学科仮教則・処務概旨〔以上記事〕

統計表:学校職員(摂理、学校長、等) 生徒現員(第2~第3級生、第4級生<甲、乙>等) 卒業生徒(第1等證書を付与する者、第2等證書を付与するもの、等) 附属小学生徒(第1~第8級生) 附属小学生徒進級(第8級より第1級に進み下等学科を卒る者、第6級より第1級に進み下等学科を卒る者、等)

校費歳入出(入、出)

東京女子師範学校年報

通則・教則・舎則・処務概旨〔以上記事〕

統計表:学校職員(摂理、教員<男、女>) 生徒(員数) 校費歳入出(入、出)

所有書籍器械(書籍、器械、等)

以下、愛知師範学校年報、大阪師範学校年報、広島師範学校年報、長崎師範学校年報、新潟師範学校年報、宮城師範学校年報の同様の記述がある。

東京開成学校年報

処務概旨など前年同様の記事がある。

所有書籍表(表頭 書名別;表側 在来数、増数、減数、存在数)

器械及雛形見本薬品類表(表頭 物理学用品及器械、化学用品及器械、等;表側 在来数、増数、現在数)

工場造品表(粘着板、衆力平行方行、等)

製薬表:製作学教場製(炭酸ポッタシウム、硫シアンポッタシウム、等) 製煉所製(醋、硝、等)

生徒人員表(表頭 法学本科、化学本科、等;表側 中級、下級、第1級、等)

学校長及内外教員吏員表(学校長、同補、等)校費歳入出(入、出)

東京医学校年報:〔記事〕

統計表 学校職員(吏員奏任、雇、教員奏任、等)

外国教員(同前年同表)

生徒現員表(表頭 本科<2級、6級、等>、予科<2級、4級>;表側 人員、貸費、等)

入院患者統計表(表頭 消化器系諸病、呼吸器系諸病、等;表側 人員・治・半治・不治・死<男、女>)

外来患者統計表(表頭 同前表;表側 人員<男、女>) 明治8年中死体解剖数(絞罪、斬罪、等) 校費歳入出(入、出)

以下、東京外国語学校年報、東京英語学校年報、愛知英語学校年報、大阪英語学校年報、広島英語学校年報、

長崎英語学校年報，新潟英語学校年報，東京女学校年報の同様の記事および統計表がある。

文部省所轄博物館書籍館年報

東京博物館年報：〔記事〕

物品現数及8年中購求表：植物之部（表頭 草木花樹，野菜苗，等；表側 官内省交付，納付，在来，8年購求，等）動物之部（表頭 鳥類剥製，貝介骨角皮，等；表側 東京書籍館交付，納付，8年中購求）書籍之部（表頭 博物書，同図；表側 文部省交付，在来，8年購求）金石之部（表頭 鉱石，化石，等；表側 納付，8年購求）器械之部（表頭 物理学器械，植物学器械，等；表側 文部省交付，東京書籍館交付，在来，8年中購求）

文部省交付府県鉱物表（府県別）

納付物品表（表頭 品目：米国産草花乾腊，豪洲産磁石，等；表側 員数，族籍，姓名）

小石川植物園来観人員表（表頭 7～12月；表側 人員，日数，1日平均）

処務概旨〔記事〕

統計表：職員（館長，書記，等）

館費歳入出（3月～12月）（入，出）

東京書籍館年報

東京書籍館規則・処務概旨〔以上記事〕

統計表：書籍器械（書籍，新聞雜報，器械）

所蔵書籍類表（表頭 冊，帖＜法書の類＞等；表側 和漢書，英書，等）

書籍納付人名表（表頭 英書，額，等；表側 員数，族籍，姓名）

書籍覽閱人員表（表頭 5～12月，1日平均；表側 日数，内国人男，同女，外国人男，同女）職員（館長，同補，等）館費歳入出（入，出）

第1号 明治8年7大学区学事統計表（同前年明治7年同表）

第2号 明治8年府県公私立学校及教員就学生徒統計表（同前年明治7年同表）

第3号 明治8年府県公学費歳入統計表（同前年明治7年同表）

第4号 明治8年府県公学費歳出統計表（表頭 大学区別＜府県別＞；表側 教員給料，緒給料，等，總計，每公学生比例）

第5号 明治8年府県公学校所有品統計表（同前年明治7年同表）

第6号 明治8年府県学資寄附統計表（同前年明治7年同表）

第7号 明治8年府県公私立学校及教員生徒統計表（表頭 大学区別＜府県別＞；表側 学校＜公立，私立，全数＞，公学校教員・私学校教員・公学校生徒・私学校生徒＜男，女，全数＞）

明治8年中学校一覽表（表頭 学校名別＜地名＞；表側 設立年，教員・生徒＜男，女＞等）

明治8年師範学校一覽表（表頭 同前表；表側 設立年，教員，生徒＜男，女＞等）

明治8年専門学校一覽表（表頭 同前表；表側 設立年，学科，教員，外国教員，生徒等）

明治8年外国語学校一覽表（表頭 同前表；表側 設立年，何語，教員，外国教員，生徒＜男，女＞等）

明治8年博物館一覽表（表頭 名称別＜地名＞；表側 設立年，物品数，来観人，歳費，等）

明治8年書籍館一覽表（表頭 同前表；表側 設立年，

書籍冊数＜和漢，洋＞，来観人，歳費，等）

小学書籍一覽表（表頭 書名別＜著訳者＜出版者（出版地）＞＞；表側 冊数，葉数，零売価，印行部数）

文部省第3年報附録第2

明治8年府県公立小学校一覽表：東京府公立小学校表（表頭 学校名別＜地名＞；表側 設立年，教員・生徒＜男，女＞，受業料，扶助金付額，等）神奈川県公立小学校表（同前表）

以下，各府県別に同じ様式の統計表あり。

明治8年私立小学校一覽表（表頭 学校名別＜地名＞；表側 設立年，教員・生徒＜男，女＞，学校主）

(10) (12) 文部省第四年報 明治九年

調査対象年 明治9年

内容細目

文部省第4年報

小学：〔記事〕

明治9年府県小学校教員生徒及学齡人員表（表頭 第1～第7大学区＜府県別＞；表側 学校数，教員数，生徒数，学齡人員，1学校平均＜学齡人員，生徒数＞学齡人員中就学生徒比較）

〔明治7年より9年に至る各府県小学表〕（表頭 7～9年；表側 学校＜公，私＞，教員・生徒＜男，女＞，学齡人員，就学＜男，女＞）

〔此表に就て各年増減比較表〕（表頭 8年の7年より・9年の8年より＜増，減＞；表側 同前表）

中学：〔記事〕

〔府県小中学生徒日々出席平均比例表〕（表頭 府県別；表側 日々出席平均数，生徒全数，日々出席百中比例）

師範学校：〔記事〕

〔師範学校概表〕（表頭 省府県別；表側 校数，教員・生徒＜男，女＞，学期2年以上の校，同1年以上の校，等）

専門学校・外国語学校〔以上記事〕

公学金：〔記事〕

明治9年公学金出額分額比例表（表頭 府県別，平均；表側 毎人口，毎学齡人員，毎公学生徒，毎公立学校）

教員俸給年額比例表（表頭 同前表；表側 金額）

小学扶助金・学区巡視・教科書・海外留学生・書籍館博物館〔以上記事〕

統計要略（表頭 中学区数，小学区数，学齡人員・学齡就学・学齡不就学・6歳以下就学生徒・14歳以上就学生徒＜男，女＞，人口百中就学生徒比例数，等；表側 員数，前年より増，同減）

府県公学金入出（同前年同表）

府県公学校所有品（同前年同表）

公立書籍館の設置を要す〔記事〕

文部省第4年報附録第1

明治9年7月至明治10年6月文部省布達達〔記事〕

明治9年7月至明治10年6月処務概旨〔記事〕

明治9年7月至明治10年6月文部省編纂図書目（明治9年至10年各府県金石試験記，泰西經濟新論，等）

明治10年6月文部省官員雇員（表頭 員数，前年比較＜増，減＞，月給金額，前年比較＜増，減＞；表側 勅任，奏任，等）

明治10年6月文部省所轄学校校長教員雇員（表頭 同前表；表側 学校長，教授，等）

明治10年6月文部省所轄雇外國人（同前年明治9年6

月同表)

明治9年7月至同10年6月文部省経費金入出概略(同前年明治8年7月至同9年6月同表)

学区巡視功程:〔記事〕

山梨県各学校巡視一覽表(表頭 学校名別;表側 教員<男,女>,下等生徒<1~8級<男,女>>)

静岡県管内伊豆国各学校巡視一覽表(表頭 同前表;表側 教員<男,女>,上等生徒<7~8級<男,女>>,下等生徒<1~8級<男,女>>)

神奈川県各学校巡視一覽表(表頭 同前表;表側 教員<男,女>,上等生・下等生<1~8級<男,女>>)

東京府各学校巡視一覽表(同前表)

以下,府県別に記事がある。

府県年報

第1大学区

東京府年報:〔記事〕

統計表(表頭 中学区数,人口<男,女>,小学区数,学齡人員・同就学・同不就学・6歳以下就学生徒・14歳以上就学生徒<男,女>,人口百中就学生徒,等;表側 員数,前年より増,同減)

学費出納(入,出)

学校所有品額(同前年同表)

統計表附録:公私立学校及教員の数本年の調査(公立師範学校,公立小学校,等) 公私立学校教員の数(公立教員,私立教員<内国人,外国人>)

神奈川県年報:〔記事〕

統計表(同前表) 学費出納(入,出) 学校所有品額(同前年同表)

以下,各府県別に同様の記述がある。

文部省所轄学校及書籍館博物館年報

東京師範学校年報:〔記事〕

統計表(学校職員<摂理,学校長補,等>,中学師範生徒,小学師範生徒,等)

校費歳入出(入,出) 所有書籍器械(書籍,図類,器械)

東京女子師範学校年報:〔記事〕

統計表(学校職員<摂理,教員,等>,本科生徒,別科生徒) 校費歳入出(入,出) 所有書籍器械(同前年同表)

以下,愛知師範学校年報,大阪師範学校年報,広島師範学校年報,長崎師範学校年報,新潟師範学校年報,宮城師範学校年報の同様の記述がある。

東京開成学校年報:〔記事〕

学校職員表 第1表(学校長,同補,等) 第2表(表頭 外国教員学科<外国名別>;表側 人員,月給) 生徒人員表(同前年同表)

東京医学校年報:〔記事〕

学校長及内外教員吏員表 第1表(学校長,3等教授,等) 第2表(表頭 外国教員学科<外国名別>;表側 人員,月給)

生徒現員表(同前年同表)

明治9年1月至11月退院患者統計表(表頭 消化器系諸病・呼吸器系諸病・等<男,女>,表側 人員,全治,半治,不治,死亡)

明治9年1月至11月外来患者統計表(表頭 同前表;表側 人員)

明治9年1月至11月死体解剖表(表頭 男,女;表側 臈,絞,等)

明治9年1月至11月購求書籍器械概数表(独逸書,医

事新聞誌,等)

明治9年1月至11月編輯書籍数(医院雑誌,医科全書解剖篇)

明治9年1月至11月解剖局製造骨骼数(上等絞連,中等絞連,等) 校費歳入出(入,出)

以下,東京外国語学校年報,東京英語学校年報,愛知英語学校年報,大阪英語学校年報,広島英語学校年報,長崎英語学校年報,新潟英語学校年報,宮城英語学校年報,東京女学校年報の記事及び統計表がある。

東京博物館年報:〔記事〕

東京博物館物品表(表頭 学校用器<教授用諸器,理化化学用器械,等>,書籍<教科用書及学校規則類,雜費,等>等;表側 在来,増,減,現数)

省使府県交付物品表 第1表(表頭 学校用器械,書籍,等;表側 文部省,工部省,開拓使,東京開成学校) 第2表(表頭 金石;表側 府県別)

寄附物品表(表頭 動物,金石,等;表側 人名)

小石川植物園創始沿革〔記事〕

小石川植物園物品表 第1表(表頭 草木諸品,蔬菜,等;表側 在来,増数,現数) 第2表(草木及蔬菜,腊菜,等)

統計表:職員(館長,書記,等) 館費歳入出(入,出)

東京書籍館年報:〔記事〕

統計表:所蔵書籍器械類表(同前年同表)

法律書庫所蔵書籍類表(表頭 冊,鋪,等;表側 和書,漢書,等)

書籍納付人名表(同前年同表)

覽閱人員表(表頭 1~12月;表側 日数,内国人男,同女,外国人男,同女,1日平均)

法律書庫覽閱人員表(表頭 9~12月;表側 日数,東京開成学校法学教員,同生徒,外来内国人,1日平均)

職員表(館長,監事,等) 館費歳入出(入,出)

海外留学生監督申報〔記事〕

第1号 明治9年7大学区学事統計表(表頭 大学区,中学区数,小学区数,人口・学齡人員<男,女>,学齡<就学・不就学<男,女>>,満6歳以下就学生徒・満14歳以上就学生徒<男,女>等;表側 第1~第7)

第2号 明治9年府県公私学校及教員就学生徒統計表(同前年明治8年同表)

第3号 明治9年府県公学費歳入統計表(同前年明治8年同表)

第4号 明治9年府県公学費歳出統計表(同前年明治8年同表)

第5号 明治9年府県公学校所有品統計表(同前年明治8年同表)

第6号 明治9年府県学費寄附統計表(同前年明治8年同表)

第7号 明治9年府県公私小学校及教員生徒統計表(同前年明治8年同表)

明治9年中学校一覽表(同前年明治8年同表)

明治9年師範学校一覽表(同前年明治8年同表)

明治9年専門学校一覽表(同前年明治8年同表)

明治9年外国語学校一覽表(同前年明治8年同表)

明治9年書籍館一覽表(同前年明治8年同表)

明治9年博物館一覽表(同前年明治8年同表)

小学教科書一覽表(同前年同表)

文部省第4年報付録第2

明治9年府県公立小学校一覽表：各府県別に前年と同様式の統計表がある。

明治9年私立小学校一覽表（同前年明治8年同表）

(15) (17) 文部省第五年報 明治十年

調査対象年 明治十年

内容細目

文部省第5年報

小学：〔記事〕

明治10年府県小学校教員生徒表（表頭 同前年同表；表側 学校数，教員数，生徒数，日々出席生徒平均数，1学校平均＜教員，生徒＞）

〔明治9年10年各府県学校教員生徒比較表〕（表頭 府県別；表側 学校数・教員数・生徒数＜9～10年＞）

明治10年府県人口学齡人員就学表（表頭 府県別；表側 人口，学齡人員，学齡就学＜男，女＞，1学校学齡人員平均，人口百中学齡内外就学）

〔明治9年10年各府県学齡就学比較表〕（表頭 府県別；表側 9～10年＜学齡人員，就学＜男，女＞，百分比＞）

明治10年人口1万以上都邑学事概表（表頭 地名：武蔵東京，武蔵品川，等；表側 人口，学齡人員，学齡内就学・学齡外就学＜男，女＞，日々出席生徒平均，学校数，学齡百中就学）

中学：〔記事〕

明治10年中学校表（表頭 府県別；表側 学校数＜公，私＞，公学教員＜男＞，私学教員・公学生徒・等＜男，女＞等）

大学〔記事〕

師範学校：〔記事〕

明治10年師範学校表（表頭 省府県別；表側 学校数，教員・生徒＜男，女＞，1学校平均＜教員，生徒＞等）

専門学校：〔記事〕

明治10年専門学校表（表頭 府県別；表側 学校＜公立，私立＞，教員・生徒＜公学，私学＞，学科概別＜法律，医，等＞）

外国語学校：〔記事〕

公学費：〔記事〕

〔府県公学費入金〕（前年より越額，学区内集金，等）

〔府県公学費出金〕（教員俸給，学区取締其他俸給，等）

公学費出額分頭比例及教員俸給平均表（表頭 府県別；表側 出額，毎人口，毎公学生徒，公立学校，教員俸給平均）

〔公学校所有品額〕（学校貯金額，学校家屋価，等）

明治10年府県公学校所有品額表（表頭 府県別；表側 貯金額，動産価額，等，合計，前年より増，前年より減）

〔明治6年以来寄附の金円及地坪表〕（表頭 6～10年；表側 金，地）

文部省補助金：〔記事〕

〔各府県補助金区分表〕（公立小学校に配付額，公立師範学校に配付額，等）別表（公立師範学校に配付額，教員俸給，等）

学区巡視・小学教科書・海外留学生・書籍館博物館・仏國巴里府万国博覧会〔以上記事〕

統計要略（同前年同表）

教育国会を創設するの議〔記事〕

文部省第5年報附録第1

明治10年7月至明治11年6月文部省布達達〔記事〕

明治10年7月至明治11年6月文部省処務概旨〔記事〕

明治10年7月至明治11年6月文部省編纂図書目録（莫邇矣稟報，具氏博物学，等）

明治11年6月文部省官員雇員（同前年明治10年6月同表）

明治11年6月文部省所轄学校学校長教員雇員博物館館長雇員（表頭 員数，前年比較＜増，減＞，月給金額前年比較＜増，減＞；表例 綜理摂理学校長，教授，等）

明治11年6月文部省及所轄学校雇外国人（同前年明治10年6月同表）

明治10年7月至同11年6月文部省経費金入出概略（同前年明治9年7月至同10年6月同表）

学区巡視功程：〔記事〕

秋田県内巡視学校表（表頭 学校名別＜生徒：男，女＞；表側 下等第1～第8級，総計，日々出席平均数，区内学齡総員）

山形県内巡視学校表（同前表）

土佐国巡視学校一覽表（表頭 学校名別；表側 教員＜男，女＞，上等生徒・下等生徒＜1～8級＜男，女＞＞）

阿波国巡視学校一覽表（同前表）

府県年報

第1大学区

東京府年報：〔記事〕

統計表（同前年同表）

学費出納（同前年同表）

学校所有品額（同前年同表）

都邑学事統計表（表頭 小学区数，人口，学齡人員，学齡就学，学齡不就学，6歳以下就学生徒，14歳以上就学生徒，等；表側 東京市街，品川，千住）

神奈川県年報：〔記事〕

統計表（同前年同表）

学費出納（同前年同表）

学校所有品額（同前年同表）

都邑学事統計表（表頭 小学区数，人口，学齡人員，学齡就学，学齡不就学，6歳以下就学生徒，14歳以上就学生徒，等；表側 横浜，神奈川，等）

以下，各府県別に同様の記述および統計表がある。

文部省所轄学校書籍館博物館年報

東京師範学校年報：〔記事〕

統計表（学校長，訓導，等）

中小學師範生徒併附屬小学生徒（中學師範生徒，小学師範生徒，等）

校費歳入出（同前年同表）

書籍器械（和漢書，洋書，等）

東京女子師範学校年報：〔記事〕

統計表：職員現数（摂理，訓導，等）生徒現数（本科生徒，予科生徒，等）

校費歳入出（同前年同表）

所有書籍器械（和漢書，洋書，等）

以下，愛知師範学校年報，大阪師範学校年報，広島師範学校年報，長崎師範学校年報，新潟師範学校年報，宮城師範学校年報の記述がある。

東京大学法文三学部年報

処務の事〔記事〕

職員表（表頭 綜理，同補，等；表側 人員）

外国教授表（表頭 物理学・数学・等＜外国名別＞；表側 人員，月給）別表1 内国人（表頭 主幹，

同兼務、等；表側 人員、月給、日給）別表2 外国人（表頭 受持学級：第1級の1・第2級の1・等＜外国名別＞；表側 人員、月給）
生徒の事〔記事〕
生徒人員表（表頭 法学本科、化学本科、等；表側 上級、中級、等）
予備門生徒人員表（表頭 人員；表側 第1級の1、同2、等）
図書増減の事・器械模型等増減の事・小石川植物園の事・校費の事・将来須要の件〔以上記事〕
東京大学医学部年報
処務概旨〔記事〕
職員表（表頭 総理、同心得、等；表側 人員）
外国教授表（表頭 外科・内科・等＜外国名別＞；表側 人員、月給）
生徒に係る事項〔記事〕
生徒人員表（表頭 学科：本科＜等級：2～5等＞、予科＜1～3等＞等；表側 官費、給費、私費）
図書増減の事・器械及プレパラート等増減の事・医院之事〔以上記事〕
患者病症人員表（表頭 消化器系諸病・呼吸器系諸病・等＜男、女＞；表側 入院人員、全治、半治、不治、死亡、等）
解体表（表頭 男、女；表側 梟、斬、等）
経費之事・将来須要の件〔以上記事〕
以下、東京外国語学校年報、愛知英語学校年報、大阪英語学校年報、広島英語学校年報、長崎英語学校年報、新潟英語学校年報、宮城英語学校年報、東京女学校年報の同様記述および統計表がある。
東京書籍館年報：〔記事〕
所蔵書籍現数表（表頭 和漢書、内国新刊和漢書、等；表側 冊、鋪、等）
明治10年書籍減数表（表頭 和漢書＜開成学校へ交付、交換授付＞、内国新刊和漢書＜開成学校へ交付、失亡、等＞等；表側 員数）
蒐集書籍明細表（表頭 文部省交付、内外人民納付、等；表側 冊、鋪、等）
本年書籍納付人名表（同前年同表）
本年求覽人員表（表頭 1～5月；表側 日数、内国人員、等、小計、1日平均）
法律書庫覽閱人員表（表頭 1～3月；表側 同前年同表）
職員表（同前年同表）
館費歳入出（同前年同表）
教育博物館年報：〔記事〕
陳列品員数表（表頭 学校用器及教育家参考諸具＜教授用器械、理学用器械、等＞、生徒試験答書製作品＜生徒試験書画、生徒製作品＞等；表側 在来数、増数、減数、存在数）
各庁醫交付納付物品表（表頭 文部省、東京府、京都府、等、東京大学法理文学部、工部大学校、等；表側 学校用器及教育家参考諸具＜教授器械、物理学器械、等＞、生徒試験答書製作品＜試験書画、製作品＞等）
諸人納付交付物品表（表頭 校舍写真、諸学科書籍；表側 員数、氏名）
製造物品表（表頭 舎獸剥製、同骨製、等；表側 在来数、増数、現存数）
來觀人員及求覽書冊数表（表頭 開館日数、人員＜内国・外国＜男、女＞、合計、1日平均人員、求覽書冊

数＜和書、漢書、等＞；表側 8～12月）
館吏員（館長、長補、等）
館費歳入出（入金、出金）
海外留学生監督年報〔記事〕
第1 明治10年7大学区学事統計表（同前年明治9年同表）
第2 明治10年府県公私立及教員就学生徒統計表（同前年明治9年同表）
第3 明治10年府県公学費歳入統計表（同前年明治9年同表）
第4 明治10年府県公学費歳出統計表（同前年明治9年同表）
第5 明治10年府県公学校所有品統計表（同前年明治9年同表）
第6 明治10年府県学資寄附統計表（同前年明治9年同表）
第7 明治10年5歳7道国別人口学齡内外就学及官公私立学校教員生徒統計表（表頭 国別；表側 人口、学齡内外就学、人口百中就学、学校数・教員数・生徒数＜小学、中学、大学、等＞）
第8 明治10年人口1万以上都邑学事統計表 1（表頭 武蔵東京市街、同品川、等；表側 人口、学齡人員、学齡就学・学齡不就学・6歳以下就学生徒・14歳以上就学生徒＜男、女＞等）
明治10年人口1万以上都邑学事統計表 2（表頭 同前表；表側 小学生徒＜男、女＞、日々出席生徒平均数、中学生徒・師範学校生徒・等・小学教員・中学教員・等＜男、女＞）
第9 明治10年府県公私立小学校及教員生徒統計表（同前年明治9年同表）
明治10年中学校一覽表（同前年明治9年同表）
明治10年大学及専門学校一覽表（表頭 学校名＜地名＞；表側 設立年、学科、教員、等）
明治10年師範学校一覽表（同前年明治9年同表）
明治10年外国語学校一覽表（同前年明治9年同表）
明治10年書籍館一覽表（同前年明治9年同表）
明治10年博物館一覽表（同前年明治9年同表）
明治10年小学教科書一覽表（同前年同表）
文部省第5年報附録第2
明治10年府県公立小学校一覽表
東京府公立小学校表（表頭 学校名別＜地名＞；表側 設立年、教場、教員・生徒・卒業生徒＜男、女＞、受業料、補助金額）
以下、各府県別に同様式の統計表がある。
明治10年私立小学校一覽表（同前年明治9年同表）
20 文部省第六年報 明治十一年
調査対象年 明治11年
内容細目
文部省第6年報
小学：〔記事〕
明治11年府県小学校教員生徒表（表頭 府県別；表側 学校数＜公立、私立＞、教員数・生徒数＜男、女＞、日々出席平均数、1学校平均＜教員、生徒＞）
〔明治6年以来小学校教員生徒築年表〕（表頭 6～11年；表側 学校数＜公立、私立＞、教員数・生徒数＜男、女＞、日々出席平均数、日々出席平均数百分比例）
明治11年府県人口学齡人員就学表（表頭 府県別；表側 人口、学齡人員、学齡就学・学齡不就学＜男、女

＞、学齡百中就学、1学校学齡人員平均）
〔明治6年以来学齡就学総数累年表〕（表頭 6～11年；表側 人口、学齡人員、学齡就学＜男、女＞、学齡男女百中就学比例＜男、女、平均＞）

中学：〔記事〕

明治11年中学校表（同前年明治10年同表）

大学〔記事〕

師範学校：〔記事〕

明治11年師範学校表（表頭 省府県別；表側 学校数、教員数・生徒数＜男、女＞、附属練習学校数、等、11年中卒業生徒、費額＜補助金、府県費＞）

専門学校：〔記事〕

明治11年専門学校表（表頭 府県別；表側 学校数＜法学、医学、等＞、教員数・生徒数＜法学、医学、各学＞）

外国語学校：〔記事〕

明治11年外国語学校表（表頭 省府県別；表側 学校数＜官立、公立、私立＞、教員数・外国教員数・生徒数＜男、女＞、何国語＜英、仏、等＞）

体操伝習所〔記事〕

公学費：〔記事〕

〔明治11年府県公学費入金〕（表頭 前年より越額、学区内集金、等；表側 金額、前年より＜増、減＞）

〔府県公学費出金〕（表頭 教員俸給、其他俸給、等；表側 同前表）

公学費入出額分頭比例（表頭 府県別；表側 入額、每人口、出額、每公学生徒、每公立学校）

教員俸給平均表（府県別、平均）

公立学校所有品価額表（表頭 学校貯金額、学校家屋価、等；表側 金額、前年より＜増、減＞）

明治11年府県公学校所有品額表（表頭 府県別；表側 学校地価、学校家屋価、等、合計、前年より増、前年より減）

文部省補助金：〔記事〕

〔各府県補助金区分表〕（公立小学校14710箇に配付額、公立師範学校63箇に配付額、等）

〔明治6年より11年に至る6年間各府県に配付せし年額及び学齡人員分頭比例表〕（表頭 6～11年；表側 補助金配付額、每学齡人員分頭平均）

学事巡視〔記事〕

都邑学事概覽：〔記事〕

明治11年人口1万以上都邑学事概表〔1〕（表頭 地名：武蔵東京、同品川、等；表側 人口、学齡人口、学齡就学・学齡不就学＜男、女＞、学齡外生徒、小学日々出席生徒平均、人口百中学齡内外生徒）

明治11年人口1万以上都邑学事概表〔2〕（表頭 同前表；表側 学校数＜小学、中学、各種＞、小学教員・中学教員・各種教員・小学生徒・中学生徒・各種生徒＜男、女＞）

海外留学生・書籍館博物館・仏国巴里府万国博覧会

〔以上記事〕

統計要略（同前年同表）

文部省第6年報附録

明治11年7月至同12月文部省布達達〔記事〕

明治11年7月至同12月文部省処務概旨〔記事〕

明治11年7月至同12月文部省編纂図書目（幼稚園、加氏教授論、等）

明治11年12月文部省官員雇員表（同前年明治11年6月同表）

明治11年12月文部省所轄学校博物館長教員雇員表（同前年明治11年6月同表）

明治11年12月文部省及所轄学校雇外国人（同前年明治11年6月同表）

明治11年7月至同12月文部省経費金入出概略（同前年明治10年7月至同11年6月同表）

学事巡視功程：〔記事〕

〔東京府学事統計表〕：〔男女就学生徒及び男女教員数〕（表頭 府下人口、学齡人員、就学人員、小学生徒、中学生徒、其他の諸学校生徒、小学教員、中学教員、其他の諸学校教員；表側 総計、男、女）

〔府県公私学校及び生徒員数表〕（表頭 小学、中学、其他の諸学校、小学教員、中学教員、其他の諸学校教員、小学生徒、中学生徒、其他の諸学校生徒、1学校毎に生徒の平均数、1教師毎に生徒の平均数；表側 総計、公、私）

〔諸学校前年比較表〕（表頭 各等公立学校、各等私立学校、小学、中学、其他の諸学校、小学生徒、中学生徒、其他の諸学校生徒；表側 1877年、1878年）
東京府下公学校所有品額表（校舎の価、校地の価、等、前年比較増）

公学寄附金等総計表（金円、地面、等）

公学費出納表（納之部＜前年より越高、学区内集金、等＞、出之部＜教員の給料、諸給料、等＞）

〔宮城県小学校箇数及び生徒表〕（表頭 中学区別＜郡名＞；表側 小学区数、小学校数、小学生徒＜男、女＞）

府県学事年報要略

第1大学区

東京府年報：〔記事〕

統計表1（府下の分）（同前年統計表）

統計表2（伊豆7島の分但明治10年調）（同前表）

学費出納（同前年同表）

学校所有品額（同前年同表）

明治11年東京府書籍館書籍表（表頭 和漢書之部・洋書之部＜明治10年末現数、購求の数、等、計、本年末現数、前年比較増；表側 冊、帖、等）

書籍求覽人員表（表頭 求覽人員、前年比較＜増、減＞、館外帯出入員；表側 内国人・外国人＜男、女＞）

別表（閱覽書籍総数、館外帯出書籍総数）

都邑学事統計表（同前年同表）

神奈川県年報：〔記事〕

統計表（同前年同表）

学費出納（同前年同表）

学校所有品額（同前年同表）

〔明治10年と11年の公立学校毎定期試験概表〕（表頭 上等1～8級、下等1～8級、計、前期比較＜増、減＞；表側 10年春試・10年秋試・11年春試・11年秋試＜賞、及、落＞）

都邑学事統計表（同前年同表）

以下、各府県別に同様の記述がある。

文部省所轄学校博物館年報要略

東京師範学校年報：〔記事〕

統計表：学校職員（学校長、訓導、等）生徒（中学師範学科、小学師範学科、等）

校費歳入出（表頭 金額、10年8月越高、合計、残額；表側 入・出＜補助金、授業料、雑納金＞）

書籍器械（和漢書、洋書、等）

生徒現員表（表頭 中学師範学科、小学師範学科；

表側 等級別) 別表(表頭 附屬小学<上等, 下等> ; 表側 1~8級, 総員, 男, 女)
生徒卒業入学退学死亡表(表頭 中学師範学科生徒, 小学師範学科生徒, 附屬小学生徒; 表側 卒業, 入学, 退学, 死亡)
東京女子師範学校年報:〔記事〕
職員表(表頭 摂理, 訓導, 等; 表側 男, 女, 計, 増, 減)
生徒表(表頭 本科, 予科, 等; 表側 1~8級, 計, 増, 減)
幼稚園幼稚表(表頭 男, 女; 表側 1の組, 2の組, 等)
校費歳入出(表頭 入, 出, 残; 表側 補助金, 授業料, 雑納金)
書籍器械表(表頭 和漢書類, 洋書類, 等; 表側 現在数, 増数, 減数)
以下, 大阪師範学校年報, 長崎師範学校年報, 宮城師範学校年報の記述がある。
東京大学法理文学部年報
職員及教員〔記事〕
職員及外国教授表: 職員及教員(表頭 総理, 同補, 等; 表側 人員) 外国教授(表頭 学科: 物理学・英国法律及列国交際法・等<外国名別>; 表側 人員, 月給)
植物園職員(園掛, 畫工, 等)
生徒〔記事〕
東京大学法理文学部生徒一覽表(表頭 第4~第1年<自費, 給費>, 各学科全数, 入学, 退学, 病死; 表側 法学部, 理学部<化学, 工学, 等>, 文学部, 未試, 各年生全数)
内外教授學術研究の爲に巡行の件・予備門・図書〔以上記事〕
書籍表(表頭 天文書, 地理書, 等; 表側 在来数, 増数, 減数, 存在数)
器械模型標品及薬品増減表(表頭 物理学器械, 化学器械, 等; 表側 同前表)
植物園〔記事〕
東京大学所轄小石川植物園物品表(表頭 在来数, 増数, 現在数; 表側 草木(花樹薬品), 蔬菜, 等)
経費・処務概旨・学科課程〔以上記事〕
東京大学医学部年報
職員表(同前年同表)
外国教授表(同前年同表)
生徒人員表(同前年同表)
明治10年12月至明治11年11月生徒増減表(入学, 退学, 卒業, 死亡)
書籍表(表頭 書名別; 表側 在来数, 増数, 減数, 現在数)
器械及標品表(表頭 品名別; 表側 同前表)
医院〔記事〕
患者病症人員表(表頭 消化器系諸病・呼吸器系諸病・等<男, 女>; 表側 附屬医院<入院人員, 全治, 半治, 不治, 死亡, 外來人員>, 附屬病院<入院人員, 死亡, 外來人員>)
解体表(表頭 男, 女; 表側 斬罪, 有罪病死, 病院病死解剖)
経費・処務概旨〔以上記事〕
以下, 東京外国語学校年報, 大阪英語学校年報の記述がある。

教育博物館年報:〔記事〕
館吏員数表(館長, 同補, 等)
館内列物品員数表(表頭 学校用器類, 和漢書, 等; 表側 在来数, 増数, 減数, 存在数)
当館製造物品表(表頭 禽獸剥製, 同骨製, 等; 表側 在来数, 増数, 存在数)
各庁校社寄附物品員数表(表頭 省局, 府県, 学校, 会社; 表側 学校用器類, 生徒書畫類, 書籍, 等)
諸人納付物品員数表(表頭 内国人, 外国人; 表側 学校用器類, 書籍, 動物, 植物, 金石)
來觀人員表(表頭 開館口数, 人員<内国・外国<男, 女>>, 合計, 1日平均, 書籍求覽人員, 同1日平均; 表側 1~12月)
求覽書籍員数表(表頭 和漢書, 英書, 等; 表側 1~12月)
館費出納表(表頭 吏員給料及職工雇賃等, 列品及器具類購求費, 等; 表側 元受高, 払高, 差引剩餘, 同不足)
海外留学生監督年報
米因留学生監督年報・英国留学生監督年報〔以上記事〕
明治11年7大学区学事統計表(同前年明治10年同表)
明治11年府県公私立諸学校及教員生徒統計表(同前年明治10年同表)
明治11年府県公学費歳入統計表(同前年明治10年同表)
明治11年府県公学費歳出統計表(同前年明治10年同表)
明治11年府県公学校所有品統計表(同前年明治10年同表)
明治11年府県学資寄附統計表(同前年明治10年同表)
明治11年5畿7道国別学事統計表(同前年明治10年同表)
明治11年人口1万以上都邑学事統計表 1(同前年明治10年同表)
明治11年人口1万以上都邑学事統計表 2(同前年明治10年同表)
明治11年府県公私小学校及教員生徒統計表(同前年明治10年同表)
明治11年中学校一覽表(同前年明治10年同表)
明治11年大学及専門学校一覽表(同前年明治10年同表)
明治11年師範学校一覽表(同前年明治10年同表)
明治11年外国語学校一覽表(同前年明治10年同表)
明治11年書籍館一覽表(同前年明治10年同表)
明治11年博物館一覽表(同前年明治10年同表)
明治11年小学教科書一覽表(同前年明治10年同表)
〔23〕 文部省第七年報 明治十二年
調査対象年 明治12年
内容細目
文部省第7年報
小学:〔記事〕
明治12年府県小学校教員生徒表(同前年明治11年同表)
明治12年府県人口学齡人員就学及不就学表(同前年明治11年同表)
第1図 明治12年府県小学生徒百中日々出席数比較図(表頭 府県別; 表側 出席比例数, 比較差)
中学:〔記事〕
明治12年中学校表(同前年明治11年同表)
大学〔記事〕
師範学校:〔記事〕
明治12年師範学校表(表頭 省府県別; 表側 学校数<男生を教ふる学校, 女生を教ふる学校, 男女兼教ふ

る学校>、教員数・生徒数・12年中卒業生徒<男、女>、
附属小学校、実費額<補助金、府県費>

専門学校：〔記事〕

明治12年府県専門学校及び教員生徒表（表頭 府県別；
表側 学校数<公立、私立>、教員数・生徒数<公学、私学>）

明治12年府県専門学校学科概別表（表頭 府県別；表側
法律、医、等）

体操伝習所・盲啞学校・幼稚園〔以上記事〕

公学費：〔記事〕

〔明治12年府県公学費入金〕：入額（同前年明治11年
同表）

公学費入額比較表（表頭 府県別；表側 入額、前年
より<増、減>、分頭比較、前年より<増、減>）

〔明治12年府県公学費出金〕：出額（同前年明治11年
同表）

公学費出額比較表（表頭 府県別；表側 出額、前年
より<増、減>、毎公立学校平均額、前年より<増、減>、
毎公学生徒平均額、前年より<増、減>）

教員俸給平均表（同前年同表）

〔明治12年公立学校所有品価額表〕（同前年同表）

明治12年各府県公学校所有品価額比較表（同前年明治
11年同表）

文部省補助金：〔記事〕

〔各府県補助金区分表〕（公立小学校に配付額、公立
師範学校に配付額、等）

学事巡視〔記事〕

都邑学事概覧：〔記事〕

明治12年人口1万以上都邑学事概表 1（同前年明治
11年同表）

明治12年人口1万以上都邑学事概表 2（同前年明治
11年同表）

海外留学生・書籍館博物館・学士会院〔以上記事〕

統計要略（同前年同表）

文部省第7年報附録

明治12年文部省布達達〔記事〕

明治12年文部省処務概旨〔記事〕

明治12年文部省編纂図書目（教育辞林、和氏授業法、
等）

明治12年12月文部省官員雇員表（同前年明治11年12月
同表）

明治12年12月文部省所轄学校博物館長教員雇員表（同
前年明治11年12月同表）

明治12年12月文部省所轄学校雇外国人表（同前年明治
11年12月同表）

明治12年文部省経費金入出概略：自12年1月至同6月
経費入出（定額常費入金総計、定額常費出金総計<文部
省費、教育博物館費、等>、額外常費入金総計、額外
常費出金総計<文部省費、東京大学理学部補助金、等>
等）自12年7月至同12月経費入出（同前表）

学事巡視功程：〔記事〕

長崎県下巡視各地学事一覽表（表頭 対島、五島、等
；表側 人口、学齡人員<男、女>、学校、教員・生
徒<男、女>、人口百中就学生徒比例）

対島巡視学校一覽表（表頭 学校名別；表側 教員、
上等7級生、同8級生、下等1～同8級生）

以下、同様式で五島巡視学校一覽表、平戸巡視学校一
覽表、壹岐巡視学校一覽表、島原巡視学校一覽表、長
崎区巡視学校一覽表、天草巡視学校一覽表がある。

府県学事年報要略

東京府年報：〔記事〕

明治12年公立小学校定期試験優劣表 第1表（表頭
前定期 5月、後定期 10月；表側 校数、教員）
第2表（表頭 前定期・後定期<尋常男子科、尋常女
子科、簡易科>；表側 試験生員、有償及第<人員、
實与比例>、等）

明治12年公立小学温習生大試験表（表頭 校数<尋常
男子科、尋常女子科、簡易科>；表側 同前表）

明治12年中師範学科試験表（表頭 及第人員、落第人
員、試験生員；表側 史学、地理学、等）

明治12年12月府立庶民夜学校試験表（試験生員<得賞
及第、無償及第>、試験を受けざる者、生徒全員）

明治11年伊豆国七島文部省補助金配付額（八丈島、大
島、等）

書籍館比較表 第1表（表頭 和漢書之部・洋書之部
<11年末現数、12年内購求之數、等、総計、本年未現
在数、前年比較<増、減>>、本年末和漢洋書総数、
差引11年に超過する数；表側 冊、帖、等）第2表
（表頭 覧閱者之數<館内求覧、前年比較<増、減>、
帯出>、合計、前年に増加するの數；表側 内国人・
外国人<男、女>）第3表（帯出及覧閱書籍數<和
書、漢書、洋書、新刊書>、合計、前年に増加するの
數、開館日數、求覧者1日平均數、求覧書籍1日平均數）

統計表1（府下の分）（同前年同表）統計表2（伊豆
七島の分明治11年調）（同前年同表）

学費出納（同前年同表）

学校所有品額（同前年同表）

都邑学事統計表（同前年同表）

京都府年報：〔記事〕

明治12年小学生徒進級一覽表（表頭 上等第1～同第
8級・下等第1～同第8級<男、女>；表側 6歳未
満、6～14歳、14歳以上）

明治12年中学、女学校、師範学校、医学校、医学予科
校、生徒進級一覽表（表頭 中学<第1～第8級>、
女学校<英語1～同6級、普通1～同6級>、師範学
校<第1～第4級>、医学校・医学予科校<第1～第
8級>；表側 10～20年、21年以上）

盲啞院生徒一覽表（表頭 盲1～5級・啞1～5級
<男、女>；表側 6年未満、6～14年、15年以上）

統計表（表頭 人口・学齡人口・学齡就学・学齡不就
学・6歳以下生徒・14歳以上生徒<男、女>、人口百
中就学生徒、等；表側 員數、前年より<増、減>）
学費出納（納<前年より越高、協議集金、等>、出
<教員俸給、諸俸給、等>）

学校所有品額（学校家屋価、学校敷地価、等）

都邑学事統計表（表頭 人口、学齡人員、学齡就学、
6歳以下生徒、14歳以上生徒、等；表側 京都、伏見、
等）

以下、各府県別に同様の記述がある。

文部省所轄学校博物館年報要略

東京師範学校年報：〔記事〕

職員及月俸一覽表（12年8月末調）（表頭 校長、校
長補兼訓導、等；表側 人員、月俸高）

〔12年2月科程変更に付新旧科程対照生徒表〕（表頭
旧科級：小学師範科試験生、小学師範科第6級、等；
表側 人員、新科級）

東京女子師範学校年報：〔記事〕

職員現數表（表頭 摂理、訓導、等；表側 現員・増

員・減員<男, 女>
生徒現数表(表頭 小学師範科, 保姆練習科, 表側 1~7級)
練習小学校生徒現数表(表頭 男, 女; 表側 後期6級, 前期1~同6級)
幼稚園幼稚現数表(表頭 男, 女; 表側 1の組~3の組)
書器現数表(同前年同表)
東京大学法理文学部年報:〔記事〕
職員及外国教授表:職員及教員(同前年同表) 外国教授(同前年同表) 植物園職員(同前年同表)
法理文学部生徒一覽表(同前年同表)
書籍表(同前年同表) 器械模型及標品増減表(同前年同表)
小石川植物園物品表(同前年同表)
自明治11年9月至同12年8月法理文学部及予備門支出金内訳表(表頭 俸給, 給与, 等; 表側 補助金, 雑納金, 受業料)
予備門職員教員表(表頭 主幹, 司事兼務, 等; 表側 員数)
予備門生徒表(表頭 第1~第4級; 表側 総員, 内訳<自費, 給費>, 卒業, 昇級, 等)
東京大学医学部年報:〔記事〕
職員表(同前年同表) 雇外国教授表(同前年同表)
生徒人員表(同前年同表) 生徒増減調(入学, 退学, 卒業, 死亡)
書籍表(同前年同表) 器械及標品表(同前年同表)
医院入院外来患者病症人員表(表頭 消化器系諸病・呼吸器系諸病・等<男, 女>; 表側 入院人員, 全治, 半治, 不治, 死亡, 外来人員)
附屬病院入院外来患者病症人員表(同前表)
解体表(表頭 男, 女; 表側 斬罪, 絞罪, 有罪及無籍人病死, 医院入院病死)
以下, 大阪専門学校年報, 東京外国語学校年報, 体操伝習所年報の記述がある。
教育博物館年報:〔記事〕
吏員表(館長, 同補, 等)
教育用器具員数表(表頭 幼稚教育具, 数学器具, 等; 表側 在来数, 増数, 存在数)
金石学標品増減表(表頭 結晶雛形, 金類, 等; 表側 在来数, 増数, 減数, 存在数)
植物学標本増減表(表頭 木材, 腊葉, 等; 表側 同前表)
動物学標品増減表(表頭 脊椎動物, 関節動物, 等; 表側 同前表)
図書員数表(表頭 和漢書, 洋書; 表側 在来数, 増数, 存在数)
寄附物品員数表(表頭 同前年同表; 表側 教育用器具, 金石, 等)
諸人納付物品員数表(同前年同表)
本館新調物品(数字器具, 地学器具, 等)
来観人員表(表頭 開館日数, 人員<内国・外国<男, 女>>, 合計, 1日平均, 1日平均前年比較<増, 減>; 表側 1~12月)
求覧人員及図書表(表頭 図書求覧人員<内国, 外国>, 合計, 1日平均, 和漢書, 英書, 等; 表側 1~12月)
館費出納表(表頭 同前年同表; 表側 元受高, 払高)
海外留学生監督年報要略〔記事〕
東京学士会院年報要略〔記事〕

明治12年学事統計表(表頭 人口・学齡人員・学齡就学・学齡不就学・6歳以下生徒・14歳以上生徒<男, 女, 全数>, 人口百中就学生徒, 等; 表側 府県別)
明治12年府県公私諸学校及教員生徒統計表(表頭 府県別; 表側 同前年明治11年同表)
明治11年府県公学歳入統計表(表頭 府県別; 表側 同前年明治11年同表)
明治12年府県公学歳出統計表(表頭 府県別; 表側 同前年明治11年同表)
明治12年府県公学校所有品表(表頭 府県別; 表側 同前年明治11年同表)
明治12年府県学費寄附統計表(表頭 府県別; 表側 同前年明治11年同表)
明治12年5歳7道国別学事統計表(同前年明治11年同表)
明治12年人口1万以上都邑学事統計表 1(同前年明治11年同表)
明治12年人口1万以上都邑学事統計表 2(表頭 同前年明治11年同表; 表側 小学, 中学, 等, 学校全数, 小学教員・中学教員・等<男, 女>, 教員全数)
明治12年人口1万以上都邑学事統計表 3(表頭 武蔵東京, 同品川, 等; 表側 小学生徒<男, 女>, 日々出席生徒平均数, 中学生徒<男, 女>等, 生徒全数, 幼稚園, 保姆, 幼児<男, 女>)
明治12年府県公私小学校及教員生徒統計表(表頭 府県別; 表側 同前年明治11年同表)
明治12年中学校一覽表(同前年明治11年同表)
明治12年大学及専門学校一覽表(同前年明治11年同表)
明治12年師範学校一覽表(同前年明治11年同表)
明治12年書籍館一覽表(同前年明治11年同表)
明治12年博物館一覽表(同前年明治11年同表)
小学教科書一覽表〔書名のみ記載〕

26 28 文部省第八年報 明治十三年

調査対象年 明治13年

内容細目

文部省第8年報

全国教育概略〔記事〕

小学:〔記事〕

〔本年中府県小学全科卒業生徒表〕(表頭 学校全学期:8年以上, 7~6年, 5年半, 5~4年, 3年以下; 表側 卒業生徒数)

明治13年府県小学校教員生徒表(表頭 府県別; 表側 学校数<公立, 私立>, 教員数(男, 女)>等)

明治13年府県人口学齡人員就学及び不就学表(表頭 府県別; 表側 人口, 学齡人員, 学齡就学<男, 女>, 学齡不就学<未就学・既就学<修他学科・不修他学科(男, 女)>>>)

〔群馬滋賀両県教育調査表〕(表頭 6歳以上にして自己の姓名を書き得るもの・6歳以上にして自己の姓名を書き得ざるもの<男, 女>, 男女百中姓名を書き得ざるものの比例; 表側 群馬県, 滋賀県)

中学:〔記事〕

明治13年中学校表(同前年明治12年同表)

大学〔記事〕

師範学校:〔記事〕

明治13年師範学校表(表頭 省府県別; 表側 学校数<男生を教ふる学校, 女生を教ふる学校, 等>, 教員数・生徒数・13年中卒業生徒<男, 女>, 等)

専門学校:〔記事〕

明治13年専門学校表（表頭 府県別<学科別>；表側 公立<学校，教員・生徒<男>>，私立<学校，教員・生徒<男，女>>）

体操伝習所〔記事〕

各種学校：〔記事〕

明治13年各種学校表（表頭 和学，漢学，等；表側 公立・私立<学校，教員・生徒<男，女>>）

盲哑学校・幼稚園〔以上記事〕

公学費：〔記事〕

〔明治13年府県公学費入金〕：入額（同前年明治12年同表）

公学費入額比較表（同前年同表）

〔明治13年府県公学費出金〕：出額（同前年明治12年同表）

公学費出額比較表（同前年同表）

教員給料表（表頭 府県別；表側 小学教員給料・同補助員給料<最多額，最寡額，平均額>，其他諸教員給料<平均額>，平均額）

〔明治13年公立学校所有品価額表〕（同前年明治12年同表）

明治13年府県公学校所有品価額比較表（同前年明治12年同表）

文部省補助金・学事巡視・教科書〔以上記事〕

郡邑学事概覽：〔記事〕

〔郡邑学事概況区分表〕（表頭 人口男女，学齡人員男女，同就学，学校，教員及び補助員男女，生徒男女，学校1箇を維持する人口の割合，人口百中生徒の比例；表側 郡邑内，郡邑外）

海外留学生・書籍館博物館・東京学士会院〔以上記事〕統計要略（同前年同表）

明治13年学事統計表1（表頭 府県別；表側 人口・学齡人員・学齡就学<男，女，全数>）

明治13年学事統計表2（表頭 府県別；表側 学齡不就学<未就学・既就学<修他学科・不修他学科（男，女，全数）>>，6歳以下生徒・14歳以上生徒<男，女，全数>，人口百中生徒比例数）

明治13年学事統計表3（表頭 府県別；表側 小学校・中学校<公立，私立>，大学校<官立>，師範学校<小学科・中学科・小中学科<官立，公立>>等）

明治13年学事統計表4（表頭 府県別；表側 公立小学教員・同補助員・私立小学教員・等<男，女>）

明治13年学事統計表5（表頭 府県別；表側 師範学校教員<小学科・中学科・小中学科<官立・公立（男，女）>>，官立専門学校教員<男>等）

明治13年学事統計表6（表頭 府県別；表側 公立小学生徒・私立小学生徒<男，女>，小学日日生徒出席平均数，等）

明治13年学事統計表7（表頭 府県別；表側 私立学校生徒<男，女>，官立体操伝習所生徒<男>等，学校生徒全数，幼稚園<官立，公立，私立>，官立幼稚園保母，等）

明治13年府県公私学及教員生徒統計表（同前年明治12年同表）

明治13年府県公私小学校及教員生徒統計表（表頭 府県別；表側 学校<公立，私立>，公学校教員・同補助員・等<男，女>，公学校生徒・私学校生徒<男，女>）

明治13年府県公学費歳入統計表（同前年明治12年同表）

明治13年府県公学費歳出統計表1（表頭 府県別；表

側 小学教員給料，同補助員給料，等）

明治13年府県公学費歳出統計表2（表頭 府県別；表側 書籍器械費，薪炭油費，等，総計，每公学生比例）
明治13年府県公学校所有品統計表（同前年明治12年同表）

明治13年府県学費寄附統計表（同前年明治12年同表）

明治13年5歳7道国別学事統計表（同前年明治12年同表）

明治13年人口1万以上都邑学事統計表1（同前年明治12年同表）

明治13年人口1万以上都邑学事統計表2（同前年明治12年同表）

明治13年人口1万以上都邑学事統計表3（同前年明治12年同表）

正誤

文部省第8年報附録

明治13年文部省布達達〔記事〕

明治13年文部省処務概旨〔記事〕

明治13年文部省編纂図書目（教育辞林，地理論略，等）

明治13年12月文部省官員雇員表（同前年明治12年12月同表）

明治13年12月文部省所轄学校長教員雇員図書館教育博物館体操伝習所長雇員表（同前年明治12年12月同表）

明治13年12月文部省及所轄学校雇外国人表（同前年明治12年12月同表）

明治13年1月至同年12月文部省経費入出概略（定額常費入金総計，定額常費出金総計<文部省費，府県立師範学校補助金，等>，差引残<14年へ越高>）

從明治13年7月至同年12月東京府脚気病院補助金入出（入金総計，出金総計<東京府脚気病院補助金>）

学事巡視功程：〔記事〕

巡視学校表（表頭 広島県<備後，安芸>，山口県<周防，長門>；表側 小学校・中学校<公立，私立>，師範学校，医学校，農事講習所）

東京府下学事巡視功程：〔記事〕

巡視学校表（表頭 公立・私立<名称別<位置>>；表側 教員，生徒）

府県学事年報要略

東京府年報：〔記事〕

明治13年公立小学試験表（同前年明治12年同表）

明治13年中公立小学温習生大試験表（同前年明治12年同表）

明治13年師範学科試験表（同前年明治12年同表）

明治13年庶民夜学生試験表（前期試験生員<有實生，無實生>，試験を受けざる者，等，後期試験生員<優等生，勉勵生>，試験を受けざる者，等）

公立小学教員同補助員給料表（表頭 教員・補助員<男，女>；表側 最多額，最寡額，平均額）

〔師範学科卒業生表〕（表頭 公立学校，私立学校；表側 官立師範学校卒業生・府県立師範学校卒業生・学力證明書を有する者<男，女>）

〔学務委員表〕（表頭 郡区別；表側 人員，給料<有，無，年給>）

統計表1（伊豆七島を除く）（表頭 人口・学齡人員・学齡就学<男，女>，学齡不就学<未就学・既就学<修他学科・不修他学科（男，女）>>，6歳以下生徒・14歳以上生徒<男，女>，人口百中生徒比例，等；表側 人員，前年より<増，減>）

統計表2（伊豆七島のみ明治12年調）（同前表）

学費出納(同前年同表)
学校所有品額(同前年同表)
都邑学事統計表(表頭 人口, 学齡人員, 学齡就学, 学齡不就学<未就学・既就学<<修他学科, 不修他学科>>, 6歳以下生徒, 14歳以上生徒, 等; 表側 東京, 品川, 千住)
京都府年報: [記事]
小学教員同補助員給料表(表頭 教員・補助員<男, 女>; 表側 最多額, 最寡額, 平均額)
統計表(表頭 人口・学齡人員・学齡就学<男, 女>, 学齡不就学<未就学・既就学<<修他学科, 不修他学科>>, 6歳以下生徒・14歳以上生徒<男, 女>, 人口百中生徒比例, 等; 表側 員数, 前年より<増, 減>)
学費出納(同前年同表)
学校所有品額(同前年同表)
都邑学事統計表(表頭 人口, 学齡人員, 学齡就学, 学齡不就学<未就学・既就学<<修他学科, 不修他学科>>, 6歳以下生徒, 14歳以上生徒, 等; 表側 舞鶴, 京都, 等)
以下, 各府県別に同様の記述がある。
文部省所轄学校図書館博物館年報要略
東京師範学校第8年報 自明治12年9月至同13年8月: [記事]
明治13年8月生徒現員表(表頭 本校生徒, 附属小学生徒; 表側 総員, 男, 女, 科級<予科第4~同第1級, 高等予科第3~同第2級, 等>)
東京女子師範学校第6年報 自明治12年9月至同13年8月: [記事]
職員現員数(同前年同表)
生徒現数表(表頭 本科生徒, 保姆練習科生徒, 練習小学生徒, 幼稚園幼児; 表側 現員・増員・減員<男, 女>)
東京大学法理文学部第8年報 自明治12年9月至同13年8月: [記事]
職員表(同前年同表)
外国教授表(同前年同表)
東京大学法理文学部生徒一覽表(同前年同表)
属員表(表頭 記録掛, 同兼勤, 等; 表側 人員)
東京大学所轄小石川植物園物品表(表頭 現在数; 表側 草木, 種子, 等)
書籍表(同前年同表) 器械増減表(表頭 物理学器械, 化学器械, 等; 表側 在来数, 増数, 減数, 存在数)
博物場模型及標品増減表(表頭 工学模型及標品, 採鉱及冶金学模型標品, 等; 表側 同前表)
自明治12年9月至同13年8月東京大学法理文学部併予備門支出金内訳表(表頭 俸給, 給与, 等; 表側 補助金, 経費金)
自明治12年9月至同13年8月東京大学法理文学部併予備門出納表(経費金・雑収入<前年より越高, 本年領収>, 支出, 返納金, 同上差引)
東京大学医学部第7年報 自明治12年12月至同13年11月: [記事]
職員表(同前年同表) 外国教授表(同前年同表)
生徒人員表(同前年同表) 生徒増減調(同前年同表)
図書目録(表頭 内科書, 婦人科書, 等; 表側 員数)
器械及プレパラート(同前年同表)
医院入院外来患者病症人員表(同前年同表)

附属病院入院外来患者病症人員表(同前年同表)
解体表(同前年同表)
以下, 大阪専門学校年報, 東京外国語学校第8年報, 体操伝習所年報の記述がある。
東京図書館年報 明治13年: [記事]
明治13年図書館閲覧人員表(表頭 開館日数, 館内閲覧・館外閲覧<内国人・外国人<<男, 女>>; 表側 7~12月, 合計, 平均)
書籍貸付表(表頭 和書, 漢書, 等; 表側 同前表)
和漢新書部数表(表頭 和書の部<国史類, 神書類, 等>, 新書の部<数学物理学類, 博物学類, 等>, 漢書の部<易類, 書類, 等>; 表側 部数)
洋書部数表(表頭 数学物理学類, 博物学類, 等; 表側 英書, 仏書, 独書)
図書現数表(表頭 和, 漢, 等, 合計, 文部省交付, 内務省交付, 等; 表側 冊, 枚, 等)
図書寄贈人員表(表頭 和書, 掛物, 等; 表側 員数, 氏名)
職員表(表頭 館長, 庶務掛, 等; 表側 人員, 俸給)
13年前半年度経費支出表(表頭 支出高; 表側 俸給, 雑給, 庁費<図書購求費, 消耗費及印刷費等>, 宮繕費)
明治13年自1月至6月統計表(表頭 開館日数, 閲覧人員<内外・外国<<男, 女>>, 貸付図書<和, 漢, 新, 洋>; 表側 1~6月, 総計, 平均)
教育博物館第4年報 明治13年: [記事] 吏員表(同前年同表)
教育用器具員数表(同前年同表)
金石学標品員数表(同前年同表) 植物学標品員数表(同前年同表) 動物学標品員数表(同前年同表)
図書員数表(同前年同表) 物品納付員数表(表頭 内国人, 外国人; 表側 学校撮影, 体育用具, 等)
本館新調物品表(同前年同表)
来観人員表(同前年同表) 求覧人員及図書表(表頭 図書求覧人員, 開室日数, 1日平均, 前年比較<増, 減>, 求覧図書<和漢書, 洋書>; 表側 1~12月)
館費出納表(同前年同表)
英国留学生監督年報要略 [記事]
東京学士会院第2年報要略 [記事]
明治13年中学校一覽表(同前年明治12年同表)
明治13年大学及専門学校一覽表(同前年明治12年同表)
明治13年師範学校一覽表(同前年明治12年同表)
明治13年書籍館一覽表(同前年明治12年同表)
明治13年博物館一覽表(同前年明治12年同表)
小学校教科書表(表頭 著者名<書名>; 表側 冊数)
30, 32 文部省第九年報 明治十四年
調査対象年 明治14年
内容細目
文部省第9年報
全国教育概略 [記事]
学区 [記事]
小学校: [記事]
[明治13, 14両年に係る教育給料比較増減表](表頭 1教員平均年給; 表側 13~14年, 13年より14年の増)
[明治13, 14両年に係る教員及び授業生比較増減表](表頭 学校1箇につき・生徒百名につき<教員, 授業生>; 表側 比例<13~14年, 13年より14年の増減> [卒業生表](表頭 初等, 中等, 高等; 表側 男, 女, 生徒毎百比例)

〔小学校及び教員生徒6年10年13年比較表〕（表頭 学校<公立,私立>,教員<訓導,準訓導,授業生>,生徒<男,女,計,日々出席平均>;表側 明治6年,同10年,同13年,同14年）

〔公立小学校資産表〕（総額<貨幣,不動産,動産>）明治14年府県公立小学校及教員生徒統計表（表頭 府県別;表側 学校,訓導・準訓導・授業生若くは助手・生徒<男,女>）

明治14年府県私立小学校及教員生徒統計表（同前表）〔就学調査表〕 第1表（学齡就学,前年より増加,学齡不就学,前年より減少） 第2表 学齡就学（表頭 在公学,在私学,就巡回授業,在家庭,就学16週日に満たざる者;表側 人員,千分比例）

第3表 学齡不就学（表頭 小学科3年の課程を卒業しもの,同未だ卒業ざる者;表側 百分比例） 第4表 同（表頭 他の学科を修むる者,同修めざる者;表側 百分比例） 第5表 同（教育を受けし者,前年より減少,同受けざる者,前年より減少）

明治14年府県人口学齡人員就学及不就学表（表頭 府県別;表側 人口・学齡人員・学齡就学・学齡不就学<男,女>）

〔滋賀県に於ける教育調査表〕（表頭 自己の姓名を書き得る者,自己の姓名を書き得ざる者;表側 男,女）

〔滋賀県人民にして本年中犯罪の者に就き教育を受けたる者と受けざる者〕（表頭 犯罪<教育を受けたる者,教育を受けざる者>;表側 士族・平民<男,女>） 中学校:〔記事〕

〔本年中学校生徒の全科を卒業せし者〕（表頭 8年,6~4年,3年半,3年;表側 官立,府県立,町村立）

〔府県立及び町村立中学校学費〕（表頭 府県立学校,町村立学校;表側 学校数,歳費金額,1学校の平均,1生徒の平均）

明治14年中学校表（表頭 省府県別;表側 府県立・町村立・私立<学校,教員・生徒<男,女>）

大学校:〔記事〕

〔東京大学経費〕（経費総計<自明治13年9月1日至今同14年10月5日 3学部支出,自明治13年12月1日至今同14年10月5日 医学部支出,自同14年10月6日至今同12月31日 大学支出）

師範学校:〔記事〕

明治14年師範学校表（表頭 省府県別;表側 学校数<男校,女校,男女校>,教員数・生徒数<男,女>,卒業生徒<師範科・速成科<男,女>>,附属小学校,歳費金額）

専門学校:〔記事〕

明治14年専門学校表（表頭 省府県別<学科別>;表側 府県立・町村立・私立<学校,教員<内国,外国>,生徒<男,女>>）

体操伝習所〔記事〕

各種学校:〔記事〕

明治14年各種学校学科概別表（表頭 学科:皇学,漢学,等;表側 府県立・町村立・私立<学校,教員・生徒<男,女>>）

盲啞学校・幼稚園〔以上記事〕

公学資:〔記事〕

〔本年中府県公学費入金〕（同前年明治13年同表）

明治14年府県公学費入額比較表（同前年明治13年同表）

〔府県公学費支出〕（同前年同表）

明治14年府県公学費出額比較表（表頭 府県別;表側 入額,前年より<増,減>,生徒分額比較,前年より<増,減>）

〔公立学校所有品価額表〕（同前年明治13年同表）

明治14年府県公学校等所有品価額比較表（同前年明治13年同表）

〔寄附品数及び人員表〕（表頭 貨幣,地面,等;表側 府県立諸学校・町村立小学校・町村立諸学校<品数,人員>）

文部省補助金:〔記事〕

〔各府県より開申の補助金精算簿に就き支消目及び金額區別表〕（表頭 小学校補助金<公立小学校に配付額,公立師範学校に配付額,等>,公立師範学校補助金<公立師範学校に配付金,教員俸給,等>;表側 金額）

〔案年本省より府県に配付せし実額増減表〕:第1表（表頭 小学校補助金<6~13年,14年半年間>;表側 配付金額,毎学齡人員分額） 第2表（表頭 公立師範学校補助金<10~13年,14年半年間>;表側 配付金額,人口毎百分額）

学事巡視・教科書・都邑学事概況・海外留学生・書籍館博物館・学士会院〔以上記事〕

統計要略（表頭 学区,人口・学齡人員<男,女>,学齡就学<在公学・在私学・就巡回授業・在家庭・就学16週日に満たざりし者<男,女>>,学齡不就学<未修学・未卒初等科<男,女>,既卒初等科<修他学科・不修他学科（男,女）>>,6歳以下生徒・14歳以上生徒<男,女>,人口百中生徒比例数,等;表側 員数,前年より<増,減>）

明治14年学事統計表1（表頭 府県別;表側 学区,人口<男,女>,学齡就学<在公学・在私学・等<男,女>,男,女>）

明治14年学事統計表2（表頭 府県別;表側 学齡不就学<未就学・未卒初等学科<男,女>,既卒初等学科<修他学科・不修他学科（男,女）>>,男,女>）

明治14年学事統計表3（表頭 府県別;表側 学齡人員・6歳以下生徒・14歳以上生徒<男,女>,人口百中生徒比例数,小学校卒業生徒<高等・中等・初等<男,女>>）

明治14年学事統計表4（表頭 府県別;表側 小学校在籍生徒<年齡<学齡・6歳未満・14歳以上（男,女）>,在学<3年未満・3年以上・6年以上（男,女）>>）

明治14年学事統計表5（表頭 府県別;表側 小学校<公立,私立>,中学校<官立,公立,私立>等,学校全数）

明治14年学事統計表6（表頭 府県別;表側 小学校教員<公学・私学<訓導・準訓導・授業生（男,女）>>,中学校教員<官学<男>公学<男,女>,私学<男>>）

明治14年学事統計表7（表頭 府県別;表側 官立大学校教員,師範学校教員<官学・公学<小学科（男,女）,中学科（男）>>等）

明治14年学事統計表8（表頭 府県別;表側 小学校生徒<公学・私学<在籍・出席（男,女）>>,小学日々出席生徒平均数,等）

明治14年学事統計表9（表頭 府県別;表側 師範学校生徒<官学・公学<小学科・小中学科（男,女）>>,専門学校生徒<官学<男>,公学・私学<男,女>>等）

明治14年学事統計表10(表頭 府県別;表側 各種学校生徒<公学・私学<<男,女>>,学校生徒全数,等)
明治14年府県公私学校及教員生徒統計表(同前年明治13年同表)
明治14年府県公立学校幼稚園等歳入科目統計表(表頭 府県別;表側 前年より越高,協議集金,等,総計,毎人口比例)
明治14年町村立府県立学校幼稚園等歳入種別統計表(表頭 府県別;表側 町村立小学校,町村立諸学校,等)
明治14年府県公立学校幼稚園等歳出科目統計表1(表頭 府県別;表側 訓導(教員保姆)給料,準訓導給料,等)
明治14年府県公立学校幼稚園等歳出科目統計表2(表頭 府県別;表側 書籍費,器械費,等)
明治14年町村立府県立学校幼稚園等歳出種別統計表(表頭 府県別;表側 町村立小学校,町村立諸学校,等)
明治14年府県公立学校幼稚園等所有品価額統計表(表頭 府県別;表側 家屋価,敷地価,等)
明治14年府県公立学校幼稚園等所有品統計表(表頭 府県別;表側 家屋坪数,敷地坪数,等)
明治14年府県公立学校幼稚園等学資寄附統計表(表頭 府県別;表側 金額,地面,等)
明治14年府県公立学校幼稚園等学資寄附人員統計表(表頭 府県別;表側 貨幣,地面,等)
明治14年府県小学校訓導準訓導及授業生給料統計表(表頭 府県別;表側 訓導・準訓導・授業生<最多数・最寡額・平均額<<男,女>>)
明治14年府県公立小学校授業料有無及生徒授業料統計表(表頭 府県別;表側 校数,授業料を納むるもの,等,最多月謝,最寡月謝,平均額)
明治14年府県学区小学校及学務委員統計表(表頭 府県別;表側 学区数,公私小学校数,学務委員<有給人員,無給人員,等>)
明治14年5歳7道国別学事統計表(同前年明治13年同表)
明治14年人口1万以上都邑学事統計表1(表頭 武蔵東京,同品川,等;表側 人口・学齢人員<男,女>,学齢就学<在公学・在私学・在家庭・就学16週日に満ざりし者<<男,女>>等)
明治14年人口1万以上都邑学事統計表2(表頭 同前表;表側 学齢不就学<未修学・未卒初等科<<男,女>>,既卒初等科<<修他学科・不修他学科(男,女)>>,等,6歳以下生徒,14歳以上生徒)
明治14年人口1万以上都邑学事統計表3(表頭 同前表;表側 小学,中学,等,小学教員・中学教員<男,女>等)
明治14年人口1万以上都邑学事統計表4(表頭 同前表;表側 小学生徒<男,女>,日日出席生徒平均,等)

文部省第9年報附録

明治14年文部省布達達〔記事〕
明治14年文部省処務概旨〔記事〕
明治14年文部省編纂図書目(小学普通書学本,希臘史略,等)
明治14年12月文部省職員表(表頭 勅任<少輔>,奏任<大書記官,少書記官,等>等;表側 士族,平民)
明治14年12月文部省所轄学校図書館博物館職員表(表

頭 勅任<総理>,奏任<学部学校館所長,教授,等>;表側 同前表)
明治14年12月文部省及所轄学校雇外国人(同前年明治13年12月同表)
自明治14年1月至同年12月文部省経費入出概略(入金,出金<本省,東京大学,等>,差引残<15年へ越高>)
自明治14年1月至同年12月東京府脚気病院補助金入出(入金,出金<東京府脚気病院補助金>)
学事巡視功程:〔記事〕
〔神奈川県玉群馬〕3県学事概覽表(表頭 学務課吏員,郡区学務吏員,等;表側 神奈川県,埼玉県,群馬県)
府県学事年報要略
東京府年報:〔記事〕
明治14年府下公立小学生徒学業試験表(表頭 尋常男子科,前年比較<増,減>,尋常女子科,前年比較<増,減>等;表側 試験生,有賞及第,無賞及第,等)
明治14年府下公立小学全科卒業生徒試験表(表頭 尋常科・簡易科<男,女>;表側 試験生,有賞及第,無賞及第)
師範学校費(表頭 幹事兼教員月給,教員月給,等;表側 14年議決,同原案,減,等)〔右金額郡区別表〕(表頭 区部支弁,郡部支弁;表側 14年議決,同原案,減)
庶民夜学校費(表頭 幹事兼教員月給,教員月給,等;表側 議決,原案)
商法講習所費(表頭 所長月給,教員月給,等;表側 同前表)
統計表1(伊豆七島併に小笠原島を除く)(表頭 学区,人口<男,女>,学齢人員<就学<<在公学・在私学(男,女),在家庭,等>>,不就学<<未修学・未卒初等科・等(男,女)>>,6歳以下生徒・14歳以上生徒<男,女>,人口百中生徒比例,小学校<校数<<公立,私立>>,訓導・準訓導・等・在籍生徒・出席生徒<<公立・私立(男,女)>>等,在籍生徒<<年齢(学齢,6歳未満,14歳以上),在学(3年未満,3年以上,6年以上)>>等;表側 員数,前年比較)
統計表2(伊豆七島併小笠原島の分明治13年調)(同前表)
学費出納(表頭 納の部<前年より越高,協議集金,等>,出の部<訓導教員保姆給料,授業生或助手給料,等>,学務委員<納<<協議集金>>,出<<給料,旅費,等>>;表側 町村立小学校,町村立諸学校,町村立幼稚園,府立諸学校)
公学校等所有品表(表頭 家屋価,敷地価,等,合計,前年比較減;表側 同前表)
都邑学事統計表(表頭 学区,人口,学齢人員,就学<在公学,在私学,等>,不就学<未修学,未卒初等科,既卒初等科<<修他学科,不修他学科>>,6歳以下生徒,14歳以上生徒,人口百中生徒比例,小学校<校数・訓導・等<<公立,私立>>,日々出席生徒平均数,卒業生徒<<中等,初等>>,在籍生徒<<年齢(学齢,6歳未満,14歳以上),在学(3年未満,3年以上,6年以上)>>等;表側 東京,千住,品川)
京都府年報:〔記事〕
小学生徒等級表(表頭 男,女;表側 高等科<等級:1~4>,中等科・初等科<1~6>)
中学校生徒等級表(表頭 男;表側 1~8級)

女学校生徒等級表（表頭 女；表側 1～6級）
師範学校生徒等級表（表頭 男；表側 1～4級）
医学校生徒等級表（表頭 男；表側 1～7級）
畫学校生徒等級表（表頭 男、女；表側 1～6級）
女紅場生徒等級表（表頭 女；表側 1～6級）
盲啞院生徒等級表（表頭 普通・工学〈男、女〉；表側 1～5級）

〔府会教育費議決金額細目と原案金額細目の比較増減表〕（表頭 中学校・師範学校・等〈俸給、給与、等〉）

；表側 議決金額、原案金額、議決と原案比較減）

統計表（表頭 学区、人口〈男、女〉、学齡人員〈就学〈在公学・在私学・等（男、女）〉、不就学〈未修学・未卒初等科・等（男、女）〉〉、6歳以下生徒・14歳以上生徒〈男、女〉、人口百中生徒比例、小学校〈校数〈公立、私立〉、訓導・準訓導・等・在籍生徒・出席生徒〈公立、私立（男、女）〉〉等、在籍生徒〈年齢（学齡、6歳未満、14歳以上）、在学（3年未満、3年以上、6年以上）〉〉等；表側 員数、前年比較）

学費出納（表頭 納の部〈前年より越高、協議集金、等〉、出の部〈訓導教員給料、訓導教員旅費、等〉、学務委員費〈納〈協議集金〉、出〈給料、旅費、等〉〉）；表側 町村立小学校、町村立諸学校、府立諸学校、府立書籍館）

公学校等所有品表（表頭 家屋価、敷地価、等、合計、前年比較〈増、減〉；表側 同前表）

都邑学事統計表（表頭 学区、人口、学齡人員、就学〈在公学、在家庭、等〉、不就学〈未修学、未卒初等科、等〉、6歳以下生徒、14歳以上生徒、人口百中生徒比例、等；表側 京都、伏見、等）

以下、各府県別に同様の記述がある。

文部省所轄学校図書館博物館年報要略

大阪中学校年報 自明治13年9月至同14年8月：〔記事〕

会計一覽表（表頭 元受〈前学年越高、本学年領受〉、支出〈俸給、雑給、等〉、文部省へ納付金、残金；表側 経費金、雑収入金）

校員一覽表（表頭 員数；表側 学校長、教員、等）

生徒一覽表（表頭 員数；表側 現員、入学、退学、卒業、死亡）

書籍器械表（表頭 洋書、和漢書、等；表側 在来数、増数、減数、現在高）

東京師範学校第9年報 從明治13年9月至同14年8月：〔記事〕

職員及年俸月俸一覽表（表頭 文部省御用掛、学校長兼教諭、等；表側 人員、俸給）

各級出席比較表（表頭 予科4～1級、高等4～1級、等、全級平均；表側 13年前期、14年後期、増、減、13年後期、14年前期、増、減）

各級点数比較表（同前表）

各学部点数比較表（表頭 格物学、史学哲学、等、全学部平均；表側 13年前期、14年後期、増、減、13年後期、14年後期、増、減）

〔入学試験表〕 第1表（前学期募集・後学期募集〈応募人員〉） 第2表（表頭 前学期募集・後学期募集〈漢文、英文、等〉；表側 平均点、最高点、最低点）

〔各地管轄別表〕（東京府、鹿児島県、等）

明治14年8月生徒現員及等級表（上等小学生徒・下等

小学生徒〈第2級生、第4級生、等）

本学年入学退学及卒業一覽表（表頭 入学、退学、死亡、卒業；表側 13年〈9～12月〉、14年〈1～8月〉）
東京師範学校出納表（受入之部〈経費金〈定額、前学年より越高、本学年受入高、増額〉、雑収入金〈物品私下代、雑収〉〉、支出之部〈経費金〈俸給、雑給、等、返納高、残高〉、雑収入金〈物品私下代納付高、雑収納付高〉〉）

書籍増減表（表頭 天文書、地理書、等；表側 和漢書の部・洋書の部〈在来数、増数、現在数〉）

器械及標品薬品増減表（表頭 物理学〈器械〉、化学〈器械、薬品〉等；表側 在来数、増数、現在数）

東京女子師範学校第7年報 自明治13年9月至同14年8月：〔記事〕

校員現数表（表頭 男、女；表側 長、教諭、等）

生徒現数表（表頭 本科、予科；表側 1～6級、計、前年比較減）

第7学年前期試業点及出席平均表（表頭 本科第1～本科第6級、本科全員、予科第1～予科第6級、予科全員、等；表側 礼節、家政、等、試業約点、出席百分比）

第7学年後期試業点及出席平均表（同前表）

第7学年出席数試業点前後二学期比較表（表頭 同前表；表側 出席数・試業点〈前学期、後学期、比較〈増、減〉〉）

第7学年前期活力平均表（表頭 同前表；表側 年齢年月、体重、身長、等）

第7学年後期活力平均表（同前表）

小学校生徒現数表（表頭 男、女；表側 1級、3級、等、計、前年より減）

幼稚園幼児現数表（表頭 男、女；表側 1～4の組、計、増、減）

書籍現数増減表（表頭 經子類、政法類、等；表側 在来数、増数、減数、現在数）

器械標本等現数増減表（表頭 化学〈器械、薬品〉、物理学〈器械〉等、幼稚園〈恩物、玩具〉；表側 同前表）

第7学年経費金各月出納表（表頭 経費金〈受入、仕払〉、諸収入金；表側 13年〈9～12月〉、14年〈1～8月〉）

東京大学第1年報 起明治13年9月止明治14年12月：〔記事〕

東京大学職員表：大学（表頭 総理、同心得、表側 人員） 法学部（表頭 部長、員外教授、等；表側 人員） 理学部（表頭 部長、教授、等；表側 人員） 医学部（同前表） 文学部（同前表）

東京大学外国教師表（表頭 英吉利法律及國際法・土木工学・等〈外国名別〉；表側 人員、就職地、月給〈金種、円〉）

東京大学法理文学部学生一覽表（自13年9月至14年8月）（表頭 第4～第1年、研究科、合計、入学、卒業、退学、病死、8月末現数；表側 法学部、理学部〈化学科、物理数学学科、等〉、文学部〈第1～第2科〉）

東京大学医学部学生生徒一覽表（自13年12月至14年11月） 第1表（表頭 学生〈旧1等、1～5等〉、製菓学生〈旧1等〉、等；表側 給費、自費） 第2表（表頭 入学、学科完了、卒業、退学、死亡、11月末現員；表側 学生、製菓学生、等）

東京大学予備門職員教員明細表(14年7月10日調)
(主幹, 訓導, 等)
東京大学予備門生徒明細表(表頭 第1級, 第2級,
等; 表側 現員, 昇級, 原級, 入学, 退学<請願, 下
命>, 死亡)
小石川植物園物品表(表頭 草木, 種子, 等; 表側
在來数, 増数, 減数, 現在数)
博物場標品及模型表(表頭 工学模型及標品, 採鉱及
冶金学模型及標品, 等; 表側 個数)
医院入院及外来患者病症人員表(自13年12月至14年11
月)(表頭 消化器諸病・呼吸器諸病・等<男, 女>
; 表側 入院人員, 全治, 半治, 不治, 死亡, 外来人
員) 附屬病院入院及外来患者病症人員表(同上)(同
前表)
解体表(同上)(表頭 男, 女; 表側 斬罪, 有罪及
無籍人病死体, 医院及附屬病院入院患者病死体)
法理文学部図書増減表(自13年9月至14年8月)(表
頭 工学書, 美術書, 等; 表側 在來・増・減・存在
<冊数, 部数>)
医学部図書増減表(自13年12月至14年11月)(表頭
内科書, 婦人科書, 等; 表側 在來数, 減数, 増数,
現在部数)
文理学部器械増減表(自13年9月至14年8月)(表頭
物理学器械, 化学器械, 等; 表側 在來数, 増数, 減
数, 存在数)
医学部器械及プレパラート増減表(自13年12月至14年
11月)(表頭 医院治療用, 同薬局用, 等; 表側 同
前表)
明治13年9月1日より同14年10月5日まで東京大学法
理文学部及予備門計算表 甲号(経費之部<元受<越
高, 元受>, 仕払<俸給, 雑給, 等>, 残高<還納高,
仮払高, 等>>, 雑収入之部<元受<越高, 元受>
; 納入<物品払下代, 家屋払下代, 等>, 残高<未納
高>>)
明治13年12月1日より同14年10月5日まで東京大学医
学部計算表 乙号(同前表)
明治14年10月6日より同年12月31日まで東京大学及予
備門計算表 丙号(同前表)
東京大学法理医学部及予備門計算表 丁号(法理文
学部及予備門は13年9月1日より医学部は13年12月1
日より14年12月31日まで)(同前表)
東京外国語学校年報 自明治13年9月至同14年8月:
〔記事〕
職員表; 内国人(表頭 長, 教諭, 等; 表側 人員,
月給) 外国人(表頭 外国名別<人名>; 表側 月
給)
生徒現員表(表頭 語学: 仏, 独, 等; 表側 上等語
学<第1~第4級>, 下等語学<第1~第6級>)
校金収出表(表頭 収入<経費, 雑収入>, 支出<俸
給, 雑給, 等>, 残金<経費, 雑収入>; 表側 金額,
前年より<増, 減>)
書器増減表(表頭 語学書, 歴史, 等, 合計, 漢書, 図
書及訳書, 等; 表側 仏蘭西・独逸・露西亜<在來数,
増数, 現在数>)
体操伝習所第3年報 自明治13年9月至同14年8月:
〔記事〕
体操伝習所職員表(表頭 新任及雇入, 転任及辞職,
現員; 表側 主幹, 教授向嘱托, 等)
体操伝習所生徒表(入学, 退学, 卒業, 現員, 第2期

学科を卒るもの)
体操伝習所費出納表(表頭 元受<収入金, 経費金>,
支出<俸給, 雑給, 等>, 残<返納金, 現在高>; 表
側 13~14年度)
図書及器械表(表頭 現数, 前年末調査数, 前年比較
増; 表側 和漢書・西洋書<部数, 冊数>, 図<組数,
枚数>等)
東京図書館年報 明治14年: 〔記事〕
図書部数表: 第1表(表頭 和書<神書, 教訓, 等>,
漢書<経費, 歴史, 等>; 表側 部数) 第2表(表
頭 数学及物理学, 博物学, 等; 表側 新書部数, 英
書部数, 等)
図書増加表(表頭 文部省交付, 内務省交付, 等; 表
側 冊, 帖, 等)
貸附和書冊数表(表頭 神書・教訓・等<館内, 館外>
; 表側 1~12月, 総計, 1日平均)
貸附漢書冊数表(表頭 経費・経書・歴史・等<館内,
館外>; 表側 同前表)
貸附新書冊数表(表頭 数学及物理学・博物学・等
<館内, 館外>; 表側 同前表)
貸附洋書冊数表(同前表)
閲覧人数表(表頭 同前年明治13年同表; 表側 1~
12月, 総計, 1ヶ月平均, 1日平均)
職員表(同前年同表)
経費受払表(受<14年受高>, 払<俸給, 雑費, 等>)
東京教育博物館第5年報 明治14年: 〔記事〕
教育用器具員数表(表頭 幼稚教育具<家庭玩具, 幼
稚園玩具, 等>, 数学器具, 等; 表側 在來数, 減数,
増数, 存在数)
金石学標品員数表(表頭 結晶模形<木製及玻璃製5
組>, 金石類<非金属, 金属>, 等; 表側 在來数,
増数, 存在数)
植物学標品員数表(表頭 双子葉部<多弁花類, 単弁
花類, 等>単子葉部, 等; 表側 同前表)
動物学標品員数表(表頭 脊椎動物<哺乳類, 鳥類,
等>, 関節動物<羽虫類, 蜘蛛類, 等>; 表側 同
前表)
図書員数表(表頭 和漢書之部<第1門<神書, 経書,
等>, 第2門<国史, 漢史>等>, 洋書之部<哲学及
神学, 人事政事及貿易, 等>; 表側 同前表)
別室陳列品員数表(表頭 幼稚教育具<幼稚園玩具,
実物教授用具, 等>, 数学用器具, 等; 表側 同前表)
省局府県学校交付贈付物品員数表(表頭 文部省, 東
京大学法理文学部, 等; 表側 教育用器具<幼稚教育具,
数学器具, 等>, 動物<魚類, 虫類>等)
物品納付人名及員数表(表頭 京都府下博覧會社, 石
川県下益智館, 等; 表側 教場用雑具, 生徒試験答書,
等)
本館新調物品表(幼稚教育具, 数学用具, 等)
来観人員表(同前年同表) 求覧図書及人員表(表頭
図書求覧人員, 開室日数, 1日平均, 前年比較<増,
減>, 求覧図書<和漢書<第1~第4門>, 洋書<哲
学神学, 人事政事貿易, 等>>; 表側 1~12月)
吏員表(表頭 館長, 御用掛, 等; 表側 年金<1200,
1000>, 月給<25, 22, 等>)
経費出納表(表頭 館長俸給, 吏員俸給, 等; 表側
元受高, 仕払高)
雑入金出納表(表頭 雑納金, 前年より越高; 表側
収入高, 納入高)

東京学士会院第3年報 明治14年〔記事〕
海外貸費留学生表〔留学国名, 学科, 学資年額, 現齡,
等〕

教科書調査表〔表頭 編著者<書名<<巻数>>>; 表側
冊数〕

府県町村立小学校歳入統計表〔表頭 府県別; 表側
前年より越高, 協議集金, 等〕

府県町村立諸学校歳入統計表〔同前表〕

府県立諸学校歳入統計表〔同前表〕

府県町村立小学校歳出統計表1〔表頭 府県別; 表側
訓導給料, 準訓導給料, 等〕

府県町村立小学校歳出統計表2〔表頭 府県別; 表側
書籍費, 器械費, 等〕

府県町村立諸学校歳出統計表〔表頭 府県別; 表側
教員給料, 諸給料, 等〕

府県立諸学校歳出統計表〔同前表〕

府県幼稚園歳入統計表〔表頭 東京, 大阪, 宮城; 表側
協議集金, 有志寄附金, 等〕

府県書籍館歳入統計表〔表頭 京都, 大阪, 等; 表側
前年より越高, 協議集金, 等〕

府県幼稚園歳出統計表〔表頭 同前々表; 表側 保姆
給料, 諸給料, 等〕

府県書籍館歳出統計表〔府県立〕〔表頭 同前々表;
表側 諸給料, 書籍費, 等〕

府県博物館歳出統計表〔府県立〕〔表頭 大阪; 表側
諸給料, 薪炭油費, 等〕

学務委員費入出統計表〔表頭 府県別; 表側 入之部
<協議集金>, 出之部<給料, 旅費, 等>〕

府県町村立小学校所有品価額統計表〔表頭 府県別;
表側 家屋価, 敷地価, 等〕

府県町村立小学校所有品統計表〔表頭 府県別; 表側
家屋坪数, 敷地坪数, 等〕

府県町村立諸学校所有品価額統計表〔同前々表〕

府県町村立諸学校所有品統計表〔同前之表〕

府県立諸学校所有品価額統計表〔同前々表〕

府県立諸学校所有品統計表〔同前々表〕

府県町村立小学校学資寄附統計表〔表頭 府県別; 表側
金額, 地面, 等〕

府県町村立小学校学資寄附人員統計表〔表頭 府県別;
表側 貨幣, 地面, 等〕

府県町村立諸学校学資寄附統計表〔同前々表〕

府県町村立諸学校学資寄附人員統計表〔同前々表〕

府県立諸学校学資寄附統計表〔同前々表〕

府県立諸学校学資寄附人員統計表〔同前々表〕

府県幼稚園所有品統計表〔表頭 東京, 大阪, 宮城;
表側 家屋価, 敷地価, 等〕

府県幼稚園学資寄附統計表〔表頭 同前表; 表側 金額,
書籍, 等〕

府県書籍館所有品統計表〔表頭 府県別; 表側 同前
々表〕

府県会教育費予算議決比較表1〔表頭 府県別; 表側
中学校費, 師範学校費, 等〕

府県会教育費予算議決比較表2〔表頭 府県別; 表側
賞与費, 教育会費, 等〕

府県地方税教育費歳出表1〔表頭 府県別; 表側 教育
費<師範学校, 女子師範学校, 等>〕

府県地方税教育費歳出表2〔表頭 府県別; 表側 区
町村教育補助費<小学校, 中学校, 等>〕

府県立及町村立学校免税地価表〔表頭 府県別; 表側

府県立・町村立<坪数, 地価>〕

正誤表

34 明治十四年学校幼稚園書籍館博物館一覽表

調査対象年 明治14年

内容細目

明治14年町村立小学校一覽表〔埼玉県〔表頭 学校名
別<所在地<<設立年>>>; 表側 学期年数, 授業日数,
訓導・準訓導・等・在籍生徒<男, 女>等〕

以下, 府県別に同様の統計表がある。

明治14年私立小学校一覽表〔同前表〕

明治14年官立及府県立中学校一覽表〔同前表〕

明治14年町村立中学校一覽表〔同前表〕

明治14年私立中学校一覽表〔表頭 学校名別<府県別
<<所在地(設立年)>>>; 表側 学期年数, 授業日数,
教員・生徒<男, 女>等〕

明治14年官立大学及官立府県立町村立専門学校一覽表
附体操伝習所〔同前々表〕

明治14年私立専門学校一覽表〔同前々表〕

明治14年官立及府県立町村立師範学校表〔同前々表〕

明治14年府県立各種学校一覽表〔同前表〕

明治14年町村立各種学校一覽表〔同前表〕

明治14年私立各種学校一覽表〔表頭 学校名別<学科
<<所在地(設立年)>>>; 表側 学期年数, 授業日数,
教員・生徒<男, 女>等〕

明治14年幼稚園一覽表〔表頭 名称別<省府県<<所在
地(設立年)>>>; 表側 保姆, 幼児<男, 女>等〕

明治14年書籍館一覽表〔表頭 同前表; 表側 書籍部
数<和漢, 洋>, 開館日数, 等〕

明治14年教育博物館一覽表〔表頭 同前表; 表側 物
品数, 開館日数, 等〕

39 (41) 文部省第十年報 明治十五年

調査対象年 明治15年

内容細目

文部省第十年報

全国教育概略〔記事〕

学区〔記事〕

小学校:〔記事〕

〔教員俸給年額平均前年比較表〕〔表頭 訓導, 准訓
導, 授業生; 表側 14~15年, 前年より増〕

〔小学校及び教員生徒前年比較表〕〔表頭 学校<公
立, 私立>, 教員<訓導, 準訓導, 等>, 生徒<男,
女>, 日々出席平均数, 卒業生<初等, 中等, 高等>
表側 14~15年, 前年比較<増, 減>〕

明治15年公私立小学校及教員生徒一覽表〔表頭 府県
別; 表側 学校<公立, 私立>, 訓導・準訓導・授業
生・生徒<公立・私立<<男, 女>>>〕

就学細別表〔表頭 在公学, 在私学, 就巡回授業, 在
家庭, 就学16週日未滿; 表側 14~15年, 前年比較
<増, 減>〕

不就学細別表〔表頭 未修学, 未卒初等科, 既卒初等
科<修他学科, 不修他学科>; 表側 同前表〕

明治15年人口学齡人員就学及不就学表〔同前年明治14
年同表〕

〔滋賀県に於ける管内人民中6歳以上の者教育有無調
査〕〔表頭 自己の姓名を書き得る者, 自己の姓名を
書き得ざる者; 表側 男, 女, 計, 前年比較<増, 減>〕

明治15年全国学齡人員百中就学及不就学比較図〔表頭
府県別; 表側 学齡人員〕

中学校:〔記事〕

明治15年中学校表（表頭 省府県別；表側 省府県立・町村立〈学校〈高等，初等，旧教則〉，教員，生徒，卒業生〈高等，初等，旧教則〉〉，私立〈学校〈初等，旧教則〉，教員，生徒〉）

大専学校〔記事〕

師範学校：〔記事〕

明治15年公私立小学校教員生徒比例表（表頭 府県別；表側 学校，教員〈訓導，準訓導，等〉，生徒，訓導1人に付生徒比例，訓導準訓導1人に付生徒比例，等）

明治15年師範学校表（同前年明治14年同表）

専門学校：〔記事〕

明治15年専門学校表（表頭 省府県別〈学科別〉；表側 学校〈公立，私立〉，教員〈公立・私立〈内国，外国〉〉，生徒〈公立・私立〈男，女〉〉）

体操伝習所・高等女学校〔以上記事〕

各種学校：〔記事〕

明治15年各種学校学科概別表（同前年明治14年同表）

盲啞学校・幼稚園〔以上記事〕

公学費：〔記事〕

〔府県公学費入金〕（同前年同表）

〔府県公学費支出〕（同前年同表）

明治15年公学費入出比較表（表頭 府県別；表側 入額，前年より〈増，減〉，人口分頭比較，出額，前年より〈増，減〉，生徒分頭比較）

〔公立学校所有品価額表〕（同前年同表）

〔明治11年以來の積金額併に利子比較表〕（表頭 積金額，同利子，百円の利子；表側 11～15年）

明治15年学資寄附表（表頭 府県立諸学校，町村立小学校，町村立諸学校，計，前年より減；表側 貨幣，地面，等，人員）

学事巡視・教科書・音楽〔以上記事〕

都邑学事概況：〔記事〕

人口1万以上都邑学齡児童百名中就学生徒比較表（表頭 信濃上田，讃岐丸亀，等；表側 学齡人員，就学生徒，百分比例）

海外留学生・書籍館博物館・学士会院〔以上記事〕

統計要略（同前年同表）

明治15年学事統計表1（同前年明治14年同表）

明治15年学事統計表2（同前年明治14年同表）

明治15年学事統計表3（同前年明治14年同表）

明治15年学事統計表4（同前年明治14年同表）

明治15年学事統計表5（同前年明治14年同表）

明治15年学事統計表6（同前年明治14年同表）

明治15年学事統計表7（表頭 府県別；表側 官立大専学校教員〈男〉，師範学校教員〈官学〈男〉，公学〈男，女〉〉等）

明治15年学事統計表8（表頭 府県別；表側 公立小学校生徒・私立小学校生徒〈在籍・生席〈男，女〉〉，小学日々出席生徒平均数，等）

明治15年学事統計表9（表頭 府県別；表側 官立大専学校生徒〈男〉，師範学校生徒〈官学〈男〉，公学〈男，女〉〉等）

明治15年学事統計表10（同前年明治14年同表）

明治15年公私立学校及教員生徒統計表（表頭 府県別；表側 学校〈公立，私立〉，公学校教員・私学校教員・公学校生徒・私学校生徒〈男，女〉等）

明治15年公立学校幼稚園等歳入科目統計表（同前年明治14年同表）

明治15年町村立府県立学校幼稚園等歳入種別統計表（同前年明治14年同表）

明治15年公立学校幼稚園等歳出科目統計表1（表頭 府県別；表側 学校長給料，訓導（教員保母）給料，等）

明治15年公立学校幼稚園等歳出科目統計表2（表頭 府県別；表側 書籍費，器械費，等，総計，每公学生比例）

明治15年町村立府県立学校幼稚園等歳出種別統計表（同前年明治14年同表）

明治15年公立学校幼稚園等所有品価額統計表（同前年明治14年同表）

明治15年公立学校幼稚園等所有品統計表（同前年明治14年同表）

明治15年公立学校幼稚園等学資寄附統計表（同前年明治14年同表）

明治15年公立学校幼稚園等学資寄附人員統計表（同前年明治14年同表）

明治15年公立小学校訓導準訓導及授業生給料統計表（同前年明治14年同表）

明治15年公立小学校授業料有無及生徒授業料統計表（同前年明治14年同表）

明治15年学区及小学校学務委員統計表（同前年明治14年同表）

明治15年5歳8道国別学事統計表（同前年明治14年同表）

明治15年人口1万以上都邑学事統計表1（同前年明治14年同表）

明治15年人口1万以上都邑学事統計表2（同前年明治14年同表）

明治15年人口1万以上都邑学事統計表3（同前年明治14年同表）

明治15年人口1万以上都邑学事統計表4（同前年明治14年同表）

文部省第10年報附録

明治15年文部省達〔記事〕

明治15年文部省処務概旨〔記事〕

明治15年文部省編纂図書目（フランク著修身原論，理化小試，等）

明治15年12月文部省職員表（同前年明治14年12月同表）

明治15年12月文部省所轄学校図書館博物館職員表（同前年明治14年12月同表）

明治15年12月文部省及所轄学校雇外国人（同前年明治14年12月同表）

從明治15年1月至同年12月文部省經費決算高概算（決算高概算〈本省，音楽取調所，等〉）

從明治15年1月至同年12月東京府脚氣病院補助金決算高概算（決算高概算〈東京府へ渡高〉）

学事巡視功程：〔記事〕

宮城県小学校教員等級及俸額（高等科教員〈1等～3等訓導〉，中等科教員〈4等～5等訓導〉等）

〔宮城県明治14年度に於て地方税より支弁する教育費〕（師範学校費，中学校費，等）

福島県小学校教員俸額（表頭 月俸；表側 校長1等訓導，校長2等訓導，等）

〔福島県14年度地方税より支弁する教育費〕（師範学校費，医学校費，等）

〔愛媛県立中学校表〕（表頭 校名：高松〈学期：6年〉，龜山〈8年〉，等；表側 教員数，生徒数，学

費、教員給料の最多額、学費を生徒毎1人に配当す、等)

函館区内小学統計表(人口・学齢人員・学齢就学・学齢不就学・6歳以下生徒・14歳以上生徒・人口百中生徒比例<男,女>、公立小学校、等)

府県学事年報要略

東京府年報：〔記事〕

公立小学試業表：前期試験表(表頭 尋常科、簡易科；表側 試験生員<男,女>、及第生員<有賞・無賞<男,女>、等) 後期試業表(表頭 初等科・中等科<6~1級>、高等科<4~3級>；表側 試業生員・及第生員・等<男,女>) 前年比較(表頭 初等科、比較増、中等科、比較<増,減>等；表側 同前表)

〔府立師範学校費決議表〕(表頭 校長兼教員月給、教員月給、等；表側 15年原案、15年決議、原案決議比較<増,減>、14年決議、前年比較<増,減>)

〔右金額郡区分担表〕(表頭 区部支弁、郡部支弁；表側 15年原案、同決議、減)

統計表1(伊豆七島併に小笠原島を除く)(同前年同表)

統計表2(伊豆七島併に小笠原島の分明治14年調)(同前年同表)

学費出納(同前年同表)

公学校所有品表(同前年同表)

郡邑学事統計表(同前年同表)

京都府年報：〔記事〕

小学生等級比較表(表頭 15年男、14年男、15年女、14年女、；表側 同前年同表)

〔中学校生徒等級表〕(表頭 初等、高等；表側 1~8級)

〔師範学校生徒等級表〕(表頭 高等、中等、初等；表側 同前表)

〔専門学校生徒等級表〕(表頭 生徒；表側 第8期、第4期、等)

〔医学校生徒等級表〕(表頭 男、女；表側 1~6級)

〔女学校生徒等級表〕(表頭 普通、師範、手芸；表側 1~6級)

〔盲啞院生徒等級表〕(表頭 普通・工学・兼習<男,女>；表側 1~5級)

統計表(同前年同表)

公学費出納(同前年同表)

公学校所有品(同前年同表)

郡邑学事統計表(同前年同表)

以下、各府県別に同様の記述がある。

文部省所轄学校図書館博物館年報要略

大阪中学校年報 自明治14年9月至同15年8月：〔記事〕

明治15年従3月至7月幼年生学資金精算總計表(表頭 3~7月、總計、1日平均、30日平均；表側 延人員、学課費紙筆雜品等、等、總計、1日平均)

生徒一覽表(表頭 現員、寄宿、外来、入学、退学、死亡、大阪府、他府県、華族、士族、平民；表側 14年<9~12月>、15年<1~8月>、合計、平均)

別表 生徒百分比例(前年より越す者、入学、寄宿、等)

職員一覽表(同前年同表)

器械標品及薬品増減表(表頭 器械、標品、等；表側

在来数、増数、減数、現在数)

出納一覽表(同前年同表)

東京大学第2年報 明治15年：〔記事〕

東京大学職員表(15年12月末現員)：(同前年同表)

法学部(同前年同表) 理学部(同前年同表) 医学部(同前年同表) 文学部(同前年同表)

東京大学職員表(法理文学部は15年8月末医学部は同年11月末)：法学部(同前年同表) 理学部(同前年同表) 医学部(同前年同表) 文学部(同前年同表)

東京大学外国教師表(同前年同表)

〔学生總数に対する百分比例〕(士族、平民、退学、死亡)

〔学年末の学生現数に対する百分比例〕(学年試業合格の者、同不合格の者)

〔学生毎月の平均数に対する百分比例〕(給費、自費)

〔学生生徒總数に対する百分比例〕(官費、給費、自費、華族、等、退学、死亡、等、合格、不合格、欠席)

東京大学法理文学部学生一覽表(自14年9月至15年8月)(同前年同表)

東京大学医学部学生生徒一覽表(自14年12月至15年11月)：第1表(表頭 本科学生<旧1等、1~5等>、別課医学生徒<旧8期、8~1期>等；表側 官費、給費、自費)

第2表(表頭 入学、学科完了、卒業、退学、死亡、11月末現員；表側 本科学生、別課医学生徒、製薬学生徒)

明治15年12月末法理医文学部学生生徒現員表 第1表(表頭 研究科、第4~第1年；表側 法学部<法学、撰科>、理学部<数学、物理学、等>、文学部<哲学、政治理財学、等>)

第2表(表頭 8~1期；表側 文学部<古典講習科、撰科>、医学部<別課医学、製薬学>)

第3表(表頭 1~5等；表側 医学部<医学本科>)

東京大学予備門職員及学科明細表：15年11月30日調(職員<長、事務兼勤、等>)

15年7月10日調(教員 本校学科受持<教諭、助教諭、等>)

15年11月30日調(教員 分校学科受持<教諭、助教諭、等>)

東京大学予備門生徒明細表：本費之部(表頭 1~3級；表側 自14年9月至15年8月調<入学、退学、死亡、卒業>、15年8月末調<現員>)

分費之部(表頭 1~5級；表側 自15年6月至同年11月調<入学、退学、死亡、卒業>、15年11月末調<現員>)

小石川植物園物品増減表(自14年9月至15年8月)(同前年同表)

博物場標品標型増減表(同上)(表頭 動物学、植物学、等；表側 在来数、増数、減数、現在数)

第1医院入院及外来患者病症人員表(自14年12月至15年11月)(同前年医院同表)

第2医院入院及外来患者病症人員表(同上)(同前年附属病院同表)

解体表(同上)(表頭 男、女；表側 絞罪、有罪及無籍人病死体、等)

法理文学部図書増減表(自14年9月至15年8月)(同前年同表)

医学部図書増減表(自14年12月至15年11月)(同前年同表)

法理文学部器械増減表(自14年9月至15年8月)(同前年同表)

医学部器械増減表(自14年12月至15年11月)(表頭 第1医院治療用器械、同薬局用器械、等；表側 在来

数, 増数, 減数, 存在数)

東京大学及予備門計算表(自15年1月至同年12月)

(経費の部<元受<前年より越高, 本年元受>, 仕払<俸給, 雑給, 等>, 残高<還納高, 仮払高, 等>>, 雑収入之部<元受<前年より越高, 本年元受>, 納入<物品払下代, 物品貸下料, 等>, 残高<未納高>>)

東京師範学校第10年報 從明治14年9月至同15年8月:〔記事〕

職員及年俸月俸一覽表(15年8月末調)(同前年同表)

各級出席表(表頭 前学期<予科第4~第1級, 高等予科第4~第3級, 等>, 後学期<予科大6級, 第3級, 等>;表側 在級生徒全員, 平均出席人員, 等)

前学期試験点数表(表頭 予科第4~第1級, 高等予科第4~第3級, 等, 各科百分数, 学部百分数;表側 格物学<化学, 物理, 等>, 史学及哲学<地誌, 歴史, 等>等)

後学期試験点数表(表頭 予科第6級, 第3級, 等, 各科百分数, 学部百分数;表側 同前表)

〔入学試験調査表〕第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表)

〔各地管轄別表〕(同前年同表)

生徒現員及等級(上等小学生徒・下等小学生徒<第2級, 第4級, 等>, 入学, 退学, 卒業)

2学期調査表(表頭 前学期<下等・上等<第8級, 第6級, 等>>, 後学期<下等<第7級, 第6級, 等>, 上等<第7級, 第5級, 等>>;表側 出席総数, 在級生徒全員, 等)

出納表(同前年同表)

書籍増減表:和漢書(表頭 神祇書, 經書, 等;表側 在來数, 増数, 現在数) 西洋書(表頭 建築学, 伝紀, 等;表側 同前表)

器械及標品薬品増減表(表頭 物理学<器械>, 化学<器械, 薬品>等;表側 前学年調員数, 増数, 減数, 現数)

創設以来本校生徒の総数(表頭 小学師範学科・中学師範学科・中小両師範学科<在校生総数, 卒業生総数, 退校生総数, 等, 死亡者総数, 現在生総数>;表側 人数, 百分比例)

東京女子師範学校第8年報 自明治14年9月至同15年8月:〔記事〕

校員現数増減表(同前年同表) 本校生徒現数増減表(表頭 本科, 予科;表側 1~6級, 計, 増減)

第8学年前期試業点及出席平均表(同前年第7学年同表) 第8学年後期試業点及出席平均表(同前年第7学年同表)

第8学年前期年齢活力平均表(表頭 本科第1~第6級, 本科全員, 同増減, 予科第1~第6級, 予科全員, 同増減;表側 同前年第7学年同表) 第8学年後期年齢活力平均表(同前表)

女児小学校生徒現数増減表(表頭 男, 女;表側 1~12級, 計, 増減)

幼稚園幼児現数増減表(同前年同表)

和漢書現数増減表(表頭 經史部, 政法部, 等;表側 現数, 増減)

洋書現数増減表(表頭 語学部, 理財部, 等;表側 同前表)

器械標本現数増減表(表頭 化学<器械, 薬品>, 物理学<器械>等;表側 同前表)

第8学年金銭出納増減表(表頭 経費金<受入の部

<前年より越高, 当学年受入高(定額, 増額)>, 支出の部<仕払高(俸給, 雑給, 等), 13年度残金返納高, 等>>, 雑収入金<受入の部<前学年より越高, 当学年受入高(官有物払下代, 雑収)>, 支出の部<納付高(官有物払下代, 雑収), 雑収未納高>>;表側 金額, 増減)

東京外国語学校第10年報 自明治14年9月至同15年8月:〔記事〕

職員表(同前年同表) 生徒現員表(表頭 仏語学, 独語学, 等;表側 第5~第1年生)

校金収支表(同前年同表)

書器増減表(表頭 語学書, 歴史, 等;表側 仏蘭西・独逸・露西亜<在來数, 増数, 減数, 現在数>)

別表(表頭 漢書, 英書, 等;表側 在來数, 増数, 減数, 現在数)

体操伝習所年報 明治14年9月至15年8月:〔記事〕

職員表(同前年同表) 生徒表(15年6月末調)(表頭 本所生徒, 伝習院;表側 在來, 入学, 退学, 現員)

図書及器械表(表頭 現在数, 在來数, 増数;表側 和漢書, 西洋書, 等)

東京図書館年報 明治15年:〔記事〕

蔵書陳列部数表:第1表(表頭 和書<神書, 国史, 等>, 漢書<經書, 正史, 等>, 等;表側 部数)

第2表(表頭 洋書<数学及物理学, 博物学, 等;表側 英書・仏書・独書<部数>)

図書貸付冊数表(表頭 和書<神書・教訓・等><館内, 館外>>;表側 1~12月)

閱覽人現員及閱覽明細表:閱覽人(表頭 開館日数, 館内閱覽・館外帶出<内国人・外国人<男, 女>>;表側 1~12月)

閱覽明細(表頭 和書<自1月至6月・自7月至12月><神書, 教訓, 等>, 漢書<自1月至7月・自9月至12月><經書, 正史, 等>>, 等;表側 覽者) 別表(表頭 洋書<数学及物理学, 等>;表側 英書・仏書・独書<覽者>)

官吏併備員職掌及給額表(表頭 館長, 会計主任<9等書記>等;表側 人員, 俸給)

明治14年度後半同15年度前半経費金受払表:受(14年度後半, 15年度前半) 払(表頭 俸給<長俸給, 書記俸給, 等>, 雑給<旅費, 被服費, 等>等;表側 14年度後半, 15年度前半)

東京教育博物館第6年報 明治15年:〔記事〕

教育用器具員数表(同前年同表) 金石学標品員数表(同前年同表)

植物学標品員数表(同前年同表) 動物学標品員数表(同前年同表)

図書員数表:和漢書之部(表頭 第壹門<神書, 經書, 等>, 第貳門<国史, 漢史, 等>等;表側 在來数, 増数, 存在数) 洋書之部(表頭 哲学及神学, 人事政事及貿易, 等;表側 同前表)

別室陳列品員数表(表頭 同前年同表;表側 在來数, 増数, 減数, 存在数)

庁校及外国博物館贈付物品員数表(表頭 文部省, 東京大学, 等;表側 教育用器具, 動物, 等)

物品納付及員数表(書籍10種, 生徒裁縫品30種, 等) 本館調製物品表(家庭玩具, 学事統計表, 等)

明治13年至同15年理化学器械紹介表(表頭 省府県別;表側 13~15年<理化学器械, 化学器械>)

來館人員表(同前年同表) 求覽圖書及人員表(表頭

開室日数、図書求覧人員<内国男、同女、外国男>、合計、1日平均、前年比較<増、減>、求覧図書<和漢書<第壹門～第4門>、洋書<哲学神学、人事政事貿易、等>>;表側 1～12月)

吏員表(同前年同表) 経費出納表(同前年同表)

収入金出納表(同前年同表)

東京学士会院第4年報 明治15年〔記事〕

海外官費留学生表(同前年同表)

小学校教科書一覽表(同前年同表)

明治15年町村立小学校費歳入統計表(表頭 府県別;表側 前年より越高、協議集金、等)

明治15年町村立諸学校費歳入統計表(同前表)

明治15年府県立諸学校費歳入統計表(同前表)

明治15年町村立小学校費歳出統計表1(表頭 府県別;表側 学校長給料、訓導給料、等)

明治15年町村立小学校費歳出統計表2(同前年府県町村立同表)

明治15年町村立諸学校費歳出統計表(表頭 府県別;表側 学校長給料、教員給料、等)

明治15年府県立諸学校費歳出統計表(同前表)

幼稚園歳入統計表(同前年同表)

書籍館博物館歳入統計表(表頭 大阪、埼玉、等;表側 前年より越高、協議集金、等)

幼稚園歳出統計表(同前年同表)

書籍館博物館歳出統計表(表頭 大阪、埼玉、等;表側 諸給料、書籍費、等)

学務委員費入出統計表(表頭 府県別;表側 入の部<協議集金、積金利子、等>、出の部<給料、旅費、等>)

明治15年町村立小学校所有品価額統計表(表頭 府県別;表側 家屋価、敷地価、等)

明治15年町村立小学校所有品統計表(表頭 府県別;表側 家屋坪数、敷地坪数、等)

明治15年町村立諸学校所有品価額統計表(同前々表)

明治15年町村立諸学校所有品統計表(同前々表)

明治15年府県立諸学校所有品価額統計表(同前々表)

明治15年府県立諸学校所有品統計表(同前々表)

明治15年町村立小学校学資寄附統計表(表頭 府県別;表側 金額、地面、等)

明治15年町村立小学校学資寄附人員統計表(表頭 府

県別;表側 貨幣、地面、等)

明治15年町村立諸学校学資寄附統計表(同前々表)

明治15年町村立諸学校学資寄附人員統計表(同前々表)

明治15年府県立諸学校学資寄附統計表(同前々表)

明治15年府県立諸学校学資寄附人員統計表(同前々表)

明治15年幼稚園所有品統計表(表頭 東京、大阪、宮城;表側 家屋価、敷地価、等)

明治15年書籍館博物館所有品統計表(表頭 大阪、埼玉、等;表側 同前表)

明治15年幼稚園書籍館寄附統計表(表頭 東京<幼稚園>、宮城<書籍館>等;表側 金額、書籍、寄附人員)

明治15年地方税教員費歳出表1(表頭 府県別;表側 府県立<中学校費、師範学校費、等>)

明治15年地方税教育費歳出表2(表頭 府県別;表側 町村立<小学校補助費、中学校補助費、等>、管外留学生費、等)

明治15年府県立及町村立学校免税敷地表(表頭 府県別;表側 府県立・町村立<坪数、地価>)

明治15年公立中学校一覽表(表頭 学校名別<省府県<所在地(創立年)>>;表側 授業日数、教員・在籍生徒・出席生徒<男、女>、日々出席生徒平均数、等)

明治15年私立中学校一覽表(表頭 同前表;表側 授業日数、教員・生徒<男、女>、1ヶ年授業料総額)

明治15年公立師範学校一覽表(同前々表)

明治15年公立専門学校表(同前表)

明治15年私立専門学校表(表頭 名称別<学科<所在地(創立年)>>;表側 授業日数、教員<内国、外国>、生徒<男、女>、1ヶ年授業料総額)

明治15年公立高等女学校表(表頭 学校名別<府県<所在地(創立年)>>;表側 授業日数、教員<男、女>、在籍生徒・出席生徒<女>等)

明治15年書籍館表(表頭 名称別<省府県<所在地(創立年)>>;表側 書籍部数<和漢、洋>、開館日数、来観人員、歳費金額)

明治15年教育博物館表(表頭 名称別<所在地<創立年(観料有無)>>;表側 物品数、開館日数、来観人員、歳費金額)

正誤表

解題

1～3. 沿革 調査目的 調査対象

「文部省年報」は、文部省の所管事項である教育行政に関する業務報告および学務統計を収録した年報である。

「文部省第一年報」は、明治6年(暦年)を対象年次として明治8年に刊行された。その「上奏文」に「不二磨伏惟るに方今運連方に兆し民智漸く開くるの時に際するを以て省務の旺盛ならんことを庶幾すと雖も歳月未だ経久に至らず規模猶創始に属するを以て衛生の術の如き未だ遽に其功を奏するを得ず唯教育の法稍緒に就くに似たる者あり於是文部省第一年報を撰次し恭く之を呈進す該報記載する所は明治六年中区画施設する所に係り内は省務の景況より外は学区の状態に至るまで類を分ち品を彙し附するに略表を以てし務て展覧に便ならしむ……」とある。

また例言に「各府県及び各学校等の年報は其原文を登録し事実を誤謬を生ぜざるを以て主旨とすれども該報の如きは創始に属し編製の法未だ精詳ならず故に年報に缺く所の事項は臨時の申報に就て輯備する等之を要するに概数多の書類中より搜索せし者なれば其計数の如きも小差違なきを保しがたし」とある。

「第一年報」の構成はつぎのようである。第1部は、簡単な「全国教育の概略」である。つぎの第2部は、第一学区から第七学区まで大学区別に配列された「各大学区府県学事の景況」である。各大学区のなかには府県別に配列されている。

学事の景況は、学区、学校、教員、生徒、学校保護方法、学務吏員の6項目にわたって記事と統計数値があるが、その内容はほとんど小学校に関するものである。つづいて統計表、学費出納、学校所有品高の3つの統計表がある。これもほとんどが小学校に関するものである。統計表の項目は、人口、公私学校、学齢人口、就学生徒、不就学男女、6歳以下13歳以上就学生徒、公私小学生徒、中学生徒、公私学生徒、外国語生徒、日々出席生徒平均数、人口百人中就学生

徒、私学教員、外国教師である。ただし、府県によってこの統計項目のうち、いくつかを欠くものがある。

つぎに全国統計数値としては、各大学区府県学事統計表、学費出納、学校所有品高の3つの統計表がある。学事統計表の項目は、人口、中学区、小学区、中学、小学、外国語学、学齡人口、就学生徒、不就学男女、6歳以下13歳以上就学生徒、私学学生徒、公小小学生徒、夜学生徒、外国語学生徒、私小小学生徒、日々出席生徒平均数、人口百人中就学生徒、公学教員、私学教員、公小小学教員全数、外国教師である。

またこの「各大学区府県学事の景況」の最後に小学校に関するつぎの4表の全国統計表がある。「明治6年府県公小學校及教員生徒比較表」、「明治6年府県公学費歳入比較表」、「明治6年府県学校所有品高比較表」、「明治6年府県学費納寄附金高比較表」。

第3部は、「学監米人博士ダウヘッド、モルレー申報」である。ここで「モルレー申報」について一言述べておこう。

この学監モルレー（マレー、Murray, D.）は、第12章で述べたように明治6年、文部省顧問として来日、督務官、ついで学監の地位にあって明治11年12月にその職を去るまで、終始日本の教育全般について適切な助言を与えた人物であった。彼は日本の教育の実情に関する視察報告や、教育制度改革に関する意見を度々提出している。

彼の視察報告は、この「第一年報」に収録された「モルレー申報」のほか、「文部省第二年報」に「学監ダビッド、モルレー申報」があり、また「文部省第六年報」に明治11年の東京府の教育事情視察報告である「学監大關爾爾東京府下公学巡視申報」が収録されている。

彼の教育制度に関する意見の集大成が「学監考案日本教育法」である。彼の意見は明治12年の「教育令」に大きな影響を与えたことは先に述べた。彼は「抑教育は漸を以てなるものにして唯時期と人民の氣質とに關係するが故に後來の教則を立つるに前日の事を廢止するは愚慮なしと云ふべし」といって、日本が無批判的に欧米の教育制度を採用することに反対し、日本の実情を考慮した漸進主義を主張した。また中央政府による教育の国家統制を批判し、アメリカにおける彼の経験にもとづいた地方分権主義を主張した。

しかし、ここは彼の教育思想について論ずる場所ではない。ここに彼をとりあげた理由は、「モルレー申報」の最後の箇所につき文章があるからである。

「……確實なる学校統計を作らば大に当省の事務を助ると雖余固より其難きを知り又当省の官員之を得んと欲め尽力するを知れり今学制中掲せる学校統計の式を見るに甚混雜にして一々其事項を得ること能はず故に今一層簡略の式を以てするときは各府県学校の申報も亦自明亮なるを得べし然して今より官員屢之に尽力して教育の事国内に拡充するに至らば後年此の如き明亮の申報を得るも亦從て容易なるべし……」。

ここでわれわれは、彼がラトガース大学の数学教授であったことに注目したい。また明治7年11月に改定された「督学局職制及事務章程」の末尾には、彼の職務権限を規定した「学監事務取扱規則」があるが、その第1に「学制教則校則舎則教科書等の正定及当省并官立学校雇入外国教師進退外国人往復書類官立学校試験の方法年報書并に統計表の体裁海外留学生事務等は諸課立案の上悉く督学局に出すを例とす学監之を檢査可否して督学の意見を添へ長官或は諸課に出すべし」とある。

以上の資料を総合してみると、「学制」による教育行政時代に彼が文部省の統計行政に対しても実質的に大きな影響を与えたと考えられないであろうか。この推測を裏づける具体的資料を發掘する時間のゆとりはなかったが、今後この問題についてはさらに調査を続けたい。

「文部省第二年報」は、明治7年を対象年次としている。体裁は7頁の本編と472頁の附録と781頁の統計表の3部に分かれている。

本編では教育行政の概要を述べ、つづいて「統計要略」と題する教育統計の総括表が4頁にわたってあげられている。最後に文部大輔田中不二麿の上奏文があるが、ここに「……尚茲に申陳せざるべからざるものあり即教育戸籍調査法はなり此法に拠り若干年一次国内の男女に就て其年齒を分ち有学無学を点検して各地進歩の景況を考索し教育の及不及を徴すべきなり……」とあるのが注目される。ただし、この教育戸籍調査法は実施されなかった。

附録の構成はつぎのようである。明治7年文部省布達達書、学監ダビッドモルレー申報、督学局年報、府県学事年報、直轄学校年報、文部省沿革概旨、文部省編纂図書目、准刻書籍及新聞紙、明治7年衛生事項表、文部省官員、文部省雇外国人、明治7年文部省常額金支消概略。

この「第二年報」ではじめて督学局および府県から進達された「督学局年報」、「府県学事年報」の全文が収録された。とくに「学事年報」は、はじめ文部省が「学制」によって報告様式を定め、その後しばしば統計表式を定めて府県に通達したため、全府県の教育事情が統一した様式によって記載されている。その結果、「学事年報」は、明治初期の府県における教育の実情を比較検討し、また統計数値の全国集計も可能な第一次資料として貴重な価値をもつものとなった。

第3部の統計表は、この「学事年報」に収録された府県単位の統計表を集計したものである。ここには、「明治7年7大学区学事統計表」以下、「明治7年府県私立小学校統計表」まで10表が収録されている。

「文部省第三年報」の調査対象年次は、各大学区の学事状況は明治8年（曆年）であるが、文部省事務は8年1月から9年6月までの1年半である。これは大蔵省が明治8年度より7月～6月の新会計年度を採用したためである。

「第三年報」は2冊に分かれて刊行された。第1分冊には16頁の文部省年報本体と628頁の附録第一が収録されている。

「附録第一」の内容はつぎのとおりである。「明治8年文部省布達達書及諸制規類」、「概務概旨」、「文部省編纂図書目」、「明治8年6月文部省官員雇員表」、「明治8年6月文部省所轄学校校長教員雇員表」、「明治9年6月文部省官員雇員表」、「明治9年6月文部省所轄学校校長教員雇員表」、「文部省所轄雇外国人」、「明治8年1月至同年6月文部省経費金入出概略」、「明治8年7月至明治9年6月文部省経費金入出概略」、「督学局年報」、「府県年報」、「文部省所轄学校年報」、「文部省所轄博物館書籍館年報」、「明治8年7大学区学事統計表」、「明治8年

府県公私学校及教員就学生徒統計表」,「明治8年府県公学費歳入統計表」,「明治8年府県公学費歳出統計表」,「明治8年府県公学校所有品統計表」,「明治8年府県学資寄附統計表」,「明治8年府県公私小学校及教員生徒統計表」,「明治8年中学校一覽表」,「明治8年師範学校一覽表」,「明治8年専門学校一覽表」,「明治8年外国語学校一覽表」,「明治8年博物館一覽表」,「明治8年書籍館一覽表」,「小学書籍一覽表」。

第2分冊には「附録第二」が収録されている。内容は「明治8年府県公立小学校一覽表」と「明治8年私立小学校一覽表」の2統計表であり、両表で1,025頁におよぶ膨大なものである。

「文部省第三年報」は、この2冊本のほかに、「文部省第三年報 明治八年」の書名で抜すい本が刊行されている。内容は「第三年報」の目次と本年報のみで、17頁の小型の印刷本である。「第二年報」については、このような抜すい本を、今のところ発見できなかった。

「文部省第四年報」の調査対象年次は、文部省事務は明治9年度、学区の景況は明治9年(暦年)である。

「第四年報」の構成は「第三年報」とほとんど変わらない。2分冊で刊行され、第1分冊には文部省年報と附録第一が収録されている。附録第一の内容を「第三年報」と比較すると、「海外留学生監督申報」が追加されただけであり、そのほかの項目についてはいくつかの題名について小変更があるのみである。

第2分冊に収録された附録第二の内容は「第三年報」と同じく、「公立小学校一覽表」と「私立小学校一覽表」である。

この「第四年報」も別に抜すい本が刊行されている。内容は「第三年報」抜すい本と同様に目次と本年報であるが、最後に附録の統計表の抜すいがある。

「文部省第五年報」の調査対象年次は、文部省事務は明治10年度、学区の景況は10年(暦年)である。

「第五年報」の構成も全く「第四年報」と変らない。2分冊で刊行され、第1分冊には文部省年報と附録第一、第2分冊には附録第二が収録されている。ただし、附録第一には「明治10年5幾7道国別人口学齢内外就学及官私学校教員生徒統計表」と「明治10年人口1万以上都邑学事統計表」が追加された。

「第五年報」も別に前回までと同様の抜すい本が刊行されている。

以上「第五年報」までは、文部大輔田中不二麿による上奏文、編纂の辞がある。

「文部省第六年報」は文部卿河野敏鎌によって刊行された。調査対象年次は明治11年より再び暦年とすることとしたが、「第五年報」との接続を考慮して省中事務は明治11年度上半期とし、学区の景況は11年(暦年)とした。

構成は「第五年報」と異って1冊本で刊行されている。これまで第2分冊に収録された附録第二の「公立小学校一覽表」と「私立小学校一覽表」は省略され、本年報と附録とに分かれているのみである。

附録の項目は前年までの附録第一の項目と変わりはないが、内容に重大な変更がなされた。それは「府県学事年報」,「文部省所轄学校博物館年報」,「海外留学生監督年報」の3つの年報の全文掲載の方針を改めて、「要略」の形で掲載されるようになったことである。これら諸年報の原本の探究調査は、時間切れのためあきらめざるをえなかった。今後の調査課題としたい。

この「第六年報」の抜すい本の刊本は現在発見することはできなかったが、総理府統計局図書館にはこの抜すい本の最終原稿と推定される資料が所蔵されている。内容はこれまでの抜すい本と同様に目次と本年報が文部省の野紙に記され、本文の最後に「附録抜萃」とあり、「第六年報」の印刷統計表7表が綴じこまれている。

「文部省第七年報」は明治12年(暦年)を対象年次として、文部卿福岡孝弟によって刊行された。この「第七年報」から再び例言が復活した。例言によると「府県年報は暦年により文部省所轄学校年報は学年に拠る」とある。当時の学年は9月~8月である。

構成は前回の「第六年報」と変わらず1冊本であり、本年報と附録に分かれている。附録の項目に「東京学士会院年報要略」が新たに加えられた。

この「第七年報」も別に抜すい本が刊行されている。内容はこれまでの抜すい本と同様である。抜すい本については、この「第七年報」を最後に、「第八年報」以降のものは現在のところ発見できなかった。

「文部省第八年報」は明治13年を対象年次として、福岡文部卿によって刊行された。文部省所轄学校年報は前回同様、学年に拠っている。

この「第八年報」のもっとも大きな変更は、学齢児童就学不就学の区別である。その理由は、これまでは生徒の学科如何を問はず読書、習字、算術等の2、3科を修習したものをことごとく就学に算入していたが、13年以降については明治12年「教育令」の第3条「小学校は普通の教育を児童に授くる所にして其学科を読書習字算術地理歴史修身等の初歩とす土地の情況に随ひて野画唱歌体操等を加へ又物理生理博物等の大意を加ふ殊に女子の為には裁縫等の科を設くべし」の主旨に適合しない学科を修得したものは、これを不就学に算入したからである。

これについて「第八年報」の例言につきのように述べている。

「一 学齢児童就学不就学の区別法は明治十二年制定教育令の趣旨に遵依するを以て大に前年報と異なる所あり

一 不就学中既就学とは既に十六ヶ月以上就学せし学齢児童にして本年中一日も普通の教育を受けざるものを謂ひ未就学とは就学十六ヶ月に及ばざるか或は未だ全く就学せざる学齢児童にして本年中一日も普通の教育を受けざるものを謂ふ」

また「第八年報」のはじめの「全国教育概略」に学齢就学、不就学の数値をあげ、以下のように述べている。

「右の計数に拠れば不就学者の就学者に超過すること九十八万九千四百九十六名にして前年より大に不学の徒を増加せるの状あり然れども其實際に就きて之を審察すれば亦大に然らざる所あり即ち就学調査法の変更是なり蓋し旧来の調査法に由りて之を觀れば生徒の学科如何を問はず苟も読書習字算術等の二三科を修習するものは悉く之を就学中に計入せしと雖ども本年報に於ては学齢児童にして教育令第三条の主旨に適合せざる所の学科を修習するものは皆之を不就学中に計入せしを以て就学不就学の比較上に著しき等差を生ぜり今茲に不就学者の総数に就きて更に普通学科に非ざる他の学科を修むるものを細別すれば其数左の如し

他の学科を { 既就学に 三万二千三百六十八名
修むる者 { 未就学に 四万八千六百四十七名

従来の調査法に於ては此等の児童と雖ども亦他の学科を修むる者なれば総て之を就学中に計入せり是を以て試に本年の不就学超過数一十万五千七百七十名より既就学及び未就学児童にして他の学科を修むる者の総数八万一千一十五名（前年に於ては就学に計入せし者）を除けば全く学に就かざる児童（前に於ても不就学に計入せし者）の増加は僅に一万九千五百五十五名に過ぎざるなり而して学齡人員の総数より就学児童と既就学及び未就学児童にして他の学科を修むる者とを除きたる残数三百一十八万三千三十一名は本年全く修学せざるものたりと雖ども其内四十三万八千七百三十四名は既就学児童にして他の学科を修めざる者に属するを以て未だ毫も教育の沢を蒙らずして真に不学に成長する者の実数は即ち二百七十四万一千五百九十七名なり然れども此実数は尚ほ殆ど学齡児童総数の一半を占めり」

「第八年報」から刊行形態は再び2分冊となり、全体の構成も著るしく変更された。第1分冊の全国教育概略は大体前年までの本年報と変らないが、末尾に「明治13年学事統計表」から「明治13年人口1万以上都邑学事統計表」までの統計表が9表収録されている。ただし、これまでのように附録扱いではなくなった。

第2分冊は「文部省第八年報附録」を収録している。内容は「第七年報」の附録の項目から、上述のように本年報にまわった9項目が減ったのみである。

「文部省第九年報」は明治14年を対象年次として、福岡文部卿によって刊行された。

構成は「第八年報」と変化はないが、全体として著るしく収録統計表が増加した。その主要なものをあげれば、第1分冊では幼稚園統計表8表のほか、府県公立小学校の教師の給料、生徒授業料統計および学務委員に関する統計表が収録された。第2分冊では「学務委員費入出統計表」、「府県会教育費予算議決比較表」、「府県地方税教育費歳出表」、「府県立及町村立学校免税敷地表」等の教育財政関係統計と学務委員関係統計が著るしく充実してきたことが特徴である。また府県町村立小学校および諸学校統計についても、各種統計表が増加した。しかし前回まで収録されていた「中学校一覧表」以下の諸学校、書籍館、博物館の一覧表は収録されていない。

また第2分冊の「府県学事年報要略」ではその統計表の内容において、とくに学齡人員、小学校の項目が細分化され著るしく増加している。そのため頁数も889頁と尨大な統計書となった。

「第九年報」で注意すべきことは、学齡児童就学不就学の分類が再び前「第八年報」と変わったことである。例言に「学齡不就学中未修学とは未だ全く教育を受けざるものを謂ひ又未卒初等科とは未だ小学校三ヶ年の課程を卒へずして本年中一日も普通教育を受けざるものを謂ひ既卒初等科とは既に三ヶ年の課程を卒へて本年中一日も普通教育を受けざるものを謂ふ」とある。(1)

明治14年を対象とする教育統計については、この「第九年報」のほか、なおいくつかの統計表が総理府統計局図書館に所蔵されている。

まず幼稚園と共に「第九年報」で省略された諸学校、書籍館、博物館については、「明治十四年学校幼稚園書籍館博物館一覧表」と題する、1,357頁におよぶ尨大な統計書がある。凡例によると「本表は文部省直轄学校館所及び各府県学事年報に拠て編次す」とあり、14年末の調査数値で、文部省より刊行されている。

また文部省普通学務局編纂による「明治十四年度府県地方費中教育予算一覧表」、「明治十四年度府県教育費予算内訳一覧表」、「明治十四年度府県立学校経費予算明細表」という一連の教育費関係の統計表が所蔵されている。何れも大判の1枚もので、刊年は明治15年である。それぞれ表の右上には「第一」、「第二」、「第三」と一連の番号が印刷されている。これらの統計表は、上述のように「第九年報」の附録統計表に見られる教育財政統計の著るしい充実と見合うものである。

さらに文部省報告局編による「明治十四年学事統計表」という4枚綴りの統計表があるが、これは表紙がなく、刊年は不詳である。

以上、明治14年を対象年とする「第九年報」およびその他の文部省作成統計表において教育財政、学務委員、小学校、幼稚園、諸学校、書籍館、博物館、等のすべてにわたって見られる教育統計の著るしい充実という現象を解明する鍵は何であろうか。それは明治13年の改正「教育令」にほかならない。この「教育令」によって中央集権政府による地方教育行政に対する強力な監督、指導が以下のように地方末端行政機構にまで貫徹した結果が教育統計の充実となって現われたのである。

第1に学務委員の選出方法がほとんど官選に近い制度となった。第2に郡区長による学務委員の監督の内容が12年「教育令」期に比較して著るしく拡大強化された。これは、明治14年1月13日の文部省達第8号による「郡区書記学務担当の者」の「事務要領」によって明瞭に証明される。この「事務要領」は、「学務担任の者は郡区長の指揮に従ひ其郡区内一切の学務に従事すべし其要領左の如し」とあって、33項目にわたって詳細に展開されている。

このような学務委員、郡区書記に対する中央の監督、指導の強化は、統計行政面においても展開されたのであって、このことを最も明瞭に示すものが明治14年4月30日の文部省達第10号である。（この達の内容については、後出の調査系列の項を見られたい。）

「文部省第十年報」は大木喬任文部卿によって刊行された。明治15年を対象年次とする。

全体の構成は「第九年報」とほとんど変更はない。第1分冊の全国教育概略にはじめて「音楽」が追加された。

第2分冊に収録された附録の統計表も「第九年報」と同様であるが、最後に「第九年報」には収録されなかった「公立中学校一覧表」以下の諸学校、書籍館、博物館の一覧表が復活した。

また明治15年を対象年次とする「第十年報」以外の統計表も若干、総理府統計局図書館に所蔵されている。

ひとつは、同省報告局編纂の「明治十五年学事統計表」であり、前年同表と同じく4枚綴りの表で表紙がない。他のひとつは、同じく報告局編の「明治五年至同十五年教員養成所及卒業生年別表」と題する1枚の累年統計表である。刊年は、総理府統計局図書館蔵書目録によれば明治16年とある。

つぎに、明治16年を対象としたものであるが、総理府統計局図書館に所蔵されているつぎの統計表を2件追加しておく。「明治十六年公立学校職員勤務年数等取調表 文部省報告局編 [明治17年] 13 P.」, 「明治十六年学事統計表 文部省報告局編 [刊年不詳] 5枚(表紙共)」。

最後に文部省によって作成された学事統計表の様式については、「法令全書」には省略されていて見ることはできない。総理府統計局図書館には、たまたま明治16年および17年の様式が所蔵されている。これは同図書館の蔵書目録に「学事統計表 明治14~17年 文部省報告局 [明治15~18年] 5冊」と記載されている統計表の一部で、このうち、16年の統計表は、「明治十六年学事年報諸表十一種及学事年報分類」と題され、17年の統計表は、「明治十七年学事統計表」と題されているが、何れも統計表式であって数値の記載はない。それ以前の学事統計表の表式の探究調査は今後の課題である。なお、教育統計全般についての統計表式については、統計院によって統計年鑑編集のために明治17年に定められた「文部省統計材料様式目録」があることは「本書 上の1」で述べた。(「上の1」 p.161~162)

4. 調査系列

明治5年の「学制」によって文部省は、教育行政については一般行政区と異った大中小学の学区制を定めた。

「学制」の第13章、第14章、第16章、第107章、第108章、第109章に規定された統計報告規定によると調査系列はつぎようになる。

文部省(文部卿)——大学区(督学局)——府県(地方官)——中学区(学区取締)——小学区

この系列にしたがって、文部省はまず明治6年4月の第52号によって統計表の進達をあらためて毎年1度と定め、ついで明治6年中の府県における就学男女数、公私学校数の報告を督学局へ進達するよう、6年5月の第70号、同年7月の第106号によって命令を出している。これが明治6年の府県学事年報に関する最初の調査命令といってよいであろう。

この府県学事年報のための統計表の進達は、8年1月に7年分についての命令が出されているが、この命令の内容は統計表作成のみでなく、府県学事の概要をも報告するものであってその調査項目も定められていた。その結果作成された報告が府県の学事年報であって、これは明治7年分から「文部省第二年報」以降に掲載されている。

しかしながら、この「学制」の学区制は先に述べたように完全に実施されなかった。第1に各大学区の大学本部に設置される予定の督学局は、結局明治6年1月、東京府および13県を管轄する第一大学区の大学本部である東京府に設置されたのみで地方ではついに設置されなかった。明治7年4月、文部省の外局として7大学区(6年4月に8大学区は7大学区に変更された)すべてを管轄する督学局がはじめて設置されたのである。また中小学区については、一般行政区である大区小区制を基準とした府県が多かった。

そこで「学制」時期の文部省による教育統計の実際の調査系列はつぎようになった。

文部省(文部卿)——督学局——府県(地方官)——学務課——中学区(学区取締)——小学区

また報告すべき統計表の表式については、明治7年1月の文部省達第2号によって、本省で印刷された統計表式に書きこんで進達するように指示があることにより、一応この段階である程度の整備が完了したと思われる。この督学局は明治10年1月廃止され、地方教育行政は学務課の所管となっている。

明治11年7月の地方三新法の制定によって大区小区制が廃止され、郡町村制が復活した。翌12年の「教育令」によって教育行政区としての学区制は廃止され、教育行政は一般地方行財政の枠に組みこまれることとなった。そこで教育統計の調査系列もつぎようになった。

文部省(文部卿)——府県(地方官)——郡区(郡区長)——町村(学務委員)

ただし、町村における学務委員と戸長との関係については、文部省は自己の管轄外のこととして指令しなかったので、府県は独自に両者の関係を規定した。その結果、多くの府県では学務委員が戸長と独立に教育行政を行なうことを禁じた。したがって統計調査系列としても、学務委員と郡区長との間に戸長を入れるべきであるかもしれない。この点は今後、府県における実情をさらに調査しなければならない。

明治13年改正「教育令」が制定されたが、この統計調査系列には変更はない。ただし、学務委員と戸長との関係については、13年改正「教育令」の第10条に「各町村は学務を幹理せしめんが為に小学校を設置する独立或は連合の区域に学務委員を置き戸長を以て其員に加ふべし」とある規定に注意しなければならない。その結果、学事に関しては戸長の権限外となり、戸長が学務委員を兼任しているばあいは、戸長は戸長としてではなく学務委員として教育行政に参加することとなった。(2)

この13年改正「教育令」における統計調査系列については、明治14年4月30日文部省達第10号によって、町村立小学校私立小学校及町村立諸学校(小学校にあらざるもの)長教員学務委員及郡区長の管掌すべき学事表簿様式が定められた際、郡区長以下の報告系列もくわしく規定しているので以下にこれを掲げよう。

まず学事表簿取調心得につぎのように規定されている。

「甲号表簿は町村立小学校私立小学校及町村立諸学校(小学校にあらざるもの)長或は教員の掌るものなり

乙号表簿は学務委員の掌るものなり

丙号諸表は郡区長の掌るものなり

右諸種の表簿は必ず正副二本を製し其一本は主務の所に留め之を保存すべし」

甲号表簿のうち教員の作成すべき表簿は、「生徒学籍簿」、「分名簿」、「生徒出席簿」、「半年末調査表」、「年末調査表」であり、提出先は学校長或は首座教員である。

甲号表簿のうち学校長或は首座教員の作成すべき表簿は、「全校月末調査表」、「全校半年末調査表」、「全校年末調査表」、「小学校年末統計表」、「町村立諸学校年末統計表」であり、提出先は学務委員である。

乙号は学務委員の作成すべき表簿で、「学齡簿」、「就学調査簿」、「学齡児童姓名簿」、「学齡就学調査表」、「町村立及私立小学校表」、「町村立諸学校(小学校にあらざるもの)表」、「私立諸学校(小学校にあらざるもの)表」、「公学費出納月計簿」、「公学校所有品月計簿」、「公学費寄附月計簿」、「公学費出納所有品及学費寄附表」を含む。

そのうち「学齢就学調査表」以下の諸表は、毎年の始めこれを府県庁に提出しなければならない。

さらに郡区長は学務委員の提出した諸表からつぎの丙号諸表を作成し、毎年1月中必ずこれを府県庁に提出しなければならない。

「郡区学齢就学調査表」、「郡区町村立及私立小学校一覧表」、「郡区町村立諸学校（小学校にあらざるもの）一覧表」、「郡区私立諸学校（小学校にあらざるもの）一覧表」、「郡区町村立学校学費一覧表（納の部）」、「郡区町村立学校学費一覧表（出の部）」、「郡区町村立学校所有品一覧表」、「郡区町村立学校学費寄附一覧表」、「公学費出納所有品及学費寄附統計表」。

以上によって調査系列はつぎのようになる。(3)

文部省（文部卿）——府県庁（地方官）——郡区（郡区長）——町村（学務委員）——学校（学校長）。

5. 根拠法

- 明治4年9月 文部省第1号（学制改革に付府県学校病院教員生徒等を録上せしむ 法令全書 明治4年）
明治4年11月 文部省第6号（府県学校を管轄するを以て学校及教官並に歳費等を録上せしむ 法令全書 明治4年）
明治4年12月17日 文部省第12号（府県学校教官歳費等録上を督促す 法令全書 明治4年）
明治5年8月2日 太政官第214号（学制 法令全書 明治5年）
明治5年8月3日 文部省第14号（学制を頒ち処分を稟候せしむ 法令全書 明治5年）
明治5年8月 文部省第22号（学制中誤謬訂正 法令全書 明治5年）
明治5年9月2日 文部省第24号（学制中誤謬訂正 法令全書 明治5年）
明治5年11月 文部省第41号（学制中改正 法令全書 明治5年）
明治6年1月17日 文部省第6号（小学委托金改定に付中小学区の地画を定め学区取締を置く等稟候せしむ 法令全書 明治6年）
明治6年2月9日 文部省第12号（学制中官立私立学校明細表難形追補 法令全書 明治6年）
明治6年2月9日 文部省第13号（学制中追加 法令全書 明治6年）
明治6年2月24日 文部省第18号（学制中増補 法令全書 明治6年）
明治6年3月28日 文部省第35号（学制第14章並第5号表式改正 法令全書 明治6年）
明治6年4月8日 文部省第40号（学制中所管より差出す表類取調書等期日改定 法令全書 明治6年）
明治6年4月10日 文部省第42号（大学区分画改正 法令全書 明治6年）
明治6年4月17日 文部省第51号（学制中貸費生規則並官私学校設立願方追補 法令全書 明治6年）
明治6年4月18日 文部省第52号（第40号達所管より差出す表及調書毎年一度と定む 法令全書 明治6年）
明治6年4月30日 文部省第59号（中小学区分画取締人名申出方難形を以て督促 法令全書 明治6年）
明治6年5月7日 文部省第65号（学制第13章子弟就学年齢 法令全書 明治6年）
明治6年5月10日 文部省第70号（前年就学者取調表を進致せしむ 法令全書 明治6年）
明治6年7月25日 文部省第106号（公私学校私塾教員の数前年分取調督学局へ進致せしむ 法令全書 明治6年）
明治7年1月14日 文部省達第2号 輪廓附 諸府県へ（督学局へ開申の表式は同局配賦の表式へ書込差出すべく尤第7号献納寄附金表は別に差出さしむ 法令全書 明治7年）
明治8年1月17日 文部省達第1号 府県（学事年報表を配付し明治7年の現数を記載差出さしむ 法令全書 明治8年）
明治8年8月23日 文部省達第6号 輪廓附 府県（学事の件毎時届出に及ばず前一箇年分取東年報中に編入差出さしむ 法令全書 明治8年）
明治8年12月17日 文部省達第8号 府県（学事年報表を配賦し明治8年の計数を登記差出さしむ 法令全書 明治8年）
明治9年12月18日 文部省達第2号 府県（学事年報表を配賦し明治9年の計数を登記せしむ 法令全書 明治9年）
明治10年12月10日 文部省達第6号 府県（学事年報表を配賦し学事の現状を取調差出 法令全書 明治10年）
明治11年11月29日 文部省達第8号 府県（明治11年学事年報表配付 法令全書 明治11年）
明治12年9月29日 太政官布告第40号 輪廓附（学制廃止教育令制定 法令全書 明治12年）
明治12年12月22日 文部省達第6号 府県（明治12年学事年報表配付 法令全書 明治12年）
明治13年10月6日 文部省達第18号 輪廓附 府県（学事年報計数取調條款 法令全書 明治13年）
明治13年12月16日 文部省達第20号 府県（学事年報表配付 法令全書 明治13年）
明治13年12月28日 太政官布告第59号 輪廓附（教育令改正 法令全書 明治13年）
明治14年4月23日 文部省達第9号 輪廓附 府県（学区の幅員町村数人口校数等学区毎に記載開申 法令全書 明治14年）
明治14年4月30日 文部省達第10号 輪廓附 府県（学事表簿式及取調心得 法令全書 明治14年）
明治14年7月21日 太政官布告第38号 輪廓附（教育令第9条小学校設置の区域町村の境界に仍り難きものは別に区域を画するを得 法令全書 明治14年）
明治14年9月9日 文部省達第30号 輪廓附 府県（学事表簿式中改正削除 法令全書 明治14年）
明治14年10月27日 文部省達第31号 輪廓附 府県（学事表簿様式中改正加除 法令全書 明治14年）
明治14年12月24日 文部省達第35号 輪廓附 府県（学事年報計数取調條款廃止 法令全書 明治14年）
明治14年12月24日 文部省達第36号 輪廓附 府県（明治14年学事年報表配付 法令全書 明治14年）
明治15年9月12日 文部省達第8号 輪廓附 府県（学区区画等処分済開申表式 法令全書 明治15年）

明治15年10月6日 文部省達第10号 府県（明治15年学事年報表配付並詳録事項 法令全書 明治15年）
明治16年11月2日 文部省達第19号 府県（明治16年学事年報表配付及記入事項 法令全書 明治16年）
明治17年10月25日 文部省達第9号 府県（明治17年学事年報表配付 法令全書 明治17年）
明治18年8月12日 太政官布告第23号（教育令を改正し明治14年第38号布告中教育令第9条とあるを教育令第8条と改む 法令全書 明治18年）
明治18年12月14日 文部省達第18号 府県（学事年報取調條項並諸表様式達に付学事表簿様式は適宜斟酌せしむ 法令全書 明治18年）

注

- (1) 明治初期における学齡児童の就学，不就学統計については，つぎの文献を参照されたい。安川寿之輔：第12章 参考文献（15）p. 219～221 赤坂敬子：男女年齢別人口の推計（1872～1898）学令児童就学不就学（1878～1900）。（一橋大学経済研究所国民所得推計研究会資料 C.18）
- (2) この理由として山中は，「戸長を戸長として学事＝教育行政に関与させるよりは，官僚的に任命される学務委員として教育行政に関与させる方針をとることにより，自由民権運動などの反政府人民闘争を指導したような戸長が公選されてきた場合に対処しようとしたものと思われる」といつている。（山中永之佑：第12章 参考文献（14）p. 135～137を参照）
- (3) 山中は，「学事表簿の提出，報告の系列を通じて，府知事，県令一郡（区）長一学務委員一学校長（主座教員）一教員といった教育における官僚行政系列が設定された。この系列の設定によって，権力は，教育行政の実効性を制度的に保障しようとしたものと思われる。」といつている。（山中永之佑：同上書，p. 140）

補 論

1 「本書 上の2」第8章補論 人口調査としての「警察戸口調査」の制度と信頼性について

これまで、いわゆる「警察戸口調査」について人口統計データとして論じた文献が存するかどうか、浅学にして筆者は知らない。故にこの稿は手さぐりでどうやら判りかけてきた「戸口調査」の実態を、関係法規の沿革および「府県警察統計書」（または「統計表」）に記載されているデータによって、まとめてみただけのものである。大方の御教示を願う次第である。

1) 問題の設定

経済の問題を論ずる場合、人口は基礎的な事象 — 労働力人口として、産業・職業人口として、あるいは消費人口として、また深くは経済成長に対する人口成長の相関性の問題として、その統計的把握はなおざりには出来ない経済学上の問題である。

近代日本における人口調査（古代から徳川期までの租税徴収等に伴う戸籍・人口調査については、性質を異にすることもあってここでは論じない）は、まず明治維新政府の「富国強兵」策の1つの柱として、きわめて初期より着手されている。すなわち、明治5年のいわゆる「壬申戸籍」と称せられているものがそれである。これ以前にも京都府あるいは東京府等、地方単位で独自に始められている調査も存するが、明治5年の戸籍調査は、その規模・内容において近代戸籍制度の創始として一段を画するものであることはいうまでもない。これらについては、本論中で論ぜられているからここで再掲しないが、5年調査の戸籍についていえば、その後の戸籍統計が戸籍制度・体系の中の一面に過ぎなくなり、データの集計は単なる帳簿上の操作となり、人口の実態から離れていったのに対して、戸籍調査の嚆矢である明治5年戸籍は人口調査の目的をもち、人口の総体としての把握を意図していたものであった。しかし、明治10年の西南戦争をひとつの頂点とする初期の動乱や混迷の政情・世情は、人口調査を初期の目的どおりに実行するには障害となり、第1回の「検戸」は早くも中止となり、以来センサスの意図をもつ人口調査は放棄されてしまった。（明治12年の「甲斐国現在人別調」は、統計調査史的には高い評価を与えられているものであるが、あくまでもひとつのサンプル — 試験的試み — であり、1地域、1時点の1回限りの資料として、他に対照値もなくデータとしては、あまり使えない資料ではなかろうか。）

大正9年の第1回国勢調査 — 人口センサス — までの日本の人口データに種々の難点があることは斯界の常識になっており、それ故、これまでいろいろの推計がなされ、近年には人文地理学の分野から新しい資料の発掘や検証が行なわれてきている。（「本書 下巻」第4章の17 徴発物件一覧表を参照）それらの中のひとつとして、研究者間の話題では、警察による戸口調査のデータの検討が言及されることがあるが、中央集査がない点、資料の所在が把み難い点等々もあって、実際にはあまり探索されていないようである。

ここで筆者が述べようとするところは、この「戸口調査」が警察事務の中でどう取り扱われているかと

いう法規からの面、およびその調査結果がどうまとめられているか、そのデータと他の資料より得られるデータとの比較はどうかということである。

2) 警察戸口調査の沿革⁽¹⁾

戦前の外勤警察の勤務は、一口に「警・臨・戸」といわれていたそうである。警は警邏であり、臨は諸臨検、戸は戸口調査のことである。そしてこの3つがしっかりできる巡査が一人前であるとされたという。このうちで戸口調査はとくに重要視され、戦前警察制度の中で民・警の接点となり、戦前警察業務を代表するひとつとなっていた。

明治前期の警察制度全体については、第10章に詳述されているのでここでは触れないが、戸口調査の着手理由に当時の犯罪取締りというより、社会情勢一般に対する治安の面 — 予防警察 — の役割があった。

明治元年の「京都府戸籍仕法」、同2年の東京府戸籍法令にはじまる戸籍調査においても、人口の把握の目的のひとつに不穏のもの取締り、脱籍浮浪の者 — 往往にして不穏分子となる — の把握があげられている。特に明治初年の東京の状況が治安上どうであったかは充分考えられることであって、警視庁の当初のころの取調べがまず、下宿人・集会等への注意となっていることは当然でもあろう。また、戸口調査のはじまりが東京、ついで長崎（明治7年、9年）、京都・兵庫（明治11年）、大阪（同12年）と人の流入の多い三都府開港場となっているのも、戸口調査の本来の性格を示しているものと云えよう。（秋田県が明治11年に実施しているのは興味をひく。）

全国で最も早く戸口調査事務を警察事務の中にとり入れたのは警視庁であるとされているが、全国的な戸口調査の起源・発祥は明治8年3月の「行政警察規則」に「邏卒勤方之事」として「持区内の戸口男女老幼及其職業平生の人となりに至迄を注意し若し無産体之者集合するか又は怪しき者と認るときは常に注目して其挙動を察すべし」（太政官達第29号第2章第5条）、また「持区内へ他より移り来る者あらば前条に随て速に之を探知すべし」（同第6条）とあるのが根拠であるとされている。

東京府の場合についてその沿革をたどってみると、この「行政警察規則」に先だって、明治7年1月「警視庁職制章程並諸規則」中に先の「行政警察規則」中の文言と殆んど変わらない条文があり、「警視庁史 明治編」によれば、同年2月22日に実施されたようである。しかし、当初のころの調査は区長・戸長を通じて戸籍簿に基づいて行われていたようである。8年4月には取調要務の巡査を定員として配置し、9年5月には「戸口取調手続」を制定、「巡査は朝夕持部の戸口を照顧し増減あるときは之を戸口簿へ（其家主の族籍職業年令等詳記し及び家族も之に準じ詳記すべし）記載し毎月二十五日迄に其受持の警部補へ出す可し」署長は毎月5日限り前月分の戸口月表を製し本庁へ提出することと規定された。⁽²⁾ ついで同年10月には全面的に改定し、心得等詳細に規定し、戸口表の様式についても書式を定めている。この後毎月毎程度の十数回の改正を経て、13年2月には戸口簿を甲・乙に分け、甲は1ヶ月1回、乙は3回調査することとした。（甲は「相当の資産を有し正業を営む者、乙は恒産なく業体正しからずと認むる者」）。さらに、15年2月「戸口調査仮規則並心得」を制定、住民を甲・乙・丙の3種に區別し、甲は「官員華族及び資産常職等ありて疑ひなき者」、乙は「学舎・下宿人・旅舎宿泊人・同居人あ

る家・新規に開店したる家」等10項目に該当する者、丙は「監視の刑及び処刑放免後の者… 無産無職其他悪評等あるものの類」とし、甲は毎6月に1回、乙は1月1回、丙は月3回巡査非番の日に調査することとした。戸口月表については12年4月改正あり、毎年6月12月の両月末の現員について調査し本庁へ呈示することとされた。

その後、明治22年12月「戸口調査仮規則」を全面的に改正、調査は期限を定めて毎月3回非番の日に行なうことなどの他、戸口票の様式等詳細に規定し、さらに29年4月の「戸口調査規則」を経て、42年12月「戸口査察規程」では「外勤巡査は三ヶ月に一回以上受持区内住民の戸口を査察すべし」とされた。その他「外勤巡査勤務要則」（明治23年）等巡査勤務規則中にも戸口調査の行い方の指示があり、時間は1日5時間とす等、詳細な規定の下に戸口調査は執り行なわれてきた。

他の府県の場合も大体東京府の場合と同様で、明治10年代には着手され、20年代には「戸口調査規則」としてほぼ整備され、戸口調査表の作成報告が義務づけられている。各県の「戸口調査規則」に当たってみると、その内容も略々東京府の場合と同じく、一部府県によっては明治30年代には類別を甲乙丙とするものと甲乙にするもの、調査の回数を市部・郡部により分けることなど多少の異同もみられるが、住民の類別の内容・回数 of 時代的変遷については殆んど大勢において相違ない。

この戸口調査について、戦後の巡回連絡制度をその継続とみる見方と、別種のものともみなす見方とあり、また、種々問題はあったとしても、管内民衆と警察の密度を深めたとし、かつ調査内容についても意義を認めるものと、単なる異動調査に流れていたとみる見方とがあるが、いずれにしても戦前の警察の特に外勤警察のひとつの柱となり、大正・昭和期には思想取締りともからんで人民取締りの要となり、昭和21年、バレンタイン調査団により、警察による住民調査は廃止の勧告を受けるに至った訳である。

3) 現住人口データとしての戸口調査

もともと戸口調査が人的取締りを目的として始められたものであるということは、またそれだけ管内現住人の動静に常に注意をはらっていたことでもある。調査の単位も各駐在所・派出所という小さい区域であり、常駐の巡査がその受持区内について常に監視しているという体系から、戸口調査による集計結果も、戸長役場の戸籍事務による人口データよりは信頼性があるのではないかとみられることも故なしとはいえない。現に、明治41年5月、内閣統計局が明治41年の人口静態統計を編纂する際の参考資料として、全国の警察戸口調査のデータを特に内務省警保局長に依頼して集めているのも、統計局長が警察の調査に多少とも意義を認めていたからであろう。内務省警察局長への照会文中、「警察常務の傍僅少の人員を以て調査候事故完全の調査は望むべからざる儀に候へども為し得る範囲に於て可成確実に調査相成候はゞ市町村より提出の材料に依り推計する本籍人口及現住人口と対照して必らず多大の裨益可有之と有候」とある。

しかし、戸口調査が先に述べた如く「行政警察規則」にのっとった部内規程として存在し、法的強制力をもたず、かつまた、県の訓令や警察部長の達等としてのみあったため、規程に全国的な統一なく、また集計も行われていない。警保局の「警察統計書」には戸口調査に関する項目は見当らない。また、各府県警察のいわば業務統計として「戸口調査表」（「戸口調査簿」からの集計表）は作成されていたため、各府

県によりその様式に多少の相違あり、そのデータも公表されることは義務づけられていない。「県警察統計書(表)」では「戸口」として統計表目に掲げているものもあるが、多くは「警察区画」の中の1表例として戸数・人口を掲げているのみである。「戸口」としてまとめられている場合でも、その表様式は各府県により相違している。更に、内容にあたってみると、明治10年代のものでは、「戸籍表」からそのまま引き写しのものもあり、20年代までのデータは「区画」表中の戸数・人口と「戸口」表中のそれらとが一致しないケースがまま存する。(3) しかし、30年代から40年代に入ると、「調査規則」や「戸口表調製手続」が確立し、改正も少なくなることから集計項目についても安定してきているようであり、統計局が静態人口統計の対比值として全然別個の調査系統による警察人口のデータを集めようとしたのは、それなりの意義があったと思われる。この時期には、陸軍の徴発物件調査も末だ行なわれていたが、この調査は現住人口の把握を目的としていたにしても、戸長役場を通しての調査という点では戸籍による調査と同じ系列であり、近代軍制体系の整備と合せて、一方統計局による人口調査が整備されてくると共に廃止される運命にあった訳である。これに対し、警察による調査は小区域の人口把握に重点があり、地域経済の問題を把握するのに当って利用できる可能性があり、かつ戦前はほぼ一貫して同じ規則の下に調査されてきているところに、データの信頼性が考えられる。しかし、先にも述べた如くこれには中央集査がなく、各府県警察の総括統計書である「県警察統計書」(または表)では、全国的にとれるのは「区画」中の戸数・人口の欄のデータのみである。更に「県警察統計書」の所在そのものも不明のものが多く、今後の調査にまたなければならぬものが少くない。

最後に附言すれば、警察による人口調査と他のデータとの不一致ということは、明治のころから認められていたようである。「神奈川県警察史」によれば、「川和警察署沿革史」中に次のように記録されているという。「…如何となれば警察上の戸口調査と村役場現在戸数人口とは大差なきと雖も幾分の差異を生ず。且警察戸口調査上二十二年二十六年の人口戸数増減を対照するに左の結果を現出す。…斯くの如く人口戸数等を増加するに至りたるは畢竟警察戸口調査方実施の効果と云はざる可らず。何となれば悪漢無頼の徒の如きは、他郡区府県より入込み、寄留届をなさず潜み居ることの出来ざると、野合の末、私生の児を陰匿し置くことの出来ざる故なり。然れども、今村役場現在戸口と比較せば左の如し。

警 察 上 現 在		村 役 場 現 在		差	
戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	人 口
5,919	33,340	5,695	33,285	224	55

右の結果を生ずるを見るときは、未だ漏籍者寄留届を怠りたるものなきにしてもあらざる可し…」また「秋田県警察史」には、「翌(大正)六年には県税戸数割賦課戸数と警察戸数の現在数とははなはだしく相違あるので市町村長と連絡をとり、様式に従って七月一月の各二〇日まで報知するようにと通達が出された。」と記されている。

(本稿では、主に東京府の場合について記した。全府県における資料の状況・データの比較は別稿にゆずる。)

注

- (1) もとより全府県の警察史、警察統計書の刊行状況を確実に把握し、その内容を閲読する機会はどうていなかったため、都区内で見つけられた資料・文献からまとめてみたので、各県における戸口調査の創始および法規内容は判明した限りのものである。警察史についても刊行有無の確認できないものが約半数ある。
- (2) 戸口調査簿および戸口表の原表は警視庁には存在しない。県によっては旧蔵資料として発見されているところもあるが、筆者は現物としての戸口調査関係諸帳簿類は未見である。表様式は末尾に2, 3のサンプルを掲げておいた。
- (3) 例えば、明治17年の「石川県警察統計書」では、1月1日調「族籍及戸数」および「年令」で人口合計743,676人とあり、その表頭・表側のすべての数値について「日本全国戸口表 明治十七年」にある数値と全く一致している。また、明治25年「神奈川県警察統計書」では、「区画」の人口計1,014,566人とあるが、これは各署別人口を合計した数1,040,308人と一致しない。その理由として表注記に「管内出入寄留を算入させるものを管内惣現員とす故に各署下の数を合算したるものとは符号せず」とある。しかし、この合計欄の数は巻末図表の「人口」にある現住人口数1,009,637人に居留外国人数4,929人を加算した数と合致する。この図表の人口は県統計書に当たってみると、全管計の現住人口と同じである。しかし、県統計書の注記によれば、この場合、各都市計の現住人口は1,040,297人である。更に、参考に明治25年の「日本帝国民籍戸口表」に当たると神奈川県の現住人口は1,015,481人となっている。また、付言すれば明治20～24年についてはどの年も「区画」人口と、図表人口=現住人口+居留外国人数とは一致しない。 (高橋益代)

参考文献

人口全般および警察に係わる文献については、第8章および第10章の参考文献にゆずる。

1) 警察史

戸口調査に関する記述ある文献に限る。下記以外の県については未調査(所在有無未確認)である。

- (1) 北海道警察史編集委員会編：北海道警察史 第1巻 北海道警察本部 昭和43年
- (2) 青森県警察史編纂委員会編：青森県警察史 上巻 青森県警察本部 昭和48年
- (3) 秋田県警察史編纂委員会編：秋田県警察史 上巻 秋田県警察本部 昭和44年
- (4) 山形県警察史編さん委員会編：山形県警察史 上巻, 下巻 山形県警察本部 昭和42年, 46年 2冊
- (5) 茨城県警察史編さん委員会編：茨城県警察史 上巻 茨城県警察本部 昭和46年
- (6) 栃木県警察史編さん委員会編：栃木県警察史 上巻 栃木県警察本部 昭和52年
- (7) 埼玉県警察史編さん委員会編：埼玉県警察史 第1巻 埼玉県警察本部 昭和49年
- (8) 警視庁史編さん委員会編：警視庁史 明治編 警視庁 昭和33年
- (9) 神奈川県警察史編さん委員会編：神奈川県警察史 上巻 神奈川県警察本部 昭和45年
- (10) 新潟県警察史編さん委員会編：新潟県警察史 新潟県警察本部 昭和34年
- (11) 富山県警察本部編：富山県警察史 上巻, 下巻 同本部 昭和40年 2冊
- (12) 石川県警察史編さん委員会編：石川県警察史 上巻 石川県警察本部 昭和49年
- (13) 長野県警察本部警務部編：長野県警察史 概説編・各説編 同部 昭和33年 2冊

- (14) 愛知県警察史編集委員会編：愛知県警察史 第1巻 愛知県警察本部 昭和46年
- (15) 三重県警察本部警務部警務課編：三重県警察史 第2巻 三重県警察本部 昭和40年
- (16) 滋賀県警察本部編：滋賀県警察史 同本部 昭和43年
- (17) 京都府警察史編集委員会編：京都府警察史 第2巻 京都府警察本部 昭和50年
- (18) 大阪府警察史編集委員会編：大阪府警察史 第1巻 大阪府警察本部 昭和45年
- (19) 兵庫県警察史編さん委員会編：兵庫県警察史 明治・大正編 兵庫県警察本部 昭和47年
- (20) 奈良県警察史編集委員会編：奈良県警察史 明治・大正編 奈良県警察本部 昭和52年
- (21) 岡山県警察史編さん委員会編：岡山県警察史 上巻 岡山県警察本部 昭和50年
- (22) 広島県警察史編さん委員会編：広島県警察百年史 下巻 広島県警察本部 昭和46年
- (23) 徳島県警察史編さん委員会編：徳島県警察史 徳島県警察本部 昭和40年
- (24) 愛媛県警察史編さん委員会編：愛媛県警察史 第1巻 愛媛県警察本部 昭和48年
- (25) 高知県警察史編さん委員会編：高知県警察史 明治・大正編 高知県警察本部 昭和50年
- (26) 佐賀県警察史編さん委員会編：佐賀県警察史 上巻 佐賀県警察本部 昭和50年
- (27) 長崎県警察史編集委員会編：長崎県警察史 上巻 長崎県警察本部 昭和51年
- (28) 宮崎県警察史編さん委員会編：宮崎県警察史 宮崎県警察本部 昭和50年

2) 法規

1) に同じ

- (29) 青森県警察本署編：警察提要 同本署 明治16年
- (30) 宮城県警察本部編：現行警察要規 第3版 同本部 明治22年
- (31) 内務省警視局編：警視庁達全書 明治7年～18年 同局 明治10～19年 16冊
- (32) 長野県警察本部編：現行警察規則 同本部 明治23年
- (33) 滋賀県警察本部編：現行警察法規 同本部 明治19年
- (34) 大阪府警察本部編：大阪府警察全書 同本部 明治17年
- (35) 前田長三郎編：堺県警保課達全書 明治11年分 全 刊行者・刊年不詳
- (36) 古屋宗作編：類聚 現行兵庫県警察全書 一成舎 明治20年
- (37) 広島県警察本部編：広島県警務全書 同本部 明治19年
- (38) 熊本県警察本署編：警察要務 初編 同本署 明治18年

3) その他

- (39) 警視庁警ら部警ら総務課編：外勤警察百年のあゆみ 同係 昭和49年
- (40) 東京和泉橋警察署編：戸口索引原簿調整手続 同署 明治21年
- (41) 警視庁総務部能率管理課編：警視庁統計史料抄録 明治7年～明治23年 同課 昭和51年
- (42) 今村兎毛：戸口調査の性質を論じて戸口取締の方法に及ぶ「警察協会雑誌」36号（明治36年）
- (43) 岩井敬太郎：戸口調査ハ憲法違反ナリヤ「警察協会雑誌」45号（明治37年）
- (44) 戸口調査に就て「警察協会雑誌」122号（明治43年）

3) 秋田県訓令第 194 号 (明治23年 6 月)

戸口調査表

何警察署分署

第何号管区

受持巡查

氏名印

用紙半紙

戸口調査表													自治 明治	
													年 年	
													月 月	
移 籍				入 籍				人 口			戸 数		甲	
外管所		内管所		外管所		内管所		計	女	男	計	平民		士族
人	戸	人	戸	人	戸	人	戸							
口	数	口	数	口	数	口	数							
														甲
														乙
														丙
														合計
														前期
														増
														減
														比較
														印

凡 例

- 一、本簿中×ハ禁錮以上ノ所刑ヲ受ケタ者
- 一、本簿中前住地ハ一五年一月以前ニ係ルモノハ記載スルヲ要セス又同月以後ニシテ数次転住シタルモノハ最後ノ前住地ノミ記載スルモノトス
- 一、本簿ハ同居又ハ寄留者アルカ若クハ右半葉ニ記載シ尽シタルトキハ左半葉適宜ノ欄ニ横線ヲ画シ之カ記入ヲナスヘシト雖モ別ニ一戸ヲ為シタル寄留ハ本籍ト同シク別紙ニ記載スヘシ
- 一、貸座敷又ハ料理屋等ニ寄留スル婦女ノ如キ其実雇人ニ異ナラサルモノハ寄留ノ部ニ別記セス其寄留スル家族ノ欄ニ併記スヘシ
- 一、符号及職業ハ将来往々變更スヘキ場合アルヲ以テ再三記入シ得ヘキ様傍ニ余白ヲ存シ置クヘシ

(以下略)

各種資料における現住人口比較（東京府）

年次	警視庁 ㉑	徴発物件 ㉒	東京府 ㉓	戸口表 ㉔	乙種現住 ㉕
明治 8	936,651 ①				
9	963,307				
10 (1877)	997,247		1,072,560		
11	1,031,337		1,084,025		
12	1,050,913		1,101,496	(1,084,745) ㉖	
13	1,039,822 ②		1,140,521	(1,121,560)	
14	(1,016,831) ③		1,164,181	(1,146,971)	
15 (1882)	(1,006,143) ④	1,173,170 ㉗	1,173,603		
16	1,019,382	1,205,219	1,209,630		1,152,500
17	1,069,396	1,234,027	不明		1,163,400
18	1,103,530	1,293,961	1,300,073	1,276,506	1,203,600
19	1,132,470	1,513,714	1,519,781	1,538,121	1,296,600
20 (1887)	1,212,896	—	1,635,021	(1,552,457) ㉘	1,329,200
21	1,257,082	1,630,221	1,626,757	(1,629,820)	1,354,400
22	1,293,670	1,694,582	1,694,292	1,603,380	1,385,700
23	1,279,330	1,579,860	1,531,293 ㉙		1,333,900
24	1,299,377		1,545,726	1,474,427	1,342,000
25 (1892)	1,301,086	1,574,378	1,568,478 ㉚	1,493,496	1,356,800
26	1,550,218 ⑤		1,882,007	1,764,395	1,608,700
27	1,589,116 ⑥		1,917,891		1,638,700
28	1,618,215		1,971,908		1,661,300
29	1,650,664	2,021,275	2,000,512		1,705,900
30 (1897)	1,675,543		2,049,255	2,064,742	1,762,100
31	1,708,585		2,075,697	2,101,102	1,878,000
32	1,723,602		2,146,470		1,947,300
33	1,752,653	2,177,595	2,170,909		2,019,100
34	1,821,238		2,315,561		2,093,800
35 (1902)	1,866,559	2,403,176	2,387,893		2,171,100
36	1,920,895		2,509,255	2,532,677	2,251,300
37	1,951,852	2,583,838	2,577,526		2,334,600
38	2,014,752		2,698,794		2,420,900
39	2,113,932	2,791,006	2,826,504		2,510,500
40 (1907)	2,191,054		2,971,729		2,603,300
41	2,293,302	2,328,791 ㉛	3,016,134	3,053,402	
42	2,353,824		2,523,582 ㉜		
43	2,339,865	2,755,033	2,688,727		
44	2,540,993		2,863,365		
45 (1912)	2,641,474		3,023,454		

参考

大正 9 年 国勢調査 東京府人口（計） 3,699,428 人
 大正 9 年 警視庁統計書 3,401,802 人（外 水上生活者 50,250 人）

- 注① 人員総計のみ（内容不明）。9年以降は居留外国人・兵員・止宿人等は除外して計算した。
- ② 減少は寄留減による。
- ③ 原本では「戸口」の部分落丁につき、仮に「位置」にある所轄人口数（総計のみ）を掲げる。
- ④ 原本所在不明につき、18年の累年計にある数を掲げておく。
- ⑤ 多摩3郡、神奈川県より東京府に編入。
- ⑥ 26年11月小笠原諸島、警視庁の管轄に入る。27年以降の人口数は東京市部・郡部・島嶋部の総計を掲げる。以前は市、郡部のみ。
- ⑦ 「日本帝国人口静態統計 明治41年12月31日」付録「警察署調査現住人口」東京府人口数。
- ⑧ 「徴発物件一覧表」現住人口は当初より島嶋部を含んでいるので明治25年分までこれを除外して計算した。
- ⑨ 16年の累年表による。以下13、14年も同様。
- ⑩ 合計欄による。但し本籍・寄留等の合計は左欄の数になる。以下21年も同じ。
- ⑪ 表備考によれば、減少は市部寄留者の重複を除去した結果とある。
- ⑫ この年まで、警視庁に合せて、島嶋部は算入せず。
- ⑬ 表備考によれば、減少は寄留簿整理の結果とある。

資料：④ 警視庁統計書

明治8～9年 警視庁一覧概表；10年 東京警視本署一覧概表；11～13年 東京警視本署事務年表；14～23年 警視庁事務年表；24～25年 警視庁事務成績；26年～ 警視庁統計書。

⑤ 下巻参考

⑥ 東京府統計書

明治10～14年 東京府統計表；15年～ 東京府統計書。

⑦ 明治13～14年 日本全国人口表；15～18年 日本全国戸口表；19年1月1日調 日本全国民籍戸口表；19年12月31日調～30年 日本帝国民籍戸口表；31年 日本帝国人口統計；36、41年 日本帝国人口静態統計。

⑧ 「道府県現住人口 自明治十七年至同四十年」（内閣統計局編）明治42年8月刊

2 「本書 下巻」第4章の補遺

「本書 下巻」の第4章 軍事統計解題、15 海軍省報告書の解題で、明治元年～8年、同9年および27年～31年の報告書については、「昭和十六年海軍省統計年報 第六十七回」の表紙裏にあった「海軍省統計年報書冊沿革」の記事に「印刷せず依て一般に配布し在らず」とあることを紹介したが、その後の調査によって、「史料調査会（通称、海軍文庫）」が上記の報告書の稿本を所蔵していることが判明した。

この稿本は、表紙に「海軍年表」と書かれた資料のなかに、「海軍省報告書」と題して、つぎの期間の4冊分を合綴してある。

- 1) 明治元年～同9年6月
- 2) 明治9年7月～10年6月
- 3) 明治10年7月～11年12月
- 4) 明治27年より

そのうち、4)は、明治27、28年度と30～33年度の分を収録している。1)から4)までの収録の内容は年度によって若干異なっているが、沿革記事と、刊本報告書に収録されているものと同様の統計表表式から構成されており、そのうち、人員、艦船、兵器については、統計数値が記入されている。

したがって、この稿本は恐らく報告書の原資料の抜すいと思われるが、この稿本にはそのことについては何も記されていないので、その原資料が報告書として完成しているものか、単なる中間集計表かについて

ての情報をえることはできなかった。

付 録

参 考 文 献 目 録

(アルファベット順)

この文献目録は、「本書 上巻」の各章の参考文献目録を基本とし、これに、本書の執筆にあたって絶えず使用した基本的参考図書と、本文中にあげた参照文献を追加して、全体を新たに編集しなおしたものである。

その際、文献の書誌事項については、筆者の気のついた限りで、訂正、追補を試みた。また若干の新文献を追加したが、大幅な追加はつぎの機会にゆづらざるをえなかった。

参 考 文 献 目 録

(アルファベット順)

1 本上巻全体に関連する文献

- 相原 茂：鮫島龍行編 統計日本経済—経済発展を通してみた日本統計史— 筑摩書房 昭和46年（経済学全集28）
- 朝倉治彦編：明治官制辞典 東京堂出版 昭和44年
- 大霞会（代表後藤文夫）：内務省史 第1～第4巻 地方財務協会 昭和46年 4冊
- 一橋大学統計資料整備センター：一橋大学所蔵統計資料目録（予備版）Vol. 1～4 同センター 昭和35～38年
4冊
- 木村 礎編：文献資料調査の実務 柏書房 昭和49年（地方史マニュアル2）
- 小島勝治：日本統計文化史序説 未来社 昭和47年
- 国立公文書館：太政類典目録 上，中，下 同館 昭和49～52年 3冊
- 国立国会図書館整理部：国立国会図書館所蔵明治期刊行図書目録 第1巻 哲学・宗教・歴史・地理の部 第2巻
政治・法律・社会・経済産業・統計・教育・兵事の部 第3巻 自然科学・医学・農学・工学・家事・芸術・体育
諸芸の部 同館 昭和46～48年 3冊
- 国立国会図書館：国立国会図書館所蔵明治期刊行図書目録 書名索引 同館 昭和51年
- 内閣文庫：内閣文庫国書分類目録 上，下，索引 同文庫 昭和36～37年 3冊
- 内閣文庫：内閣文庫明治時代洋装図書分類目録 同文庫 昭和42年
- 内閣官房局：法令全書 自慶応3年10月至明治元年10月～明治18年 同局 明治20～24年 18冊
- 内閣記録局：法規分類大全 第1編（明治元年～20年） 同局 明治22～27年（関係各冊）
- 日本統計研究所編：日本統計発達史 東大出版会 昭和35年
- 総理府統計局：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上（太政官および内閣時代の1） 第2巻 人口 上
同局 昭和48～51年 2冊
- 総理府統計局図書館：総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部） 増補改訂版 同館 昭和47年
- 総理府統計局図書館：総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部・増補改訂版） 著者名索引 同館 昭和52年
- 東京大学経済学部：東京大学経済学部所蔵明治文献目録——経済学とその周辺——太田重弘編（和書主題別目録 5）
同学部 昭和43年
- 東京高等商業学校図書館：東京高等商業学校図書館和漢図書分類目録 同館 明治42年
- 遠山茂樹；安達淑子：近代日本政治史必携 岩波書店 昭和36年

2 中央統治機構の確立過程（第1章，第2章）関連文献

- 相原 茂：鮫島龍行編 統計日本経済—経済発展を通してみた日本統計史— 筑摩書房 昭和46年（経済学全集28）
- 阿部謙二：日本通貨経済史の研究 紀伊国屋書店 昭和47年

- 大霞會（代表後藤文夫）：内務省史 第1～第4巻 地方財務協会 昭和46年 4冊
- 遠藤湘吉：財政制度（法体制準備期）「鶴飼信成他編：講座 日本近代法発達史—資本主義と法の発展—4 勁草書房 昭和33年」所収
- 藤村 通：明治財政確立過程の研究 中央大学出版部 昭和43年
- 福島正夫：第二編 近・現代「北島正元編：土地制度史 II 山川出版社 昭和50年（体系日本史叢書7）」所収
- 福島正夫；徳田良治：明治初年の町村会「明治史料研究連絡会編：地租改正と地方自治制 御茶の水書房 昭和31年（明治史研究叢書第2集）」所収
- 古島敏雄；和歌森太郎；木村 礎編：明治前期郷土史研究法 朝倉書店 昭和45年（郷土史研究講座6）
- 原 政司：農業統計の成立とその発展—明治年間を中心として—「農業発達史調査会編：日本農業発達史—明治以降における— 中央公論社 昭和31年」所収
- 原 政司：農業統計発達史 農林省統計調査部 昭和43年
- 原口 清：明治前期地方政治史研究 上 塙書房 昭和47年
- 原口 清：日本近代国家の形成 岩波書店 昭和43年（日本歴史叢書）
- 林 健久：日本における租税国家の成立 東京大学出版会 昭和40年
- 石塚裕道：日本資本主義成立史研究—明治国家と殖産興業政策— 吉川弘文館 昭和48年
- 亀卦川 浩：明治地方制度成立史 柏書房 昭和42年
- 小島勝治；松野竹雄共編：日本統計稀覯書解題 編者刊 昭和15年
- 児島俊弘：明治期農業統計の問題意識「農業総合研究」12巻4号（昭和33年）
- 児島俊弘：日本農林水産統計史の概略 その1 明治期の農水産統計 アジア経済研究所 昭和42年
- 松田芳郎：明治中期のいわゆる「勸業」統計の制度と精度「経済研究」27巻3号（昭和51年）
- 明治財政史編纂会：明治財政史 丸善 明治37～38年 15冊
- 永井秀夫：統一国家の成立「岩波講座 日本歴史14 近代1 岩波書店 昭和50年」所収
- 中村尚美：大隈財政の研究 校倉書房 昭和43年
- 日本統計研究所編：日本統計発達史 東京大学出版会 昭和35年
- 西川孝治郎：日本簿記史談 同文館出版 昭和46年
- 丹羽邦男：明治維新の土地変革—領主的土地所有の解体をめぐる— 御茶の水書房 昭和37年（近代土地制度史研究叢書2）
- 農林大臣官房統計課：明治二年以降農林省統計関係法規輯覧 東京統計協会 昭和7年
- 農林省農務局：明治前期勸農事蹟輯録 上、下 大日本農會 昭和14年 2冊
- 農林省農林経済局統計調査部：農林（水産）統計調査史参考文献 同部 昭和33年（農林水産統計調査史編集資料編の19）
- 農林省農林経済局統計調査部：昭和二〇年八月以前 農林水産統計調査関係法規輯覧 同部 昭和33年（農林水産統計調査史編集資料 編の5）
- 農林省農林経済局統計調査部：自明治三年至昭和十九年 農作物統計調査関係法規集 同部 昭和30年
- 農商務省統計課：第二次勸業会統計部日誌 同省 明治17年
- 大橋 博：明治統計の一考察「史観」85号（昭和47年）
- 大石嘉一郎：地方自治「家永三郎；石母田 正他編 岩波講座 日本歴史16 近代3 岩波書店 昭和37年」所収

- 大蔵省編：大蔵省沿革志 同省 明治13年 24巻（覆刻版 明治前期財政経済史料集成 2巻, 3巻 大蔵省沿革志 上, 下 大内兵衛；土屋喬雄校 明治文献資料刊行会 昭和37年 2冊）
- 大蔵省百年史編集室：大蔵省百年史 上, 下, 別巻 大蔵財務協会 昭和44年 3冊
- 大島美津子：地方制度（法体制確立期）「鷗飼信成他編：講座 日本近代法発達史—資本主義と法の発展—8 勁草書房 昭和34年」所収
- 大島美津子：明治前期地方制度の考察—特に村を中心として—「東洋文化研究所紀要」22/23号（昭和32年）（「原口宗久編：明治維新 有精堂 昭和48年（論集 日本歴史9）」に再録）
- 大島美津子：明治のむら 教育社 昭和52年（教育社歴史新書〈日本史〉）
- 大島太郎：日本地方行政史序説 未来社 昭和43年
- 作道洋太郎：近世封建社会の貨幣金融構造 塙書房 昭和46年
- 鮫島龍行：日本統計調査文献史—ひとつの素描—「統計局研究彙報」12号（昭和38年）
- 佐々木 克：「民・蔵分離問題」についての一考察「史苑」29巻3号（昭和44年）
- 佐藤 竺：内務省の成立「成蹊大学政治経済論叢」9巻2号（昭和34年）
- 佐藤 竺：行政制度—内務省の成立—（法体制準備期）「鷗飼信成他編：講座 日本近代法発達史—資本主義と法の発展—9 勁草書房 昭和35年」所収
- 関 順也：明治維新と地租改正 京都 ミネルヴァ書房 昭和42年
- 世良太一：統計院書記官巡廻記事 太政官統計院 明治17年 写本
- 春敏公追頌会編：伊藤博文伝 上, 中, 下 同会 昭和15年 3冊
- 静岡県史料刊行会編：明治初期静岡県史料 1 静岡県立中央図書館蔵文庫 昭和42年
- 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上（太政官および内閣時代の1） 同局 昭和48年
- 鈴木安蔵：太政官制と内閣制 昭和刊行会 昭和19年
- 高橋 誠：明治財政史研究 青木書店 昭和39年
- 田中 彰：明治国家 日本評論社 昭和42年（体系日本歴史5）
- 遠山茂樹：有司専制の成立「堀江英一；遠山茂樹編：自由民権期の研究 第1巻 民権運動の発展 有斐閣 昭和34年」所収
- 山中永之祐：日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年
- 山中永之祐：日本近代国家の形成と村規約 木鐸社 昭和50年

3 中央統計機構の確立と各章統計調査機構の整備過程（第2章，第3章）関連文献

- 相原 茂：鮫島龍行編 統計日本経済—経済発展を通してみた日本統計史— 筑摩書房 昭和46年（経済学全集28）
- 安藤鎮正：小票法（個票法）の系譜覚え書—明治期の実務的統計技術史に関する若干の資料について— 「統計局研究彙報」17号（昭和43年）
- 安藤鎮正：明治・大正期の統計講習について—統計職員養成所前史資料—「統計局研究彙報」18号（昭和44年）
- 馬場 誠：統計学と高等教育—本邦統計学史の若干研究—「藤本幸太郎博士還暦記念論文集 日本評論社 昭和19年」所収
- 木堂先生伝記刊行会編：犬養木堂伝 上巻 東洋経済新報社 昭和13年

- 福鎌達夫：明治初期百科全書の研究 風間書房 昭和43年
- 古島敏雄：資本制生産の發展と地主制 御茶の水書房 昭和38年
- 後藤憲章：日本統計学史略論「山田盛太郎編：日本資本主義の諸問題（小林良正博士還暦記念論文集） 未来社 昭和35年」所収
- 華山親義：明治初年の官府統計雑考「統計集誌」612～614号（昭和7年）
- 林 文彦：日本統計学史考——森 林太郎博士の統計観について——「早稲田商学」127号（昭和32年）
- 日笠研太：杉亨二博士と明治維新の統計1～7「統計学雑誌」617～622号，624号（昭和12～13年）
- 堀 經夫：明治経済思想史 明治文献 昭和50年
- 伊東祐毅：本邦統計の發達「統計学雑誌」251号（明治40年）および「伊東祐毅：明治三十九年 世界年鑑 博文館 明治39年」に収録
- 加地成雄：杉亨二伝 葵書房 昭和35年
- 加地成雄：統計院の異色人事「統計局研究彙報」10号（昭和34年）
- 小島勝治：松野竹雄共編：日本統計稀觀書解題 編者刊 昭和15年
- 小島勝治：統計なる訳字の淵源「統計学雑誌」661号（昭和16年）
- 小島勝治：日本統計文化史序説 未来社 昭和47年
- 国立国会図書館支部統計局図書館編：統計学文献総覧 統計文献の解題目録 同館 昭和25年
- 呉 文聡：統計懐旧談「大内兵衛他編：呉文聡著作集 第2巻 論文・翻訳・講義録 日本経営史研究所 昭和49年」所収
- 森田優三：統計学雑誌に現はれたる我国統計学の發展——日本統計学史資料——1～5「統計学雑誌」600, 602, 604, 605, 607号（昭和11～12年）
- 村山通定：日本統計事業沿革一覽1～4「統計集誌」141～143号，149号（明治26～27年）
- 中村尚美：大隈財政の研究 校倉書房 昭和43年
- 日本統計研究所編：日本統計發達史 東京大学出版会 昭和35年
- 小栗又一編：龍溪矢野文雄君伝 春陽堂 昭和5年
- 大橋 博：明治前期の統計について——明治十五年太政官統計院と農商務省の往復文書を中心として——「歴史と現代」第1号（昭和38年）
- 大橋 博：明治統計の一考察「史観」第85冊（昭和47年）
- 大橋隆憲：日本の統計学 法律文化社 昭和40年（市民教室9）（1 杉 亨二 2 呉 文聡）
- 岡田 温：旧上野図書館の収書方針とその蔵書「図書館研究シリーズ」5号（昭和46年）
- 岡松 徑：明治九年以降十年間漫録「統計学雑誌」301号，303号（明治44年）（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録）
- 岡松 徑：統計訳字の略考「統計集誌」414号（大正4年）
- 大隈重信：明治三十一年六月二十五日第四回統計懇談会に於ける演説「統計集誌」（明治31年7月臨時号）（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録）
- 大隈侯八十五年史編纂会：大隈侯八十五年史 同会 大正15年
- 大蔵省編：大蔵省沿革誌 同省 明治13年 24巻（覆刻版 明治前期財政経済史料集成 2巻，3巻 大蔵省沿革誌上，下 大内兵衛；土屋喬雄校 明治文献資料刊行会 昭和37年 2冊）

- 大蔵省百年史編集室編：大蔵省百年史 上，下，別巻 大蔵財務協会 昭和44年 3冊
- 尾崎行雄：罌堂自伝 罌堂自伝刊行会 昭和12年
- 尾崎行雄：罌堂回顧録 上巻 雄鶏社 昭和26年
- 佐久間信子：明治初期に於ける官庁資料収集の系譜とその利用「参考書誌研究」2号（昭和46年）
- 鮫島龍行：明治維新と統計学——統計という概念の形成過程—— 筑摩書房 昭和46年（「相原 茂；鮫島龍行編：統計日本経済 筑摩書房 昭和46年」別冊）
- 鮫島龍行：日本統計調査文献史——ひとつの素描——「統計局研究彙報」12号（昭和38年）
- 世良太一：統計院書記官巡廻紀事 太政官統計院 明治17年（写本）
- 渋沢青淵記念財団竜門社編：渋沢栄一伝記資料 第3巻，第4巻 渋沢栄一伝記資料刊行会 昭和30年 2冊
- 下出隼吉：『表紀提綱』解題「明治文化研究会編：明治文化全集 第2版 第12巻 経済篇 日本評論社 昭和32年」所収
- 下出隼吉：統計と云ふ言葉「統計集誌」557号（昭和2年）
- 春敏公追頌会編：伊藤博文伝 上巻 同会 昭和15年
- 総理府統計局編：総理府統計局八十年史稿 同局 昭和26年
- 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上（太政官および内閣時代の1） 同局 昭和48年
- 杉 勇：祖父・杉 亨二のことども「統計学」33号（昭和52年）
- 杉 亨二：杉先生講演集，世良太一編 横山雅男 明治35年
- 杉 亨二：杉亨二自叙伝，河合利安編 非売品 大正7年
- 杉 亨二：故杉社長の幕末危局の回顧談「統計学雑誌」383号（大正7年）（「日本及日本人」721号より転載。なお，この「統計学雑誌」383号は杉 亨二逝去特集号である。）
- 杉 亨二：杉 亨二篇 『明六雑誌』より「大久保利謙編：明治啓蒙思想集 筑摩書房 昭和42年（明治文学全集3）」所収
- 高木秀玄：箕作麒祥と統計学「経済論集（関西大学）」19巻1号（昭和44年）
- 高木秀玄：森鷗外の統計学観——今井武夫との論争を中心として——「経済論集（関西大学）」19巻3号（昭和44年）
- 高橋二郎：統計学校教科科目「統計学雑誌」150号（明治31年）
- 高橋二郎；横山雅男：日本統計史料1～25「統計学雑誌」273～275，277，282，286，288，289，295～299，304～307，309，310，312，324，330，331，335号（明治42～大正3年）
- 高野岩三郎：杉亨二博士と本邦の統計学「国家学会雑誌」371号（大正7年）（「高野岩三郎：社会統計学史研究 改訂増補版 第一出版株式会社 昭和22年」に再録）
- 財部静治：社会統計論綱 巖松堂 明治44年
- 高津英雄：日本の「統計百年史」の一節——モリス・ブロックのこと——「統計」9月号（昭和30年）
- 統計学社編：統計叢書 第一輯 統計学社 大正14年（箕作麒祥訳：統計学，津田真道訳：表紀提綱，百田重明訳：統計須知，堀越愛国訳：^{百科}全書 国民統計学）
- 辻 博：「甲斐国現在人別調」の成立について「同志社大学経済学論叢」11巻3号（昭和36年）
- 鶴崎鷲城：犬養毅伝 誠文堂 昭和7年
- 渡辺幾治郎：大隈重信 大隈重信刊行会 昭和27年
- 渡辺和一郎：わが国における統計思想の成立——「日本帝国統計年鑑」の創刊——「経済論集（新潟大学）」12巻4

号（昭和38年）

藪内武司：わが国統計学論争の一原型——明治統計学史における藤沢利喜太郎と杉亨二派——「統計学」25号（昭和47年）

八木沢善次：ペイ・マイエットの日本に於ける事績 上，中，下 『経済史研究』12巻1～3号（昭和9年）

山口和雄：明治前期経済の分析 増補版 東京大学出版会 昭和38年

柳沢保恵：統計学（統計事業史の部） 早稲田大学出版部 明治34年

横山雅男：統計学史を汎論し併せて本邦統計の沿革を論ず 1～2（統計学社第二十三回総会講演）「統計学雑誌」146～147号（明治31年）

横山雅男：増補 統計通論 全文昌堂 明治34年（第1篇 統計の沿革 第6章 日本統計の来歴）

横山雅男：日本統計の沿革に就て（1）～（5）「統計学雑誌」369～373号（大正6年）

横山雅男：鉄研漫筆 5「統計学雑誌」601号（昭和11年）

4 太政官および各省国勢総括統計（第4章，第5章） 関連文献

太政類典 第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第四十四卷 第一類 官規十八・図籍二

古島敏雄：資本制生産の発展と地主制 御茶の水書房 昭和38年

華山親義：明治初年の官府統計雑考「統計集誌」612～614号（昭和7年）

日笠研太：杉亨二博士と明治維新の統計1～7「統計学雑誌」617～622号，624号（昭和12～13年）

石塚裕道：日本資本主義成立史研究——明治国家と殖産興業政策—— 吉川弘文館 昭和48年

加地成雄：杉亨二伝 葵書房 昭和35年

小島勝治：松野竹雄共編：日本統計稀覯書解題 編者刊 昭和15年

呉 文聡：統計懐旧談「大内兵衛他編：呉文聡著作集 第2巻 論文・翻訳・講義録 日本経営史研究所 昭和49年」所収

村山通定：日本統計事業沿革一覽「統計集誌」141～143号，149号（明治26～27年）

三上照美：外務省設置の経緯「日本国際政治学会編：日本外交史の諸問題 1 有斐閣 昭和39年」所収

大橋 博：明治前期の統計について——明治十五年太政官統計院と農商務省の往復文書を中心として——「歴史と現代」第1号（昭和38年）

大橋 博：明治統計の一考察「史観」第85冊（昭和47年）

岡松 徑：明治九年以降十年間漫録「統計学雑誌」301号（明治44年）（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録）

総理府統計局編：総理府統計局八十年史稿 同局 昭和26年

総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上（太政官および内閣時代の1） 同局 昭和48年

杉 亨二：杉先生講演集，世良太一編 横山雅男 明治35年

杉 亨二：杉亨二自叙伝，河合利安編 非売品 大正7年

高橋二郎：横山雅男：日本統計史料1～25「統計学雑誌」273～275，277，282，286，288，289，295～299，304～307，309，310，312，324，330，331，335号（明治42～大正3年）

辻 博：「甲斐国現在人別調」の成立について「同志社大学経済学論叢」11巻3号（昭和36年）

渡辺和一郎：わが国における統計思想の成立——「日本帝国統計年鑑」の創刊——「法経論集（新潟大学）」12巻4号（昭和38年）

山口和雄：明治前期経済の分析 増補版 東京大学出版会 昭和38年

5 地誌・行財政統計（第6章，第7章）関連文献

浅沼徳久；菊地 卓：地誌編輯材料の成立とその内容「今市市史編さん専門委員会編：いまいち市史 今市 今市市役所 昭和49年」所収

藤田武夫：日本地方財政制度の成立 岩波書店 昭和16年

福井 保：「府県史料」の解題と内容細目「北の丸——国立公文書館報——」2号（昭和49年）

福井 保：内務省地理局の編集・刊行物解題「北の丸——国立公文書館報——」9号（昭和52年）

福島正夫：地租改正の研究 有斐閣 昭和37年

福島正夫：第二編 近・現代「北島正元編：土地制度史Ⅱ 山川出版社 昭和50年（体系日本史叢書7）」所収

芳賀 登：地方史の思想 日本放送出版協会 昭和47年（NHKブックス）

林 健久：日本における租税国家の成立 東京大学出版会 昭和40年

保柳睦美：明治以後の日本の社会と伊能図の存在「保柳睦美編：伊能忠敬の科学的業績——日本地図作製の近代化への道—— 古今書院 昭和49年」所収

石田龍次郎：皇国地誌編纂始末——日本地理学史の一頁——「地学雑誌」52年614号（昭和15年）

石田龍次郎：皇国地誌のゆくえ「石田龍次郎：人文地理研究法入門 古今書院 昭和27年」所収

石田龍次郎：皇国地誌研究断想——風土記的地誌と教育的地誌から研究的地誌へ——「多摩文化」16・17合併号（昭和40年）

石田龍次郎：皇国地誌の編纂——その経緯と思想——「一橋大学研究年報 社会学研究」8号（昭和41年）

石田龍次郎：日本における地誌の伝統とその思想的背景「地理学評論」39巻6号（昭和41年）

石井良助：史料解説「千葉県史編纂審議会編：千葉県史料 近代篇 明治初期一～二 千葉 千葉県 昭和43～44年」所収

磯部博平：静岡県における「皇国地誌」について「駿河」28～29号（昭和51～52年）

岩井忠熊：重野安釋「永原慶二；鹿野政直編：日本の歴史家 日本評論社 昭和51年」所収

岩井忠熊：日本近代史学の形成「岩波講座 日本歴史 22 別巻1 岩波書店 昭和38年」所収

河田 熊：日本地誌源委を論ず「東京地学協会報告」第2巻（明治13年）

河田 熊：大日本地名辞書の前に書す「吉田東伍：大日本地名辞書 汎論 索引 富山房 明治40年」所収

川田 剛：寧海塚本先生墓碑銘 明治28年

児玉幸多；林 英夫；芳賀 登編：地方史の思想と視点 柏書房 昭和51年（地方史マニュアル1）

沓掛伊佐吉：神奈川県史料について 横浜 神奈川県立図書館 昭和40年

三浦周行：日本史学史概説「三浦周行：日本史の研究 第二輯 岩波書店 昭和5年」所収

長池敏弘：ルポ 出石紀感——桜井勉資料を求めて——「林業経済」300号（昭和48年）

長池敏弘：桜井勉の生涯とその事蹟（1）～（4），補遺「林業経済」303，305，306，309，313号（昭和49年）

永峰光名：『郡村誌』復興「図書館雑誌」35巻11号（昭和16年）

- 西村時彦編：成斎先生行状資料「薩藩史研究会編：重野博士史学論文集 上巻 雄山閣 昭和13年」所収
- 野口逸三郎：解題「日向地誌刊行会編：日向地誌 復刻版 熊本 青潮社 昭和51年」所収
- 小倉金之助：近代日本の数学——小倉金之助著作集 2—— 勁草書房 昭和48年
- 岡田芳郎：日本の暦 木耳社 昭和47年
- 大久保利謙：日本近代史学史 白楊社 昭和16年
- 大久保利謙：明治史学成立の過程「歴史学研究」105号（昭和17年）
- 大野虎雄：沼津兵学校と其人材 著者刊 昭和14年
- 大島美津子：明治のむら 教育社 昭和52年（教育社歴史新書〈日本史〉）
- 小沢栄一：近代日本史学史の研究 明治編——一九世紀日本啓蒙史学の研究—— 吉川弘文館 昭和43年
- 坂本太郎：日本の修史と史学 至文堂 昭和33年（日本歴史新書）
- 白浜兵三：日本地誌提要と府県物産表「千葉県史編纂審議会編：千葉県史料 近代篇 明治初期二 千葉 千葉県 昭和44年」所収
- 「静岡県史料」解説「静岡県史料刊行会編：明治初期静岡県史料 第一巻 静岡 静岡県立中央図書館蔵文庫 昭和44年」所収
- 杉 亨二：杉先生講演集，世良太一編 横山雅男 明治35年
- 高木菊三郎：旧内務省地理局出版に係る地理関係の主要図書と地図の目録「地理調査所時報」12集（昭和26年）
- 高木利太：家蔵日本地誌目録 兵庫県武庫郡本山村 著者刊 昭和2年（非売品）
- 土屋喬雄：明治初年の人口構成に関する一考察「社会経済史学」1巻1号（昭和6年）
- 上野晴朗：山梨県史解説「山梨県立図書館編 山梨県史 第1巻 甲府 同館 昭和33年」所収
- 山口静子：内務省地理局と大日本国誌——明治政府の地誌編纂事業とその遺産——（1976.12.23 史料編纂所における報告要旨）
- 山口静子：「郡村誌」と「大日本国誌」——明治政府の地誌編纂事業——「東京大学史料編纂所報」12号（昭和52年）
- 山本修之助：佐渡叢書 第三巻 解題 佐渡国「皇国地誌」一巻 山本静古編「山本修之助編：佐渡叢書 第三巻 佐渡国「皇国地誌」 新潟県佐渡郡真野町 佐渡叢書刊行会 昭和41年」所収
- 柳田国男：地名考説「民族」1巻4号（大正15年）（「柳田国男：地名の研究 古今書院 昭和11年」および「定本 柳田国男集 第20巻 筑摩書房 昭和37年」に再録）
- 雄松堂編：マイクロ・フィルム版府県史料 解説・細目 同社 昭和37年

6 戸籍・人口統計（第8章，第9章）関連文献

- 安倍弘毅：歴史人口の民族衛生学的研究「研究報告集録編集委員会編：昭和44年度 文部省科学研究費による研究報告集録 医学および薬学編（I）——総合研究—— 日本学術振興会 昭和45年」所収
- 相原 茂；鮫島龍行編：統計日本経済——経済発展を通してみた日本統計史—— 筑摩書房 昭和46年（経済学全集 28）
- 赤坂敬子：水産本業従業者数の推計 1872年～1940年 「一橋大学経済研究所 国民所得推計研究会資料 C 17」
- 赤坂敬子：男女年令別人口の推計（1872～1898）．学令児童就学不就学（1878～1900） 「一橋大学経済研究所 国民所得推計研究会資料 C 18」

- 龜本洋哉：近世農村社会における人口増加と経済——長州藩の場合——「三田学会雑誌」64巻2 / 3号（昭和46年）
 龜本洋哉：近世農民の行動観察——西濃，浅草中村，根古地新田の宗門人別帳を素材として——「三田学会雑誌」66巻8号（昭和48年）
 安藤慶一郎：明治初年の戸籍に関する一考察——東美濃の事例について——「信濃」18巻1号（昭和41年）
 有沢広巳：本邦人口統計論「高野岩三郎編：本邦社会統計論 改造社 昭和8年（経済学全集52巻）」所収
 有沢広巳：明治維新以降本邦人口（動態）統計発達小史「経済学論集」3巻5号（昭和8年）
 大霞会（代表後藤文夫）：内務省史 第3巻 地方財務協会 昭和46年
 Droppers, G.: The population of Japan in the Tokugawa period [Transactions of the Asiatic Society of Japan] Vol. 22. (1894)
 ——高橋梵仙訳：江戸時代に於ける日本の人口「人口問題」2巻4号～3巻1号（昭和13年）（「高橋梵仙編：日本人口統計史 大東出版社 昭和17年」および「高橋梵仙編：日本人口統計史論集 下巻 大東文化大学東洋研究所 昭和51年」に再録）
 藤田省三：天皇制国家の支配原理 第2版 未来社 昭和49年
 藤原怜子：明治前半期における「家」制度——扶養法を通して——「日本史研究」第63号（昭和37年）
 福永與一郎 我国人口動態統計調査の変遷を辿る(1)「衛生統計」1巻2号（昭和23年）
 福島正夫：明治初年における戸籍の研究——地方法令を通して——「我妻 栄他編：穂積先生追悼論文集 家族法の諸問題 有斐閣 昭和27年」所収
 福島正夫：明治初年の地方官と郡制改革「地方史研究」24号（昭和31年）
 福島正夫：明治前半期における「家」制度の形成——徴兵制および町村制の推移と関連して——「日本法社会学会編：家族制度の研究 上 歴史 有斐閣 昭和31年」所収
 福島正夫；利谷信義：明治以後の戸籍制度の発達「中川善之助他編：家族問題と家族法 VII 家事裁判 酒井書店 昭和32年」所収
 福島正夫：地方体制と戸籍制度——山梨県の場合——「東洋文化研究所紀要」15冊（昭和33年）
 福島正夫編：戸籍制度と「家」制度——「家」制度の研究—— 東京大学出版会 昭和34年（大石慎三郎：江戸時代における戸籍について——その成立と性格の検討——。福島正夫：明治四年戸籍法の史的前提とその構造。山主政幸：明治戸籍法の一機能——脱籍取締りについて——。堀内 節：合家について。小川政亮：恤救規則の成立——明治絶対主義救貧法の成立過程——）
 福島正夫編：「家」制度の研究 資料篇 1～3 東京大学出版会 昭和34～42年 3冊
 福島正夫：日本資本主義と「家」制度 東京大学出版会 昭和42年（東大社会科学叢書23）
 古島敏雄：明治期における都市の動向「地方史研究協議会編：幕末・明治期における都市と農村——日本の町 III—— 雄山閣 昭和36年」所収
 花房直三郎：明治十二年末の甲斐国 1)～5)「統計集誌」314, 316, 319～321号（明治40年）
 Hanley, S. B.; Yamamura, K.: Population trends and economic growth in Pre-industrial Japan. in [Glass, D. V.; Revelle, R., ed.: Population and social change. London, 1972]
 橋本正巳：明治前期における日本の地方衛生制度「医学史研究」8号（昭和38年）
 速水 融：近世における一漁村の人口動態——紀伊国牟婁郡須賀利浦——「三田学会雑誌」46巻12号（昭和28年）
 速水 融：宗門改帳より壬申戸籍へ (一), (二)——維新期の人口調査とその一例——「三田学会雑誌」47巻12号, 48巻

9号(昭和29~30年)

速水 融: 徳川後期尾張一農村の人口統計——海西郡神戸新田の宗門改帳分析——「三田学会雑誌」59巻1号(昭和41年)

速水 融: 徳川後期尾張一農村の人口統計 続篇——Family reconstruction 法の適用——「三田学会雑誌」60巻10号(昭和42年)

速水 融: 徳川時代の人口史研究「社会経済史学」32巻2号(昭和42年) (「社会経済史学会編: 経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告—— 慶応通信 昭和44年」に再録)

速水 融: 濃尾地方人口史研究序論「研究紀要(徳川林政史研究所)」4号(昭和45年)

Hayami, A.: La démographie historique japonaise. 「Annales de Démographie Historique, 1970」(この論文には文献目録が付してある。)

速水 融: 徳川後期人口変動の地域的特性「三田学会雑誌」64巻8号(昭和46年)

速水 融: 内田宣子: 近世農民の行動追跡調査——濃州西条村の奉公人——「研究紀要(徳川林政史研究所)」6号(昭和47年) (「梅村又次他編: 数量経済史論集 1 日本経済の発展 近世から近代へ 日本経済新聞社 昭和51年」に再録)

速水 融: 近世農村の歴史人口学的研究——信州諏訪地方の宗門改帳分析—— 東洋経済新報社 昭和48年

速水 融: 濃州西条村の人口資料——安永二年~明治二年——「研究紀要(徳川林政史研究所)」7号(昭和48年)

速水 融: 人口史「日本経済学会連合編: 経済学の動向 中巻 東洋経済新報社 昭和50年」所収

速水 融: 近世後期地域別人口変動と都市人口比率の関連「研究紀要(徳川林政史研究所)」9号(昭和50年)

速水 融: 日本における人口史研究の現況と問題点「社会経済史学会編: 社会経済史学の課題と展望——社会経済史学会創立40周年記念—— 有斐閣 昭和51年」所収

逸見謙三: 農業有業人口の推計「東畑精一; 大川一司編: 日本の経済と農業 上巻 岩波書店 昭和31年」所収

土方成美: 職業別人口の変遷を通じて見たる失業問題「社会政策時報」108号(昭和4年)

平賀健太: 戸籍制度について「全国連合戸籍事務協議会編: 戸籍制度八十年記念論文集——身分法と戸籍—— 帝国判例法規出版会 昭和28年」所収

平野義太郎: 日本資本主義社会の機構 岩波書店 昭和9年

本多龍雄: 明治維新前後からのわが国人口動態の再吟味「厚生省人口問題研究所編: 人口問題研究所年報 昭和36年度 第6号 同所 昭和36年」所収

本庄栄治郎: 日本人口史 日本評論社 昭和16年(「人口及人口問題 日本評論社 昭和5年」の増補改訂版) (「本庄栄治郎 日本社会史 日本人口史——本庄栄治郎著作集 第5集—— 大阪 清文堂 昭和47年」に再録)

井戸庄三: 庚午戸籍の歴史地理学的研究1)——戸籍編製規則を中心として——「徳島大学教養部地理学報告」1号(昭和43年)

井戸庄三: 明治初期戸籍の系譜とその歴史地理学的意義「織田武雄先生退官記念事業会編: 織田武雄先生退官記念人文地理学論叢 京都 柳原書店 昭和46年」所収

井戸庄三: 幕末・明治初期の通婚圏——徳島藩明治三年戸籍の分析——「歴史地理学会編: 人口・労働力の歴史地理学会 昭和47年(歴史地理学紀要14)」所収

池野 茂: 明治初期の婚姻圏に関するノート「関西学院高校論叢」14号(昭和43年)

池野勇治: 我国人口静態統計に於ける人口の種類(資料)「上田貞次郎編: 日本人口問題研究 協調会 昭和8年」

所収

- 猪谷善一：歴史人口と人口革命「経済学紀要（亜細亜大学）」5号（昭和45年）
- 伊藤博文公編：秘書類纂 財政資料 下巻 秘書類纂刊行会 昭和11年
- 城島正祥：佐賀藩の人口統計（1）、（2）「史学雑誌」82編 9～10号（昭和48年）
- 加地成雄：杉亨二伝 葵書房 昭和35年
- 神谷 力：明治初年の戸籍法上における「附籍制度」の研究（1）～（2）「愛知学芸大学研究報告 人文科学」第3輯、第5輯（昭和29年、31年）
- 神谷 力：家と村の法史研究——日本近代法の成立過程—— 御茶の水書房 昭和51年
- 河合利安：静岡藩各地政表調査概要「統計集誌」359号（明治44年）
- 川島 博：国勢調査論講 日本統計協会 昭和30年
- 一最芳秋：近世中期以降における人口増加の一考察——萩藩の場合——「西村睦男編：藩領の歴史地理——萩藩——大明堂 昭和43年」所収
- 菊浦重雄：徳川後期・維新期の大和一農村人口の分析——宗門御改帳・壬申戸籍・明治10年戸籍帳を中心に——「経済経営論集（東洋大学）」8号（昭和32年）
- 木村正文：我国人口動態の変遷「統計局研究彙報」5号（昭和28年）
- 岸本 実：人口地理学 大明堂 昭和43年
- 小林英一：明治初年の人口統計資料——信濃国の場合について——「信濃」25巻3号（昭和48年）
- 小林和正：江戸時代農村住民の生命表「人口問題研究」65号（昭和31年）
- 小林和正：人口史研究と人口学の立場「社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告—— 慶応通信 昭和44年」所収
- 小島勝治：日本統計文化史序説 未来社 昭和47年
- 小島勝治；松野竹雄：国勢調査之文献 昭和16年
- 厚生省医務局編：医制八十年史 印刷局朝陽会 昭和30年
- 厚生省医務局編：医制百年史 記述編，資料編，付録（衛生統計からみた医制百年の歩み） きょうせい 昭和51年 3冊
- 熊谷開作：家族法（法体制準備期）「鶴飼信成他編：講座 日本近代法発達史——資本主義と法の発展—— 3 勁草書房 昭和33年」所収
- 熊谷開作：明治戸籍制度の由来「大阪大学法学部編：大阪大学法学部創立十周年記念論文集 法と政治の諸問題 同学部 昭和37年」所収
- 黒羽兵治郎：明治初年の静岡藩及び甲斐国人別調「経済史研究」7号（昭和5年）
- 黒崎千晴：明治前期の都市について「社会経済史学」39巻6号（昭和49年）（「梅村又次他編：数量経済史論集 1 日本経済の発展 近世から近代へ 日本経済新聞社 昭和51年」に「明治前期の日本の都市」と改題されて再録）
- 松田泰二郎：国勢調査発達史「久留間敏造他編：インフレーション・統計発達史——高野岩三郎先生喜寿記念論文集 1—— 第一出版株式会社 昭和23年」所収
- 松田 武：日本における初期衛生行政と自治制の展開過程——橋本正巳氏の所論に関連して——「医学史研究」15号（昭和40年）
- 松田芳郎：明治中期のいわゆる「勤業」統計の制度と精度「経済研究（一橋大学）」27巻3号（昭和51年）

Mayet, P.: Japanische Bevölkerungsstatik, historisch, mit Hinblick auf Ghina, und kritisch betrachtet. Vortrag, gehalten am 20. Dec. 1882 vor der "Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens." Yokohama, 1888. (Separatabdruck. Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens. Mitteilungen. Heft 36)

- 高橋梵仙訳: 日本人口統計論「統計集誌」711号(昭和16年)(「高橋梵仙編: 日本人口統計史 大東出版社 昭和17年」および「高橋梵仙編: 日本人口統計史論集 上巻 大東文化大学東洋研究所 昭和50年」に再録)
- 南 亮進: 農林業就業者数の推計1872~1940「経済研究(一橋大学)」17巻3号(昭和41年)
- 南 亮三郎: 日本百年の人口増加と経済発展「経済学論集(駒沢大学)」16・17合併号(昭和44年)(「南 亮三郎: 日本の人口と経済 千倉書房 昭和47年」に再録)
- 森 数樹: 人口統計論「有沢広巳; 小倉金之助; 森 数樹: 統計学(上) 改造社 昭和5年(経済学全集 第35巻)」所収
- 森 数樹: 人口統計論 東洋出版社 昭和10年(統計学全集 第3巻)
- 森川 洋: 明治初年の都市分布「人文地理」14巻5号(昭和37年)
- 森田優三: 人口増加の分析 日本評論社 昭和19年
- 森田優三: 我国人口動態統計前史資料「久留間敏造他編: インフレーション・統計発達史——高野岩三郎先生喜寿記念論文集1—— 第一出版株式会社 昭和23年」所収
- 森田優三: 日本の人口「有沢広巳; 東畑精一; 中山伊知郎編: 経済主体性講座 第6巻 歴史I 中央公論社 昭和35年」所収
- 永井威三郎: 風樹の年輪 俳句研究社 昭和43年
- 長與専斎: 松香私志 第2版 長與又郎 明治37年(初版 明治35年)
- 松香私志, 日本医史学会編 医師業出版 昭和33年
- 内閣統計局編: 明治四十一年日本帝国人口静態統計 同局 明治44年
- 内閣統計局編: 現在人口静態に関する統計材料 同局 大正2年(維新以降帝国統計材料彙纂 第3輯)
- 内閣統計局編: 人口動態に関する統計材料 同局 大正2年(維新以後帝国統計材料彙纂 第4輯)
- 内閣統計局編: 大正二年末人口静態調査の結果に拠る帝国人口概説 同局 大正5年
- 内閣統計局編: 明治五年以降我国の人口 東京統計協会 昭和5年(調査資料 第三輯)
- 内務省地理局編: 地名索引 乾, 坤 同局 明治18年 2冊(覆刻版 雄松堂書店 昭和42年 2冊)
- 中川友長: 我国農工及商業者数の推計「統計集誌」556号(昭和2年)
- 日本人口学会: 日本人口学会会報 No. 4 昭和45年度(シンポジウム2 歴史人口に関する諸問題。) No. 5 昭和46年度(シンポジウム2 日本の産業革命と人口動態——歴史人口研究の第二年度として——)
- 日本科学史学会編: 日本科学技術史大系 24巻 医学 1 第一法規出版KK 昭和40年
- 日本公衆衛生協会編: 公衆衛生の発達——大日本私立衛生会雑誌抄—— 同会 昭和42年
- 日本統計研究所編: 日本統計発達史 東京大学出版会 昭和35年
- 野村兼太郎: 五人組帳の研究 有斐閣 昭和18年
- 野村兼太郎: 村明細帳の研究 有斐閣 昭和24年
- Nomura, K.: On cultural conditions affecting population trends in Japan. Tokyo. The Science Council of Japan. 1953. (The Science Council of Japan. Division of Economics & Commerce.

Economic Series No. 2)

- 野村研究会神海村共同研究班編：大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計——延宝二年より明治五年まで——「三田学会雑誌」53巻10・11合併号（昭和35年）
- 大淵 寛：人口過程の経済分析——人口経済学の一研究—— 新評論 昭和49年
- 小川政亮：日本における扶養制度 社会保障制度との関連「中川善之助他編：家族問題と家族法Ⅴ 扶養 酒井書店 昭和33年」所収
- 大橋隆憲：日本の統計学 法律文化社 昭和40年（市民教室9）
- 大石慎三郎：徴兵制と家——徴兵制と地主制——「歴史学研究」194号（昭和31年）（「原口宗久編：明治維新有精堂 昭和48年（論集 日本歴史9）」および「大石慎三郎：近世村落の構造と家制度 増補版 御茶の水書房 昭和51年」に再録）
- 岡松 径：甲斐国現在人別調記憶談（1）～（9）「統計学雑誌」279，282～287，290，293号（明治42～43年）
- 岡崎文規：国勢調査論 東洋出版社 昭和10年（統計学全集 第11巻）
- 岡崎陽一：明治初年以降大正9年に至る男女年令別人口推計について「研究資料（厚生省人口問題研究所）」145号（昭和37年）
- 岡崎陽一：明治時代の人口——とくに出生率と死亡率——について。附 梅村又次：明治時代の人口について コメント。岡崎陽一：梅村又次氏のコメントに対する回答「経済研究（一橋大学）」16巻3号（昭和40年）
- 大島美津子：明治のむら 教育社 昭和52年（教育社歴史新書〈日本史〉）
- 大谷藤郎：官庁衛生統計からみた近代疾病史序説「医学史研究」4号（昭和37年）
- 笠 文子：飛騨国高山式之町村宗門人別改帳の分析「史論」第7集（昭和34年）
- 佐久高士：越前国宗門人別御改帳 第1～6巻 吉川弘文館 昭和42～47年 6冊
- 佐久高士：近世農村の数的研究——越前国宗門人別御改帳の分析総合—— 吉川弘文館 昭和50年
- 佐々木陽一郎：人口動態よりみた江戸近郊農村「地方史研究」13巻1号（昭和38年）
- 佐々木陽一郎：幕末——明治初期武蔵国人口趨勢に関する一考察「三田学会雑誌」59巻3号（昭和41年）
- 佐々木陽一郎：飛騨国高山の人口研究——人口推移と自然的要因——「社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告—— 慶応通信 昭和44年」所収
- 関森健次：戸籍の編成と人口調査「統計局研究彙報」7号（昭和30年）
- 関山直太郎：近世日本人口の研究 龍吟社 昭和23年
- 関山直太郎：近世日本の人口構造——徳川時代の人口調査と人口状態に関する研究—— 吉川弘文館 昭和33年
- 関山直太郎：日本の人口 至文堂 昭和34年（日本歴史新書）
- 社会事業研究所編：近代医療保護事業発達史 上巻 総説編 日本評論社 昭和18年
- 社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告—— 慶応通信 昭和44年
- 新見吉治：壬申戸籍成立に関する研究 日本学術振興会 昭和34年
- 篠原 亮：故永井久一郎略伝「統計集誌」383号（大正2年）
- 総理府統計局編：総理府統計局八十年史稿 同局 昭和26年
- 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上，第2巻 人口 上 同局 昭和48年，51年 2冊
- Smith, Th. C.: Pre-modern economic growth: Japan and the West. 「Past & Present」No. 60 (1973)
- 須田圭三：飛騨〇寺院過去帳の研究 生仁会須田病院 昭和48年

- 菅谷 章: 日本医療制度史 原書房 昭和51年(明治百年史叢書 254)
- 杉 勇: 祖父・杉亨二のことども「統計学」33号(昭和52年)
- 杉 亨二: 杉先生講演集, 世良太一編 横山雅男 明治35年
- 杉 亨二: 杉亨二自叙伝, 河合利安編 非売品 大正7年
- 杉 亨二先生顕彰会編: 杉 亨二先生小伝——昭和41年12月, 50周年忌記念—— 長崎 同会、昭和41年
- 館 稔: 人口転換過程からみた日本の近代化「土方成美博士喜寿記念論文集刊行会編: 経済体制および経済構造——土方成美博士喜寿記念論文集—— 鹿島研究所出版会 昭和42年」所収 (「南 亮三郎; 上田正夫編: 日本の人口変動と経済発展(人口学研究シリーズ 1) 千倉書房 昭和50年」に「経済離陸過程と人口変動」と改題して再録)
- Tauber, I. B.: The population of Japan. Princeton University Press, 1958.
——毎日新聞社人口問題調査会訳: 日本の人口 同会 昭和39年
- Tauber, I. B.: Japans demographic transition re-examined 「Population Studies」 Vol. 14, No. 1 (1960)
- 高橋梵仙: 日本人口史之研究 三友社 昭和16年
- 高橋梵仙編: 日本人口統計史 大東出版社 昭和17年(大東名著選27)
- 高橋梵仙: 日本人口史之研究 第一～第三 日本学術振興会 第一 昭和46年, 第二 昭和30年, 第三 昭和37年
- 高橋梵仙編: 日本人口統計史論集 上, 下 大東文化大学東洋研究所 昭和50～51年 2冊
- 高橋二郎: 明治十二年末甲斐国現在人別調願末「統計集誌」288号(明治38年)(「総理府統計局編: 総理府統計局百年史資料集成 第2巻 人口 上 同局 昭和51年」に再録)
- 高橋勝弘: 政表券量法案「統計集誌」397号(大正3年)(「総理府統計局編: 総理府統計局百年史資料集成 第2巻 人口 上 同局 昭和51年」再録)
- 高橋善七: 初代^{もとていののみ}駅通正 杉浦讓——ある幕臣からみた明治維新—— 日本放送出版協会 昭和52年(NHKブックス)
- 高野岩三郎: 杉亨二博士と本邦の統計学「国家学会雑誌」371号(大正7年)(「高野岩三郎: 改訂増補 社会統計学史研究 第一出版株式会社 昭和22年」に再録)
- 高津英雄: 明治年間に於ける我国人口増加の一分析 1「大日本統計協会雑誌」8号(昭和21年)
- 高津英雄: 明治五年以降我国人口の推計「統計局研究彙報」1号(昭和25年)
- 高津英雄: 国勢調査前史資料 (1)～(7)「統計局研究彙報」2～8号(昭和27～31年)
- 高津英雄: 明治年間に於ける我国人口増加の一分析「統計」12号(昭和48年)
- 田中 彰: 明治政権初期政策の原型——戸籍帳を一例として——「日本歴史」83号(昭和30年)
- 東京都編: 東京都衛生行政史 東京都 昭和36年
- 外岡茂十郎編: 明治前期家法資料 第1巻, 第2巻 早稲田大学 昭和42～45年 5冊
- 利谷信義: 「家」制度の構造と機能——「家」をめぐる財産関係の考察——(1), (2)「社会科学研究」13巻2/3号～4号(昭和36～37年)
- 土屋喬雄: 明治初年の人口構成に関する一考察「社会経済史学」1巻1号(昭和6年)
- 津田秀夫: 幕末・維新期の農村構造「日本歴史」290号(昭和47年)(「津田秀夫: 幕末社会の研究 柏書房 昭和52年」に再録)
- 辻 博: 「甲斐国現在人別調」の成立について「同志社大学経済学論叢」11巻3号(昭和36年)

- 塚谷晃弘：杉亨二の学問と思想——明治の忘れられた一思想家像——「史学雑誌」76巻8号（昭和42年）
- 上田正夫：歴史地理学における地域人口研究の意義「歴史地理学会編：人口・労働力の歴史地理 古今書院 昭和47年（歴史地理学紀要14）」所収
- 上村恵一：杉 亨二氏の業績について，日本における統計学の発祥——杉亨二氏の業績について（承前）——「長崎造船大学研究報告」9巻，11巻2号（昭和43年，45年）
- 梅村又次；山田三郎：農家戸数の推計（1880年～1940年）「一橋大学経済研究所 国民所得推計研究会資料 D12」（昭和37年）
- 梅村又次：徳川時代の人口趨勢とその規制要因「経済研究（一橋大学）」16巻2号（昭和40年）
- 梅村又次：有業者数の新推計：1871年～1920年「経済研究（一橋大学）」19巻4号（昭和43年）
- 梅村又次：明治期の人口成長「社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告—— 慶応通信 昭和44年」所収
- 梅村又次：産業別雇用の変動：1880～1940年「経済研究（一橋大学）」24巻2号（昭和48年）
- 梅村又次：徳川時代の人口と経済「梅村又次他編：数量経済史論集 1 日本経済の発展 近世から近代へ 日本経済新聞社 昭和51年」所収
- 海野福寿：明治初年・都市研究の二・三の問題「地方史研究協議会編：幕末・明治期における都市と農村——日本の町 III—— 雄山閣 昭和36年」所収
- 渡辺和一郎：わが国における統計思想の成立——「日本帝国統計年鑑」の成立——「経済論集（新潟大学）」12巻4号（昭和38年）
- 藪内武司：国勢調査前史（1）——明治人口統計史の一齣——「岐阜経済大学論集 開学十周年記念（社会科学篇）」11巻1 / 2号（昭和52年）
- 藪内武司：日本における民間統計団体の生誕——「表記学社」とその系譜——「経済論集（関西大学）」26巻4 / 5号（昭和52年）
- 山口和雄：明治10年代の職業別階層別人口構成「経済学研究（北海道大学）」12号（昭和33年）（「山口和雄：明治前期経済の分析 増補版 東京大学出版会 昭和38年」に再録）
- 山中永之祐：明治初年の氏——四年戸籍法成立の前提——「阪大法学」35号（昭和35年）
- 安川正彬：人口の経済学 春秋社 昭和40年
- 安川正彬；広岡桂二郎：明治・大正年間の人口推計と人口動態「三田学会雑誌」65巻2 / 3号（昭和47年）
- 安沢秀一：明治3年における人口構造——神奈川県菅下武蔵国多摩郡——「桃山学院大学経済学論集」4巻3号（昭和38年）
- 吉田秀夫：日本人口論の史的研究 河出書房 昭和19年
- 芳茂維夫：日本における衛生行政の成立過程——明治期におけるコレラの流行 III——「医学史研究」16号（昭和40年）
- 芳茂維夫：明治期における衛生委員と衛生組合「医学史研究」20号（昭和41年）

7 警察統計（第10章，第11章）関連文献

府県警察史および警察法規関連文献は，第8章 補論の参考文献（p. 431～432）を参照されたい。

- 今村兎毛: 戸口調査の性質を論じて戸口取締の方法に及ぶ「警察協会雑誌」36号(明治36年)
- 岩井敬太郎: 戸口調査ハ憲法違反ナリヤ「警察協会雑誌」45号(明治37年)
- 川路利良: 警察手眼, 佐和 正校閲, 植松直久編 明治9年
- 警視庁史編さん委員会: 警視庁史 明治編 同会 昭和34年
- 警視庁総務部能率管理課編: 警視庁統計史料抄録 明治7年~明治23年 同課 昭和51年
- 警視庁警ら部警ら総務課編: 外勤警察百年のあゆみ 同課 昭和49年
- 警視総監官房記録課編: 警視庁史稿 上巻, 下巻 同課 明治26~27年(「内務省警保局編: 庁府県警察沿革史 其一, 其二 同局 昭和2年」および「—覆刻版 原書房 昭和48年(明治百年史叢書第217~218巻)」に再録)
- 戸口調査に就て「警察協会雑誌」122号(明治43年)
- 宮崎清文: 我が国行政警察制度の確立について——明治初期に於ける警察制度沿革史——「警察研究」20巻8号(昭和24年)(「原口宗久編: 明治維新 有精堂 昭和48年(論集 日本歴史9)」に再録)
- 長野県警察本署編: 現行警察規則 全 同署 明治19年
- 尾佐竹猛: 明治警察裁判史 邦光堂書店 大正15年
- 高橋雄豺: 明治警察史研究 1~4 令文社 昭和35~47年 5冊
- 田村 豊: 警察史研究 良書普及会 昭和7年
- 東京和泉橋警察署編: 戸口索引原簿調整手続 同署 明治21年
- 利谷信義: 軍事・警察機構の創設「歴史学研究会編: 明治維新史研究講座 第4巻 戊辰戦争~西南戦争 平凡社 昭和33年」所収
- 山元一雄: 日本警察史 全 松華堂書店 昭和9年
- 山中永之祐: 日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年

8 教育統計(第12章, 第13章) 関連文献

- 赤坂敬子: 男女年令別人口の推計(1872~1898). 学令児童就学不就学(1878~1900)「一橋大学経済研究所 国民所得推計研究会資料 C18」
- 千葉正士: 学区制度の研究——国家権力と村落共同体—— 勁草書房 昭和37年
- 海後宗臣: 明治初年の教育——その制度と実体—— 評論社 昭和48年
- 開国百年記念文化事業会編: 明治文化史 第3巻 教育道徳編 洋々社 昭和30年
- 金子照基: 明治前期教育行政史研究 風間書房 昭和42年
- 倉沢 剛: 学制の研究 講談社 昭和48年
- 教育史編纂会編: 明治以降教育制度発達史 第1巻, 第2巻 竜吟社 昭和13年 2冊(覆刻版 教育資料調査会 昭和39年 2冊)
- 文部省編: 学制百年史 同省 昭和47年
- 本山幸彦編: 明治前期学校成立史 未来社 昭和40年
- 仲 新: 教育行政史上におけるDavid Murrayと学監考案日本教育法「教育学研究」23巻2号(昭和31年)
- 仲 新: 明治初期の教育政策と地方への定着 講談社 昭和37年
- 仲 新: 明治の教育 至文堂 昭和42年(日本歴史新書)

日本近代教育史刊行会編：日本近代教育史，仲 新監修 講談社 昭和48年

尾形裕康：学制実施経緯の研究 校倉書房 昭和38年

尾形裕康：学制成立史の研究 校倉書房 昭和48年

土屋忠雄：明治前期教育政策史の研究 講談社 昭和37年

山中永之佑：日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年

安川寿之輔：学校教育と富国強兵「岩波講座 日本歴史15 近代2 岩波書店 昭和51年」所収

索引

(アルファベット順)

1 文献索引

- i 「本書 上巻」(序章～第13章)中にあらわれた統計資料，地図および統計資料を含むその他の文献(ただし参考文献は除く)をかかげた。索引ページのうち，統計内容注記をもつ統計資料のでているページには*印をつけた。
- ii 地理局年報，府県史料，皇国地誌，文部省年報，日本政表，等の文献については，はじめに地理局年報，府県史料，等の総合資料名をかかげ，つぎに1字下げて個々の文献名を列挙した。これらの個々の文献は，同時に単独でも，アルファベット順のそれぞれの位置にかかげた。
第4章の**3 日本政表**の書誌(p.94～p.99)にあげた文献については，個々の文献名を独立の索引項目としてあげず，一括して“「日本政表」刊本および最終原稿”と，“「日本政表」編集材料”とを索引項目としてあげた。ただし，日本政表の解題(およびその注)にあらわれた文献は，独立の索引項目としてかかげた。
- iii 書名の最初が明治〇年ではじまる文献は，索引項目の明治のところにも年代順にまとめて配列した。

2～3 機関名および人名索引

- i 「本書 上巻」(序章～第13章)中(ただし参考文献欄を除く)にあらわれた機関名と個人名をかかげた。索引ページのうち，統計資料の編著者としてでているページはゴシック活字を使用した。
- ii 機関名索引のうち，太政官政表課は，その所管がたびたび変っているが，ここではすべて太政官政表課としてまとめた。

1 文 献 索 引

房総叢書第二輯	200	大日本府県管轄図	185
千葉県史料	194	大日本各港輸出入物品年表	122
千葉県史料 近代篇 明治初期1～6	194	大日本各港輸出入半年表	122
地方行政区画便覧 全	184, 319	大日本各港輸出入年表	122
地方管轄沿革図表	184	大日本国誌	206
地方要覧	2, 176, 187, 204, 219, 220, 米220, 225, 232	大日本国誌 安房 第三卷	187, 200, 203, 204, 205
地方税経済に属する土地坪数明細表 地方税経済に属する土地坪数明細簿	184	大日本国誌 第二卷 武蔵国(稿本)	200, 203, 205, 206
地名索引 乾, 坤	184, 319	大日本国誌 第二卷 東京(稿本)	200, 203
同覆刻本	319	大日本国誌 第二卷 横浜(稿本)	200, 203
地理局年報	1, 41, 175, 185, 210, 214	大日本国誌 第四卷 上総国(稿本)	200, 201, 203
地理寮第一回年報	210, 米210, 214, 215	大日本国誌 第六卷 常陸国(稿本)	200, 203
地理局第貳回年報	210, 米211, 214, 215	大日本国誌 第七卷 相模国(稿本)	200, 203
地理局第三回年報	210, 米212, 215	大日本国誌 第七卷 鎌倉(稿本)	200, 203
地理局第五回年報	210, 米213, 215, 217	大日本国誌 第十四卷 志摩国(稿本)	200, 203
地理局第六回年報	210, 米213, 215, 217	大日本国誌 第十五卷 伊勢国(稿本)	200, 203
地理局要	175, 217, 米217	大日本国誌 第十六卷 伊賀国(稿本)	200, 203
地理局雑報	217	大日本国誌 第十七卷 上野国(稿本)	200, 203
地誌編輯材料取調書 [栃木県]足利郡山川村 明治19年	200	大日本国誌稿本	200, 203
地誌目録	185	大日本全図	185
地誌撮要	41, 175, 187, 204, 218, 米218, 224, 225	大日本全図	185
地租改正報告書	37	第二回統計表例言	171, 米173
秩禄処分録	34	第二回統計寮年報	174
徴発物件一覧表	2, 175, 188, 261, 427, 438	第二統計年鑑	130, 米137, 156, 159, 160, 161, 237, 238
朝鮮全図	185	同覆刻本	130
[第一]統計年鑑	72, 73, 129, 130	第二統計年鑑原稿	130
	米130, 156, 204, 224, 226	第三統計年鑑	73, 130, 米146, 156, 160, 161, 237
同覆刻本	130	同覆刻本	130
第一回半季實際報告書(自明治十五年十月十日至同年十二月三十一日)	34	大東秘鑑	167, 米167, 168, 170
第十九回帝国統計年鑑	261	第四統計年鑑	73, 156, 159, 161
大日本府県管轄図	185	太政類典	196, 300, 301, 303
		越後国東蒲原郡皇国地誌稿並絵図	200
		衛生局年報	41, 262, 276, 289, 324, 333, 341
		衛生局第一第二報告	278, 288, 324, 米324, 333, 335

同覆刻本「日本科学技術史大系 24 医学1」所収324	府県統計書2, 45, 161, 263
衛生局第三次年報324, 米325, 333, 335	府県税及賦金取立併遺払高237
衛生局第四次年報 324, 米326, 335	賦金調 明治六年～八年, 十一年～十三年 237
衛生局第五次年報 324, 米327, 336	復古記 177, 178
衛生局第六次年報279, 324, 米329, 333, 335, 336	賦税地田畑反別其外諸引仕訳帳 240
衛生局第八次年報 336	学事統計表 261
駅通局年報 45	岐阜県史稿 194
府県物産表 1, 29, 41, 45, 230	銀行課第一次報告 34
府県地租改正紀要 37	銀行局年報 34
府県学事年報421, 424	郡区分及国分人口表 303
府県一覽176, 224, 232, 米232	郡区町村一覽 184
府県警察政表 明治十二年自一月至十二月 98, 122	郡名異同一覽 184
府県国郡区管轄沿革表184, 204	郡村石高帳 全 97, 122
府県史料175, 176, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 262 303, 392	郡村誌 200, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209
千葉県史料194	藩屏年表 稿本 185
千葉県史料 近代篇 明治初期1～6194	藩債処分録 34
石川県史料 第1～第5巻194, 199	藩債輯録 34
岐阜県史稿194	藩制一覽表 2, 175, 192, 米192, 193, 262
神奈川県史料 第1～第9巻194	同覆刻本 192
神奈川県史料 第10巻 索引篇194	八年政表 監獄局ノ部95, 米106, 123
京都府史194	八王子市近在の皇国地誌原稿 200
明治初期静岡県史料 第1～第5巻194	八期間歳入歳出決算書 36, 257
三重県史料198, 199	肥後国求麻郡村誌 201
宮城県史 33 資料篇10194	肥後国宇上郡村誌抄 201
長崎県史194	日野市史 史料集地誌編 200
新潟県史料194	補正明治史要 178
埼玉県史料194	補正明治史要附録表 178, 188
島根県史料194	兵庫神戸実測図 185
静岡県史料194	日向地誌 201, 203, 204, 206
東京府史料194	同覆刻本 201
山形県史 資料篇1 明治初期上——山形県史 置賜 県歴史——194	「日向地誌」村・字地名索引 201
山口県史料194	伊賀伊勢志摩尾張四州図 185
山梨県史 第1～第8巻194, 198	今市市旧上都賀郡村誌, 旧河内郡村誌 200
(以上, 府県史料)	いまいち市史史料編・近現代I, II 200
	井上(馨)文書 37
	院省使府県進達調書 96, 97, 98, 99
	石川県警察統計書 431

石川県史料 第1～第5巻	194, 199	神奈川県警察統計書	431
維新以後帝国統計材料彙纂 第二輯 現住人口静態に関する統計材料	306, 307	神奈川県皇国地誌残稿	200
維新以後帝国統計材料彙纂 第四輯 人口動態に関する統計材料	307	神奈川県史料 第1～第9巻	194
実測 幾内全国	185	神奈川県史料 第10巻 索引篇	194
実測東京全図	185	勸業報告	39
壬申政表	62, 63, 73, 88, *88, 90, 91, 113 114, 115, 116, 124	勸業年報	2, 44, 45, 49, 263
同翻刻本	88	巻懐年表	185
壬申政表 原書	88, *89, 91	管轄分戸籍表	308
(壬申)政表	88	勸農局年報	1, 40, 45, 314
壬申政表原稿	88	河内国外二十九ヶ国社寺戸数人員調〔明治五年調〕	299
壬申政表〔原稿材料〕	88, 91	かわにし——川西市 第六巻——	201
十年政表 監獄局ノ部	95, *107, 123	上総国誌稿(上)	200, 203
十一年政表 監獄局ノ部	95, *107, 123	警察年報	366, 374, 382
改置府県概表	230	警察第一次年報	366, *366, 374
海外貿易表	236	警察第二次年報	366, *366, 374
海外留学生徒調 壬申年末調	96, 123	警察第三次年報	366, *366, 374
海軍年表	438	警察第四次年報	366, *367, 375
海軍省報告書	438	警察第五次年報	366, *367, 375
海軍省年報	15	警察第六次年報	366, *368, 375
甲斐国誌稿	203	警察第七次年報	366, *370, 375
甲斐国現在人別調	1, 60, 62, 70, 73, 74, 76, 114 128, 129, 156, 261, 263, 307, 308, 342 343, 344, 345, 346, 349, 427	警察第八次年報	366, *372, 375
明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調	342, *342	警視庁一覽概表	41, 351, 376, 382, 383
同覆刻本	342	警視庁一覽概表 明治八年十二月三十一日調査	376, *376
明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調(一部覆刻本)	342, 344	警視庁一覽概表 明治九年十二月三十一日調査	376, *376, 383
太政官統計院編 甲斐国現在人別調(抄)復刻本	342	東京警視本署一覽概表	376, *377, 383
改正 北海道全図	185	明治十一年東京警視本署事務年表	376, *378, 383
開拓使警察政表 明治十二年自一月至十二月	98, 123	明治十二年東京警視本署事務年表	376, *379, 383
皆山集 1～10	201	明治十三年東京警視本署事務年表	376, *379, 383
各府県戸長役場町村戸口表	318, *318	明治十四年警視庁事務年表	376, *380, 383
各府県明細書	233, *233	明治十六年警視庁事務年表	376, *381, 383
		県分戸籍表	全国県分戸籍表をみよ
		公文録	167, 303, 304
		工部省沿革	46
		庚午年概算	263
		興業意見	45

校補但馬考	190	13年	200
工場統計表	1	皇国地誌残稿——大井町の文化財第五輯 皇国地誌補遺篇——	201
考課状 明治七年	97, 123	明治十二年相原村皇国地誌	201
戸口概表	317	明治廿二年四月調〔栃木県〕足利梁田郡地誌材料稿	200
明治十六年一月一日調 戸口概表	317, 米317	明治初期村誌集論	201
明治十七年一月一日調 戸口概表	317, 米317	三重県紀伊国北牟婁郡地誌 全	201
皇国地誌	175, 176, 177, 183, 184, 187, 188, 195	同復刻本	201
	196, 200, 201, 202, 204, 205, 206, 207, 208	三河国誌稿	203
地誌編輯材料取調書〔栃木県〕足利郡山川村 明治19年	200	武蔵国郡村誌 第1～第15巻	200
大日本国誌	206	武蔵国多摩郡野津田村皇国地誌	200
大日本国誌 安房 第三巻	187, 200, 203, 204, 205	長野県町村誌 北信篇, 東信篇, 南信篇	201
大日本国誌 第二巻 武蔵国(稿本)	200, 203, 205, 206	小花村の地誌 明治十六年三月,	201
大日本国誌 第二巻 東京(稿本)	200, 203	尾張国誌稿	203
大日本国誌 第二巻 横兵(稿本)	200, 203	佐渡国「皇国地誌」	201, 209
大日本国誌 第四巻 上総国(稿本)	200, 201, 203	下総国誌稿	203
大日本国誌 第六巻 常陸国(稿本)	200, 203	下野国誌稿	203
大日本国誌 第七巻 相模国(稿本)	200, 203	信達二郡村誌	200, 201
大日本国誌 第七巻 鎌倉(稿本)	200, 203	〔栃木県足利郡〕奥戸村地誌編輯材料調 明治18年	200
大日本国誌 第十四巻 志摩国(稿本)	200, 203	〔栃木県梁田郡〕福富村地誌編輯材料調 明治18年	200
大日本国誌 第十五巻 伊勢国(稿本)	200, 203	〔栃木県梁田郡〕嶋田村地誌編輯材料取調書 明治18年	200
大日本国誌 第十六巻 伊賀国(稿本)	200, 203	豊田・川辺堀ノ内・上田・宮・万願寺・新井・石田・下田村誌 明治五年, ...	200
大日本国誌 第十七巻 上野国(稿本)	200, 203	山口県風土誌	201
越後国東蒲原郡皇国地誌稿並絵図	200	山梨県市郡村誌	201
八王子市近在の皇国地誌原稿	200	(以上, 皇国地誌)	
肥後国求麻郡村誌	201	皇国地誌・西多摩郡村誌(1)～(3)	200
肥後国宇上郡村誌抄	201	皇国地誌ノ内武蔵国北多摩郡内藤新田戸倉新田 明治13年	200
日向地誌	201, 203, 204, 206	皇国地誌残稿——大井町の文化財第五輯 皇国地誌補遺篇——	201
同復刻本	201	国分戸籍表	全国国分戸籍表をみよ
「日向地誌」村・字地名索引	201	国限賦税地田畑反別調 明治六年——八年	240
今市市旧上都賀郡村誌, 旧河内郡村誌	200		
甲斐国誌稿	203		
皆山集 1～10	201		
神奈川県皇国地誌残稿	200		
上総国誌稿(上)	200, 203		
皇国地誌・西多摩郡村誌(1)～(3)	200		
皇国地誌ノ内武蔵国北多摩郡内藤新田戸倉新田 明治			

国郡高反別調	明治六年国郡高反別調をみよ	
国郡所轄沿革図表		184, 204
国勢一斑		226, 289
袖珍国勢一斑〔第一回〕		226
袖珍国勢一斑〔第二回〕		226
内務省統計課御編纂 袖珍国勢一斑		226
明治十七年五月編纂 国勢一斑		226
国勢要覧		167, 169, *169, 170
戸籍局年報		41, 260, 262, 310, 311
……………		314, 316, 317, 323, 333
戸籍局〔第一回年報〕		311, *311, 314
同覆刻本		311
自明治九年七月至明治十年六月 戸籍局年報		……………
……………		311, *311, 314
戸籍〔局第二回年報〕		311
同覆刻本		311
戸籍局第四回年報		311, *312, 315
戸籍局第五回年報		311, *312, 315
戸籍局第六回年報		311, *312, 316
戸籍局第七回年報		310, 311, *313, 316
戸籍局第八回年報		311, *313, 316
鉾山局第六次年報書		161
九年政表 監獄局ノ部		95, *107, 123
共武政表		1, 2, 175, 188, 202, 208, 230, 261, 319
京都府史		194
京都金沢地積		184
旧藩外国通債処分録		34
旧勸業寮第壹回年報撮要		123, 314
町田市史史料集 第九集		200
明治文化全集		34
明治文化全集 第9巻 経済篇		77
明治己巳庚午年間各藩管内穢多非人等戸口調査材料		……………
……………		192, 193
明治史要		178, 188
明治史要附録概表		178, 188
明治初期静岡県史料 第1～第5巻		28, 194
明治初期村誌集論		201
明治初年農民騒擾録		196
明治前期勸農事蹟輯録 上		47
明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇(上の1)		……………
……………		175, 176, 179, 236, 239, 257, 259, 279, 289
……………		308, 322, 343, 344, 347, 348, 374, 424
明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇(上の2)		……………
……………		175, 176
明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇(上の3)		……………
……………		261
明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇(下)		……………
……………		29, 39, 45, 121, 175, 179, 188, 189, 208
……………		214, 215, 216, 261, 314, 319, 351, 427
明治前期産業発達史資料		36
明治前期財政経済史料集成		34, 36, 37
明治五年以降我国の人口		262
明治五年至同十五年教員養成所及卒業生年別表		……………
……………		398, 423
明治五年調 石狩国外十ヶ国社寺戸数人員及樺太州人員		……………
……………		299
明治五年調 開拓使管轄戸籍職分寄留表		299
明治五年調 皇族方戸数人員 青森県外三県及琉球藩戸籍職分寄留表		……………
……………		299
明治五年調 長野山形二県戸籍職分寄留表		299
明治五年全国県分戸籍表		299, 303, 306
明治六年同七年日本政表 教育之部		96, *113, 123
明治六年七年海外貿易表		122
明治六年七年私鉞借区表		97, 123
明治六年同七年海外貿易表 鉄道表		95, *106, 122
明治六年一月一日調 三府六十七県一使一藩国分戸籍表		……………
……………		229, 303
明治六年一月一日調 日本全国戸口総計表		……………
……………		321, *321, 323
明治六年一月一日調 全国県分戸籍表		299, 303
明治六年一月調 毎国戸数人員職分		……………
……………		299, *302, 303, 308
明治六年海外貿易表		65, 95, *105, 122
明治六年国郡高反別調		94, 122, 176, 240, *240

明治六年日本府県民費表 … 94, 114, 234, *234, 235, 237	明治七年一月一日調 全国県分戸籍表 ……299, 303, 308
同翻刻本 …………… 94, 234	明治七年生野鉦山経費計算表, 等 …………… 97, 123
明治六年政表 家禄賞典禄社寺収納半租高之部 府県賦金之部 …………… 94, *102, 122	明治七年日本府県民費表 …………… 94, 234, *234
明治六年政表 教育之部 …………… 96, *112	同翻刻本 ……………94, 234
明治六年政表 社寺教院之部 …………… 94, *102	明治七年日本政表 家禄賞典禄之部 府県賦金之部……
明治六年政表 紙幣公債及ヒ諸券之部 … 95, *104, 122	…………… 95, *103, 122
明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聴訟ノ部 警保ノ部 …………… 95, *107, 122, 374	明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 警察ノ部 …………… 95, *108, 122
明治六年調 一使二府一藩外四十五県戸籍職分出入寄留表 ……………299	明治七年政表 海外貿易之部 ……………95, *105, 122
明治六年調 河内国外貳拾三箇国戸籍職分出入寄留表 …………… 299	明治七年政表 日本全国人員 …………… 94, *101, 122, 322
明治六年調 東京府外貳拾貳県戸籍職分出入寄留表 ……	明治七年政表 紙幣公債償金及ヒ諸券銀行貨幣鑄造之部
…………… 299	……………95, *104, 122
明治六年調 山城国外六拾ヶ国戸籍職分出入寄留表 ……	明治七年鉄道寮経費計算表 …………… 97, 122
…………… 299	明治七年鉄道寮備外国人師長等報告書 …………… 97, 122
明治七年分勸業寮, 明治八年内務省中勸業寮, 等 ……	明治八年分 院省使庁府県政表編製調 鉦山ノ部 ……
…………… 98, 123	…………… 97, 123
明治七年分民有税地反別比較調 …………… 98, 122	明治八年分 官費雇外人一ヶ年給与高概算 ……96, 123
明治七年阪神間鉄道経費計算 …………… 97, 122	明治八年度歳入歳出決算報告書 …………… 258
明治七年一月一日調 石狩国外十二ヶ国戸籍職分寄留表 …………… 299	明治八年一月一日調 皇家皇族方国分戸籍表 三府六十
明治七年一月一日調 開拓使琉球藩戸籍職分寄留表 ……	…………… 300, 303, 306, 308
…………… 299	明治八年一月一日調 皇家皇族方戸籍表 三府六十県一
明治七年一月一日調 皇家皇族方国分戸籍表三府五十八	…………… 300, 303, 308
…………… 299	明治八年明治九年日本政表 全国人員之部 ……………
明治七年一月一日調 皇家皇族国分戸籍表 三府六十県	…………… 94, *102, 122, 322
…………… 299, 303, 308	明治八年日本府県民費表 …………… 94, 234, *234
明治七年一月一日調 皇家皇族方戸籍表 三府五十八県	同翻刻本 …………… 94, 234
…………… 299	明治八年日本政表 府県税及ヒ賦金ノ部 95, *104, 122
明治七年一月一日調 日本全国戸口総計表(国分) ……	明治八年日本政表 家禄賞典禄之部 …… 95, *104, 122
…………… 321, *321, 323	明治八年日本政表 刑事裁判之部 ……95, *109, 122
明治七年一月一日調 周防国外二ヶ国戸籍職分寄留表 ……	明治八年日本政表 警察ノ部 ……………96, *109, 122
…………… 299	明治八年日本政表 陸軍海軍裁判之部 … 96, *109, 122
明治七年一月一日調 山口大分両県戸籍職分寄留表 ……	明治八年政表 海外貿易之部 ……………95, *105, 122
…………… 299	明治八年西洋形船舶表 ……………97, 123
	明治八年全国男女年齢職業区別 …………… 322, *322
	明治九年度歳入歳出決算報告書 …………… 258
	明治九年一月一日調 皇家皇族方国分戸籍表三府五十九
	…………… 300, 304, 306, 308

明治九年一月一日調 皇家皇族方戸籍表 三府五十九県 一使一藩管轄分戸籍表……………	300, 304, 308
明治九年一月一日調 日本全国国分県分戸籍表……………	321, *322
明治九年明治十年東京府下懲役場盜賊調	96, *112, 123
明治九年日本府県民費表……………	94, 234, *234
同翻刻本……………	94, 234
明治九年日本政表 海外貿易之部……………	95, *105, 122
明治九年日本政表 警察ノ部……………	96, *110, 122
明治九年東京事物統計表……………	96, *113, 123
明治九年 全国男女年齢職業區別……………	322, *322
明治十年度歳入歳出決算報告書……………	258
明治十年府県民費調稿……………	234, 236
明治十年虎列刺病表……………	98, 123
明治十年日本府県民費表……………	94, 234, *235, 236
明治十年日本政表 海外貿易之部……………	95, *106, 122
明治十年日本政表 警察ノ部……………	96, *110, 122
明治十一年度歳入歳出決算報告書……………	258
明治十一年一月ヨリ六月マデ 東京府下懲役場盜賊調 ……………	96, *112
明治十一年民費調書 三……………	234, 236
明治十一年民費調書 五……………	234, 236
明治十一年日本政表 海外貿易ノ部……………	95, *106, 122
明治十一年日本政表 警察ノ部……………	96, *111, 122
明治十一年東京府下懲役場盜賊調……………	96, *112, 123
明治十一年東京警視本署事務年表……………	376, *378, 383
明治十二年相原村皇国地誌……………	201
明治十二年度歳入歳出決算報告書……………	258
明治十二年一月一日調 日本全国郡区分人口表……………	300, *302, 304, 308
明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調……………	342, 344
同覆刻本……………	342
明治十二年民費調書……………	234, 236
明治十二年政表……………	95, 99, *103
明治十二年東京警視本署事務年表……………	376, *379, 383
明治十三年度歳入歳出決算報告書……………	258
明治十三年一月一日調 郡区分及国分人口表…	300, 304
明治十三年一月一日調 日本全国人口表……………	300, *302, 304, 308
明治十三年東京警視本署事務年表……………	376, *379, 383
明治十三年都市生死婚姻統計表…	334, 339, *339, 340
明治十四年度府県地方費中教育予算一覽表…	397, 423
明治十四年度府県教育費予算内訳一覽表……………	397, 423
明治十四年度県立学校経費予算明細表……………	398, 423
明治十四年学校幼稚園圖書館博物館一覽表……………	397, *416, 423
明治十四年学事統計表……………	397, 423
明治十四年一月一日調 一使三府三拾八県郡区分人口表 ……………	300, 304
明治十四年一月一日調 日本全国人口表……………	300, *302, 304, 308
明治十四年警視庁事務年表……………	376, *380, 383
明治十四年都市生死婚姻統計表……………	339, *339, 340
明治十五年第三統計年監政事ノ部下調査書類……………	130
明治十五年学事統計表……………	398, 423
明治十五年一月一日調 郡区分戸口表……………	300, 304
明治十五年一月一日調 日本全国戸口表……………	300, *303, 304, 308
明治十五年 棄児増減現員表……………	317, *317
明治十五年都市生死婚姻統計表……………	339, *339, 340
明治十六年学事統計表……………	398, 424
明治十六年一月一日調 郡区分及国分戸口表…	300, 304
明治十六年一月一日調 戸口概表……………	317, *317
明治十六年一月一日調 日本全国戸口表……………	300, *303, 304, 308
明治十六年警視庁事務年表……………	376, *381, 383
明治十六年公立学校職員勤務年数等取調表…	398, 424
明治十六年自一月至六月都市生死婚姻統計表……………	339, *339, 341
明治十六年自七月至十二月都市生死婚姻統計表…	340
明治十七年一月一日調 戸口概表……………	317, *317
明治十七年一月一日調 日本全国戸口表……………	431
明治十八年一月一日調 日本全国民籍戸口表……………	305

明治十九年一月一日調 日本全国民籍戸口表 ……	305	文部省第八年報 明治十三年 ……	397, *409, 422, 423
明治十九年十二月三十一日調市街名邑及町村二百戸以上 戸口表 ……	319	同覆刻本 ……	397
明治十九年十二月三十一日調 日本帝国民籍戸口表 ……	305	文部省第九年報 明治十四年 ……	397, *411, 423
明治廿二年四月調 (栃木県) 足利梁田郡地誌材料稿 ……	200	同覆刻本 ……	397
明治四十一年十二月三十一日 日本帝国人口静態統計 ……	261	明治十四年学校幼稚園書籍館博物館一覽表 ……	397, *416, 423
三重県紀伊国北牟婁郡地誌 全 ……	201	明治十四年学事統計表 ……	397, 423
三重県史料 ……	198, 199	明治十四年度府県地方費中教育予算一覽表 ……	397, 423
同覆刻本 ……	201	明治十四年度府県教育費予算内訳一覽表 ……	397, 423
三河国誌稿 ……	203	明治十四年度府県立学校経費予算明細表 ……	398, 423
宮城県史33 資料篇10 ……	194	文部省第十年報 明治十五年 ……	398, *416, 423
紅葉山文庫 ……	202	同覆刻本 ……	398
文部省報告 ……	393	明治十五年学事統計表 ……	398, 423
文部省年報 ……	123, 261, 384, 393, 397, 420	明治五年至同十五年教員養成所及卒業生年別表 ……	398, 423
文部省第一年報 明治六年 ……	387, 397	明治十六年学事統計表 ……	398, 424
……	398, 420, 421	明治十六年公立学校職員勤務年数等取調表 ……	398, 424
同覆刻本 ……	397	(以上, 文部省年報)	
文部省第二年報 明治七年 ……	397, *399, 421, 424	武蔵国郡村誌 第1~第15巻 ……	200
同覆刻本 ……	397	武蔵国多摩郡野津田村国地誌 ……	200
文部省第三年報 明治八年 ……	397, *401, 421, 422	長野県町村誌 北信篇, 東信篇, 南信篇 ……	201
同覆刻本 ……	397	長崎外国人遊歩規程図 ……	185
文部省第三年報 明治八年 (抜すい本) ……	397, 422	長崎県史 ……	194
文部省第四年報 明治九年 ……	397, *402, 422	内務省年報 ……	40, 123, 214, 226
同覆刻本 ……	397	内務省第一回年報 ……	214, 311, 314
文部省第四年報 明治九年 (抜すい本) ……	397, 422	内務省第二回年報 ……	214, 215, 311, 314
文部省第五年報 明治十年 ……	397, *404, 422	内務卿第三回年報 ……	215, 314
同覆刻本 ……	397	内務卿第四回年報 ……	215
文部省第五年報 明治十年 (抜すい本) ……	397, 422	内務卿第五回年報 ……	215
文部省第六年報 明治十一年 ……	397, *405, 421, 422	内務省統計書 ……	289
同覆刻本 ……	397	内務省統計書 上巻 ……	216, 226
文部省第六年報 明治十一年 (抜すい本) ……	397, 422	日本地誌提要 ……	202, 204, 207, 319
文部省第七年報 明治十二年 ……	397, *407, 422	日本府県民費表 ……	65, 94, 122, 176, 234, 236, 237, 238
同覆刻本 ……	397	日本科学技術史大系 24 医学1 ……	324
文部省第七年報 明治十二年 (抜すい本) ……	397, 422	日本金融史資料明治大正編 ……	34
		日本国勢要覧 ……	169
		日本国造幣寮首長第一号年報書 ……	34

日本政表 …… 1, 2, 37, 62, 65, 80, 91, 93, 94, 113, 114
…… 115, 116, 121, 122, 123, 124, 125, 128, 129, 156, 162
…… 169, 173, 174, 176, 204, 224, 225, 230, 236, 237, 238
…… 239, 322, 344, 374

日本府県民費表

日本府県民費表 …… 65, 94, 122, 176, 234, 236, 237, 238
明治六年日本府県民費表 94, 114, 234, *234, 235, 237
同翻刻本 …… 94, 234
明治七年日本府県民費表 …… 94, 234, *234
同翻刻本 …… 94, 234
明治八年日本府県民費表 …… 94, 234, *234
同翻刻本 …… 94, 234
明治九年日本府県民費表 …… 94, 234, *234
同翻刻本 …… 94, 234
明治十年日本府県民費表 …… 94, 234, *235, 236
明治十年府県民費調稿 …… 234, 236
明治十一年民費調書 三 …… 234, 236
明治十一年民費調書 五 …… 234, 236
明治十二年民費調書 …… 234, 236

反別石高

明治六年国郡高反別調 …… 94, 122, 176, 240, *240
反別坪数明治五年六年比較調帳 …… 97, 122, 240
明治七年分民有税地反別比較調 …… 98, 122
郡村石高帳 全 …… 97, 122
全国田畑山野荒地其他増減表 明治九年 98, 122, 240

日本全国人員

海外留学生徒調 壬申年末調 …… 96, 123
明治七年政表 日本全国人員 …… 94, *101, 122, 322
生国区分 生国區別… …… 98, 122, 322
明治八年明治九年日本政表 全国人員之部 ……
…… 94, *102, 122, 322
明治八年分官費雇外国人一ヶ年給与高概算 …… 96, 123

社寺教院 家禄賞典禄 賦金

明治六年政表 家禄賞典禄社寺收納半租高之部 府県
賦金之部 …… 94, *102, 122
明治六年政表 社寺教院之部 …… 94, *102
社寺調 自明治六年至同九年 …… 95, *102

社寺明治十年政表 …… 95, 99, *103
明治十二年政表 …… 95, 99, *103
明治七年日本政表 家禄賞典禄之部 府県賦金之部
…… 95, *103, 122
明治八年日本政表 家禄賞典禄之部 95, *104, 122
明治八年日本政表 府県税及ヒ賦金ノ部 ……
…… 95, *104, 122, 237

紙幣公債及び諸券

明治六年政表 紙幣公債及ヒ諸券之部 95, *104, 122
明治七年政表 紙幣公債償金及ヒ諸券銀行貨幣鑄造之
部 …… 95, *104, 122

海外貿易

海外貿易表 …… 236
明治六年海外貿易表 …… 65, 95, *105, 122
明治七年政表 海外貿易之部 …… 95, *105, 122
明治六年七年海外貿易表 …… 122
鐵道表 明治六年同七年海外貿易表 …… 95, *106, 122
明治八年政表 海外貿易之部 …… 95, *105, 122
明治九年日本政表 海外貿易之部 …… 95, *105, 122
明治十年日本政表 海外貿易之部 …… 95, *106, 122
明治十一年日本政表 海外貿易ノ部 …… 95, *106, 122

鐵道

鐵道表 …… 122
鐵道表 明治六年同七年海外貿易表 …… 95, *106, 122
明治七年鐵道寮經費計算表 …… 97, 122
明治七年阪神間鐵道經費計算 …… 97, 122
明治七年鐵道寮備外國人師長等報告書 …… 97, 122

監獄 裁判 処刑 警察 衛生

八年政表 監獄局ノ部 …… 95, *106, 123
九年政表 監獄局ノ部 …… 95, *107, 123
十年政表 監獄局ノ部 …… 95, *107, 123
十一年政表 監獄局ノ部 …… 95, *107, 123
明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟
ノ部 警保ノ部 …… 95, *107, 122, 374
明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部
警察ノ部 …… 95, *108, 122
明治八年日本政表 刑事裁判之部 …… 95, *109, 122

大木文書	392	明治十三年度歳入歳出決算報告書	258
大隈文書	37, 53, 58, 60, 77, 80, 171, 311	埼玉県史料	194
大蔵大臣年報書	258	山林局年報	40, 45, 189
大蔵卿年報書	176, 241, 257, 258	山林局第一回年報	215
大蔵卿第一回年報書	36, 241, *241, 257, 258	三正綜覧	185, 204, 207
同翻刻本	241	政表編製雑之部	98, 122, 123
大蔵卿第二回年報書	241, *243, 257, 258	政表課編集材料	96, 97, 98, 99
同翻刻本	241	西洋形船舶表 自明治六年至同十二年	97, 123
大蔵卿第三回年報書	241, *244, 258	船舶調 明治十三年一月 西洋形船舶現在数	97, 123
同翻刻本	241	使府藩県概表	176, 224, 230, *230, 231, 232
大蔵卿第四回年報書	241, *246, 258	社寺明治十年政表	95, 99, *103
同翻刻本	241	社寺調 自明治六年至同九年	95, *102
大蔵卿第五回年報書	241, *248, 258	司法省年報	1
同翻刻本	241	島根県史	194
大蔵卿第六回年報書	241, *250, 258	下総国誌稿	203
同翻刻本	241	下野国誌稿	203
大蔵卿第七回年報書	241, *252, 258	辛未政表	60, 62, 87, *87, 90, 91, 167, 175, 344, 347
同翻刻本	241	同覆刻本	87
大蔵卿第八回年報書	241, *254, 258	新編武蔵風土記稿	185, 204
同翻刻本	241	新編相模風土記稿	204
大蔵省沿革志 24巻	36	信達二郡村誌	200, 201
大蔵省年報	36, 257, 258	静岡県棒原郡五和(ごか)村文書	28
大阪実測図	185	静岡県史料	194
尾張国誌稿	203	生国区分 生国区別	98, 122, 322
陸軍省年報	1, 15	昭和十六年海軍省統計年報 第六十七回	438
理財稽蹟	36	袖珍国勢一斑	226, 227
佐渡国「皇国地誌」	201, 209	駿河甲斐伊豆三州国	185
佐渡叢書 第三巻	201, 209	駿河国原政表	344
相模原市史 第六巻 近代資料集	201	駿河国沼津政表	344
相模武蔵二州図	185	大正二年末人口静態調査の結果に拠る帝国人口概説	310
歳入出決算報告書	258, 259	多摩文化 第8~16・17合併号	200
自明治元年一月至同八年六月決算報告書	36, 257, 258	反別比較一覽表 明治六年一七年	240
明治八年度歳入歳出決算報告書	258	反別坪数明治五年六年比較調帳	97, 122, 240
明治九年度歳入歳出決算報告書	258	帝国統計年鑑	1, 2, 60, 71, 91, 115, 129, 130, 159
明治十年度歳入歳出決算報告書	258		160, 161, 162, 175, 176, 226, 424
明治十一年度歳入歳出決算報告書	258	[第一]統計年鑑	72, 73, 129, 130
明治十二年度歳入歳出決算報告書	258		

〔第一〕統計年鑑……………	米130, 156, 204, 224, 226	明治十三年都市生死婚姻統計表……………	339, 米339, 340
同覆刻本……………	130	明治十四年都市生死婚姻統計表……………	339, 米339, 340
第二統計年鑑…	130, 米137, 156, 159, 160, 161, 237, 238	明治十五年都市生死婚姻統計表……………	339, 米339, 340
同覆刻本……………	130	明治十六年自一月至六月都市生死婚姻統計表……………	339, 米339, 340
第二統計年鑑原稿……………	130	明治十六年自七月至十二月都市生死婚姻統計表…	340
第三統計年鑑……………	73, 130, 米146, 156, 160, 161, 237	豊田・川辺堀ノ内・上田・宮・万願寺・新井・石田・下	
同覆刻本……………	130	田村誌 明治五年, ……………	200
明治十五年第三統計年鑑政事ノ部下調書類……………	130	和名類聚抄地名索引……………	185
第四統計年鑑……………	73, 156, 159, 161	山形県史 資料篇1 明治初期上——山形県史 置賜県	
第十九回帝国統計年鑑……………	261	歴史——……………	194
	〔以上, 帝国統計年鑑〕	山口県風土誌……………	201
鉄道表……………	122	山口県史料……………	194
鉄道表 明治六年同七年海外貿易表……………	95, 米106, 122	山梨県史 第1～第8巻……………	194, 198
〔栃木県足利郡〕奥戸村地誌編輯材料調 明治18年……………	200	山梨県市郡村誌……………	201
		山梨県史料……………	194
〔栃木県梁田郡〕福富村地誌編輯材料調 明治18年……………	200	山城国外三十四ヶ国社寺及戸口人員調簿〔明治五年調〕	299
		横浜実測図……………	185
〔栃木県梁田郡〕嶋田村地誌編輯材料取調書 明治18年……………	200	自明治元年一月至同八年六月決算報告書…	36, 257, 258
		自明治十七年至同四十年道府県現住人口……………	261
都府名邑戸口表……………	318, 319, 米319	自明治九年七月至明治十年六月 戸籍局年報……………	311, 米311
統計表……………	128, 米171, 173, 174, 175	全国男女年齢職業区別……………	322, 323
統計年鑑……………	帝国統計年鑑をみよ	明治八年 全国男女年齢職業区別……………	322, 米322
統計書類(藩制録)……………	193	明治九年 全国男女年齢職業区別……………	322, 米322
統計集誌……………	125	全国人口耕地比較図表……………	317, 米317
統計要覧……………	91, 114, 115, 126, 米126, 128, 129	全国県分戸籍表……………	260, 300, 303, 306, 307, 308, 322, 323
	155, 156, 159, 176, 225	全国国分戸籍表……………	303, 306, 307, 308, 322, 323
統計要覧写本……………	126	全国農産表……………	41, 45
統計要覧材料……………	126, 129	全国田畑山野荒地其他増減表 明治九年……………	98, 122
東京府史料……………	194	全国反別石高総計……………	240
東京実測全図……………	185	全国反別調 明治七年……………	240
東京警視本署一覽概表……………	376, 米377, 383	造幣局長年報書……………	34
東京上野公園地実測図……………	185		
都市生死婚姻統計月報……………	333, 334, 340		
都市生死婚姻統計表……………	262, 333, 334, 339, 340		

2 機 関 名 索 引

秋田県……………	428	大学南校……………	349
青森県……………	236	大学東校……………	276
番人屯所（府県）……………	356	第五科政表掛会議……………	65, 73, 80, 115, 116, 121
蕃書調所……………	61	……………	122, 124, 125, 162, 163, 308, 344, 347, 348
房総叢書刊行会……………	200	第8回国際統計会議……………	345
文科大学……………	帝国大学文科大学をみよ	第一大学区督学局……………	文部省第一大学区督学局をみよ
分署……………	警察分署をみよ	大区役所……………	355
分屯……………	巡査分屯をみよ	第二部（府県）……………	281
千葉県……………	187, 194	第二次勸業会……………	43
——企画部県民課……………	194	大審院……………	太政官大審院をみよ
千葉県立中央図書館……………	194	第四課（府県）……………	356
千葉県史編纂審議会……………	194	太政官……………	18, 19, 20, 27, 31, 32, 35, 42, 65, 67
地方衛生会……………	279, 281	……………	68, 72, 80, 81, 87, 91, 99, 100, 101, 116
地方官会議……………	390	……………	122, 123, 124, 128, 156, 162, 163, 164, 169
筑摩県……………	375	……………	175, 176, 177, 178, 179, 183, 187, 188, 190
地理課……………	内務省庶務局地理課および	……………	202, 204, 207, 208, 216, 234, 238, 240, 257
	大蔵省租税寮地理課をみよ	……………	304, 306, 307, 315, 321, 322, 323, 388, 392
地理局……………	内務省地理局をみよ	—— 調査局……………	20, 123, 234
地理寮……………	内務省地理寮をみよ	—— —— 政表掛……………	66, 237, 239
地理司……………	民部省地理司および内務省地理司をみよ	—— 大審院……………	19
地誌編纂掛……………	帝国大学文科大学地誌編纂掛をみよ	—— 外務部……………	20
地誌課……………	太政官正院外史地誌課, 同正院内史	—— 元老院……………	19, 20, 195, 389
	地誌課, 同修史局地誌課, 内務省地理局地誌課, 同	—— 軍事部……………	20
	省地理寮地誌課および大蔵省租税寮地誌課をみよ	—— 法制部……………	20
地租改正事務局……………	37, 116, 129	—— 法制局……………	20, 65
	……………	—— 会計部……………	20, 35, 70, 71, 126, 240
	182, 184, 186, 204, 214	—— —— 文書課……………	80
——御用掛……………	66	—— —— 調査課……………	80
地租改正局……………	地租改正事務局をみよ	—— —— 統計課……………	66, 69, 80
聴訟課（県庁）……………	21, 352	……………	82, 93, 128, 129, 208
中央衛生会……………	278	—— 会計検査院……………	35, 72, 82, 83, 344
中央气象台……………	187	—— 内務部……………	20
中央統計委員会……………	73	—— 左院……………	17, 19, 23, 63
大学校……………	27, 188	……………	65, 80, 114, 177, 238, 384
大学……………	188, 288, 384		

太政官参事院	20, 163, 164	太政官修史館第一局(総局)	178
——政表課	52, 59, 60, 61, 62, 63	——第二局	178
.....	65, 66, 67, 68, 75, 76, 80, 82, 90, 91	——甲科	178
.....	93, 101, 113, 114, 115, 116, 121, 122, 123	——乙科	178
.....	124, 128, 162, 163, 169, 170, 173, 174	——第三局甲科	178
.....	175, 176, 204, 224, 230, 234 , 236, 237	——乙科	178
.....	238, 257, 289, 307, 322, 323, 344, 348	——編修課	178
——正院	17, 18, 19, 31, 35, 57, 60	——修史局	65, 66, 177, 178, 183, 188, 193
.....	63, 65, 66, 81, 90, 114, 177, 178, 202	194 , 195, 196, 197, 199, 202, 204, 207, 208
.....	207, 208, 257, 275, 384, 385, 395	——地誌課	178
——外史	63, 65, 177	——第三課	192
——地誌課	18, 63, 90	——統計院	20, 24, 28, 42, 45, 63, 69
.....	177, 202, 204, 208	70, 71, 72, 73, 74, 76, 78, 80, 82, 83, 99
——政表掛	63	129, 130 , 155, 156, 161, 162, 163, 164
——翻譯課	18	175, 176, 190, 192, 192 , 193, 204, 216, 224
——印書局	18	225, 226, 237, 289, 342 , 344, 346, 348, 424
——記録課	18, 178	——第一課	70, 72
——歴史課	18, 177, 204, 207, 208	——第二課	70, 72
——庶務課	18	——第三課	70, 72
——用度課	18	——政事部	130
——法制課	63	——第四課	70, 72
——内史	65, 177, 207	——第五課	70
——地誌課	177, 182, 202, 207	——第六課	70
——監部課	18	——第七課	70
——歴史課	177, 194	——第八課	70
——履歴課	18	——第九課	70
——大使事務課	18	——翻譯課	72
——史官	65, 90, 91, 116, 202, 204	——庶務課	72
——第五科	65, 80, 101, 121, 373	——右院	17, 19, 65
——政表掛	65, 68	——造幣局	33
.....	101, 240 , 301, 308	彈正台	27, 351, 352
——財務課	63, 80, 90	愛媛県	236
——政表掛	88 , 128	衛生課	内務省衛生局衛生課をみよ
——司法部	20	衛生課(府県)	278, 279, 281, 282, 334, 336
——史局	87	衛生局	内務省衛生局をみよ
——修史館	178, 194 , 195, 196	府兵掛(府庁)	355
.....	198, 202, 204, 207, 208	府県治監	284

府県農商工諮問会	43	医学校取調御用掛	276
福井県	198	医学伝習所	288
福島県	233	医事課	内務省衛生局医事課をみよ
福島県立図書館	201	今市市史編さん専門委員会	200
外国事務科	167	今市市役所	200
外国事務局	167	医務掛(府県)	278
外国官	17, 167	医務課	文部省医務課および 内務省衛生局医務課をみよ
外務省	17, 27, 73, 167, 168, 233	医務局	文部省医務局をみよ
——記録局	233	印刷局	大蔵省印刷局をみよ
学務課	文部省学務課をみよ	石川県	336
学務課(府県)	387	石川県立図書館	194
学制取調掛	395	岩鼻県	286
元老院	太政官元老院をみよ	出石県	190
元老院会議	315	神祇官	17, 27
岐阜県	217, 236	神祇省	17
岐阜県立図書館	194	巡査分配所	355
議政官	17	巡査分屯	355, 361
群馬県	335	巡査駐在所(府県)	357
軍務官	17	巡査派出所	356, 357, 364
刑部省	27, 351, 352	巡査交番所	356, 357, 364
行政官	17, 30, 192	巡査屯所	355, 356, 361, 364
函番所	356	巡査屯所(府県)	356
派出所	巡査派出所をみよ	鹿児島県	236, 240, 304, 335, 375
日野市史編さん委員会	200	海軍文庫	438
広島県	233	海軍伝習所	208
一橋大学附属図書館	15, 77, 79	海軍省	116, 161, 162, 225
一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター	171, 201, 230, 264	——統計課	45, 73
捕亡吏出張所(府県)	356	会計部	太政官会計部をみよ
北海道	335, 336	会計事務科	30
北海道大学附属図書館	48	会計事務局	30
法務省図書館	210, 376, 383	会計官	17, 30
兵部省	17, 27, 208, 351, 355	会計検査院	太政官会計検査院をみよ
兵庫県	47, 233, 336, 428	甲斐国	343, 344
表紀学社	66	開拓使	17, 114, 129, 156, 232, 306, 336
日向地誌刊行会	201	神奈川県	233, 267, 286, 335, 336, 431, 438
茨城県	236	神奈川県立文化資料館	194

神奈川県立図書館	194	警視庁書記局	354, 355, 360
神奈川県図書館協会	200	—— ——文書部	355, 360
神奈川県図書館協会郷土資料編集委員会	200	—— ——記録掛	355, 360
勧業諮問会	43	—— ——規則掛	360
監視屯所（府県）	356	—— ——履歴掛	360
川西市史編集専門委員会	201	—— ——第四課	376
警部出張所（府県）	356	—— ——会計部	360
刑法官	17	—— ——記録掛	376
警保局	内務省警保局をみよ	警視庁史料編さん室	383
警保寮	内務省警保寮および司法省警保寮をみよ	警視本署	内務省警視局警視本署をみよ
慶応義塾	82	警視局	内務省警視局をみよ
警察	261	警視出張所	355, 359
警察分署	281, 355, 356, 357, 374	検事局	裁判所検事局をみよ
警察掛出張所（府県）	356	金穀出納所	30, 32
警察本部（府県）	357	交番控所	356
警察本署（府県）	356, 357	交番舎	364
警察課（府県）	356	交番所	巡査交番所をみよ
警察署	281, 356, 357, 362, 374	神戸	287
警察出張所（府県）	356, 374	工部省	17, 20, 31, 38, 41, 46, 100, 116, 162
警視分庁	355	—— 電信寮	46, 123
警視庁	114, 124, 164, 238, 284, 354 355, 358, 360, 374, 383, 428, 431, 438	—— 土木寮	46
—— 第一局	354	—— 勸工寮	46
—— 第二局	354	—— 工学寮	46, 123
—— 巡査本部	354, 355	—— 鉱山寮	46, 123
—— —— 外勤部	355	—— 製作寮	46, 123
—— —— 内勤部	355	—— —— 統計課	46
—— 監獄署	354	—— 製鉄寮	46
—— 内局	354, 355, 360	—— 測量司	38, 46
—— —— 第二部	355, 360	—— 鉄道寮	46, 122, 123
—— —— —— 記録課	360	—— 燈台寮	46, 123
—— —— —— 規則課	360	—— 統計課	45, 73
—— —— —— 往復課	360	—— 造船寮	46
—— —— —— 職員課	360	—— —— 統計課	46
—— —— 第四課	360	高知県立図書館	201
—— 消防本署	354	甲府県	267, 286
—— 書記課記録掛	376	戸口掛	361
		国学院大学図書館	310

国学院大学図書館梧蔭文庫	310	民部省地理司	30, 179, 180
国立公文書館	10, 194, 196, 300, 301	—— 戸籍掛	180, 273
—————	304, 306, 308, 392, 395	—— 測量掛	180
————— 内閣文庫	15, 37, 167, 169, 184	—— 凶籍掛	180
—————	194, 196, 198, 199, 201, 202, 262	—— 聴訟掛	179
—————	300, 316, 317, 339, 340, 392, 398	—— 土木司	30, 179, 273
国立国会図書館	15, 169, 340	—— 駅通司	30, 179
————— 憲政資料室	392	—— 監督司	30
国史編輯局	昌平学校国史編輯局をみよ	—— 鉦山司	30
戸籍課	内務省戸籍寮戸籍課	—— 租税司	30
—————	および同省総務局戸籍課をみよ	—— 通商司	30
戸籍局	内務省戸籍局をみよ	宮城県	194, 217
戸籍寮	内務省戸籍寮および大蔵省戸籍寮をみよ	宮城県史刊行会	194
戸籍司	内務省戸籍司および大蔵省戸籍司をみよ	紅葉山文庫	202
皇典講究所	宮内省皇典講究所をみよ	文部省	17, 18, 20, 78, 114, 123
高等商業学校	349	—————	124, 175, 187, 188, 203, 225, 261, 276
熊本女子大学歴史学研究所	201	—————	277, 281, 288, 289, 290, 333, 337, 338
熊本県	203, 236, 375	—————	384, 385, 386, 387, 388, 390, 391, 392
宮内省	17, 27, 178	—————	393, 395, 397, 398, 421, 422, 423, 424
—— 皇典講究所	188	—— 地方学務局	390
教部省	273	—— 調査課	391
共立統計学校	72, 79	—— 第一大学区督学局	387, 393
京都府	47, 193, 196, 263, 267, 277, 278	—— 営繕課	386
—————	287, 333, 335, 337, 351, 427, 428	—— 普通学務局	390, 397, 398, 423
京都府立総合資料館	194	—— 学校課	386
町田市史編纂委員会	200	—— 学務課	384, 386, 390, 392, 393, 424
松山県	190	—— 学務一局	391
三重県	198	—— 学務二局	391
民部官	30, 179, 273	—— 学務局	386, 393
—— 物産司	30	—— 編書課	386
—— 聴訟司	30	—— 編輯局	390, 391
—— 土木司	30	—— 報告課	386, 390, 393
—— 駅通司	30	—— 報告局	390, 391, 393, 394, 398, 423, 424
—— 庶務司	30	—— 編纂課	394
—— 戸籍地図掛	179	—— 翻訳課	394
民部省	27, 30, 31, 37, 76, 89, 179, 180	—— 改表課	394
—————	258, 263, 265, 268, 269, 273, 344, 384	—— 庶務課	394

文部省翻訳課……………	386	内務省…	81, 99, 101, 114, 116, 123, 124, 159, 162
—— 医務課……………	276	……………	163, 164, 174, 175, 176, 177, 181, 182, 184
—— 医務局……………	276, 281, 386	……………	186, 187, 188, 190, 195, 199, 204, 209, 210
—— 準刻課……………	386	……………	215, 216, 224, 225, 226, 230, 232, 237, 239
—— 会計課……………	386, 390, 393	……………	240 , 257, 261, 271, 272, 275, 277, 278, 280
—— 会計局……………	390, 391, 393	……………	281, 282, 285, 287, 289, 299 , 300 , 301, 305
—— 官立学務局……………	390, 394	……………	307, 308, 311, 333, 334, 335, 336, 340, 341
—— 記録課……………	384, 386, 392	……………	352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 386, 389
—— 内記課……………	390, 391	—— 地理局……………	26, 38, 175, 178
—— 内記局……………	390, 391	……………	179, 183, 184, 185, 186, 187, 190, 196, 200
—— 専門学務局……………	390	……………	202, 203, 204, 207, 208, 209, 210 , 214, 215
—— 職務課……………	384, 392	……………	216, 217 , 218 , 220 , 224, 225, 275, 318 , 319
—— 庶務局……………	390	—— 文書課……………	184, 186, 215, 216
—— 書籍課……………	384	—— 編纂部……………	186
—— 督学局……………	385, 386, 387, 392, 393, 421, 424	—— 庶務部……………	186, 216
—— 督務局……………	386	—— 図書部……………	186
—— 督務詰所……………	386	—— 地籍課……………	184, 186, 187, 215, 216
—— 受付課……………	384	—— 簿記部……………	186, 216
—— 用度課……………	384, 386	—— 議案部……………	186, 216
—— 用度局……………	386	—— 地誌課……………	186, 187, 195, 204
名東県……………	375	—— 編纂部……………	186
長野県……………	193, 201 , 236, 336, 362, 363	—— 製図部……………	186
長野県町村誌刊行会……………	201	—— 雑務部……………	186
長崎伝習所……………	204	—— 地質課……………	184
長崎医学校……………	288	—— 観測課……………	187
長崎県……………	233, 336, 428	—— 計算課……………	184, 186, 187, 215, 216
長崎県立図書館……………	194	—— 簿記部……………	186, 187
内閣文庫…………… 国立公文書館内閣文庫をみよ		—— 検算部……………	186, 187, 216
内閣記録課……………	203, 306	—— 雑務部……………	186
内閣記録局……………	196	—— 量地課……………	184, 215, 216
内閣臨時修史局……………	178, 196	—— 山林課……………	184, 215, 216
内閣統計局……………	20, 28, 73, 74, 164, 260, 261	—— 職員掛……………	186
……………	262, 305, 306 , 306, 307 , 310 , 349, 429, 430	—— 測量課……………	184, 186
内記掛(県庁)……………	198	—— 編曆部……………	186
内国事務科……………	30	—— 観象部……………	186
内務省……………	9, 15, 19, 20	—— 気象部……………	186
……………	27, 31, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 45, 66, 68	—— 製図部……………	186

内務省地理局測量課庶務部	186	内務省衛生局第三部報告課編纂掛	281
——倉庫部	186	——統計掛	281
——測量部	186	——図書掛	281
——地理寮	38, 101, 122, 174, 177, 178 181, 182, 183, 184, 189, 202 206, 207, 210 , 214, 215, 216, 240	——計算課	281
——木石課	182	——衛生課	281
——文書掛	182, 216	——編纂掛	281
——文書課	183, 216	——保健課	280, 281
——地籍課	182, 183, 216	——報告課	281, 284
——地誌課	177, 178, 182, 183, 202 202 , 207, 216	——編纂部	281, 284
——土石課	182	——統計部	281, 284
——本課	182, 216	——医事部	279, 280, 281
——會計課	182, 183, 216	——医務課	281
——経界課	181, 216	——會計課	281
——計算課	182	——計算課	279, 283
——量地課	182, 183, 216	——製表掛	283, 290
——山林課	182, 183, 215, 216	——製表課	277, 281
——森林課	182, 216	——書記掛	281
——諸務課	182, 183, 216	——庶務課	277, 279, 281
——図書課	182	——照査課	281
——受付掛	182	——種痘課	277
——税地課	182	——試験掛	281
——地理司	188, 287	——出納課	277
——調査局	225	——統計課	279, 281, 283, 284, 289, 290
——第七局	277	——編纂掛	279, 283
——土木局	38	——製表掛	279, 283
——土木寮	38	——駅通局	100, 123
——衛生局	38, 225, 262, 265, 276, 277 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285 289, 305, 324, 333, 334, 335 336, 337, 338, 339 , 340, 341	——駅通寮	38, 214
——壳業課	277	——神社局	190
——第三部	281	——會計局	38
——調査課	281	——監獄局	38, 353
——報告課	281	——勸業寮	38, 39 , 121, 123, 214
		——勸農局	39, 159, 184, 225, 279
		——地質課	184
		——勸商局	122
		——警保局	38, 354, 358, 359 366 , 374, 383, 429
		——安寧課	354, 358

内務省警保局調査課	359	内務省警視局東京警視本署書記課 電信掛	359
—— 第一課	354, 359	—— 翻譯掛	359
—— 調査掛	354, 359	—— 記録掛	359, 360
—— 編纂掛	354, 359	—— 規則掛	359
—— 會計掛	354, 359	—— 編纂部	360, 376
—— 受付掛	353, 359	—— 往復掛	360
—— 第二課	354, 359	—— 履歴掛	359
—— 新聞検閲掛	354	—— 製表掛	360
—— 集会掛	354	—— 受付掛	357
—— 図書検閲掛	354	—— 戸籍局	26, 38, 122, 190, 225
—— 獄務課	359	—— 260, 262, 265, 274, 275, 285, 299, 300, 303	
—— 編纂課	354, 358, 359	—— 304, 305, 306, 307, 308, 309, 314, 316	
—— 計表掛	359	—— 317, 317, 322, 323, 333, 334, 336, 347	
—— 編輯掛	359	—— 第一部	275
—— 翻訳掛	359	—— 第二部	275
—— 秘書課	354, 359	—— 編纂掛	275
—— 保安課	359	—— 人事掛	275
—— 會計課	354, 358	—— 校案掛	275
—— 計算課	359	—— 戸婚掛	275
—— 庶務課	354, 358, 359	—— 戸籍掛	274, 275
—— 受付課	354, 358	—— 民産掛	275
—— 警保寮	38, 354, 355, 356, 357, 366, 374	—— 賞恵掛	275
—— 計算課	357	—— 諸務掛	275
—— 立案課	357	—— 庶務課	275
—— 書記課	357	—— 財産掛	275, 316
—— 受付課	357	—— 戸籍寮	23, 38, 68, 273, 274, 299, 301, 314
—— 県治局	27, 39	—— 編纂課	274
—— 警視局	225, 354, 355, 357, 358, 366, 383	—— 褒典課	274
—— 獄事掛	357, 358	—— 戸籍課	274
—— 軍籍掛	316	—— 救育課	274
—— 編纂掛	358	—— 民産課	274
—— 計算掛	357, 358	—— 庶務課	274
—— 警視本署	334, 383	—— 戸籍司	287
—— 庶務掛	357, 358	—— 内局	27, 38, 275
—— 東京警視本署	354, 355	—— 山林局	184, 190, 215
—— 359, 360, 383		—— 社寺局	38, 99, 122
—— 書記課	359, 360		

大蔵省検査寮	31, 35, 52	大蔵省統計寮	173, 174, 175, 230 , 257, 344, 348
—— 記録局	32, 36 , 192, 193, 232	—— 編輯課	59
—— 記録寮	31, 52	—— 常計課	59
—— 国債局	32, 33, 34	—— 常務課	59
—— 国債寮	31, 33, 122	—— 金穀通計課	59
—— 戸籍寮	31, 38, 181, 273, 299 , 352	—— 書記課	59
—— 聴訟課	273	—— 庶務課	59
—— 本課	273	—— 統計司	31, 46, 52, 53, 56, 74, 75
—— 貫属課	273	—— 通商司	30, 179
—— 社寺課	273	—— 用度課	52
—— 戸籍司	31, 273	—— 用度司	30, 179
—— 鉾山司	30, 179	—— 造幣局	32, 33
—— 正算司	31, 52	—— 造幣寮	30, 31, 33, 35, 52, 53, 74, 179
—— 紙幣局	32, 33	大蔵省文庫	193 , 263
—— 紙幣寮	31, 33	青梅市文化財保護委員会	200
—— 銀行課	33	青梅市教育委員会	200
—— 紙幣司	31	大阪府	193, 277, 278
—— 租税局	32, 37, 182, 225	——	287, 333, 335, 337, 351, 428
—— 地租改正残務掛	37, 182	邏卒分配所	355
—— 租税寮	31, 38, 52, 101, 122	邏卒屯所	355, 356
——	174, 180, 181, 190, 240, 257	邏卒屯所（府県）	356
—— 地理課	181, 190	歴史課	太政官正院外史歴史課および 同院内史歴史課をみよ
—— 地誌課	38	連合地方衛生会	279, 281
—— 改正局	37, 181, 182	陸海軍病院	334, 336
—— 勸業課	38	陸軍省	15, 116, 129, 161, 162
—— 勸農課	181	——	175, 202, 225, 230, 261
—— 内部課	180, 181	臨時編年史編纂掛	—— 帝国大学文科大学臨時編年史編纂掛をみよ
—— 常務掛	180	臨時修史局	同正院内史歴史課をみよ
—— 地理掛	180	琉球藩	304, 335
—— 租税司	30, 179	佐渡叢書刊行会	201
—— 出納局	32	佐賀県	47, 307
—— 出納寮	31, 52	相模原市	201
—— 出納司	30, 31, 179	裁判所	352, 356
—— 統計寮	27, 31, 35, 52, 53	—— 検事局	352
——	54, 55, 56, 58, 59, 60, 63, 65, 66	埼玉県	200
——	67, 68, 74, 75, 76, 78, 80, 81, 82, 114		
——	121, 122, 123, 128, 162, 163, 171		

埼玉県立図書館	200	静岡県立中央図書館	28, 77, 194
——— 文書館	194	——— 萎文庫	28, 77, 194
堺県	267	静岡県史料刊行会	194
参謀本部	19	昌平学校	188
——— 陸軍測量局	187	——— 国史編輯局	188
参事院	太政官参事院をみよ	昌平齋	204, 208, 349
山林課	内務省地理局山林課および 同省地理寮山林課をみよ	庶務課(府県)	21, 352, 356
山林局	内務省山林局 および農商務省山林局をみよ	——— 警察掛(府県)	356
札幌農学校	48	——— 史誌掛(府県)	194, 195, 198
政表掛	太政官調査局政表掛, 同正院外史地誌課政表掛, 同正院史官第五科 政表掛および同正院財務課政表掛をみよ	商務省	78
製表掛	内務省衛生局製表掛および同省衛生局統計課 製表掛, 同省警視局東京警視本署製表掛をみよ	集議院	27
政表掛会議	第五科政表掛会議をみよ	修史館	太政官修史館をみよ
政表課	太政官政表課 および文部省報告局政表課をみよ	修史局	太政官修史局をみよ
製表課	内務省衛生局製表課をみよ	種痘所	276
政表会議	第五科政表掛会議をみよ	総務課(府県)	356
精得館	288	——— 警察掛(府県)	356
西洋医学所	276	総理府統計局	15, 60, 125, 261, 300, 310
滋賀県	236, 336, 375	総理府統計局図書館	24, 37, 42, 77, 78, 79, 8291, 93, 94, 99, 100, 101, 114, 115, 121124, 129, 161, 162, 169, 234, 236, 237238, 239, 240, 303, 306, 308, 317, 344345, 346, 349, 376, 398, 422, 423, 424
司法省	17, 38, 91, 116, 164225, 272, 305, 352, 353, 355, 356	租税課(府県)	21, 352
——— 警保寮	38, 352, 353, 355, 357, 359	租税寮	大蔵省租税寮をみよ
島根県立図書館	194	駿河国	344
史料調査会	438	立番所	364
史料編纂掛	帝国大学文科大学史料編纂掛をみよ	待詔院	27
史料編纂所	東京大学史料編纂所をみよ	帝国大学	178, 203
史料編輯国史校正局	188	——— 文科大学	178, 179, 203
史誌掛(府県)	庶務課史誌掛(府県)をみよ	——— 地誌編纂掛	178, 203
史誌編纂掛	帝国大学文科大学史誌編纂掛をみよ	——— 臨時編年史編纂掛	178, 203
史誌編纂掛(府県)	195, 198, 207	——— 史料編纂掛	179
静岡藩	61, 62	——— 史誌編纂掛	178, 203, 209
静岡県	238	——— 医学部	209
		——— 図書館	200, 203, 208, 209
		通信省	289
		栃木県	335

統計委員会	73, 164, 165	東京警視庁履歴課	354, 359
統計院	太政官統計院をみよ	——書記課	359
統計課	太政官會計部統計課, 海軍省統計課, 工部省統計課, 同省製作寮統計課, 同省造船寮統計課, 内務省衛生局統計課, 同省統計課, 農商務省統計課, 同省工務局統計課, 同省商務局統計課および同省山林局統計課をみよ	——書記局	359
統計会議	72	——第一課	359
統計局	内閣統計局および総理府統計局をみよ	——第四課	359, 360
統計寮	大蔵省統計寮をみよ	——第六課	359
統計司	大蔵省統計司をみよ	——用度課	354, 359
督学局	文部省督学局をみよ	東京警視本署	内務省警視局東京警視本署をみよ
徳島県	190, 203	東京経済雑誌社	78
東京大学附属図書館	15, 383	東京統計協会	344
——経済学部図書室	210, 214, 215	東京都公文書館	194
——史料編纂所	179, 188, 200	屯所	巡查屯所をみよ
	201, 203, 209	取締掛	355
東京府	164, 193, 230, 277, 278, 287, 288	取締組	355
	289, 333, 335, 336, 337, 351, 352, 353	取締所(府県)	356
	355, 356, 361, 374, 375, 382, 421	取締出張所	355
	427, 428, 429, 438	鳥取県	375
東京府庁	354	和学講談所	188
東京警視庁	353, 354, 355, 359, 360, 382, 383	早稲田大学大学史編輯所	83
——安寧課	354, 359	早稲田大学図書館	15, 80, 311
——国事掛	354	山形県	194, 217
——文書課	354, 359	山口県文書館	194
——記録掛	359	山口県立図書館	201
——規律課	354, 359	山梨県	66, 190, 198, 335, 346
——記録課	359	山梨県知事官房統計係	342
		山梨県立図書館	194, 263
		横浜	287
		造幣局	太政官造幣局および大蔵省造幣局をみよ
		造幣寮	大蔵省造幣寮をみよ

3 人名索引

- 安倍弘毅 264
 相原重政 60, 70, 79
 赤松則良 62
 赤坂敬子 262, 426
 青柳直道 198
 新井白石 208
 新井秀徳 218, 224, 225
 浅沢源八郎 129
 芦田伊人 203, 209
 吾妻健三郎 226
 ブロック(Block, M.) 22, 60, 66, 76, 77, 78, 349
 ブラガ(Braga, V. E.) 33, 35, 46
 チェンバース(Chambers, R.) 78
 チェンバース(Chambers, W.) 78
 長 莢 384, 395
 ショメール(Chomel, N.) 78
 伊達文三 238
 伊達宗城 30, 74
 江見康一 2
 エンゲル(Engel, E.) 69
 榎本武揚 208
 江藤新平 17, 19, 352, 354, 384
 フーシェ(Fouché, J.) 360
 藤本幸太郎 79
 藤村紫朗 198
 藤田省三 287
 藤田武夫 237
 深江順暢 78, 80, 174
 福地源一郎 75
 福井 保 184, 185, 196, 199
 福岡孝弟 422, 423
 福島正夫 263, 286, 287, 305, 310
 福次諭吉 60, 82, 128, 167, 288
 船越 衛 301, 347, 310
 古島敏雄 29, 161
 何 礼之 99
 五代友厚 167
 後藤象二郎 17, 167
 花房直三郎 306, 349
 埴 保己一 188
 原口 清 27
 秦 政次郎 203
 ハウスホーファー(Haushofer, M.) 62, 76, 78, 79
 速水 融 264, 285
 逸見謙三 262
 東別府盛雄 201
 土方成美 262
 平部嶮南 201, 204, 206
 平尾道雄 201
 弘田 競 201
 本庄栄治郎 264
 本多龍雄 262
 堀越愛国(英之助) 78
 井戸庄三 286, 287
 伊知地正治 63, 177, 178, 202, 204, 207, 208, 238
 池田徳潤 347, 348
 伊能忠敬 202
 井上 馨 17, 18, 19, 30, 31, 53, 56, 59, 71, 74, 167
 井上 毅 163, 178, 287
 犬養 毅 70, 71, 72, 82, 83, 156, 349
 石橋重朝 73
 石田龍次郎 204, 207
 石山昭次郎 83
 板垣退助 17, 19, 267
 伊東権中属(三重県) 199
 伊藤博文 18, 20, 30, 31, 38, 41, 46, 52, 53, 54, 56, 58

伊藤博文	66, 71, 72, 74, 75, 80, 83, 89, 167, 258, 389, 391	楨村正直	267
岩倉具視	17, 19, 71, 169	マンスフェルト(Mansvelt, C. G. van)	288
岩佐 純	276, 384	丸山 博	264
巖谷一六	208	松田道之	301
ジョンネ(Jonnēs, M. de)	61, 62, 77, 78	松田芳郎	2, 47, 49
神谷 力	287	松平慶永	30
神田孝平	167	松方正義	30, 32, 33, 35, 36, 37, 38 71, 164, 182, 258, 281
加藤弘文	60	松野章行(皆山)	201
加藤正義	44	マエツト(Mayet, P.)	69, 70, 72, 81, 262
勝 安房(海舟)	19	三上参次	209
カッテンディーケ(Kattendyke, W. J. C. R. H. van)	208	南 亮進	262
河内達芳	201	箕作麒祥	61, 77, 78, 167, 384
川田 剛	178, 188, 204, 207, 208	望月二郎	78
河田 鯨	202, 203, 203, 208	百田重明	27, 61, 78
河井庫太郎	203, 203	森 有礼	167, 391
河合利安	346	森田優三	262
川路利良	353, 354, 360	元田永孚	391
木戸孝允	17, 19, 53, 167	村上政養	301
木村正辞	384	マレー(Murray, D.)	386, 388, 391, 421
キンドル(Kinder, T. W.)	33, 34	陸奥宗光	30
小島勝治	1, 60, 77	永井威三郎	289
小中村清矩	188	永井荷風	289
近藤清石	201	永井久一郎(匡温)	190, 216, 226, 283, 289, 290
河野敏鎌	390, 422	長松 幹	177, 178, 195, 198
小崎利準	236	永峰光名	203, 207, 208
小菅揆一	36	長與中庵	288
久保田政弘	201	長與専斎	262, 276, 277, 281, 288, 289
熊沢善庵	208	中川英右(雪堂)	201
久米邦武	178	中川友長	262
倉持義山	80, 101	中村弘毅	238
倉沢 剛	395	中村清行	59
呉 文聡	60, 82, 289	中村正直	189
黒田清隆	41	榑崎寛直	236
黒崎千晴	319	西 周	61, 77, 208
前田正名	15	西潟 訥	395
前島 密	30	西村茂樹	78, 391

野地義智	201	三条実美	17, 169, 188, 236, 300
野村兼太郎	264	佐野常民	71, 258
小幡篤次郎	61, 167	佐々木高行	17
エッチンゲン(Oettingen, A. von)	62	佐藤佳馬	129
緒方洪庵	288	佐沢広胖	200
小倉金之助	207	関山直太郎	263, 264
大橋 博	161	世良太一	24, 25, 28, 44, 70, 73
岡松 径	60, 62, 70, 79, 80, 129, 345, 346, 349	柴田音三郎	225
岡本博卿(古川正雄)	60, 167	渋沢栄一	18, 30, 53, 54, 56, 58, 59, 74, 75, 76, 344
岡谷繁実	163, 348	幣原 担	208
岡崎陽一	262	シーボルト(Siebold, P. F. B. von)	276
大木喬任	17, 19, 384, 386, 395, 423	重野安繹(成斎)	177, 178, 188, 189
大久保利通	17, 18, 19, 23, 31, 37, 38, 52, 53, 56 59, 66, 74, 81, 177, 181, 182, 184, 186, 190 204, 210, 214, 215, 224, 257, 353, 354	島崎博則	201
大隈重信	15, 17, 19, 20, 30, 31, 32, 33, 35, 36, 38 41, 53, 56, 59, 66, 70, 71, 72, 74, 75, 76 80, 81, 82, 83, 89, 128, 129, 156, 167 176, 182, 190, 224, 257, 258, 265, 289 300, 344, 348	示野 昇	201
小野清照	76	下出隼吉	62, 77
大槻如電	208	下条元春	199
大山 巖	310	新見吉治	263
尾崎行雄	70, 71, 72, 82, 83, 156, 349	杉 勇	346
ポンペ(Pompe van Meerdervoort, J. L. C.)	276, 288	杉 亨二	1, 59, 60, 61, 62, 63, 65, 66, 67, 70, 72, 73 74, 76, 78, 79, 80, 82, 83, 89, 90, 91, 114 115, 121, 122, 124, 128, 129, 155, 156, 162 163, 165, 176, 208, 224, 236, 238, 261, 263 308, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349
ポーター(Porter, G. R.)	78	杉浦愛蔵	91
ケトレー(Quetelet, L. A. J.)	345, 349	杉浦直治	346
西郷隆盛	17, 18, 19, 38	杉浦 讓	190, 210, 214, 287, 301
相良知安	276, 277	トイバー(Taeuber, I. B.)	262
坂口一男	201	田口卯吉	78
佐久高士	264	高木秀玄	62
桜井一太郎	188	高橋梵仙	264
桜井東門	190	高橋二郎(勝弘)	60, 77, 78, 344, 345, 346, 348, 349
桜井 勉	184, 185, 187, 188, 189, 190, 203, 204 206, 207, 208, 214, 218, 224	高津英雄	262
鮫島龍行	1, 47, 53, 59, 76, 78, 345	田辺石庵	208
		田辺太一	208
		田中不二麿	169, 384, 386, 388, 391, 395, 420, 421, 422
		田中正彝	163
		寺田勇吉	70

寺島宗則	71, 167, 390	山県有朋	17, 19, 27, 187, 188, 196, 202, 204
得能良介	129		208, 281, 285, 289, 290, 309
鳥尾小弥太	72, 73, 163	山口和雄	161
土屋喬雄	193, 196	山本 大	201
津田真道	61, 77	山本静吉	201
辻 博	344	山本修之助	201, 209
塚原 仁	77, 78	山名政幸	287
塚本明毅	177, 178, 183, 184, 187, 188, 202, 203	山中永之佑	27, 46, 190, 426
	204, 205, 207, 208	山尾庸三	19, 129
塚本明義	208	柳田国男	203
塚本 学	208	柳沢保恵	1
塚本阿婉	208	矢野文雄(龍溪)	70, 71, 72, 82, 83, 128
内田五観	208		129, 155, 156, 349
内田正雄	61, 170, 384	安川正彬	262
梅村又次	262, 264	安川繁成	67, 72, 73, 156, 163, 169, 170
海野福寿	28	矢田堀景蔵	208
卯野木盈二	201	横川末吉	201
牛場卓蔵	70, 71, 72, 82, 83, 128, 129, 155, 156	横山雅男	60, 75, 79
フルベッキ(Verbeck, G. H. F.)	62, 384	ヨング, プ. ア. デ.	60
フィッセリング(Vissering, S.)	61, 62, 77	嘉村今朝一	79
渡辺 中	201, 203	芳野金陵	189
藪内武司	344	弓削允直	225
山田弘道	198	由利公正	30
山田三郎	262		

明治前期日本経済統計解題書誌

——富国強兵篇(上の3)——

昭和53年7月31日発行

著者 細谷新治

発行者 一橋大学経済研究所

日本経済統計文献センター

東京都国立市中2の1

電話 (0425)72-1101

印刷所 日本プリントセンター

東京都文京区千石4-22-15

電話 (03)943-1521~2

統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山涼子『在庫と在庫投資：1880～1940』, 1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940』, 1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（下）』, 1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の1）』, 1976年3月
5. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第1巻, 1977年3月
6. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第1巻, 1977年3月
7. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第2巻, 1977年3月
8. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の2）』, 1978年3月
9. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第2巻, 1978年3月
10. 藤野正三郎『長期経済統計（L T E S）データベースの研究』, 1978年3月
11. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の3）』, 1978年7月

明治前期日本經濟統計解題書誌 — 富國強兵篇 (上の3) —

正 誤 表

頁	欄	行	誤	正
ii		17	資計	資料
vi		9	iv	ix
363		下から7	戸口調査仮規則 並に心得	戸口調査仮規則 並心得
364		2	根本史料	根本史料
367	右	下から15	窃切	窃盜
377	左	下から27	50銭以上	50歳以上
380	右	下から22	以上5年刻み	以上迄5年刻み
399	右	13	(等)	(等)
399	右	下から8	生徒試験之法	生徒試験之法
400	左	10	ほぼ同じ	ほぼ同じ
400	左	21	生徒試験	生徒試験
402	左	下から21	緒給料	諸給料
402	右	2	表題	表頭
402	右	7	扶助金付額	扶助金配付額
404	右	9	表例	表側
410	右	下から7	無、年給)	無>、年給)
415	右	10	経費	経書
416	右	14	所在地	所在地
419	左	16	等>等>	等>等)
419	左	24	(下等	<下等
420	右	下から13	学科	学科
429		下から4	のっとたつた	のっとった
463	左	15	217	216
463	左	16	217	216
464	左	下から8	島根県史料	島根県史
464	右	2	府県税及賦金取 立併遺払高	府県税及賦金取 立併遺払高

頁	欄	行	誤	正
469	左	下から6	344	*342
470	左	19	398	*398
475	右	下から12	*311	*311, 314
478	左	下から2	201	201
481	右	10	179, 183, 184	179, 184
481	右	下から14	— — —	— — 地質課
			地質課…… 184	……… 186
481	右	下から13	— — —	— — 観測課
			観測課	
481	右	下から12	— — —	— — 計算課
			計算課	
481	右	下から11	— — —	— — —
			— 簿記部	簿記部
481	右	下から10	— — —	— — —
			— 検算部	検算部
481	右	下から9	— — —	— — —
			— 雑務部	雑務部
482	右	11	医事部	医事課
482	右	下から5	184	186
483	右	下から11	68, 273	68, 190, 273
485	右	下から8	同正院内史歴史 課	内閣臨時修史局
486	左	16	同省警視局東京 警視本署製表掛	同省警視局東京 警視本署書記課 製表掛
489	左	14	204, 207, 208	204, 208
489	左	15	203, 208	203, 207, 208